地域的な包括的経済連携協定

目次

前文
第一章　冒頭の規定及び一般的定義
第二章　物品の貿易
第三章　原産地規則
附属書三Ａ（品目別規則）
附属書三Ｂ（必要的記載事項）
第四章　税関手続及び貿易円滑化
附属書四Ａ（約束の実施のための期間）
第五章　衛生植物検疫措置
第六章　任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第七章　貿易上の救済
附属書七Ａ（ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行）
第八章　サービスの貿易
附属書八Ａ（金融サービス）
附属書八Ｂ（電気通信サービス）
附属書八Ｃ（自由職業サービス）
第九章　自然人の一時的な移動
第十章　投資
附属書十Ａ（国際慣習法）
附属書十Ｂ（収用）
第十一章　知的財産
附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）
附属書十一Ｂ（技術援助に係る要請の一覧）

第十二章　電子商取引
第十三章　競争
附属書十三Ａ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）
附属書十三Ｂ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）
附属書十三Ｃ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）
附属書十三Ｄ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）
第十四章　中小企業
第十五章　経済協力及び技術協力
第十六章　政府調達

附属書十六Ａ（透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段）
第十七章　一般規定及び例外
第十八章　制度に関する規定
附属書十八Ａ（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務）
第十九章　紛争解決
第二十章　最終規定
附属書Ⅰ　関税に係る約束の表
附属書Ⅱ　サービスに関する特定の約束に係る表
附属書Ⅲ　サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表
附属書Ⅳ　自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

前文

この協定の締約国は、

二千十二年十一月二十日にカンボジアのプノンペンにおいて東南アジア諸国連合（以下この協定において「ＡＳＥＡＮ」という。）の構成国並びにオーストラリア、中国、インド、日本国、韓国及びニュージーランドの元首又は政府の長によって採択された地域的な包括的経済連携のための交渉の開始に関する共同宣言（地域的な包括的経済連携の交渉のための基本原則及び目的を承認したもの）を想起し、

締約国間の既存の経済上の相互関係を基礎とするこの協定を通じて、地域における経済統合を拡大し、及び深化すること、経済成長及び衡平な経済発展を強化すること並びに経済協力を推進することを希望し、

新たな雇用機会を創出し、生活水準を向上させ、及び締約国の国民の一般的福祉を向上させるために締約国間の経済上の連携を強化することを希求し、

地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を始め、貿易及び投資を促進するための明確かつ互恵的な規則を定めることを希望し、

各締約国の権利及び義務であって、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を

設立するマラケシュ協定並びにＡＳＥＡＮの構成国とその自由貿易パートナー、すなわち、オーストラリア、中国、日本国、韓国及びニュージーランドとの間の現行の自由貿易協定に基づくものを基礎とし、

締約国間の異なる開発の水準、特別のかつ異なる待遇のための規定を含む適当な形態の柔軟性（特に、適当な場合にはカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのためのもの）の必要性及び後発開発途上締約国のための追加的な柔軟性を考慮し、

後発開発途上締約国がこの協定に基づく自国の義務をより効果的に履行し、及びこの協定から得られる利益（後発開発途上締約国の貿易及び投資の機会の拡大並びに地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を含む。）を利用することができるよう、後発開発途上締約国によるこの協定への参加の増大を促進する必要性を考慮し、

良い統治並びに予見可能性、透明性及び一貫性があるビジネス環境が経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をもたらすであろうことを認識し、

公共の福祉に係る正当な目的を達成するために各締約国が規制を行う権利を有することを再確認し、

持続可能な開発に関する三本の柱が相互に依存しており、かつ、相互に補強し合うこと及び経済上の連携

が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

さらに、地域的な貿易に関する協定及び取決めが地域的及び世界的な貿易及び投資の自由化を加速する上で及ぼし得る肯定的な影響並びに開かれた、自由な、及びルールに基づいた多角的貿易体制を強化する上でのこれらの協定及び取決めの役割を認識して、

次のとおり協定した。

第一章　冒頭の規定及び一般的定義

第一・一条　地域的な包括的経済連携の自由貿易地域としての設定

締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に従い、この協定の規定に基づいて地域的な包括的経済連携を自由貿易地域としてここに設定する。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(b)　「この協定」とは、地域的な包括的経済連携協定をいう。

(c)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(d)　「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(e)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(f)　「現行の」とは、この協定が効力を生ずる日において効力を有することをいう。

(g)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(h)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(i)　「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定をいう。

(j)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）（世界税関機構により採用され、及び運用されるもの）であって、千九百八十三年六月十四日にブリュッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書において定められ、並びに締約国によりそれぞれの国内法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(k)　「ＩＭＦ」とは、国際通貨基金をいう。

(l)　「ＩＭＦ協定」とは、千九百四十四年七月二十二日にブレトンウッズで採択された国際通貨基金協定

をいう。

(m) 「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ輸入許可手続に関する協定をいう。

(n) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

(o) 「後発開発途上国」とは、国際連合が後発開発途上国に指定する国であって、後発開発途上国の区分を卒業していないものをいう。

(p) 「後発開発途上締約国」とは、後発開発途上国である締約国をいう。

(q) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(r) 「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう。

(s) 「腐敗しやすい物品」とは、特に適当な保管条件を欠く場合において、その自然の特徴により急速に

腐敗する物品をいう。

(t) 「者」とは、自然人又は法人をいう。

(u) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関する情報（データを含む。）をいう。

(v) 「船積み前検査に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ船積み前検査に関する協定をいう。

(w) 「ＲＣＥＰ」とは、地域的な包括的経済連携をいう。

(x) 「ＲＣＥＰ合同委員会」とは、第十八・二条（ＲＣＥＰ合同委員会の設置）の規定に基づいて設置されるＲＣＥＰ合同委員会をいう。

(y) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(z) 「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(aa) 「中小企業」とは、零細企業を含むあらゆる中小企業をいい、適当な場合には、各締約国の法令又は国内政策によって更に定義することができる。

(bb)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(cc)　「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(dd)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であって、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

(ee)　「貿易円滑化協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の円滑化に関する協定をいう。

(ff)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(gg)　「国際収支に係る規定に関する了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解をいう。

(hh)　「ＷＴＯ」とは、世界貿易機関をいう。

(ii)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条　目的

この協定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国、特に後発開発途上締約国の発展段階及び経済上のニーズを考慮しつつ、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し、並びに世界的な経済成長及び発展に貢献するため、現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携の枠組みを設定すること。

(b)　特に締約国間の実質的に全ての物品の貿易に対する関税及び非関税障壁の漸進的な撤廃を通じて、締約国間の物品の貿易を漸進的に自由化し、及び円滑化すること。

(c)　締約国間のサービスの貿易に関して制限及び差別的な措置の実質的な撤廃を達成するため、相当な範囲の分野を対象として締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化すること。

(d)　自由、促進的及び競争的な投資環境であって、投資の機会を拡大させ、並びに締約国間の投資の促進、保護、円滑化及び自由化を強化するものを地域において創出すること。

第二章　物品の貿易

第A節　一般規定及び物品の市場アクセス

第二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「領事手続」とは、他の締約国の領域への輸出を予定している締約国の産品について、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であって、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）を取得することを目的として、まず、輸出締約国の領域において輸入締約国の領事の監督を受けるために提出しなければならないとの要件をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定

に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「免税」とは、関税の免除をいう。

(e) 「輸入許可手続」とは、輸入締約国の領域への輸入に先立ち当該輸入締約国の関係行政機関に対する申請書その他の書類（通関のために一般的に要求されるものを除く。）の提出を要求する行政上の手続をいう。

(f) 「原産品」とは、次章（原産地規則）の規定に従って原産品とされる産品をいう。

第二・二条　適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国間の物品の貿易について適用する。

第二・三条　内国の課税及び規則に関する内国民待遇

各締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他の締約国の産品に対して内国民待遇を

与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条　関税の引下げ又は撤廃

1　各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2　他の締約国の原産品は、締約国における当該原産品に対する実行最恵国税率が附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の当該締約国の表に定める関税率よりも低い場合には、世界貿易機関設立協定に従って、輸入の時に当該実行最恵国税率の対象となるものとする。各締約国は、輸入者が輸入の時に低い方の税率を要求しなかった場合には、自国の法令に従い、当該輸入者が産品について超過して徴収された関税の還付を申請することができることを定める。

3　第四・五条（透明性）1(b)の規定を適用するほか、各締約国は、自国の実行最恵国税率の変更及び1の規定に従って適用される最新の関税率を、実行可能な限り速やかに、遅くともその適用の日までに公に利用可能なものとする。

第二・五条　関税に係る約束の繰上げ（注）

注　この条の規定は、この協定に基づく関税に係る約束についてのみ適用する。

1　この協定のいかなる規定も、締約国が、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束を繰り上げ、又は改善するため、第二十・四条（改正）の規定に従ってこの協定を改正することを妨げるものではない。

2　二以上の締約国（注）は、相互の同意に基づき、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束の繰上げ又は改善について協議することができる。関税に係る約束の繰上げ又は改善を行うことについての当該二以上の締約国間の合意は、第二十・四条（改正）の規定に従い、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の当該二以上の締約国の表の修正を通じて実施される。当該関税に係る約束の繰上げ又は改善は、全ての締約国に及ぼされるものとする。

注　この2の規定の適用上、「二以上の締約国」とは、全ての締約国ではなく、一部の締約国をいう。

3　締約国は、いつでも、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善を行うことができる。当該関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善は、全ての締約国に

及ぼされるものとする。当該締約国は、新たな特恵的関税率が効力を生ずる前に実行可能な限り速やかに、他の締約国に通報する。

4　締約国による3に規定する関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善の後、当該締約国は、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める当該年の特恵的関税率を超えない水準まで自国の特恵的関税を引き上げることができる。当該締約国は、新たな特恵的関税率が効力を生ずる日を、当該日の前に実行可能な限り速やかに、他の締約国に通報する。

第二・六条　関税率の差異

1　関税率の差異（注）の対象となる全ての原産品は、輸出締約国がＲＣＥＰ原産国である場合に限り、輸入締約国が附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出締約国の原産品について適用する関税上の特恵待遇を受ける。

注　締約国は、「関税率の差異」とは、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇をいうものと了解する。

2　原産品のＲＣＥＰ原産国は、当該原産品が第三・二条（原産品）の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条(b)の規定に関しては、原産品に対して5に規定する軽微な工程以外の生産工

程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品のＲＣＥＰ原産国は、当該輸出締約国とする。

３　２の規定にかかわらず、輸入締約国により附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に特定された原産品については、当該原産品が当該付録に定める追加的な要件を満たす場合に限り、ＲＣＥＰ原産国は、輸出締約国とする。

４　２及び３の規定によって原産品の輸出締約国がＲＣＥＰ原産国であると決定されない場合には、当該原産品のＲＣＥＰ原産国は、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国とする。この場合において、当該原産品は、ＲＣＥＰ原産国のその原産品について適用される関税上の特恵待遇を受ける。

５　２の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。

(a)　輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b)　輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c)　ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注　この５の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e)　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f)　生産品の部品への分解

(g)　動物をとさつする工程（注）

注　この５の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h)　塗装及び研磨の単純な工程

(i)　皮、核又は殻を除く単純な工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

(k)　(a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

６　１及び４の規定にかかわらず、輸入締約国は、輸入者に対し、次のいずれかの関税上の特恵待遇を要求

することを認める。

(a) 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者がその要求を証明することができる場合に限る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう。

(b) 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い関税率

7 第二十・八条（一般的な見直し）の規定にかかわらず、締約国は、この条の要件並びに附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の締約国の表の付録に定める品目数及び条件を削減し、又は撤廃するため、この協定が効力を生ずる日から二年以内に、及びその後は三年ごとに又は締約国間の合意に従って、この条の規定の見直しを開始する。

8 7の規定にかかわらず、締約国は、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に関し、他の国又は独立の関税地域がこの協定に加入する場合において同付録の改正（同付録に定める追加的な要件の改正を含む。）を行う権利を留保する。その改正は、全ての締約国の合意を条件とするものとし、第二十・

四条（改正）及び第二十・九条（加入）の規定に従って効力を生ずる。

第二・七条　物品の分類

締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・八条　関税上の評価

千九百九十四年のガット第七条の規定並びに関税評価協定第一部及び関税評価協定附属書一の解釈のための注釈の規定は、締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・九条　通過物品

各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定及び貿易円滑化協定の関連規定に従い、他の締約国からの通過物品又は他の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第二・十条　産品の一時輸入

1　各締約国は、次の全ての要件を満たす場合には、自国の法令の定めるところにより、輸入税の納付について条件付で全額の又は部分的な免除を受けて産品が自国の関税領域に持ち込まれることを認める。

(a)　当該産品が特定の目的のために自国の関税領域に持ち込まれること。

(b) 当該産品が特定の期間内に再輸出されることが予定されること。

(c) 当該産品を使用することによる通常の価値の低下及び消耗を除くほか、当該産品にいかなる変更も加えられていないこと。

2 各締約国は、関係する者の要請があった場合において、自国の税関当局が正当と認める理由があるときは、1に規定する一時免税輸入の期間制限を最初に定めた期間を超えて延長する。

3 いずれの締約国も、1に規定する産品の一時免税輸入の条件として、次のこと以外を要求してはならない。

(a) 当該産品が、専ら他の締約国の国民若しくは居住者によって、又はこれらの者自身の監督の下において、これらの者の業務活動、営業、職務又はスポーツを遂行するために用いられること。

(b) 当該産品が、自国の領域にある間は販売されず、又は賃貸されないこと。

(c) 当該産品が、輸入又は最終輸入の際に課されることとなる関税、租税、手数料及び課徴金の額を超えない額の担保又は保証（輸出の際に返還されるもの）を伴っていること。

(d) 当該産品が、輸出入に際してその同一性を確認することができるものであること。

(e) 当該産品が、(a)に規定する者の出発に際して又は一時輸入の目的に関連する自国が定める期限（延長される場合を除く。）までに輸出されること。

(f) 当該産品が、予定される用途のための合理的な数量を超えて輸入されないこと。

(g) 当該産品が、自国の法令に従って自国の領域に輸入可能であること。

4 締約国は、自国が3の規定に基づいて課する条件が満たされなかった場合には、自国の法令に定める他の課徴金又は罰金に加えて、産品に通常課されるであろう関税その他課徴金を課することができる。

5 各締約国は、この条の規定に基づいて一時輸入された産品が、輸入を認めた税関が所在する場所（注）以外の税関が所在する場所から再輸出されることを認める。

注 ラオスについては、「税関が所在する場所」とは、国際税関が所在する場所をいう。

第二・十一条 コンテナー及びパレットの一時輸入

1 各締約国は、自国の法令又は自国が締結している関連する国際協定の定めるところにより、国際運輸において産品の輸送に用いられており、又は用いられるコンテナー及びパレットについて、その原産地のいかんを問わず、一時免税輸入を認める。

(a) この条の規定の適用上、「コンテナー」とは、リフトバン、可搬タンクその他これらに類する構造の輸送機器であって、次の全ての条件を満たすものをいう。

(i) 全体又は一部が区切られて産品を収納するための区画室を構成していること。

(ii) 恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであること。

(iii) 運送の途中の詰替えなしに一又は二以上の輸送方式で行う産品の運送を容易にするため特に設計されていること。

(iv) 迅速な取扱い（特に一の輸送方式から他の輸送方式への切替え）が可能であるように設計されていること。

(v) 詰込み及び取出しが容易であるように設計されていること。

(vi) 一立方メートル以上の内容積を有すること。

「コンテナー」には、これとともに輸送される場合には、コンテナーの附属品及び備品（当該コンテナーの型式に適するもの）を含む。「コンテナー」には、車両、車両の附属品若しくは予備部品、包装又はパレットを含まない。「分解可能なもの」は、コンテナーとみなす。

(b) この1の規定の適用上、「パレット」とは、そのデッキ上で一定数量の産品を輸送のため又は機械器具の補助を得た取扱い若しくは積重ねのために単位数量の積荷にまとめることができる装置をいう。この装置は、二のデッキ（支持材によって区切られているもの）又は一のデッキ（脚で支えられているもの）から成るものであり、その全体の高さは、フォークリフト又はパレットトラックによる取扱いに適合する最低限のものである（上部構造物を伴うかどうかを問わない。）。

2 第八章（サービスの貿易）及び第十章（投資）の規定に従うことを条件として、1の規定により一時輸入が認められたコンテナーに関しては、次のとおりとする。（注）

注 この2のいかなる規定も、第十七・十二条（一般的例外）又は第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定に基づいて措置を採用し、又は維持する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

(a) 各締約国は、他の締約国の領域から自国の領域に入国した国際運輸で用いられるコンテナーが、その経済的かつ迅速な出発に合理的に関連を有する経路により自国の領域から出国することを認める。（注）

注 この(a)のいかなる規定も、締約国が、高速道路及び鉄道の安全若しくは保安のための一般に適用される措置を採用し、若しくは維持することを妨げ、又は自国が税関が所在する場所を有しない地点からコンテナーが自国の領域に入国し、若しくは自

国の領域から出国することを防止することを妨げるものと解してはならない。締約国は、他の締約国に対し、自国の法令に従ってコンテナーの出国に利用可能な場所の一覧を提供することができる。

(b) いずれの締約国も、コンテナーが到着する場所と出発する場所の相違のみを理由として、担保を要求し、又は罰金若しくは課徴金を課してはならない。

(c) いずれの締約国も、コンテナーの自国の領域への入国に関連して課する担保の免除について、当該コンテナーが特定の出発する場所から出国することを条件としてはならない。

(d) いずれの締約国も、他の締約国の領域から自国の領域にコンテナーを運ぶ運送手段が、他の締約国の領域に向けて当該コンテナーを運ぶ運送手段と同一であることを要求してはならない。

第二・十二条　商品価値のない見本の免税輸入

各締約国は、他の締約国の領域から輸入された商品価値のない見本に対し、その原産地のいかんを問わず、自国の法令に従って免税輸入を認める。

第二・十三条　農業輸出補助金

1　締約国は、二千十五年十二月十九日にナイロビで採択された二千十五年十二月十九日の輸出競争に関す

る閣僚決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（一五）／四五及び文書番号ＷＴ／Ｌ／九八〇）において行った約束（農産品に関する輸出補助金について予定されている権利の撤廃を含む。）を再確認する。

２　締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間において撤廃するという目的を共有するとともに、当該輸出補助金のあらゆる形態の再導入を防止するために協力する。

第二・十四条　関税に係る約束の表の置換え

各締約国は、統一システムの定期的な改正の後に附属書Ｉ（関税に係る約束の表）を改正された統一システムの品目表により実施するために行われる同附属書の自国の表の置換えが、同附属書に定める関税に係る約束を損なうことなく行われることを確保する。

第二・十五条　譲許の修正

締約国は、自国の関税に係る約束を実施するに当たり予見されなかった困難に直面する例外的な状況において、利害関係を有する他の全ての締約国の合意により、かつ、ＲＣＥＰ合同委員会の決定により、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める譲許を修正し、又は撤回することができる。当該合意に達するため、自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、ＲＣＥＰ合同委員会に通報し、及び利害関

係を有する締約国と交渉する。その交渉において、自国の譲許を修正し、又は撤回しようとする締約国は、当該交渉の前にこの協定に定める水準よりも他の全ての利害関係を有する締約国の貿易にとって不利でない相互的かつ互恵的な譲許の水準（他の産品に関する補償的調整を含むことができる。）を維持する。当該交渉の相互に合意された結果（補償的調整を含む。）は、第二十・四条（改正）の規定に従い、同附属書に反映される。

第B節　非関税措置

第二・十六条　非関税措置の適用

1　締約国は、世界貿易機関設立協定又はこの協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、非関税措置を採用し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定に基づき許容される自国の非関税措置の透明性を確保し、及び当該措置が、締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、採用され、又は適用されないことを確保する。

第二・十七条　数量制限の一般的廃止

1　いずれの締約国も、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他の締約国の産品の輸入又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出について、割当てによると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、いかなる禁止又は制限（関税、租税その他課徴金を除く。）も採用し、又は維持してはならない。ただし、世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合を除く。このため、千九百九十四年のガット第十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　締約国は、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に従って輸出の禁止又は制限を採用する場合において、要請があったときは、次のことを行う。

(a)　他の一又は二以上の締約国に対し、当該禁止若しくは制限及びその理由をその性質及び予想される期間と共に通報し、又は当該禁止若しくは制限を公表すること。

(b)　深刻な影響を受けるおそれがある他の一又は二以上の締約国に対し、当該禁止又は制限に関連する事項についての協議のための妥当な機会を与えること。

第二・十八条　非関税措置に関する技術的協議

1　締約国は、自国の貿易に悪影響を及ぼしていると認める措置について、他の締約国との技術的協議を要請することができる。その要請は、書面によるものとし、当該措置と共に当該措置が技術的協議を要請する締約国（以下この条において「要請国」という。）と要請された締約国（以下この条において「被要請国」という。）との間の貿易にどのように悪影響を及ぼすかについての懸念を明確に特定する。

2　1に規定する措置が他の章の規定の対象となる場合には、要請国及び被要請国（以下この条において「協議国」と総称する。）が別段の合意をする場合を除くほか、当該他の章に規定する協議の枠組みが用いられる。

3　2に規定する場合を除くほか、被要請国は、1に規定する書面による要請から百八十日以内に相互に満足すべき解決を得るため、協議国が別段の合意をしない限り、当該要請の受領から六十日以内に要請国に回答し、及び技術的協議を開始する。技術的協議については、協議国が相互に合意する方法によって行うことができる。

4　2に規定する場合を除くほか、技術的協議の要請は、他の全ての締約国に送付される。他の締約国は、

自国の要請に記載する関心事項に基づいて技術的協議に参加することを要請することができる。他の締約国の参加は、協議国の同意を条件とする。協議国は、その要請について十分な考慮を払う。

5　要請国は、事案が緊急であり、又は腐敗しやすい物品に関係すると認める場合には、技術的協議が3に定める期間よりも短い期間内に行われるよう要請することができる。

6　2に規定する場合を除くほか、各締約国は、物品に関する委員会に対し、要請国としてであるか被要請国としてであるかを問わず、この条の規定に基づく技術的協議の利用に関する年次通報を提出する。この通報には、当該技術的協議の進捗及び結果についての概要を含める。

7　この条の規定に基づく技術的協議は、第十九章（紛争解決）の規定又は世界貿易機関設立協定による紛争解決手続に関する締約国の権利及び義務を害するものではない。

第二・十九条　輸入許可手続

1　各締約国は、全ての自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続が、透明性がある、かつ、予見可能な態様で実施され、及び輸入許可手続に関する協定に従い適用されることを確保する。いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。

２　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後速やかに、自国の現行の輸入許可手続について他の締約国に通報する。その通報には、輸入許可手続に関する協定第五条２に規定する情報を含める。

締約国は、次の場合には、この２の規定を遵守しているものとみなされる。

(a)　当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第四条に規定するＷＴＯの輸入許可に関する委員会（以下この章において「ＷＴＯの輸入許可委員会」という。）に対し、輸入許可手続に関する協定第五条２に規定する情報と共に、当該現行の輸入許可手続について通報した場合

(b)　当該締約国が、輸入許可手続に関する協定第七条３に規定する輸入許可手続に関する年次質問書に対する回答としてＷＴＯの輸入許可委員会に対して提出した年次報告であって、この協定が自国について効力を生ずる日の前の直近のものにおいて、当該現行の輸入許可手続について当該年次質問書により要求された情報を提供した場合

３　各締約国は、新たな輸入許可手続及び自国が現行の輸入許可手続について行った変更について、可能な限り当該新たな輸入許可手続又は当該変更が効力を生ずる三十日前に他の締約国に通報する。締約国は、いかなる場合にも、その公表の日の後六十日以内にその通報を行う。この３の規定に従って行われる通報

には、輸入許可手続に関する協定第五条に規定する情報を含める。締約国は、輸入許可手続に関する協定第五条1から3までのいずれかの規定に従いＷＴＯの輸入許可委員会に対し新たな輸入許可手続又は現行の輸入許可手続の変更を通報する場合には、この3の規定を遵守しているものとみなされる。

4　締約国は、新たな又は変更された輸入許可手続を適用する前に、当該輸入許可手続を政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。当該締約国は、可能な限り、当該輸入許可手続が効力を生ずる少なくとも二十一日前にその公表を行う。

5　2及び3の規定に従って要求される通報は、2及び3に規定する輸入許可手続がこの協定に適合しているかどうかについて影響を及ぼすものではない。

6　3の規定に従って行われる通報には、当該通報の対象である手続が次のいずれかに該当する場合には、その旨を明記する。

(a)　産品に関する輸入許可の条件が当該産品の許容される最終使用者を制限すること。

(b)　締約国が、産品を輸入する許可を取得する資格として、次のいずれかの条件を課すること。

(i)　業界団体の構成員であること。

(ii) 輸入許可の要請について業界団体が許可すること。

(iii) 当該産品又は類似の産品の輸入の実績があること。

(iv) 輸入者又は最終使用者の生産能力の最低基準を満たしていること。

(v) 輸入者又は最終使用者の登録された資本金の最低基準を満たしていること。

(vi) 輸入者と当該締約国の領域にある流通業者との間に契約上の関係その他の関係を有すること。

7 各締約国は、許可を付与する自国の当局が輸入許可の付与又は拒否に当たって用いる基準に関する他の締約国からの全ての妥当な照会に、可能な限り、六十日以内に回答する。輸入締約国は、他の締約国及び貿易業者が輸入許可の付与又は分配の基準を知ることができるように、十分な情報を公表する。

8 いかなる輸入許可の申請も、申請書の基本的な記載内容を変更することとはならない軽微な書類上の誤りを理由として却下されることはない。軽微な書類上の誤りには、形式（余白の幅、使用されるフォント等）の誤り及びつづりの誤り（不正な意図又は甚だしい怠慢によるものでないことが明らかなものに限る。）を含むことができる。

9 締約国は、他の締約国の産品について輸入許可の申請を拒否する場合において、申請者の要請があった

ときは、当該要請を受領した後合理的な期間内に、当該申請者に対してその拒否の理由に関する説明を提供する。

第二・二十条　輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1　各締約国は、千九百九十四年のガット第八条1の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、かつ、輸入税、輸出税、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金その他の内国課徴金、ダンピング防止税及び相殺関税を除く。）が、提供された役務の費用の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的保護又は輸入若しくは輸出に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2　各締約国は、自国が輸入又は輸出に関連して課する手数料及び課徴金の詳細を速やかに公表し、及びその情報をインターネットにおいて利用可能なものとする。

3　いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。いずれの締約国も、他の締約国の産品の輸入に関連して提出される税関書類が輸入締約国の海外代理人又は当該輸入締約国のために行動する権限を有する機関によって署名され、認証さ

れ、又は視認され、若しくは承認されることを要求してはならず、また、関連する手数料及び課徴金を課してはならない。

第二・二十一条　分野別の取組

1　締約国は、分野別の問題に関する作業計画を開始することを決定することができる。締約国が当該作業計画を開始することを決定する場合には、物品に関する委員会が当該作業計画を作成し、及び監督する。締約国は、当該作業計画をその開始後二年以内に完了するよう努める。

2　締約国は、全ての締約国の関心を考慮しつつ、1に規定する作業計画に含める分野（締約国がこの協定の交渉の過程において提案した分野及び締約国が特定する他の分野を含む。）を合意する。

3　この条の規定に基づいて開始される作業計画は、次のことのために行われるべきである。

(a)　問題に関する締約国の理解を促進すること。

(b)　ビジネス関係者その他の関連する利害関係者による寄与を容易にすること。

(c)　締約国がとり得る行動であって、貿易を円滑にするものを探求すること。

4　物品に関する委員会は、この条の規定に基づいて開始される作業計画の成果に基づいて、ＲＣＥＰ合同

委員会に勧告することができる。

第三章　原産地規則

第Ａ節　原産地規則

第三・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「養殖」とは、成育又は成長の過程に対する生産を高めるための関与（通常の備蓄、給餌、捕食生物からの保護等）により、種苗（卵、稚魚、幼魚、幼生等）から水生生物（魚、軟体動物、甲殻類その他水棲（せい）無脊椎生物、水生植物等）を飼養することをいう。

(b)　「ＣＩＦ価額」とは、輸入産品の価額をいい、輸入国に入国する港又は場所までに要する保険料及び運賃を含む。

(c)　「権限のある当局」とは、締約国が指定し、他の締約国に通報する一又は二以上の政府機関をいう。

(d)　「税関当局」とは、第四・一条（定義）(a)に定義する税関当局をいう。

(e)　「ＦＯＢ価額」とは、産品の本船渡しの価額をいい、外国に向けた最終的な船積みを行う港又は場所までの輸送（輸送の方法を問わない。）のために要する運賃を含む。

(f) 「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(g) 「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産及び負債の記録、情報の開示並びに財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められ、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(h) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(i) 「発給機関」とは、締約国がこの章の規定に従い、原産地証明書を発給するために指定し、又は権限を与え、他の締約国に通報する機関をいう。

(j) 「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいう。

(k) 「非原産品」又は「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない産品又は材料をいう。

(l) 「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(m)　「生産者」とは、産品の生産を行う者をいう。

(n)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、飼養、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、養殖、わなかけ、狩猟、製造、生産、加工及び組立てを含む。

第三・二条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

(a)　一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

(b)　一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品

(c)　一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書三Ａ（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

第三・三条　完全に得られ、又は生産される産品

前条（原産品）の規定の適用上、次に掲げる産品は、一の締約国において完全に得られ、又は生産される

産品とする。

(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）

(b) 生きている動物であって、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(c) 生きている動物であって、当該一の締約国において成育されたものから得られる産品

(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる産品

(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 全ての締約国及び非締約国の領海の外側にある海、海底又はその下から、国際法に基づき、当該一の締約国の船舶（注1）により得られる水産物その他の海洋生物及び当該一の締約国又は当該一の締約国の者により得られるその他の産品。ただし、いずれかの締約国又は非締約国の排他的経済水域から得られる水産物その他の海洋生物については、当該一の締約国又は当該一の締約国の者が国際法に基づき当

該排他的経済水域を開発する権利（注２）を有することを条件とし、また、その他の産品については、当該一の締約国又は当該一の締約国の者が国際法に基づき当該海底及びその下を開発する権利を有することを条件とする。

注１　この条の規定の適用上、「当該一の締約国の工船」又は「当該一の締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(a)及び(b)の要件を満たす工船又は船舶をいう。

(a)　当該一の締約国において登録されていること。

(b)　当該一の締約国を旗国とすること。

この注１の第一文の規定にかかわらず、オーストラリアの排他的経済水域内で操業している工船又は船舶であって、漁業管理法（千九百九十一年）（連邦）（随時行われる改正を含む。）又は同法を承継する法令に規定する「オーストラリアの船舶」の定義を満たすものは、それぞれオーストラリアの工船又はオーストラリアの船舶とみなす。当該工船又は船舶がオーストラリアの排他的経済水域の外側で操業している場合には、この注１の(a)及び(b)に定める要件を適用する。

注２　水産物その他の海洋生物が原産品であるかどうかを決定するに当たり、この(f)に規定する「開発する権利」には、締約国と沿岸国との間で締結された協定又は取決めから生ずる当該沿岸国の漁業資源を利用する権利を含む。

(g) 公海から国際法に基づき当該一の締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物

(h) 当該一の締約国の工船の船上において、(f)又は(g)に規定する産品のみから加工され、又は製造される産品

(i) 次のいずれかの産品

(i) 当該一の締約国における生産又は消費から生ずる廃品又はくずであって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの

(ii) 当該一の締約国において収集される使用済みの産品であって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの

(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品

第三・四条　累積

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、第三・二条（原産品）に定める原産品の要件を満たす産品又は材料であって、他の締約国において他の産品又は材料の生産において材料として使用されるもの

については、完成した産品又は材料のための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。

2　締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。この見直しにおいては、いずれかの締約国において産品について行われる全ての生産行為及び付加される全ての価値に1の累積の適用を拡張することを検討する。締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、見直しの開始の日から五年以内に当該見直しを終了する。

第三・五条　域内原産割合の算定

1　附属書三A（品目別規則）に定める産品の域内原産割合については、次のいずれかの計算式により算定する。

(a)　間接方式又は控除方式

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

(b)　直接方式又は積上げ方式

$$\mathrm{RVC} = \frac{\mathrm{VOM} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{\mathrm{FOB}} \times 100$$

この場合において、

「ＲＶＣ」とは、百分率で表示される産品の域内原産割合をいう。

「ＦＯＢ」とは、第三・一条（定義）(e)に定義するＦＯＢ価額をいう。

「ＶＯＭ」とは、産品の生産者により取得され、又は自ら生産され、かつ、産品の生産において使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額をいう。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用される非原産材料の価額をいう。

「直接労務費」には、賃金、報酬その他の被用者給付を含む。

「直接経費」とは、経費の総額をいう。

２　この章の規定に基づく産品の価額については、千九百九十四年のガット第七条の規定及び関税評価協定の規定に必要な変更を加えたものにより算定する。全ての費用については、産品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録し、かつ、その記録を保管するものとす

る。

3　非原産材料の価額は、次のとおりとする。

(a)　輸入される材料については、輸入の時の当該材料のＣＩＦ価額

(b)　締約国において得られる材料については、確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額

4　原産地不明の材料は、非原産材料として取り扱う。

5　次の経費は、非原産材料又は原産地不明の材料の価額から控除することができる。

(a)　生産者まで当該非原産材料又は原産地不明の材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他の輸送に関する費用

(b)　当該非原産材料又は原産地不明の材料に対する関税、内国税及び通関手数料（免除され、又は払い戻される関税及びその他の方法により回収される関税を除く。）

(c)　無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再生可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）

(a)から(c)までに規定する経費が不明である場合又は当該経費についての証拠がない場合には、その控除

は、認められない。

第三・六条　軽微な工程及び加工

この章の規定にかかわらず、産品を生産するために非原産材料に対して行われる次の工程については、当該産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

(a)　輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b)　輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c)　ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注　この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e)　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f) 生産品の部品への分解

(g) 動物をとさつする工程（注）

注　この条の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h) 塗装及び研磨の単純な工程

(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

(j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

(k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

第三・七条　僅少の非原産材料

1　附属書三Ａ（品目別規則）に定める関税分類の変更を満たさない産品は、当該産品がこの章に定める他の全ての関連する要件を満たす場合において、次のいずれかのときは、原産品とする。

(a) 統一システム番号の第一類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（該当する関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が当該産品のＦＯＢ価額の十パーセント以下の場合。当該非原産材料の価額は、第三・五条（域内原産割合の

算定）３の規定に従って決定される。

(b)　統一システム番号の第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

２　１に規定する非原産材料の価額は、該当する域内原産割合の要件においては、非原産材料の価額に含められる。

第三・八条　こん包材料及び包装材料並びにこん包容器及び包装容器の取扱い

１　産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たり、考慮しない。

２　産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器であって、当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たり、考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a)　第三・二条（原産品）(a)の規定に従って、一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品で

あること。

(b) 第三・二条（原産品）(b)の規定に従って、一の締約国において一又は二以上の締約国の原産材料のみから生産される産品であること。

(c) 当該産品について附属書三Ａ（品目別規則）に定める関税分類の変更の要件又は特定の製造若しくは加工の作業の要件の対象であること。

3 産品が域内原産割合の要件の対象である場合には、当該産品を小売用に包装する包装材料及び包装容器の価額については、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の原産材料又は非原産材料として考慮する。

第三・九条　附属品、予備部品及び工具

1 産品の原産品としての資格を決定するに当たり、当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件として、当該産品の一部とみなすものとし、また、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三Ａ（品目別規則）に定める該当する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われているかどうかを

決定するに当たり、考慮しない。

(a)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　1の規定にかかわらず、産品が域内原産割合の要件の対象である場合には、当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額については、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件として、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、原産材料又は非原産材料として考慮する。

(a)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該産品と共に提示される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

第三・十条　間接材料

1　間接材料は、生産される場所のいかんを問わず原産材料として取り扱う。間接材料の価額は、一般的に認められている会計原則に従って産品の生産者の記録に記載される費用とする。

2　この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査において使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働において使用される産品をいい、次のものを含む。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備又は建物の維持において使用される予備部品及び産品

(d)　生産において使用され、又は設備若しくは建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料

(e)　手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(f)　産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(g)　触媒及び溶剤

(h)　産品に組み込まれないその他の産品であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

第三・十一条　代替性のある産品又は材料

代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるかどうかについての決定は、それぞれの代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること又は代替性のある産品又は材料が混在している場合には、輸出締約国において会計年度を通じて使用される一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方法が使用されていることのいずれかに基づいて行う。

第三・十二条　生産において使用される材料

非原産材料についてこの章に定める要件を満たすような更なる生産が行われる場合には、当該非原産材料は、その後に生産される産品の原産品としての資格を決定するに当たり、当該産品の生産者が当該非原産材料を生産したかどうかにかかわらず、原産材料として取り扱う。

第三・十三条　原産品としての資格の単位

1　この章の規定の適用上、原産品としての資格の単位は、統一システムに基づいて分類を決定する場合の

基本的な単位とされる特定の産品とする。

2　貨物が単一の関税品目に分類される複数の同一の産品から成る場合には、当該複数の同一の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、その産品ごとに個別に考慮する。

第三・十四条　一定の産品の取扱い

締約国及び署名国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、この章の規定の下における一定の産品の取扱いについて討議を開始するものとし、当該討議の開始から三年以内に当該討議を完了する。この章の規定の下における一定の産品の取扱いについては、全ての締約国及び署名国のコンセンサス方式による合意を条件とする。

第三・十五条　直接積送

1　原産品が次のいずれかの条件を満たす場合には、当該原産品は、第三・二条（原産品）の規定に基づく原産品としての資格を維持する。

(a)　当該原産品が輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。

(b)　当該原産品が一又は二以上の締約国（輸出締約国及び輸入締約国を除く。以下この条において「中間

締約国」という。）又は非締約国を経由して輸送される場合にあっては、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。

(i) 中間締約国又は当該非締約国において当該原産品について更なる加工が行われていないこと。ただし、物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。

(ii) 当該原産品が中間締約国又は当該非締約国にある間、中間締約国又は当該非締約国の税関当局の監督の下に置かれていること。

2 1(b)に規定する要件を満たすことについては、中間締約国若しくは非締約国の税関の書類又は輸入締約国の税関当局が要求するその他の適当な書類のいずれかを当該輸入締約国の税関当局へ提出することにより証明するものとする。

3 2に規定する適当な書類には、商業船積書類又は運送貨物に関する書類（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類、産品に関する商業送状の原本の写し、財務記録、非加工証明書）その他輸入締約国の税関当局が要求する関連する補助的な文書を含むことができる。

第B節　運用上の証明手続

第三・十六条　原産地証明

1　産品が原産品であることについての利用可能な情報に基づく次のいずれかの文書を原産地証明とする。

(a)　次条（原産地証明書）の規定に基づく発給機関により発給された原産地証明書

(b)　第三・十八条（原産地申告）1(a)の規定に基づく認定された輸出者による原産地申告

(c)　2及び3の規定に従うことを条件として、第三・十八条（原産地申告）1(b)の規定に基づく輸出者又は生産者による原産地申告

2　オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、インドネシア、日本国、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムは、この協定がそれぞれ自国について効力を生ずる日の後十年以内に1(c)の規定を実施する。カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定がそれぞれ自国について効力を生ずる日の後二十年以内に1(c)の規定を実施する。

3　2の規定にかかわらず、締約国は、物品に関する委員会に対してその決定を通報することにより、1(c)の規定を実施するためのより長い延長期間（十年を限度とする。）を求めることを選択することができ

る。

4　締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日に、この条の規定の見直しを開始する。この見直しにおいては、原産地証明として輸入者による原産地申告を導入することを検討する。締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、当該見直しの開始の日から五年以内に当該見直しを終了する。（注）

注　この4の規定にかかわらず、日本国は、この協定が同国について効力を生ずる日から、1の規定に基づく原産地証明と同様の方法により、輸入者による原産地申告を原産地証明とみなすことができる。この場合において、同国は、輸入者による原産地申告に関し、第三・二十四条（原産品であることの確認）1(b)から(d)までに規定する手段による確認手続を行ってはならない。輸入者は、産品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、原産地申告を作成するものとする。

5　原産地証明については、次のとおりとする。

(a)　書面又はその他の媒体（輸入締約国が通報した電子的様式を含む。）によるものとする。

(b)　産品が原産品であり、かつ、この章に定める要件を満たすものであることを記載する。

(c)　附属書三B（必要的記載事項）に定める必要的記載事項を満たす情報を記載する。

6　各締約国は、原産地証明について、その発給又は作成の日から一年間有効なものであることを定める。

第三・十七条　原産地証明書

1　輸出締約国の発給機関は、輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人による申請に基づいて、原産地証明書を発給する。

2　輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人は、輸出締約国の法令及び手続に従い、当該輸出締約国の発給機関に対して、書面又は電子的手段により原産地証明書の発給を申請するものとする。

3　原産地証明書については、次のとおりとする。

(a)　締約国が決定する様式によるものとする。

(b)　固有の原産地証明書番号を記載する。

(c)　英語により作成する。

(d)　輸出締約国の発給機関の正規の署名及び公の印章を付する。当該署名及び当該印章は、物理的又は電子的に付する。

4　原産地証明書については、次のとおりとすることができる。

(a)　一回の輸送のために発給された二以上の仕入書を記載する。

(b) 複数の産品を記載する。ただし、それぞれの産品がそれ自体として個別に原産品であることを条件とする。

5 輸出締約国の発給機関は、原産地証明書に不正確な情報が記載されている場合には、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) 新たな原産地証明書を発給し、及び当初の原産地証明書を無効とすること。

(b) 誤りの抹消及び追記又は訂正により、当初の原産地証明書を修正すること。変更については、当該輸出締約国の発給機関の正規の署名及び公の印章により認証するものとする。

6 各締約国は、他の締約国に対し、自国の発給機関の名称、住所、署名の見本及び公の印章の印影を提供する。これらの情報については、他の締約国への周知のため、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）１(i)の規定に基づいて設置されるＲＣＥＰ事務局（以下この章において「ＲＣＥＰ事務局」という。）を通じて電子的に提出する。その後の変更については、他の締約国への周知のため、ＲＣＥＰ事務局を通じて同様の方法により速やかに提出する。締約国は、これらの情報のうち過去三年間のものを掲示するための安全なウェブサイトを開設するよう努めるものとし、当該ウェブサイトについては、全ての締約国が

アクセス可能なものとする。

7　6の規定にかかわらず、締約国は、自国の発給機関が発給する原産地証明書に関連する情報（原産地証明書番号、統一システム番号、産品の品名、数量、発給の日付及び輸出者の氏名又は名称を含む。）を掲示した自国の安全なウェブサイトであって、全ての締約国がアクセス可能なものを開設した場合には、他の締約国への周知のためＲＣＥＰ事務局に対して自国の発給機関の署名の見本を提供することを要求されない。締約国は、この協定が全ての署名国について効力を生ずる日の後三年を経過した後に、発給機関の署名の見本を提供する要件について見直しを行う。

8　意図的でない誤り、不作為その他正当な原因により船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合又は5(a)に規定する状況においては、原産地証明書を遡及して発給することができる。ただし、船積みの日の後一年以内に限る。この場合には、当該原産地証明書には、「ISSUED RETROACTIVELY」との文言を記載するものとする。

9　輸出者、生産者又はこれらの者の権限を与えられた代理人は、当初の原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出締約国の発給機関に対し、当初の原産地証明書の認証された真正な写

しの発給を書面により申請することができるものとする。当該写しについては、次のとおりとする。

(a) 当初の原産地証明書の発給の日の後一年以内に発給する。

(b) 当初の原産地証明書の申請に基づくものとする。

(c) 当初の原産地証明書と同一の原産地証明書番号及び日付を記載する。

(d) 「CERTIFIED TRUE COPY」との文言を裏書する。

第三・十八条　原産地申告

1　第三・十六条（原産地証明）に規定する原産地申告については、次に掲げる者が作成することができるものとする。

(a) 第三・二十一条（認定された輸出者）に規定する認定された輸出者

(b) 産品の輸出者又は生産者。ただし、第三・十六条（原産地証明）2及び3の規定に従うことを条件とする。

2　原産地申告については、次のとおりとする。

(a) 附属書三B（必要的記載事項）の規定に従って作成する。

(b) 英語により作成する。
(c) 証明する者の氏名又は名称を記載し、及びその署名を付する。
(d) 原産地申告が作成された日付を記載する。

第三・十九条　連続する原産地証明

1　第三・十六条（原産地証明）の規定に従うことを条件として、中間締約国の発給機関、認定された輸出者又は輸出者は、次の全ての要件を満たす場合には、連続する原産地証明を発給することができるものとする。

(a) 有効な原産地証明の原本又はその認証された真正な写しが提示されること。
(b) 連続する原産地証明の有効期間が最初の原産地証明の有効期間を超えないこと。
(c) 附属書三Ｂ（必要的記載事項）の規定に従い、連続する原産地証明に最初の原産地証明から関連する情報が記載されていること。
(d) 中間締約国において、連続する原産地証明を使用して再輸出される貨物について更なる加工が行われないこと。ただし、再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の

法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。

(e) 分割して輸出される貨物については、最初の原産地証明の総数量の代わりにその分割された輸出に係る数量が表示され、かつ、その分割された貨物の下で再輸出される総数量が最初の原産地証明の総数量を超えないこと。

(f) 連続する原産地証明に記載された情報に最初の原産地証明の発給の日付及びその番号が含まれていること。

2 第三・二十四条（原産品であるかどうかについての確認）に規定する確認手続は、連続する原産地証明についても適用する。

第三・二十条　第三者の仕入書

輸入締約国は、産品がこの章に定める要件を満たす場合には、仕入書が当該産品の輸出者又は生産者により発給されていないことのみを理由として、関税上の特恵待遇の要求を否認してはならない。

第三・二十一条　認定された輸出者

1　各締約国は、自国の法令に従い、認定された輸出者としてこの協定の下で産品を輸出する輸出者の認定について定める。当該認定を求める輸出者は、書面又は電子的手段により申請しなければならず、また、原産地申告が作成される産品の原産品としての資格を確認するために必要な全ての保証であって、輸出締約国の権限のある当局が十分と認めるものを提供しなければならないものとする。輸出締約国の権限のある当局は、次の条件を含む自己が適当と認めるあらゆる条件に従うことを条件として、認定された輸出者としての資格を付与することができる。

(a)　輸出者が当該輸出締約国の法令に従って適正に登録されていること。

(b)　輸出者がこの章に定める原産地規則を知り、かつ、理解していること。

(c)　輸出者が当該輸出締約国の法令に適合した輸出に関する十分な水準の経験を有していること。

(d)　輸出者が当該輸出締約国の権限のある当局の危険度に応じた管理手法によって評価される良好な遵守の実績を有すること。

(e)　輸出者が貿易業者である場合には、当該輸出者が、生産者による申告であって、認定された輸出者が原産地申告を作成する産品の原産品としての資格及び第三・二十四条（原産地であるかどうかについて

の確認）の規定に基づく確認に協力するとの生産者の意図が確認できるものを入手すること並びにこの章に定める全ての要件を満たすことができること。

(f) 輸出者が当該輸出締約国の法令に従い十分に管理された帳簿及び記録の保管のシステムを有すること。

2 輸出締約国の権限のある当局は、次のことを行う。

(a) 認定された輸出者に関する当該輸出締約国の手続及び要件を公表し、並びに容易に利用可能なものとすること。

(b) 認定された輸出者の認定を書面又は電子的手段により与えること。

(c) 認定された輸出者に対し、原産地申告に含められなければならない認定番号を与えること。

(d) 与えられた認定に関する情報を6に規定する認定された輸出者に係るデータベースに速やかに含めること。

3 認定された輸出者は、次に掲げる義務を負うものとする。

(a) 第三・二十七条（記録の保管に関する義務）の規定に従い、認定の利用の監視のため、輸出締約国の

権限のある当局に対して記録及び施設にアクセスすることを認めること。

(b) 当該認定された輸出者が輸出締約国の権限のある当局により原産地申告を作成することを認められ、かつ、当該原産地申告の作成の時に産品の原産品としての資格を証明する全ての適切な文書を有する産品についてのみ、原産地申告を作成すること。

(c) 作成した原産地申告（その悪用を含む。）について全ての責任を負うこと。

(d) 輸出締約国の権限のある当局に対し、(b)の情報に関連する変更を速やかに通報すること。

4 各締約国は、自国の認定された輸出者に関する次の情報を認定された輸出者に係るデータベースに速やかに含める。

(a) 認定された輸出者の法律上の氏名又は名称及び住所

(b) 認定された輸出者の認定番号

(c) 認定された輸出者の認定がなされた日付及び該当する場合には、その有効期限の満了の日付

(d) 認定された輸出者の認定の対象となる産品の一覧（少なくとも統一システムの類の水準）

(a)から(d)までに掲げる情報の変更又は認定の取消し若しくは停止は、認定された輸出者に係るデータ

ベースに速やかに含められるものとする。

5　4の規定にかかわらず、締約国は、4に規定する情報を掲示した自国の安全なウェブサイトであって、全ての締約国がアクセス可能なものを開設した場合には、当該情報を認定された輸出者に係るデータベースに提供することを要求されない。

6　RCEP合同委員会は、認定された輸出者に係るデータベースの管理者を指定することができる。当該データベースについては、全ての締約国がオンラインでアクセス可能なものとする。

7　輸出締約国の権限のある当局は、認定の利用の監視（認定された輸出者による原産地申告の確認を含む。）を行うものとし、1に規定する条件が満たされない場合には、当該認定を取り消す。

8　認定された輸出者は、輸入締約国の税関当局が要請した場合には、いつでも、全ての適切な書類であって、関係する産品の原産品としての資格を証明するもの（当該輸入締約国の法令に基づく供給者又は生産者からの申告を含む。）及びこの章に定めるその他の要件を満たすことを証明するものを提出できるようにしておかなければならないものとする。

第三・二十二条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、原産品に対し、この協定の規定に従い、原産地証明に基づき、関税上の特恵待遇を与える。

2　輸入締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入者が関税上の特恵待遇を要求するために次のことを行うことを定める。

(a)　自己の税関申告において産品が原産品であることについて申告を行うこと。

(b)　(a)に規定する申告を行う際に有効な原産地証明を所持すること。

(c)　自国が要求する場合には、自国に対して原産地証明の原本又は認証された真正な写しを提出すること。

3　1及び2の規定にかかわらず、輸入締約国は、次のいずれかの場合の輸入については、原産地証明を要求することができない。ただし、当該輸入が、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求について規律する当該輸入締約国の法令に従うことを回避することを目的として行われ、又は計画される一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　輸入品の課税価額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当

該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない場合

(b) 当該輸入締約国が輸入者に対して原産地証明を提出する義務を免除した産品の輸入の場合

4 輸入締約国の税関当局は、適当な場合には、輸入者に対し、この章に定める要件に従い、産品が原産品であることについての裏付けとなる証拠の提出を要求することができる。

5 輸入者は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、第三・十五条（直接積送）に定める要件を満たしていることを示し、及びその証拠を提出するものとする。

6 提出のための期間が満了した後に輸入締約国の税関当局に対して原産地証明が提出される場合において、当該期間に提出されることができないことが不可抗力その他輸入者又は輸出者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明は、当該輸入締約国の法令又は行政上の慣行に従って受理されることができる。

第三・二十三条　輸入後の関税上の特恵待遇の要求

1 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、当該産品の輸入者が、自国の法令に定める期間内かつ当該産品が輸入された日の後に、次の

書類を自国の税関当局に提示することにより、関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定める。

(a) 原産地証明その他当該産品が原産品であることについての証拠

(b) その他の税関当局が要求する輸入に関する書類であって、要求された関税上の特恵待遇を十分に立証するためのもの

2 1の規定にかかわらず、各締約国は、自国の法令に従い、輸入者が輸入の時に自国の税関当局に対して関税上の特恵待遇を要求する意思を通報することを要求することができる。

第三・二十四条　原産品であるかどうかについての確認（注）

注　この条の規定の適用上、締約国は、原産品であるかどうかについての確認を促進するため、第三・三十三条（連絡部局）の規定に従って指定する自国の連絡部局のうちいずれかのものを自国の輸出産品に係る当該確認のための単一の連絡部局として指定することができる。

1 輸入締約国の権限のある当局は、他の締約国から一の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき原産品であるかどうかを決定するため、次の手段による確認手続を行うことができる。

(a) 輸入者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(d) 産品に係る設備及び生産工程を視察し、並びに原産性に関する記録（会計の資料を含む。）を検査するため、輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。（注）

注　この(d)の規定に基づく確認のための訪問については、(c)の規定による確認手続が実施された後にのみ実施する。

(e) 関係する締約国が合意するその他の手続をとること。

2　輸入締約国は、次のことを行う。

(a) 1(b)の規定の実施に当たっては、産品の輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。

(b) 1(c)の規定の実施に当たっては、輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。

(c) 1(d)の規定の実施に当たっては、その施設が訪問を受ける輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限の

ある当局の書面による同意を要請すること並びに当該訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具体的な目的を明記すること。

3　輸出者又は生産者の施設への確認のための訪問は、輸入締約国の要請に基づき、輸出締約国の同意及び支援を得て、当該輸入締約国と当該輸出締約国との間で合意された手続に従って、実施されることができる。

4　輸入締約国は、1(a)から(d)までの規定に基づく確認を行うに当たり、次のことを行う。

(a)　輸入者、輸出者、生産者又は輸出締約国の発給機関若しくは権限のある当局に対し、1(a)から(c)までに基づく情報についての書面による要請の受領の日から三十日以上九十日以下の回答するための期間を与えること。

(b)　輸出者、生産者又は権限のある当局に対し、1(d)に基づく確認のための訪問についての書面による要請の受領の日から三十日以内に当該要請に同意し、又は当該要請を拒否することを認めること。

(c)　確認の後、決定を行うために必要な情報の受領の日から九十日以内及び百八十日以内に決定を行うよう努めること。

5　1の規定の実施に当たっては、輸入締約国は、確認の要請を受領した産品の輸入者、輸出者若しくは生産者又は輸出締約国の発給機関若しくは権限のある当局に対し、当該確認の結果をその理由を付して書面により通知する。

6　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、関税上の特恵待遇の適用を停止することができる。輸入締約国は、産品の引取りを許可するものとするが、自国の法令に従って保証金の供託を当該引取りの条件とすることを要求することができる。

第三・二十五条　関税上の特恵待遇の否認

1　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を否認することができる。

(a)　産品がこの章に定める要件を満たさない場合

(b)　産品の輸入者、輸出者又は生産者がこの章に定める関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たさず、又は満たさなかった場合

2　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇の要求を否認する場合には、輸入者に対して決定（その理由を含む。）を書面により提供する。

3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が原産品でないことを決定し、関税上の特恵待遇を否認することができる。

(a)　当該輸入締約国の税関当局が産品が原産品であることを決定するために十分な情報を受領しなかった場合

(b)　輸出者、生産者又は輸出締約国の権限のある当局が前条（原産品であるかどうかについての確認）の規定に基づく情報についての書面による要請に回答しない場合

(c)　前条（原産品であるかどうかについての確認）の規定に基づく確認のための訪問についての要請が拒否される場合

第三・二十六条　軽微な表現の相違又は誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な表現の相違又は誤り（例えば、文書間の軽微な表現の相違、情報の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な表現の相違又は誤りが産品の原産品としての資格に疑いを生じさせないことを条件とする。

第三・二十七条　記録の保管に関する義務

1　各締約国は、次のことを要求するものとする。

(a)　自国の輸出者、生産者、発給機関又は権限のある当局が、原産地証明の発給の日から少なくとも三年間又は自国の関係法令に基づくより長い期間、当該原産地証明が発給された産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

(b)　自国の輸入者が、産品の輸入の日から少なくとも三年間又は自国の関係法令に基づくより長い期間、関税上の特恵待遇を要求した産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録を保管すること。

2　1に規定する記録は、締約国の法令に従い、速やかに取り出すことができる媒体（デジタル式の、電子的な、光学的な又は磁気的な媒体及び書面を含む。）により保管することができる。

第三・二十八条　協議

締約国は、必要な場合には、この協定の精神及び目的を達成するため、この章の規定が効果的に、一律に及び一貫して運用されることを確保するために協議する。

第三・二十九条　原産性の情報の交換のための電子的なシステム

締約国は、この章の規定の効果的かつ効率的な実施を確保するため、関係する締約国が共同して決定する方法により、原産性の情報の交換のための電子的なシステムを開発することができる。

第三・三十条　輸送中の産品についての経過規定

締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日に次のいずれかに該当する原産品に対し、当該日から百八十日以内に第三・二十二条（関税上の特恵待遇の要求）の規定に基づく有効な関税上の特恵待遇の要求が行われる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

(a)　自国へ輸送中（第三・十五条（直接積送）の規定に適合するもの）であったもの

(b)　自国に輸入されていなかったもの

第三・三十一条　罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対する適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第三・三十二条　使用言語

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第三・三十三条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施に関する一又は二以上の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更について他の締約国に対して速やかに通報する。

第三・三十四条　品目別規則の置換え

1　締約国は、統一システムの改正が効力を生ずる前に、統一システムの変更を反映するために必要なこの章及び附属書三Ａ（品目別規則）の更新の準備を行うために協議する。

2　締約国は、附属書三Ａ（品目別規則）の置換えが品目別規則を損なうことなく行われ、かつ、適時に終了することを確保する。

3　統一システムの定期的な改正の後の改正された統一システムの品目表による附属書三Ａ（品目別規則）の置換えは、物品に関する委員会の勧告に基づき、ＲＣＥＰ合同委員会により採択される。締約国は、採択された附属書三Ａ（品目別規則）の置換えであって、改正された統一システムの品目表によるものを速やかに公表する。

４　この条の規定の適用上、「置換え」とは、附属書三Ａ（品目別規則）に定める品目別規則の効果的な実施を促進するために必要な措置であって、統一システムの品目表の定期的な更新を反映するためのものをいう。

第三・三十五条　附属書の改正

附属書三Ａ（品目別規則）及び附属書三Ｂ（必要的記載事項）のみについての改正については、ＲＣＥＰ合同委員会がコンセンサス方式によって承認することができる。当該改正は、第二十・四条（改正）の規定に従って効力を生ずる。（注）

注　日本国については、この条の規定の適用上、第二十・四条（改正）中「それぞれの関係する国内法上の手続を完了した」とあるのは、「日本国政府における内部手続を完了した」と読み替えるものとする。

附属書三Ａ　品目別規則

附属書に関する頭注

1　この附属書は、第三・二条（原産品）の規定に基づき、産品が原産品として取り扱われるために必要とされる条件を定める。

2　第三・二条（原産品）(a)及び(b)の規定に定める「一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品」の原産性の基準及び「一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品」の原産性の基準は、全ての関税品目について適用する。

3　この附属書に定める品目別規則の解釈上、

(a)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(b)　「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(c)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

4　一の産品が二以上の選択的な品目別規則の対象である場合において、当該一の産品が当該選択的な品目別規則のいずれかを満たすときは、品目別規則は満たされたものとする。

5　関税分類の変更（以下この附属書において「ＣＴＣ」という。）の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

6　ＣＴＣの規則が他の関税分類からの変更を明示的に除外する場合には、その除外は、非原産材料についてのみ適用する。

7　この附属書の適用上、

(a)　「ＲＶＣ四〇」とは、第三・五条（域内原産割合の算定）の規定に基づいて算定される産品の域内原産割合（以下この附属書において「ＲＶＣ」という。）が四十パーセント以上でなければならないことをいう。

(b)　「ＣＣ」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるＣＴＣが行われたことをいう。

(c)　「ＣＴＨ」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番

号の水準におけるＣＴＣが行われたことをいう。

(d)　「ＣＴＳＨ」とは、産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるＣＴＣが行われたことをいう。

(e)　「ＷＯ」とは、第三・三条（完全に得られ、又は生産される産品）の規定に従って、一の締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。産品は、当該産品について適用される規則がＷＯである場合には、第三・二条（原産品）(b)の規定に従い一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産されることによっても原産品として取り扱われるための要件を満たすことができる。

(f)　「ＣＲ」とは、化学反応に係る規則をいう。化学反応による生産品である産品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には、原産品とする。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反応とみなさない。

(i) 水その他の溶媒への溶解

(ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii) 結晶水の追加又は除去

8　品目別規則がＲＶＣに基づく原産地規則、ＣＴＣに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工の作業が行われること又はこれらの規則の組合せから選択することを規定する場合には、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

9　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に効力を生じた二千十二年版の統一システム（以下この附属書において「二千十二年の統一システム」という。）に従ったものである。

統一システム番号（二千十二年の統一システム）			品名	品目別規則
類	項	号		

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品							
〇一			第一類　動物（生きているものに限る。）	WO			
〇二			第二類　肉及び食用のくず肉	CC（第一類の材料からの変更を除く。）			
〇三			第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物				
	〇三・〇一		魚（生きているものに限る。）	WO			
	〇三・〇二		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	CC			
	〇三・〇三		魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	CC			
	〇三・〇四		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問				

			○三〇四・三一		○三〇四・三九
わない。）	魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	ティラピア（オレオクロミス属のもの）	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	その他のもの
		CC	CC	CC	CC

		○三〇四・四一	○三〇四・四二	○三〇四・四三
その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	ますし（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇

	○三〇四・五二	○三〇四・五三	○三〇四・五四	○三〇四・五五	○三〇四・五九	
ティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	さけ科のもの	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	めろ（ディソスティクス属のもの）	その他のもの	魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（ア
	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	

						ングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎょ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）
				○三〇四・六一	ＣＣ	ティラピア（オレオクロミス属のもの）
				○三〇四・六二	ＣＣ	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）
				○三〇四・六三	ＣＣ	ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）
				○三〇四・六九	ＣＣ	その他のもの
						魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）
				○三〇四・七一	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）

○三〇四・七二	○三〇四・七三	○三〇四・七四	○三〇四・七五	○三〇四・七九		○三〇四・八一	○三〇四・八二
ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	その他のもの	その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、
ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇

					〇三・〇五	
	〇三〇四・九九					
だら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）	その他のもの	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルル
	〇三〇四・九九		〇三〇五・一〇	〇三〇五・二〇		〇三〇五・三一
	ＣＣ		ＣＴＨ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ

	○三〇五・四二	○三〇五・四三	○三〇五・四四	
モ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティ）	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ	

					○三〇五・六四	
				○三〇五・六九		
				その他のもの	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	
			魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉			
		○三〇五・七一	ふかひれ			
	○三〇五・七二		魚の頭、尾及び浮袋			
○三〇五・七九			その他のもの			

						ＣＣ
				ＣＣ		
		ＣＣ又はＲＶＣ四〇				
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇					
ＣＣ又はＲＶＣ四〇						

〇三・〇六			
甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			ＣＣ
〇三・〇七			
軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			ＣＣ
〇三・〇八			
水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものと			ＣＣ

			〇四	
		〇四・〇一		〇四・〇二	〇四・〇三
	第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるか
		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇

し、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）

							ないかを問わない。）
					○四・○五	○四・○四	
				○四・○六			
			○四○六・一○				
		○四○六・二○					
	○四○六・三○						
○四○六・四○							
ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロック	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	チーズ及びカード	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
ＣＣ又はＲＶＣ四○	ＣＣ又はＲＶＣ四○	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四○	ＣＣ又はＲＶＣ四○		ＣＣ又はＲＶＣ四○	ＣＣ又はＲＶＣ四○	

								〇四・〇七	
	〇四〇六・九〇								
フォルティにより得られる模様を含むチーズ	その他のチーズ	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	ふ化用の受精卵	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	その他のもの	その他の卵（生鮮のものに限る。）	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	その他のもの	その他のもの
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			ＷＯ	ＷＯ		ＷＯ	ＷＯ	ＣＣ

	〇四・〇八		〇四・〇九	〇四・一〇		〇五・〇一
			〇四〇九・〇〇	〇四一〇・〇〇		〇五〇一・〇〇
	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		天然蜂蜜	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず
	ＣＣ		ＣＣ	ＣＣ		ＣＣ

〇五・〇二	〇五・〇四					
	〇五〇四・〇〇					
豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬け					
ＣＣ	ＣＣ（第一類の材料からの変更を除く。）					

	し、乾燥し又はくん製したものに限る。）			
	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	○五・〇五		
	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠（こう）したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	○五・〇六		
	アイボリー、亀の甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、爪及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	○五・〇七		
	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘（きょく）皮動	○五・〇八	○五〇八・〇〇	
	CC	CC	CC	CC

				物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	
			○五・一○	○五一○・○○	
		○五・一一		アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	ＣＣ
○六	第二部　植物性生産品			動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	ＣＣ
				第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	ＣＣ又はＲＶＣ四○

〇七						
	〇七・〇一	〇七・〇二	〇七・〇三	〇七・〇四	〇七・〇五	〇七・〇六
		〇七〇二・〇〇				
第七類　食用の野菜、根及び塊茎	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	WO	WO	WO	WO	WO	WO

	〇七・〇七	〇七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	ＷＯ		
	〇七・〇八		豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	ＷＯ		
	〇七・〇九		その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	ＷＯ		
	〇七・一〇		冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	ＣＣ		
	〇七・一一		一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	ＣＣ		
	〇七・一二		乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	ＣＣ		

					○七・一三	
				○七・一四		
				カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	CC
			○八			
				第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮		
		○八・○一		ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
	○八〇一・一一					
	乾燥したもの	ココやしの実				CC

	〇八・〇三		バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ			
	〇八・〇四		なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ			
	〇八・〇五		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ			
	〇八・〇六		ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ			
	〇八・〇七		パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	ＣＣ			
	〇八・〇八		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	ＣＣ			
	〇八・〇九		あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	ＣＣ			

	○八・一一	○八・一二	○八・一三				
					○八一三・一〇	○八一三・二〇	○八一三・三〇
その他の果実（生鮮のものに限る。）	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		あんず	プルーン	りんご
CC	CC	CC			CC	CC	CC

				〇九		
		〇八・一四			〇九・〇一	
〇八一三・四〇	〇八一三・五〇	〇八一四・〇〇				〇九〇一・一一
その他の果実	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	コーヒー（煎ったものを除く。）	カフェインを除いてないもの
ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇				ＣＣ

	〇九・〇三	〇九・〇四						
〇九〇二・四〇	〇九〇三・〇〇			〇九〇四・一一	〇九〇四・一二		〇九〇四・二一	〇九〇四・二二
その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	マテ	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	ペッパー	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの	とうがらし属又はピメンタ属の果実	乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）	破砕し又は粉砕したもの
CC	CC			WO	CC		WO	WO

〇九・〇五						〇九・〇六			〇九・〇七
	〇九〇五・一〇	〇九〇五・二〇		〇九〇六・一一	〇九〇六・一九	〇九〇六・二〇		〇九〇七・一〇	
バニラ豆	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ）	その他のもの	破砕し又は粉砕したもの	けい皮及びシンナモンツリーの花	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	丁子（果実、花及び花梗に限る。）
	WO	CC		WO	WO	CC		WO	

	○九・○八			
○九〇七・二〇		○九〇八・一一	○九〇八・一二	○九〇八・二一
破砕し又は粉砕したもの	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	肉ずく	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの
CC		WO	CC	WO

○九〇八・二二	○九〇八・三一		
破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	カルダモン類	肉ずく花
CC	WO		

								〇九・〇九	
〇九〇八・三二					〇九〇九・二一	〇九〇九・二二			〇九〇九・三一	〇九〇九・三二	
破砕し又は粉砕したもの	コリアンダーの種	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの	クミンの種	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	アニス、大ういきょう、カラウエイ又はういきょうの種及びジュニパーベリー
CC		WO	CC		WO	CC		

								〇九・一〇	
〇九〇九・六一	〇九〇九・六二		〇九一〇・一一	〇九一〇・一二	〇九一〇・二〇	〇九一〇・三〇		〇九一〇・九一	
破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの	しょうが	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	破砕し又は粉砕したもの	サフラン	うこん	その他の香辛料	この類の注1(b)の混合物	
WO	CC		WO	CC	CC	CC		CC又はRVC四〇	

						一〇		一一
			一一・〇三	一一・〇二	一一・〇一			
一一〇三・一三	一一〇三・一一				一一〇一・〇〇		〇九一〇・九九	
とうもろこしのもの	小麦のもの	ひき割り穀物及び穀物のミール	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	小麦粉及びメスリン粉	第一〇類　穀物	その他のもの	第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
ＣＣ（第一〇類の材料から	ＣＣ			ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ	ＷＯ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

				一一・〇四		
	一一〇三・一九	一一〇三・二〇			一一〇四・一二	一一〇四・一九
	その他の穀物のもの	ペレット		その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	オートのもの	その他の穀物のもの
の変更を除く。）	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）			ＣＣ	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）

					一一・〇五	一一・〇六
	一一〇四・二二	一一〇四・二三	一一〇四・二九	一一〇四・三〇		
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	オートのもの	とうもろこしのもの	その他の穀物のもの	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
	ＣＣ	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）	ＣＣ	ＣＣ

				一二			
		一二・〇二	一二・〇一		一一・〇九	一一・〇八	一一・〇七
	一二〇二一・三〇				一一〇九・〇〇		
その他のもの	播（は）種用のもの	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	でん粉及びイヌリン	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）
	ＷＯ		ＷＯ		ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ（第一〇類の材料からの変更を除く。）

						一二・一〇	
					一二・一一		
			一二一一・二〇	一二一一・三〇	一二一一・四〇	一二一一・九〇	
			おたねにんじん	コカ葉	けしがら	その他のもの	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る
			ＷＯ	ＷＯ	ＷＯ	ＣＣ	ＣＣ

ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

				ものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
	一二・一三	一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	ＣＣ
	一二・一四		ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
一三			第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	
一三・〇一			ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例	ＣＣ

							一三・〇二	
					一三〇二・一一			
				一三〇二・一二				
			一三〇二・一三					
		一三〇二・一九						
	一三〇二・二〇							
植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあ	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	その他のもの	ホップのもの	甘草のもの	生あへん	植物性の液汁及びエキス	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	えば、バルサム）
	ＣＣ	ＣＣ（第一二一一・二〇号の材料からの変更を除く。）	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ			

							るかないかを問わない。）
					一三〇二・三一	寒天	ＣＣ
				一三〇二・三二		ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
			一三〇二・三九			その他のもの	ＣＣ
一四						第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ＣＣ
一五	第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
		一五・〇一				豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	ＣＣ

				一五・〇二		牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	CC
				一五・〇三	一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	CC
				一五・〇四		魚又は海棲（せい）哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC
				一五・〇五	一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	CC
				一五・〇六	一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	CC
				一五・〇七		大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	

				一五・〇八		一五・〇九	一五・一〇	一五・一一	
一五〇七・一〇	一五〇七・九〇				一五一〇・〇〇		
粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	その他のもの	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	粗油
ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ		ＷＯ

					一五・一二	一五・一三	
一五一一・九〇			一五一三・一一				一五一三・二一
その他のもの	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	やし（コプラ）油及びその分別物	粗油	その他のもの	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物	粗油
CC	CC			CC	CC		WO

	一五・一四	一五・一五	一五・一六	一五・一七	
一五一三・二九					
その他のもの	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	
ＷＯ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

一五・一八	一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
一五・二〇	一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
一五・二一		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	ＣＣ
一五・二二	一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	ＣＣ

一六		一六・〇一	一六〇一・〇〇	第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の調製品			
				ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	ＣＣ		
		一六・〇二		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
			一六〇二・一〇	均質調製品	ＣＣ		
			一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	ＣＣ		
				第〇一・〇五項の家きんのもの			
	一六〇二・三一			七面鳥のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		
	一六〇二・三二			鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	ＣＣ		

一六〇二・三九	その他のもの	ＣＣ							
	豚のもの								
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの	ＣＣ							
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの	ＣＣ							
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）	ＣＣ							
一六〇二・五〇	牛のもの	ＣＣ							
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	ＣＣ							
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物のエキス及びジュース	ＣＣ又はＲＶＣ四〇							
一六・〇三									
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物								

		一六〇四・一一	一六〇四・一二	一六〇四・一三	一六〇四・一四	一六〇四・一五	一六〇四・一六	一六〇四・一七	一六〇四・一九
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	さけ	にしん	いわし	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	さば	かたくちいわし	うなぎ	その他のもの
		ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇

				一六・〇五		一七・〇一	
一六〇四・二〇		一六〇四・三一	一六〇四・三二				一七〇一・一二
その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	キャビア及びその代用物	キャビア	キャビア代用物	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	第一七類　糖類及び砂糖菓子	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）	てん菜糖
ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ				ＣＣ（第一二一二・九一号の材料からの変更を除く。）

	一八							一九
		一八・〇一	一八・〇二	一八・〇三	一八・〇四	一八・〇五	一八・〇六	一九・〇一
		一八〇一・〇〇	一八〇二・〇〇		一八〇四・〇〇	一八〇五・〇〇		
	第一八類　ココア及びその調製品	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	カカオ豆の殻、皮その他のくず	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	カカオ脂	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
		ＣＣ	ＣＣ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
								麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は
								ＣＣ

			麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ
一九・〇三	一九〇三・〇〇		タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＣ
一九・〇四			穀物又は穀物産品を膨脹させて又は煎って得た調製食料品	ＣＣ

				（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	
	一九・〇五			パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		二〇		第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	
			二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	ＣＣ
			二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ
			二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除	ＣＣ

					く。）
	二〇・〇四		二〇・〇五	二〇〇六・〇〇	二〇・〇七
				二〇・〇六	
	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	

							二〇・〇八
							二〇〇八・一一
						ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
						落花生	
							CC
				二〇〇八・一九		その他のもの（混合したものを含む。）	
							CC
			二〇〇八・二〇			パイナップル	
							CC
		二〇〇八・三〇				かんきつ類の果実	
							CC
	二〇〇八・四〇					梨	
							CC
二〇〇八・五〇						あんず	
							CC

								二〇・〇九
二〇〇八・六〇	二〇〇八・七〇	二〇〇八・八〇		二〇〇八・九一	二〇〇八・九三	二〇〇八・九七	二〇〇八・九九	
さくらんぼ	桃（ネクタリンを含む。）	ストロベリー	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	パームハート	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	混合したもの	その他のもの	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておら
ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ		ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ	

	二〇〇九・三一	二〇〇九・三九		二〇〇九・四一	二〇〇九・四九	二〇〇九・五〇		二〇〇九・六一	二〇〇九・六九	
	ブリックス値が二〇以下のもの	その他のもの	パイナップルジュース	ブリックス値が二〇以下のもの	その他のもの	トマトジュース	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	ブリックス値が三〇以下のもの	その他のもの	りんごジュース
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

						二〇〇九・七一	
						二〇〇九・七九	
				二〇〇九・八一			
			二〇〇九・八九				
		二〇〇九・九〇					
	二一						
二一・〇一							

						ブリックス値が二〇以下のもの	
					その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	その他のもの	
				クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース			
			その他のもの				
		混合ジュース					
	第二一類　各種の調製食料品						
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもと							

ＣＣ又はＲＶＣ四〇						ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
						ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
				ＣＣ又はＲＶＣ四〇			
			ＣＣ又はＲＶＣ四〇				
		ＣＣ又はＲＶＣ四〇					
ＣＣ又はＲＶＣ四〇							

					二一・〇二	
						とした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
					二一・〇三	
					酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー
					ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
					二一・〇四	
					ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
					ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
					二一・〇五	
					スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	
					ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
					二一・〇六	
					アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	
					ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
					二一〇五・〇〇	
					調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
					二一〇六・一〇	
					たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
					ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

		二二				
			二二一・〇一	二二一・〇二	二二一・〇三	二二一・〇四
二一〇六・九〇					二二〇三・〇〇	
その他のもの	第二二類　飲料、アルコール及び食酢		水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	ビール	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	

	ＣＴＳＨ
二二〇四・一〇	スパークリングワイン

					二二〇四・二一	二二一・〇五
					二二〇四・二九	二二一・〇六
					二二〇四・三〇	二二〇六・〇〇
その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		二リットル以下の容器入りにしたもの	その他のもの	その他のぶどう搾汁	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）
		ＣＴＳＨ（第二二〇四・二九号の材料からの変更を除く。）	ＣＴＳＨ（第二二〇四・二一号の材料からの変更を除く。）	ＣＣ	ＣＴＨ	ＣＴＨ

		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	ＣＣ	二二・〇七	
		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	二二・〇八	
		食酢及び酢酸から得た食酢代用物	ＣＴＨ	二二〇九・〇九	二二・〇九
二三		第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	ＣＣ	二三・〇一	
		ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状	ＣＣ	二三・〇二	

						であるかないかを問わない。）
					二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）
				二三・〇四	二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
			二三・〇五	二三〇五・〇〇		落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
		二三・〇六				その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）
	二三・〇七				二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル
二三・〇八					二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及

						ＣＣ
						ＣＣ
						ＣＣ
						ＣＴＨ
						ＣＣ
						ＣＴＨ

	び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）						
	飼料用に供する種類の調製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	二三・〇九				
二四	第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品						
	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	ＣＣ	二四・〇一				
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	ＣＴＨ	二四・〇二				
	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	ＣＴＨ	二四・〇三				
第五部　鉱物性生産品							
二五	第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント						

	二五・〇一	二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	ＣＣ		
	二五・〇二	二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	ＣＣ		
	二五・〇三	二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	二五・〇四		天然黒鉛	ＣＣ		
	二五・〇五		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	ＣＴＨ		
	二五・〇六		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＣ		
	二五・〇七	二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問	ＣＴＨ		

	二五・〇八	二五・〇九	二五・一〇	二五・一一	二五・一二
		二五〇九・〇〇			二五一二・〇〇
わない。）	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	白亜	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）
	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ

二五・一三	二五・一四	二五・一五	二五・一六
	二五一四・〇〇		
コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは
ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ

	二五・一七	二五・一八	二五・一九
板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあ
	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ

					るかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）
	二五・二〇				
	二五・二一	二五二一・〇〇			天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）
	二五・二二				石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）
	二五・二三				生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）
					ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）
二五・二四					石綿
					ＣＴＨ
					ＣＴＨ
					ＣＴＨ
					ＣＴＨ
					ＣＴＨ

						二六
二五・二五	二五・二六	二五・二八	二五・二九	二五・三〇		
		二五二八・〇〇				
雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	長石、白榴（りゅう）石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	第二六類　鉱石、スラグ及び灰	
ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	

二七						
	二七・〇一		二七・〇二	二七・〇三	二七・〇四	二七・〇五	二七・〇六
				二七〇三・〇〇	二七〇四・〇〇	二七〇五・〇〇	二七〇六・〇〇
第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性
	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ

					タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）
		二七・〇七			高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの
		二七・〇八			ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）
		二七・〇九	二七〇九・〇〇		石油及び歴青油（原油に限る。）
		二七・一〇			石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油
					石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限

					ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
				ＣＴＨ	
			ＣＴＨ		

						るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）
				二七一〇・一二	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	軽質油及びその調製品
				二七一〇・一九	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	その他のもの
			二七一〇・二〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）
						廃油
	二七一〇・九一	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの			ＷＯ	
二七一〇・九九		その他のもの			ＷＯ	

二七・一一	二七・一二	二七・一三	二七・一四	二七・一五	
				二七一五・〇〇	
石油ガスその他のガス状炭化水素	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもとしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	
ＣＴＨ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	

	二七・一六	二七一六・〇〇	電気エネルギー（任意項）	ＣＴＨ	第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品	二八		
							二八・〇一	
								二八〇一・一〇
								二八〇一・二〇
								二八〇一・三〇
								二八・〇二
								二八〇二・〇〇
								二八・〇三
								二八〇三・〇〇

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

ふっ素、塩素、臭素及びよう素

塩素

よう素

ふっ素及び臭素

昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄

炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）

ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二八・〇四	二八・〇五	二八・〇六				二八・〇七	二八・〇八	二八・〇九	二八・一〇
			二八〇六・一〇	二八〇六・二〇	二八〇七・〇〇	二八〇八・〇〇		二八一〇・〇〇
水素、希ガスその他の非金属元素	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	塩化水素（塩酸）	クロロ硫酸	硫酸及び発煙硫酸	硝酸及び硫硝酸	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	ほう素の酸化物及びほう酸
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				二八・一五	二八・一四	二八・一三	二八・一二	二八・一一
二八一五・一二	二八一五・一一						
水溶液のもの（ソーダ液）	固体のもの	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）、水酸化カリウム（苛性カリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	無水アンモニア及びアンモニア水	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	その他の無機酸及び無機非金属酸化物
ＣＴＳＨ（第二八一五・一一号の材料からの変更を除	ＣＴＳＨ（第二八一五・一二号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

								く。）又はＲＶＣ四〇
						二八一五・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
					二八一五・三〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			二八・一六					ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			二八・一七	二八一七・〇〇				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			二八・一八					ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		二八・一九						ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	二八・二〇							ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
二八・二一								ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

		水酸化カリウム（苛性カリ）
		ナトリウム又はカリウムの過酸化物
		マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
		酸化亜鉛及び過酸化亜鉛
		人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム
		クロムの酸化物及び水酸化物
		マンガンの酸化物
		アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物

	二八・二二	二八・二三	二八・二四	二八・二五	二八・二六		
	二八二二・〇〇	二八二三・〇〇					二八二六・一二
	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	チタンの酸化物	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふっ素錯塩	ふっ化物	アルミニウムのもの
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	二八二六・一九
	その他のもの
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						二八・二七		
二八二六・三〇	二八二六・九〇		二八二七・一〇	二八二七・二〇		二八二七・三一	二八二七・三二	二八二七・三五
ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	その他のもの	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物	塩化アンモニウム	塩化カルシウム	その他の塩化物	マグネシウムのもの	アルミニウムのもの	ニッケルのもの
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二八二七・三九		二八二七・四一	二八二七・四九		二八二七・五一	二八二七・五九	二八二七・六〇		二八・二八	二八・二九
その他のもの	塩化酸化物及び塩化水酸化物	銅のもの	その他のもの	臭化物及び臭化酸化物	ナトリウム又はカリウムの臭化物	その他のもの	よう化物及びよう化酸化物	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二八・三〇	二八・三一	二八・三二	二八・三三					
							二八三三・一一	二八三三・一九	二八三三・二一
及び過よう素酸塩	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	ナトリウムの硫酸塩	硫酸二ナトリウム	その他のもの	その他の硫酸塩	マグネシウムのもの
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

					二八・三五		
二八三四・二一	二八三四・二九			二八三五・一〇		二八三五・二二	二八三五・二四	二八三五・二五
カリウムのもの	その他のもの	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	りん酸塩	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	カリウムのもの	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二八三五・二六	二八三五・二九		二八三五・三一	二八三五・三九		二八三六・二〇	二八三六・三〇	二八三六・四〇
カルシウムのその他のりん酸塩	その他のもの	ポリりん酸塩	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	その他のもの	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	炭酸二ナトリウム	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	カリウムの炭酸塩
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二八三六・五〇	二八三六・六〇		二八三六・九一	二八三六・九二	二八三六・九九		二八・三七	二八・三九	
炭酸カルシウム	炭酸バリウム	その他のもの	リチウムの炭酸塩	炭酸ストロンチウム	その他のもの	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	ナトリウムのもの
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						二八・四〇			二八・四一	二八・四二
二八三九・一九	二八三九・九〇			二八四〇・一一	二八四〇・一九	二八四〇・二〇	二八四〇・三〇		
その他のもの	その他のもの	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）	無水物	その他のもの	その他のほう酸塩	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	二八四二・一〇	二八四二・九〇	二八・四三	二八・四四	二八・四五	二八・四六
（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）	けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）	その他のもの	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二八・四七	二八・四八	二八・四九				二八・五〇
	二八四七・〇〇	二八四八・〇〇		二八四九・一〇	二八四九・二〇	二八四九・九〇	二八五〇・〇〇
の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	カルシウムのもの	けい素のもの	その他のもの	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二八・五二		水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	二八・五三	二八五三・〇〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
二九			第二九類　有機化学品				
	二九・〇一		非環式炭化水素	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ			
	二九・〇二		環式炭化水素	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ			
	二九・〇三		炭化水素のハロゲン化誘導体				
			非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）				

二九〇三・一一	二九〇三・一二	二九〇三・一三	二九〇三・一四	二九〇三・一五	二九〇三・一九		二九〇三・二一	二九〇三・二二	二九〇三・二三
クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	ジクロロメタン（塩化メチレン）	クロロホルム（トリクロロメタン）	四塩化炭素	二塩化エチレン（ＩＳＯ）（一・二―ジクロロエタン）	その他のもの	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	塩化ビニル（クロロエチレン）	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二九〇三・七五	ジクロロペンタフルオロプロパン	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				
	二九〇三・七六	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				
	二九〇三・七七	その他のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
	二九〇三・七八	その他のペルハロゲン化誘導体	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				
	二九〇三・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体					
	二九〇三・八一	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（ＨＣＨ（ＩＳＯ））（リンデン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）を含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				

二九〇三・八二	二九〇三・八九		二九〇三・九一	二九〇三・九二	二九〇三・九九		二九・〇四
アルドリン（ＩＳＯ）、クロルデン（ＩＳＯ）及びヘプタクロル（ＩＳＯ）	その他のもの	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体	クロロベンゼン、オルトージクロロベンゼン及びパラージクロロベンゼン	ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）及びＤＤＴ（ＩＳＯ）（クロフェノタン（ＩＮＮ）、一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラークロロフェニル）エタン）	その他のもの	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	二九〇五・二二	二九〇五・二九		二九〇五・三一	二九〇五・三二	二九〇五・三九		二九〇五・四一
不飽和一価アルコール	非環式テルペンアルコール	その他のもの	二価アルコール	エチレングリコール（エタンジオール）	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	その他のもの	その他の多価アルコール	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

									二九・〇六
二九〇五・四二	二九〇五・四三	二九〇五・四四	二九〇五・四五	二九〇五・四九		二九〇五・五一	二九〇五・五九		
ペンタエリトリトール	マンニトール	Ｄ－グルシトール（ソルビトール）	グリセリン	その他のもの	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	その他のもの	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

二九・〇七	二九・〇八	二九・〇九		二九・一〇	
					二九一〇・一〇
フェノール及びフェノールアルコール	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	オキシラン（エチレンオキシド）
ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

					二九・一一	二九・一二	二九・一三
二九一〇・二〇	二九一〇・三〇	二九一〇・四〇	二九一〇・九〇	二九一一・〇〇		二九一三・〇〇
メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）	その他のもの	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ
						二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
				二九一五・一一	ぎ酸	ぎ酸並びにその塩及びエステル		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			二九一五・一二		ぎ酸の塩			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		二九一五・一三			ぎ酸のエステル			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	酢酸及びその塩並びに無水酢酸							
二九一五・二一					酢酸			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	二九一五・二四	二九一五・二九		二九一五・三一	二九一五・三二	二九一五・三三	二九一五・三六	二九一五・三九	二九一五・四〇
	無水酢酸	その他のもの	酢酸のエステル	酢酸エチル	酢酸ビニル	酢酸ノルマルーブチル	酢酸ジノセブ（ＩＳＯ）	その他のもの	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

			二九・一六				
				二九一五・九〇	二九一五・七〇	二九一五・六〇	二九一五・五〇
二九一六・一二	二九一六・一一			その他のもの	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	プロピオン酸並びにその塩及びエステル
アクリル酸のエステル	アクリル酸及びその塩	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				二九・一七				
二九一六・三一	二九一六・三二	二九一六・三四	二九一六・三九			二九一七・一一	二九一七・一二	二九一七・一三
安息香酸並びにその塩及びエステル	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	フェニル酢酸及びその塩	その他のもの	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	しゅう酸並びにその塩及びエステル	アジピン酸並びにその塩及びエステル	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエス
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二九一七・一四	二九一七・一九	二九一七・二〇		二九一七・三二	二九一七・三三	二九一七・三四
テル	無水マレイン酸	その他のもの	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	オルトフタル酸ジオクチル	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	その他のオルトフタル酸エステル
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

			二九・一八				
二九一八・一二	二九一八・一一			二九一七・三九	二九一七・三七	二九一七・三六	二九一七・三五
酒石酸	乳酸並びにその塩及びエステル	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	その他のもの	テレフタル酸ジメチル	テレフタル酸及びその塩	無水フタル酸
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						二九・一九
二九一八・二三	二九一八・二九	二九一八・三〇		二九一八・九一	二九一八・九九	
サリチル酸のその他のエステル及びその塩	その他のもの	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	その他のもの	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	その他のもの	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二九・二〇		二九・二一					
				二九二一・一一		二九二一・一九	二九二一・二一	二九二一・二二
非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	アミン官能化合物	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	その他のもの	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	エチレンジアミン及びその塩	ヘキサメチレンジアミン及びその塩
ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二九二一・二九	二九二一・三〇		二九二一・四一	二九二一・四二	二九二一・四三	二九二一・四四	二九二一・四五
その他のもの	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	アニリン及びその塩	アニリン誘導体及びその塩	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベーター―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						二九・二二
	二九二一・四六	二九二一・四九		二九二一・五一	二九二一・五九	
	アンフェタミン（ＩＮＮ）、ベンツフェタミン（ＩＮＮ）、デキサンフェタミン（ＩＮＮ）、エチランフェタミン（ＩＮＮ）、フェンカンファミン（ＩＮＮ）、レフェタミン（ＩＮＮ）、レバンフェタミン（ＩＮＮ）、メフェノレクス（ＩＮＮ）及びフェンテルミン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	その他のもの	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	オルトーフェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	その他のもの	酸素官能のアミノ化合物
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	二九二二・二九		二九二二・三一	二九二二・三九		二九二二・四一	二九二二・四二	二九二二・四三
	その他のもの	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	その他のもの	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	グルタミン酸及びその塩	アントラニル酸及びその塩
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				二九・二三	二九・二四	二九・二五	二九・二六	二九・二七
二九二二一・四四	二九二二一・四九	二九二二一・五〇						二九二七・〇〇
チリジン（ＩＮＮ）及びその塩	その他のもの	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	ニトリル官能化合物	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二九・二八	二九・二九	二九・三〇	二九・三一	二九・三二			
	二九二八・〇〇						二九三二・一一	二九三二・一二	二九三二・一三
	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	その他の窒素官能基を有する化合物	有機硫黄化合物	その他のオルガノインオルガニック化合物	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	テトラヒドロフラン	二―フルアルデヒド（フルフラール）	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアル
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二九三二・一九	二九三二・二〇		二九三二・九一	二九三二・九二	二九三二・九三	二九三二・九四	二九三二・九五	二九三二・九九
コール	その他のもの	ラクトン	その他のもの	イソサフロール	一―（一・三―ベンゾジオキソール―五―イル）プロパン―二―オン	ピペロナール	サフロール	テトラヒドロカンナビノール（全ての異性体を含む。）	その他のもの
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						二九・三三	
					二九三三・一一		
				二九三三・一九			
	二九三三・二九	二九三三・二一					
	その他のもの	ヒダントイン及びその誘導体	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	その他のもの	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物							
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

	二九三三・四一	二九三三・四九		二九三三・五二	二九三三・五三
かを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	レボルファノール（ＩＮＮ）及びその塩	その他のもの	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその塩	アロバルビタール（ＩＮＮ）、アモバルビタール（ＩＮＮ）、バルビタール（ＩＮＮ）、ブタルビタール（ＩＮＮ）、ブトバルビタール、シクロバルビタール（ＩＮＮ）、メチルフェノバルビタール（ＩＮＮ）、ペントバルビタール（ＩＮＮ）、フェノバルビタール（ＩＮＮ）、セクブタバルビタール（ＩＮＮ）、セコバルビタール（ＩＮＮ）及びビニルビタール（ＩＮＮ）並びにこれらの塩
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

二九三三・七二		二九三三・七九		二九三三・九一
クロバザム（ＩＮＮ）及びメチプリロン（ＩＮＮ）		その他のラクタム	その他のもの	アルプラゾラム（ＩＮＮ）、カマゼパム（ＩＮＮ）、クロルジアゼポキシド（ＩＮＮ）、クロナゼパム（ＩＮＮ）、クロラゼペート、デロラゼパム（ＩＮＮ）、ジアゼパム（ＩＮＮ）、エスタゾラム（ＩＮＮ）、ロフラゼプ酸エチル（ＩＮＮ）、フルジアゼパム（ＩＮＮ）、フルニトラゼパム（ＩＮＮ）、フルラゼパム（ＩＮＮ）、ハラゼパム（ＩＮＮ）、ロラゼパム（ＩＮＮ）、ロルメタゼパム（ＩＮＮ）、マジンドール（ＩＮＮ）、メダゼパム（ＩＮＮ）、ミダゾラム（ＩＮＮ）、ニメタゼパム（ＩＮＮ）、ニトラゼパム（ＩＮＮ）、ノルダゼパム（ＩＮＮ）、オキサゼパム（ＩＮＮ）、ピナゼパム（ＩＮＮ）、プラゼパム（ＩＮＮ）、ピロバレロン（ＩＮＮ）、テマゼパム（ＩＮＮ）、テトラゼパム（ＩＮＮ）
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

							及びトリアゾラム（ＩＮＮ）並びにこれらの塩
					二九・三四		
						二九三三・九九	
				二九三四・一〇			
			二九三四・二〇				
		二九三四・三〇					
					核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		
				非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			その他のもの
			ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物				
		フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物					
	その他のもの						
アミノレクス（ＩＮＮ）、ブロチゾラム（ＩＮＮ）、クロチアゼパム（ＩＮＮ）、クロキサゾラム（ＩＮＮ）、							
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

				デキストロモラミド（ＩＮＮ）、ハロキサゾラム（ＩＮＮ）、ケタゾラム（ＩＮＮ）、メソカルブ（ＩＮＮ）、オキサゾラム（ＩＮＮ）、ペモリン（ＩＮＮ）、フェンジメトラジン（ＩＮＮ）、フェンメトラジン（ＩＮＮ）及びスフェンタニル（ＩＮＮ）並びにこれらの塩
		二九・三五	二九三四・九九	
		二九・三六	二九三五・〇〇	
			その他のもの	
			スルホンアミド	
		プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	二九・三八	二九・三九	二九・四〇	二九・四一	二九・四二
			二九四〇・〇〇		二九四二・〇〇
む。）	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	抗生物質	その他の有機化合物
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

三〇					
	三〇・〇一				
		第三〇類　医療用品	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	三〇・〇二		人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇三			医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
三〇・〇四			医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

					防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
			三〇・〇五		脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの
			三〇・〇六		この類の注４の医療用品
		三〇〇六・一〇			外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）
	三〇〇六・二〇				血液型判定用試薬

			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				

三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨用セメント	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
三〇〇六・七〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
	その他のもの		三〇〇六・九一	瘻（ろう）造設術用と認められるもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	三〇〇六・九二	薬剤廃棄物
							ＷＯ

三一		三一・〇一	三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		三一・〇二		窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		三一・〇三		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		三一・〇四		カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		三一・〇五		肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	ＣＴＨ（第三一・〇二項から第三一・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	

三二						
		三二・〇一	三二・〇二			三二・〇三
				三二〇二・一〇	三二〇二・九〇	三二〇三・〇〇
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	合成有機なめし剤	その他のもの	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注３の調製品で植物性又は動物性の着色料をもとしたもの	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				三二一・〇四	
			三二一・〇六	三二一・〇五	三二〇五・〇〇
				有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注３の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	レーキ顔料及びこの類の注３の調製品でレーキ顔料をもととしたもの
			その他の着色料、この類の注３の調製品（第三二一・〇三項から第三二一・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
		二酸化チタンをもととした顔料及び調製品			
	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇％以上のもの			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三二〇六・一一			ＣＴＳＨ（第三二〇六・一九号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		
三二〇六・一九	その他のもの				ＣＴＳＨ（第三二〇六・一

							三二・〇七
	三二〇六・二〇		三二〇六・四一	三二〇六・四二	三二〇六・四九	三二〇六・五〇	
	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	その他の着色料及び調製品	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	その他のもの	ルミノホアとして使用する種類の無機物	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
一号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

三二・〇八		ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注４の溶液	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
三二・〇九		ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
三二・一〇	三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
三二・一一	三二一一・〇〇	調製ドライヤー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
三二・一二		顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

				のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	
		三二・一三		画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		三二・一四		ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充塡料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		三二・一五		印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三三				第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三四				第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他こ	

			れに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	
		三四・〇一		
	三四・〇二	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		有機界面活性剤（小売り用にしてあるかないかを問わない。）		

							三四・〇三
三四〇二・一一	三四〇二・一二	三四〇二・一三	三四〇二・一九	三四〇二・二〇	三四〇二・九〇		
陰イオン（アニオン）系のもの	陽イオン（カチオン）系のもの	非イオン系のもの	その他のもの	調製品（小売用にしたものに限る。）	その他のもの	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆（せい）防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）	
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

三四・〇四	三四・〇五		三四・〇六	三四・〇七	三五
			三四〇六・〇〇	三四〇七・〇〇	
人造ろう及び調製ろう	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）		ろうそく及びこれに類する物品	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
					ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカ

	三五・〇二	三五・〇三	三五・〇四	三五・〇五
		三五〇三・〇〇	三五〇四・〇〇	
ゼイングルー	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

			デキストリンその他の変性でん粉				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		三五〇五・二〇	膠着剤				ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	三五・〇六		調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	三五・〇七		酵素及び他の項に該当しない調製した酵素				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三六			第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三七			第三七類　写真用又は映画用の材料				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三八			第三八類　各種の化学工業生産品				
	三八・〇一		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

					その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）
	三八・〇二		三八・〇三	三八〇三・〇〇	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）
					トール油（精製してあるかないかを問わない。）
			三八・〇四	三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）
		三八・〇五			ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）
三八・〇六					ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリッ

	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					

	三八・〇七	三八・〇八	三八・〇九	三八・一〇
	三八〇七・〇〇			
ト、ロジン油並びにランガム	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（有効成分の重量の五〇％以上が原産品である場合に限る。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	三八・一一		三八・一二	三八・一三	三八・一四	三八・一五
				三八一三・〇〇	三八一四・〇〇	
覆に使用する種類の調製品	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）
	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	三八・一六	三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	三八・一七	三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	三八・一八	三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	三八・一九	三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	三八・二〇	三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	三八・二一	三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

	三八・二二	三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	三八・二三		工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	三八・二四		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ、ＲＶＣ四〇又はＣＲ	
	三八・二五		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物	ＷＯ	
	三八・二六	三八二六・〇〇	バイオディーゼル及びその混合物（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

三九			第三九類　プラスチック及びその製品				
	三九・〇一		エチレンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	三九・〇二		プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	三九・〇三		スチレンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	三九・〇四		塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	三九・〇五		酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	三九・〇六		アクリル重合体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	三九・〇七		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			

	三九・〇八	三九・〇九	三九・一〇	三九・一一	三九・一二	三九・一三
			三九一〇・〇〇			
のポリエステル（一次製品に限る。）	ポリアミド（一次製品に限る。）	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	シリコーン（一次製品に限る。）	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	三九・一四	三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	三九・一五		プラスチックのくず	ＣＴＨ	
	三九・一六		プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	三九・一七		プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	三九・一八		プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			三九・二〇		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			三九・二一		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		三九・二二			プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	三九・二三				プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
三九・二四					プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

			四〇			
	三九・二五	三九・二六		四〇・〇一	四〇・〇二	四〇・〇三
						四〇〇三・〇〇
化粧用品	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	第四〇類　ゴム及びその製品	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	四〇・〇四	四〇〇四・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	ＣＴＨ		
	四〇・〇五		配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・〇六		加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・〇七	四〇〇七・〇〇	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・〇八		板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・〇九		管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・一〇		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

	四〇・一一		ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・一二		ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・一三		ゴム製のインナーチューブ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・一四		衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・一五		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四〇・一六		その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

	四〇・一七	四〇一七・〇〇	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					
四一			第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革		
	四一・〇一		牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
	四一・〇二		羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１(c)の規定により除かれているものを含まない。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

	四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注１の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	
	四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	四一・〇七	四一・一二	四一・一三	四一・一四
		四一一二・〇〇		
わない。）	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタラ
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

			四二	四三	
	四一・一五				四三・〇一	四三・〇二
イズドレザー	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						除く。）
	四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	四三・〇四	四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	
					四四	
	四四・〇一					
			第四四類　木材及びその製品並びに木炭			
			のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			

四四・〇四		四四〇五・〇〇	四四・〇五	四四・〇六	四四・〇七	四四・〇八
たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの		木毛及び木粉		木製の鉄道用又は軌道用の枕木	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	化粧張り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材（厚
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	四四・〇九	四四・一〇	四四・一一	
さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ	ＣＴＨ	

		四四・一二		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	ＣＴＨ		
		四四・一三	四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		四四・一四	四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		四四・一五		木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		四四・一六	四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		四四・一七	四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		四四・一八		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

			四五	四六		
四四・一九	四四・二〇	四四・二一			四六・〇一	
四四一九・〇〇						
木製の食卓用品及び台所用品	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	その他の木製品	第四五類　コルク及びその製品	第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			

四六〇一・二一	竹製のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
四六〇一・二二	とう製のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
四六〇一・二九	その他のもの	ＣＴＨ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇					
	その他のもの						
四六〇一・九二	竹製のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
四六〇一・九三	とう製のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの	ＣＴＨ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇					
四六〇一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					

						四六・〇二	
							籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品
					植物性材料製のもの		
			四六〇二・一一	四六〇二・一二	四六〇二・一九	四六〇二・九〇	竹製のもの
							とう製のもの
							その他のもの
			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第一四・〇一項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
四七	第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品						第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパ

								四八
	四七・〇一	四七〇一・〇〇		四七・〇二	四七〇二・〇〇	四七・〇三		
	四七・〇四			四七・〇五	四七〇五・〇〇	四七・〇六		四七・〇七
ルプ及び古紙	機械木材パルプ		化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）		化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより製造した木材パルプ	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	古紙	第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＷＯ	

	四八・〇一	四八・〇二	四八・〇三	四八・〇四
	四八〇一・〇〇		四八〇三・〇〇	
品	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

			四八〇四・一一	四八〇四・一九		四八〇四・二一	四八〇四・二九		四八〇四・三一	四八〇四・三九
四八・〇三項のものを除く。）	クラフトライナー	さらしてないもの	その他のもの	重袋用クラフト紙	さらしてないもの	その他のもの	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	さらしてないもの	その他のもの
		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇

		四八〇四・四一	四八〇四・四二	四八〇四・四九		四八〇四・五一	四八〇四・五二
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	さらしてないもの	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの	その他のもの	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	さらしてないもの	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの
		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇

	四八・〇五	四八・〇六	四八・〇七	四八・〇八	
四八〇四・五九			四八〇七・〇〇		四八〇八・一〇
その他のもの	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注３に規定する加工の他に更に加工をしたものを除く。）	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項の紙を除く。）	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかない
ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				四八・〇九	四八・一〇
	四八〇八・四〇	四八〇八・九〇			
かを問わない。）	クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	その他のもの	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	
	ＣＴＨ（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				四八・一一	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			四八・一二	四八一二・〇〇	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		四八・一三			製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		四八・一四			壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	四八・一六				カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第四八・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇

			四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便箋等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		四八・一八		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	四八・一九			紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
四八・二〇				紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				便箋、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
	四八・二一	四八・二二	四八・二三	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）
				製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）
				その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品
四九				第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

第一一部　紡織用繊維及びその製品	五〇		五〇・〇一	五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	ＣＣ	
		第五〇類　絹及び絹織物	五〇・〇二	五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	ＣＣ	
			五〇・〇三	五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ	
			五〇・〇四	五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ	
			五〇・〇五	五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ	
			五〇・〇六	五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇四項又は第五〇・〇五項の材料からの変更を除く。）	

	五一						
五〇・〇七		五一・〇一	五一・〇二	五一・〇三	五一・〇四	五一・〇五	五一・〇六
					五一〇四・〇〇		
絹織物	第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）
ＣＴＨ		ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＴＨ	ＣＣ	ＣＴＨ

五一・〇七		梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ			
五一・〇八		紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ			
五一・〇九		羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）			
五一・一〇	五一一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ			
五一・一一		紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	ＣＴＨ			
五一・一二		梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	ＣＴＨ			
五一・一三	五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	ＣＴＨ			

	五二						
		五二・〇一	五二〇一・〇〇	第五二類　綿及び綿織物			
		五二・〇二		綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ	
		五二・〇三	五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）		ＣＣ	
		五二・〇四		綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）		ＣＴＨ	
		五二・〇五		綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		ＣＴＨ	
		五二・〇六		綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		ＣＴＨ	
		五二・〇七		綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		ＣＴＨ（第五二・〇五項又は第五二・〇六項の材料からの変更を除く。）	

						五三
五二・〇八		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	ＣＴＨ		五二・一二	
五二・〇九		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	ＣＴＨ			
五二・一〇		綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	ＣＴＨ			
五二・一一		綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	ＣＴＨ			
					五二・一二	第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
						その他の綿織物

					五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
					五三・〇二	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
					五三・〇三	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
				五三〇五・〇〇	五三・〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＣ
			五三・〇六			亜麻糸	ＣＴＨ
			五三・〇七			第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の糸	ＣＴＨ
			五三・〇八			その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	ＣＴＨ

			五四				
	五三・〇九	五三・一〇		五三・一一		五四・〇一	五四・〇二	五四・〇三
				五三一一・〇〇			
	亜麻織物	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の織物	第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
	ＣＴＨ	ＣＴＨ		ＣＴＨ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ

				五四・〇四	
			五四・〇五	五四〇五・〇〇	
		五四・〇六	五四〇六・〇〇		
	五四・〇七				
五四・〇八					

				合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ
			再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ	
		人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＣ		
	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	ＣＴＨ			
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	ＣＴＨ				

五五							
	五五・〇一	五五〇二・〇〇	五五・〇二	五五・〇三	五五・〇四	五五・〇五	五五・〇六	五五・〇七
								五五〇七・〇〇
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	合成繊維の長繊維のトウ	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）
	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ

五五・〇八		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ		
五五・〇九		合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ		
五五・一〇		再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ		
五五・一一		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項又は第五五・一〇項の材料からの変更を除く。）		
五五・一二		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	ＣＴＨ		
五五・一三		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）			

	五五一三・一一	五五一三・一二	五五一三・一三	五五一三・一九
漂白してないもの及び漂白したもの	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ポリエステルの短繊維のその他の織物	その他の織物
	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除

							く。）
		五五一三・二一	五五一三・二三	五五一三・二九		五五一三・三一	五五一三・三九
	浸染したもの	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	ポリエステルの短繊維のその他の織物	その他の織物	異なる色の糸から成るもの	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	その他の織物
		ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ		ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除

				五五・一四		
		五五一三・四一	五五一三・四九			五五一四・一一
	なせんしたもの	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	その他の織物	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	漂白してないもの及び漂白したもの	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
く。）		ＣＴＨ	ＣＴＨ			ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

五五一四・一二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）				
五五一四・一九	その他の織物	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）				
	浸染したもの					
五五一四・二一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	ＣＴＨ				
五五一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ＣＴＨ				
五五一四・二三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	ＣＴＨ				

								五五・一五
五五一四・二九	五五一四・三〇		五五一四・四一	五五一四・四二	五五一四・四三	五五一四・四九		
その他の織物	異なる色の糸から成るもの	なせんしたもの	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	ポリエステルの短繊維のその他の織物	その他の織物	合成繊維の短繊維のその他の織物	
ＣＴＨ	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）		ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	ＣＴＨ	

五五・一六						
		五五一六・一一	五五一六・一二	五五一六・一三	五五一六・一四	
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	漂白してないもの及び漂白したもの	浸染したもの	異なる色の糸から成るもの	なせんしたもの	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％
		ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ	

	五五一六・二一	五五一六・二二	五五一六・二三	五五一六・二四	
未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	漂白してないもの及び漂白したもの	浸染したもの	異なる色の糸から成るもの	なせんしたもの	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＴＨ	

	五五一六・三一	漂白してないもの及び漂白したもの		ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）		
	五五一六・三二	浸染したもの		ＣＴＨ		
	五五一六・三三	異なる色の糸から成るもの		ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）		
	五五一六・三四	なせんしたもの		ＣＴＨ		
		再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの				
	五五一六・四一	漂白してないもの及び漂白したもの		ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各		

						項の材料からの変更を除く。）
				五五一六・四二	浸染したもの	ＣＴＨ
				五五一六・四三	異なる色の糸から成るもの	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
			五五一六・四四		なせんしたもの	ＣＴＨ
					その他のもの	
	五五一六・九一	漂白してないもの及び漂白したもの				ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五五一六・九二		浸染したもの				ＣＴＨ

			五六			
		五六・〇一				
	五六・〇二					
五六・〇三						
				五五一六・九四	五五一六・九三	
			第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	なせんしたもの	異なる色の糸から成るもの	
不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ				
ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ		ＣＴＨ	ＣＴＨ（第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）	

五六・〇四	五六・〇五	五六・〇六	五六・〇七	
	五六〇五・〇〇	五六〇六・〇〇		
ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したもの	
ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ	

							五七
	五六・〇八					五六・〇九	
		五六〇八・一一	五六〇八・一九	五六〇八・九〇	五六〇九・〇〇		
であるかないかを問わない。）	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	人造繊維製のもの	漁網（製品にしたものに限る。）	その他のもの	その他のもの	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
		ＣＣ	ＣＴＨ	ＣＴＨ		ＣＴＨ	ＣＣ

五八			第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	ＣＣ	
五九			第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	ＣＣ	
六〇			第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物	ＣＣ	
六一			第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	ＣＣ	
六二			第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	ＣＣ	
六三			第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		
	六三・〇一	毛布及び膝掛け		ＣＣ	
六三・〇二		ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッ		ＣＣ	

	六三・〇三	六三・〇四	六三・〇五	六三・〇六			
						六三〇六・一二	六三〇六・一九
チンリネン	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	包装に使用する種類の袋	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	ターポリン及び日よけ	合成繊維製のもの	その他の紡織用繊維製のもの
	ＣＣ	ＣＣ	ＣＣ			ＣＣ	ＣＣ
							テント

								六三・〇七	
六三〇六・二二	六三〇六・二九	六三〇六・三〇	六三〇六・四〇	六三〇六・九〇		六三〇七・一〇	六三〇七・二〇	六三〇七・九〇	
合成繊維製のもの	その他の紡織用繊維製のもの	帆	空気マットレス	その他のもの	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	床掃除用の布、皿洗い用の布、雑巾その他これらに類する清掃用の布	救命胴衣及び救命帯	その他のもの	
ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ	ＣＣ		ＣＣ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ	

		六三・〇八	六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	ＣＣ
		六三・〇九	六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品	ＣＣ
		六三・一〇		ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	ＣＣ
第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品					
六四				第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
	六四・〇一			防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
						六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
						六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
						六四・〇五	その他の履物	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
						六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	ＣＣ又はＲＶＣ四〇
六六	六五						第六五類　帽子及びその部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
							第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれら	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	六七	第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	六八	六九	七〇			
							七〇・〇一	七〇・〇二	七〇・〇三
							七〇〇一・〇〇		
の部分品	第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	第六九類　陶磁製品	第七〇類　ガラス及びその製品	ガラスのくず及び塊	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
	七〇・〇四		引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	七〇・〇五		フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
七〇・〇六			ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	七〇〇六・〇〇	
七〇・〇七			安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
七〇・〇八			断熱用複層ガラス	ＣＴＨ（第七〇・〇三項から第七〇・〇九項までの各項の材料からの変更を除	七〇〇八・〇〇	

					く。）又はＲＶＣ四〇
		七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
		七〇・一四	七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

七〇・一五		七〇・一六	七〇・一七	七〇・一八
時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント		ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

					これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
		七〇・一九			ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）
			七〇・二〇	七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品
第一四部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七一				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			七一・〇一		第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
					天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けた
					ＣＣ

	七一・〇二						
		七一〇二・一〇		七一〇二・二一	七一〇二・二九		七一〇二・三一
ものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	選別してないもの	工業用のもの	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	その他のもの	工業用以外のもの	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの
		ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇

	七一・〇三					七一・〇四
七一〇二・三九		七一〇三・一〇		七一〇三・九一	七一〇三・九九	
その他のもの	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの	その他の加工をしたもの	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	その他のもの	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したもの
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

						七一・〇五	七一・〇六	七一・〇七	七一・〇八
	七一〇四・一〇	七一〇四・二〇	七一〇四・九〇			七一〇七・〇〇	
を含む。）	ピエゾエレクトリッククオーツ	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	その他のもの	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

							七一・〇九	七一・一〇	七一・一一	七一・一二
	七一〇八・一一	七一〇八・一二	七一〇八・一三	七一〇八・二〇	七一〇九・〇〇		七一一一・〇〇	
マネタリーゴールド以外のもの	粉	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	その他の形状のもの（一次製品に限る。）	マネタリーゴールド	金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	貴金属又は貴金属を貼った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＷＯ

							を含有するもの
		七一・一三		身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		七一・一四		細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		七一・一五		その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		七一・一六		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
		七一・一七		身辺用模造細貨類	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	第一五部　卑金属及びその製品	七一・一八		貨幣	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

七二							
	七二・〇一		七二・〇二	七二・〇三	七二・〇四	七二・〇五	七二・〇六	七二・〇七
第七二類　鉄鋼	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）		フェロアロイ	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	鉄又は非合金鋼の半製品
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）

	七二・〇八	七二・〇九	七二・一〇	七二・一一	
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	
又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第七二・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第七二・〇八項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	

				七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
				七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
				七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	ＣＴＨ（第七二・一三項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
				七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	ＣＴＨ（第七二・一三項又は第七二・一四項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
				七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	ＣＴＨ（第七二・〇八項から第七二・一五項までの各項の材料からの変更を除

							く。）又はＲＶＣ四〇
	七二・一七				鉄又は非合金鋼の線		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七二・一八				ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七二・一九				ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		
					熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		
		七二一九・一一			厚さが一〇ミリメートルを超えるもの		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		七二一九・一二			厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		七二一九・一三			厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	七二一九・一四		七二一九・二一	七二一九・二二	七二一九・二三	七二一九・二四	七二一九・三一
	厚さが三ミリメートル未満のもの	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	厚さが三ミリメートル未満のもの	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） 厚さが四・七五ミリメートル以上のもの
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

七二一九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
七二一九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
七二一九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
七二一九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
七二一九・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・一九項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	七二・二〇				
七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	七二・二一				
	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	七二・二二				

	七二・二三	七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	七二・二四		その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	七二・二五		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	七二・二六		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第七二・二五項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		
	七二・二七		その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	七二・二八		その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	ＣＴＨ（第七二・二七項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		

	七二・二九		その他の合金鋼の線	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
七三			第七三類　鉄鋼製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
七四			第七四類　銅及びその製品	
	七四・〇一	七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七四・〇二	七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七四・〇三		精製銅又は銅合金の塊	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七四・〇四	七四〇四・〇〇	銅のくず	ＣＴＨ
	七四・〇五	七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七四・〇六		銅の粉及びフレーク	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七四・〇七		銅の棒及び形材	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

七四・〇八	七四・〇九	七四・一〇	七四・一一	七四・一二	七四・一三	七四・一五
					七四一三・〇〇	
銅の線	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	銅製の管	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

					有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	
	七四・一八		七四・一九			
	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		その他の銅製品	第七五類　ニッケル及びその製品	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	ニッケルの塊	ニッケルのくず
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ

	七五・〇四	七五〇四・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七五・〇五		ニッケルの棒、形材及び線	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七五・〇六		ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七五・〇七		ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七五・〇八		その他のニッケル製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
七六			第七六類　アルミニウム及びその製品	
	七六・〇一		アルミニウムの塊	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七六・〇二	七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	ＣＴＨ
	七六・〇三		アルミニウムの粉及びフレーク	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	七六・〇四		アルミニウムの棒及び形材	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

七六・〇五		アルミニウムの線		ＣＴＨ（第七六・〇四項の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		
七六・〇六		アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
七六・〇七		アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
七六・〇八		アルミニウム製の管		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
七六・〇九	七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
七六・一〇		構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋桁、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

				枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
	七六・一一	七六一一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	七六・一二		アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七六・一三		七六一三・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
七六・一四			アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				七八			
	七六・一五		七六・一六		七八・〇一	七八・〇二	七八・〇四	七八・〇六
						七八〇二・〇〇		七八〇六・〇〇
類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	その他のアルミニウム製品	第七八類　鉛及びその製品	鉛の塊	鉛のくず	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	その他の鉛製品
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

七九			
	七九・〇一		
	七九・〇二	七九〇二・〇〇	
	七九・〇三		第七九類　亜鉛及びその製品
	七九・〇四	七九〇四・〇〇	亜鉛の塊
	七九・〇五	七九〇五・〇〇	亜鉛のくず
	七九・〇七	七九〇七・〇〇	亜鉛のダスト、粉及びフレーク
八〇			亜鉛の棒、形材及び線
			亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく
			その他の亜鉛製品
			第八〇類　すず及びその製品
	八〇・〇一		すずの塊
	八〇・〇二	八〇〇二・〇〇	すずのくず

	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	ＣＴＨ	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	ＣＴＨ	

	八〇・〇三	八〇〇三・〇〇	すずの棒、形材及び線	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八〇・〇七	八〇〇七・〇〇	その他のすず製品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八一			第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
	八一・〇一		タングステン及びその製品（くずを含む。）	
		八一〇一・一〇	粉	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
			その他のもの	
		八一〇一・九四	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八一〇一・九六	線	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八一〇一・九七	くず	ＣＴＳＨ
		八一〇一・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	八一・〇二		八一〇二・一〇		八一〇二・九四	八一〇二・九五	八一〇二・九六	八一〇二・九七	八一〇二・九九	八一・〇三
	モリブデン及びその製品（くずを含む。）	粉	その他のもの	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	線	くず	その他のもの	タンタル及びその製品（くずを含む。）
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

						八一・〇四			
八一〇三・二〇	八一〇三・三〇	八一〇三・九〇		八一〇四・一一	八一〇四・一九		八一〇四・二〇	八一〇四・三〇	八一〇四・九〇
タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉	くず	その他のもの		マグネシウムの塊	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八％以上のもの	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）			大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	その他のもの
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

								八一・〇五
							八一〇五・二〇	
						八一〇五・三〇		
					八一〇五・九〇			
				八一・〇六	八一〇六・〇〇			
			八一・〇七					
		八一〇七・二〇						
	八一〇七・三〇							
八一〇七・九〇								

								コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）
							コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉	
						くず		
					その他のもの			
				ビスマス及びその製品（くずを含む。）				
			カドミウム及びその製品（くずを含む。）					
		カドミウムの塊及び粉						
	くず							
その他のもの								

							ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
						ＣＴＳＨ		
					ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇						
	ＣＴＳＨ							
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇								

	八一・〇八		チタン及びその製品（くずを含む。）						
		八一〇八・二〇	チタンの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
		八一〇八・三〇	くず	ＣＴＳＨ					
		八一〇八・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	八一・〇九		ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）						
		八一〇九・二〇	ジルコニウムの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
		八一〇九・三〇	くず	ＣＴＳＨ					
		八一〇九・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	八一・一〇		アンチモン及びその製品（くずを含む。）						
		八一一〇・一〇	アンチモンの塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					

						八一・一二	八一・一一		
八一一〇・二〇	八一一〇・九〇	八一一一・〇〇		八一一二・一二	八一一二・一三	八一一二・一九			
くず	その他のもの	マンガン及びその製品（くずを含む。）	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	ベリリウム	塊及び粉	くず	その他のもの	クロム	
ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		

	八一一二・二一	八一一二・二二	八一一二・二九		八一一二・五一	八一一二・五二	八一一二・五九		八一一二・九二	八一一二・九九
	塊及び粉	くず	その他のもの	タリウム	塊及び粉	くず	その他のもの	その他のもの	塊、くず及び粉	その他のもの
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	八一・一三	八一一三・〇〇	サーメット及びその製品（くずを含む。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇		八二		
			第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	ＣＣ又はＲＶＣ四〇				
			第八三類　各種の卑金属製品			八三		
	八三・〇一		卑金属製の錠（鍵を使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製の鍵					
		八三〇一・一〇	南京（きん）錠	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		八三〇一・四〇	その他の錠	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				

			八三・〇二		八三・〇三
八三〇一・六〇	八三〇一・七〇			八三〇三・〇〇	八三〇四・〇〇
部分品	鍵（単独で提示するものに限る。）	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びスト
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八三・〇六		八三・〇七	八三・〇八	八三・〇九
リップ状ステープル（例えば、事務用、椅子張り用又は梱包用のもの）	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパングル	卑金属製の栓及び蓋（王冠、ねじ蓋及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				八三・一〇	八三一〇・〇〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
				八三・一一		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
		八四				
	八四・〇一					
八四〇一・一〇						
原子炉	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品		卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又は芯に充填したものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇						

				八四・〇二			
八四〇一・二〇	八四〇一・三〇	八四〇一・四〇			八四〇二・一一	八四〇二・一二	八四〇二・一九
同位体分離用機器及びその部分品	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	原子炉の部分品	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	蒸気発生ボイラー	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

					八四・〇三		
八四〇二・二〇	八四〇二・九〇		八四〇三・一〇	八四〇三・九〇		八四・〇四	
八四〇四・二〇		八四〇四・一〇					
過熱水ボイラー	部分品	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	ボイラー	部分品		補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）
蒸気原動機用復水器							
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇							

			八四・〇六			八四・〇五	
八四〇六・八一		八四〇六・一〇		八四〇五・九〇	八四〇五・一〇		八四〇四・九〇
出力が四〇メガワットを超えるもの	その他のタービン	タービン（船舶推進用のものに限る。）	蒸気タービン	部分品	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	部分品
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

					八四・〇七	八四・〇八		八四・〇九
八四〇六・八二	八四〇六・九〇						八四〇八・一〇	八四〇八・二〇	八四〇八・九〇	
出力が四〇メガワット以下のもの	部分品				ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	船舶推進用エンジン	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	その他のエンジン	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

								八四・一〇	
							八四一〇・一一		八四一一・一二
						八四一〇・一二			
					八四一〇・一三				
				八四一〇・九〇					
			八四・一一						
	八四一一・一一								
八四一一・一二									

								液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	
							液体タービン及び水車		
						出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの			
					出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの				
				出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの					
			部分品（調速機を含む。）						
		ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン							
	ターボジェット								
推力が二五キロニュートンを超えるもの	推力が二五キロニュートン以下のもの								

							ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
						ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
					ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇								
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇									

										八四・一二
				八四一一・二二	八四一一・二二		八四一一・八一	八四一一・八二	八四一一・九一	八四一一・九九
				ターボプロペラ	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	その他のガスタービン	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	部分品	ターボジェット又はターボプロペラのもの	その他のもの	その他の原動機
				ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八四・一三									
	八四一二・九〇	八四一二・八〇	八四一二・三九	八四一二・三一		八四一二・二九	八四一二・二一		八四一二・一〇
液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液	部分品	その他のもの	その他のもの	直線運動式（シリンダー式）のもの	気体原動機	その他のもの	直線運動式（シリンダー式）のもの	液体原動機	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

		八四一三・一一	八四一三・一九	八四一三・二〇	八四一三・三〇	八四一三・四〇	八四一三・五〇
体エレベーター	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	その他のもの	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	コンクリートポンプ	その他の往復容積式ポンプ
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

									八四・一四
八四一三・六〇	八四一三・七〇		八四一三・八一	八四一三・八二		八四一三・九一	八四一三・九二		
その他の回転容積式ポンプ	その他の遠心ポンプ	その他のポンプ及び液体エレベーター	ポンプ	液体エレベーター	部分品	ポンプのもの	液体エレベーターのもの		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

		八四一四・一〇	真空ポンプ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
			ファン				
		八四一四・五一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八四一四・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			

					八四・一五		
				八四一五・一〇		八四一四・九〇	八四一四・八〇
八四一五・八二	八四一五・八一		八四一五・二〇				
その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの	その他のもの	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	部分品	その他のもの
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

					八四・一六		八四・一七
八四一五・八三	八四一五・九〇		八四一六・一〇	八四一六・二〇	八四一六・三〇	八四一六・九〇	
冷却ユニットを自蔵しないもの	部分品		液体燃料用の炉用バーナー	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	部分品	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

			八四・一八				
八四一八・二一		八四一八・一〇		八四一七・九〇	八四一七・八〇	八四一七・二〇	八四一七・一〇
圧縮式のもの	家庭用冷蔵庫	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	部分品	その他のもの	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	八四一八・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
	八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
	八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
	八四一八・五〇	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ					
	八四一八・六一	ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
	八四一八・六九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				

				八四・一九			
	八四一八・九一	八四一八・九九			八四一九・一一	八四一九・一九	八四一九・二〇
部分品	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	その他のもの	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	瞬間ガス湯沸器	その他のもの	医療用又は理化学用の滅菌器
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						八四・二〇			八四・二一
八四一九・八九	八四一九・九〇		八四二〇・一〇		八四二〇・九一	八四二〇・九九			
その他のもの	部分品	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	カレンダーその他のロール機	部分品	シリンダー	その他のもの	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			

八四二一・一一	八四二一・一二	八四二一・一九		八四二一・二一	八四二一・二二	八四二一・二三	八四二一・二九		八四二一・三一	
クリーム分離機	衣類脱水機	その他のもの	液体のろ過機及び清浄機	水のろ過用又は清浄用のもの	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	その他のもの	気体のろ過機及び清浄機	内燃機関の吸気用のろ過機	
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

						八四・二二一	
八四二一・三九		八四二一・九一	八四二一・九九				八四二二・一一	八四二二・一九
その他のもの	部分品	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	その他のもの	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充塡用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	皿洗機	家庭用のもの	その他のもの
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						八四・二三	
	八四二二・二〇	八四二二・三〇	八四二二・四〇	八四二二・九〇		八四二三・一〇	八四二三・二〇
	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	充塡用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	部分品	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						八四・二四
八四二三・三〇		八四二三・八一	八四二三・八二	八四二三・八九	八四二三・九〇	
定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	その他の重量測定機器	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	その他のもの	分銅及び重量測定機器の部分品	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

八四・二七	八四・二八	八四・二九	八四・三〇	八四・三一	
フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

八四・三二								
	八四三二・一〇		八四三二・二一	八四三二・二九	八四三二・三〇	八四三二・四〇	八四三二・八〇	八四三二・九〇
農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	プラウ	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	ディスクハロー	その他のもの	播種（は）機、植付け機及び移植機	肥料散布機	その他の機械	部分品
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八四・三三							
		八四三三・一一	八四三三・一九	八四三三・二〇	八四三三・三〇	八四三三・四〇	
収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	その他のもの	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	その他の乾草製造用機械	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	その他の収穫機及び脱穀機
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

	八四・三五				八四・三六		
八四三四・九〇		八四三五・一〇	八四三五・九〇		八四三六・一〇		八四三六・二一
部分品	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	機械	部分品	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器	飼料調製用機械	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	家きんのふ卵器及び育すう器
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

八四三六・二九	八四三六・八〇		八四三六・九一	八四三六・九九		八四・三七		
その他のもの	その他の機械	部分品	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	その他のもの	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	その他の機械	部分品
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八四・三八			
		八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三八・三〇	砂糖製造機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三八・四〇	醸造用機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三八・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）

								八四・三九	
									八四三八・九〇
									部分品
								繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	
									ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
							八四三九・一〇		
								繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	
									ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
						八四三九・二〇			
								紙又は板紙の製造機械	
									ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
					八四三九・三〇				
								紙又は板紙の仕上げ用機械	
									ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
								部分品	
				八四三九・九一					
								繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	
									ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		八四三九・九九							
								その他のもの	
									ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・四〇								
								製本用機械（製本ミシンを含む。）	
	八四四〇・一〇								
								機械	
									ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						八四・四一		
	八四四一・九〇	八四四一・八〇	八四四一・四〇	八四四一・三〇	八四四一・二〇	八四四一・一〇		八四四〇・九〇
	部分品	その他の機械	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	袋又は封筒の製造機械	切断機	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	部分品
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八四・四二				八四・四三
	八四四二・三〇	八四四二・四〇	八四四二・五〇	
プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	第八四四二・三〇号の機器の部分品	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びにこれらの部分品及び附属品
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	八四四三・一一	八四四三・一二	八四四三・一三	八四四三・一四	八四四三・一五	八四四三・一六	
印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）	その他のオフセット印刷機	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	フレキソ印刷機	
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

八四四三・一七	八四四三・一九		八四四三・三一	八四四三・三二	八四四三・三九		八四四三・九一
グラビア印刷機	その他のもの	その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	その他のもの	部分品及び附属品	印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

		八四・四四	八四・四五	八四・四六	八四・四七	八四・四八
	八四四三・九九	八四四四・〇〇				
刷に使用するものに限る。）	その他のもの	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	織機	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャット
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

						ル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）
			八四四八・一一	八四四八・一九	八四四八・二〇	八四四八・三一
			ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	その他のもの	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
						針布
						ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八四四八・三二	八四四八・三三	八四四八・三九		八四四八・四二	八四四八・四九		八四四八・五一	八四四八・五九
紡績準備機械のもの（針布を除く。）	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	その他のもの	織機又はその補助機械の部分品及び附属品	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	その他のもの	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	その他のもの
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						八四・五〇	八四・四九	
							八四四九・〇〇	
							フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	
					洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）		
				八四五〇・一一	全自動のもの			
			八四五〇・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）				
		八四五〇・一九	その他のもの					
	八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）						
八四五〇・九〇	部分品							
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

					八四・五一	
				八四五一・一〇		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
		八四五一・二一		ドライクリーニング機		
	八四五一・二九		乾燥機			
八四五一・三〇		一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの				
	その他のもの					
アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含						
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		

	八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	八四五一・八〇	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	八四五一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
八四・五二		ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー						
	八四五二・一〇	家庭用ミシン	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
		その他のミシン						
	八四五二・二一	自動式のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					

				八四・五三			
八四五二・二九	八四五二・三〇	八四五二・九〇			八四五三・一〇	八四五三・二〇	八四五三・八〇	八四五三・九〇
その他のもの	ミシン針	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	履物の製造機械及び修理機械	その他の機械	部分品
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八四・五四							八四・五五	
	八四五四・一〇	八四五四・二〇	八四五四・三〇	八四五四・九〇		八四五五・一〇		八四五五・二一
転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	転炉	インゴット用鋳型及び取鍋	鋳造機	部分品	金属圧延機及びそのロール	管圧延機	その他の圧延機	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

			八四・五六		八四・五七	八四・五八
八四五五・二二	八四五五・三〇	八四五五・九〇				
冷間圧延のもの	圧延機用ロール	その他の部分品	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	横旋盤
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		

						八四・五九
八四五八・一一	八四五八・一九		八四五八・九一		八四五八・九九	
数値制御式のもの	その他のもの	その他の旋盤	数値制御式のもの	その他のもの	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	ウェイタイプユニットヘッド機
ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ（第八五三七・一〇

							号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
					八四五九・二一		
				八四五九・二九		その他のボール盤	
					数値制御式のもの		
				その他のもの			
							ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇

							号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
					八四五九・五一		
				八四五九・五九		ひざ形フライス盤	
					数値制御式のもの		
				その他のもの			
					ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		
				ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
		八四五九・六一					
				その他のフライス盤			
		数値制御式のもの					
		ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇					
	八四五九・六九						
	その他のもの						
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇						
八四五九・七〇							
その他のねじ切り盤及びねじ立て盤							
ＣＴＨ（第八五三七・一〇							

				八四・六〇	
		八四六〇・一一			
	八四六〇・一九				
				研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	
			平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）		
		数値制御式のもの			
	その他のもの				
その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）					
					号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇			

八四六〇・二一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	八四六〇・二九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
				工具研削盤		
八四六〇・三一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	八四六〇・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
			八四六〇・四〇	ホーニング盤及びラップ盤	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	
八四六〇・九〇	その他のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除				

	八四・六一	八四・六二		
			八四六二・一〇	
	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪（せん）断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含
く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	

	八四六二・二一	八四六二・二九		八四六二・三一	八四六二・三九		
む。）	数値制御式のもの	その他のもの	剪（せん）断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械を除く。）	数値制御式のもの	その他のもの	パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	
	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

						八四・六四
八四六二・四一	八四六二・四九		八四六二・九一	八四六二・九九		
数値制御式のもの	その他のもの	その他のもの	液圧プレス	その他のもの	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類
ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八四・六五	八四・六六	八四・六七			
					八四六七・一一	八四六七・一九
する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	ニューマチックツール	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	その他のもの
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	八四六七・二一	八四六七・二二	八四六七・二九		八四六七・八一	八四六七・八九		八四六七・九一	八四六七・九二
電気式の原動機を自蔵するもの	ドリル	のこぎり	その他のもの	その他の工具	チェーンソー	その他のもの	部分品	チェーンソーのもの	ニューマチックツールのもの
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

		八四・六八				八四・六九	八四・七〇
八四六七・九九			八四六八・一〇	八四六八・二〇	八四六八・八〇	八四六八・九〇	八四六九・〇〇
その他のもの	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器		手持ち式トーチ	その他のガス式の機器	その他の機器	部分品	タイプライター（第八四・四三項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機
	八四・七一			自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）
		八四・七二		その他の事務用機器（例えば、謄写機、宛名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）
			八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）
			八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和（ねっか）機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメ

	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				ント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機
			八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機
			八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機
				混合機及び捏和（ねつか）機
			八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機
			八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機
			八四七四・三九	その他のもの
			八四七四・八〇	その他の機械
八四・七五			八四七四・九〇	部分品
				電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用

			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

							八四・七六	
	八四七五・一〇		八四七五・二一	八四七五・二九	八四七五・九〇			八四七六・二一
機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	その他のもの	部分品	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	飲料の自動販売機	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

							八四・七七	
八四七六・二九		八四七六・八一	八四七六・八九	八四七六・九〇		八四七七・一〇	八四七七・二〇	八四七七・三〇
その他のもの	その他の自動販売機	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	その他のもの	部分品	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	射出成形機	押出成形機	吹込み成形機
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

八四・七九								
	八四七九・一〇	八四七九・二〇	八四七九・三〇	八四七九・四〇	八四七九・五〇	八四七九・六〇		八四七九・七一
機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	綱又はケーブルの製造機械	産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	蒸発式空気冷却装置	旅客搭乗橋	空港において使用する種類のもの
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

								八四・八二	
	八四八一・一〇	八四八一・二〇	八四八一・三〇	八四八一・四〇	八四八一・八〇	八四八一・九〇		八四八二・一〇	八四八二・二〇
する物品用のものに限る。）	減圧弁	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	逆止弁	安全弁及び逃がし弁	その他の物品	部分品	玉軸受及びころ軸受	玉軸受	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

							八四・八三
八四八二・三〇	球面ころ軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
八四八二・四〇	針状ころ軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	部分品						
八四八二・九一	玉、針状ころ及びころ	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
八四八二・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇					
	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プーリー						

	八四八三・一〇	八四八三・二〇	八四八三・三〇	八四八三・四〇	八四八三・五〇	八四八三・六〇
（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	弾み車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	八四・八四		八四・八六			
八四八三・九〇				八四八六・一〇	八四八六・二〇	八四八六・三〇
単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、この類の注９(C)の機器並びに部分品及び附属品	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	フラットパネルディスプレイ製造用の機器
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

			八五			
		八四・八七		八五・〇一	八五・〇二	八五・〇三
八四八六・四〇	八四八六・九〇					八五〇三・〇〇
この類の注９(C)の機器	部分品及び附属品	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

					八五・〇四
	八五〇四・一〇		八五〇四・二一	八五〇四・二二	八五〇四・二三
トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	放電管用安定器	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ（第八五〇四・二二号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二三号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・二一号又は第八五〇四・二二

		八五〇四・三一	八五〇四・三二	八五〇四・三三
	その他のトランスフォーマー	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの
号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ（第八五〇四・三二号から第八五〇四・三四号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・三一号、第八五〇四・三三号又は第八五〇四・三四号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・三一号、第八五〇四・三二号又は第八五〇四・三四号の

						八五・〇五
	八五〇四・三四	八五〇四・四〇	八五〇四・五〇	八五〇四・九〇		
	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	スタティックコンバーター	その他のインダクター	部分品	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	
材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ（第八五〇四・三一号から第八五〇四・三三号までの各号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

						八五・〇七			
八五〇六・六〇	八五〇六・八〇	八五〇六・九〇		八五〇七・一〇	八五〇七・二〇	八五〇七・三〇	八五〇七・四〇	八五〇七・五〇	八五〇七・六〇
空気・亜鉛電池	その他の一次電池	部分品	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	その他の鉛蓄電池	ニッケル・カドミウム蓄電池	ニッケル・鉄蓄電池	ニッケル・水素蓄電池	リチウム・イオン蓄電池
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						八五・〇八			八五・〇九
	八五〇七・八〇	八五〇七・九〇		八五〇八・一一			八五〇八・一九	八五〇八・六〇	八五〇八・七〇
	その他の蓄電池	部分品		出力が一、五〇〇ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（二〇リットル以下のもの）を有するものに限る。）	電動装置を自蔵するもの	真空式掃除機	その他のもの	その他のもの	部分品
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八五〇九・四〇	八五〇九・八〇	八五〇九・九〇		八五一〇・一〇	八五一〇・二〇	八五一〇・三〇	八五一〇・九〇
第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	その他の機器	部分品	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）	かみそり	バリカン	脱毛器	部分品
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八五・一一		火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
		八五一一・一〇	点火プラグ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
		八五一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及び弾み車式磁石発電機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
		八五一一・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
		八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
		八五一一・五〇	その他の発電機	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
		八五一一・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
		八五一一・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

	八五・一二		電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）				
		八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八五一二・三〇	音響信号機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		八五一二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	八五・一三		携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）				

					八五・一四		
八五一三・一〇	八五一三・九〇	八五一四・一〇	八五一四・二〇	八五一四・三〇	八五一四・四〇	八五一四・九〇	
ランプ	部分品	抵抗加熱炉	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	その他の炉	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	部分品	
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

							八五・一五
					八五一五・一一		
	八五一五・二九	八五一五・二一		八五一五・一九			
アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものと	その他のもの	全自動式又は半自動式のもの	金属用抵抗溶接機器	その他のもの	はんだごて及びはんだ付けガン	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		

					八五・一六	
	八五一五・三一	八五一五・三九	八五一五・八〇	八五一五・九〇		八五一六・一〇
し、金属用のものに限る。）	全自動式又は半自動式のもの	その他のもの	その他の機器	部分品	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	八五一六・二一	八五一六・二九		八五一六・三一	八五一六・三二	八五一六・三三	八五一六・四〇	八五一六・五〇	八五一六・六〇
電気式の暖房機器及び土壌加熱器	蓄熱式ラジエーター	その他のもの	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	ヘアドライヤー	その他の調髪用機器	手用ドライヤー	電気アイロン	マイクロ波オーブン	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						八五・一七
	八五一六・七一	八五一六・七二	八五一六・七九	八五一六・八〇	八五一六・九〇	
その他の電熱機器	コーヒーメーカー及びティーメーカー	トースター	その他のもの	電熱用抵抗体	部分品	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第八四・四三項、第八五・二五項、第八五・二七項又は第八五・二八項の送受信機器を除く。）
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	八五一七・一一	八五一七・一二	八五一七・一八		八五一七・六一	八五一七・六二
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）	コードレス送受話器付きの有線電話機	携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	その他のもの	その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）	基地局	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

				八五・一八		
			八五一八・一〇		八五一七・七〇	八五一七・六九
	八五一八・二一		マイクロホン及びそのスタンド	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	部分品	その他のもの
八五一八・二二	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたも	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					

								のに限る。）
								その他のもの
							八五一八・二九	
						八五一八・三〇		ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの
					八五一八・四〇			可聴周波増幅器
				八五一八・五〇				電気式音響増幅装置
			八五一八・九〇					部分品
		八五・一九						音声の記録用又は再生用の機器
	八五・二一							ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）
八五・二二								部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二一項の機
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

					器に専ら又は主として使用するものに限る。）
	八五・二三			ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八五・二五			ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八五・二六			レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八五・二七			ラジオ放送用の受信機器（同一の筐（きょう）体において音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八五・二八			モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八五・二九	八五・三〇				八五・三一
			八五三〇・一〇	八五三〇・八〇	八五三〇・九〇	
送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	鉄道用又は軌道用の機器	その他の機器	部分品	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

				八五・三二				
八五三二・二二	八五三二・二一		八五三二・一〇		八五三二・九〇	八五三二・八〇	八五三二・二〇	八五三二・一〇
アルミニウム電解コンデンサー	タンタルコンデンサー	その他の固定式コンデンサー	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	部分品	その他の機器	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

			八五・三三						
		八五三三・一〇		八五三二・九〇	八五三二・三〇	八五三二・二九	八五三二・二五	八五三二・二四	八五三二・二三
	その他の固定式抵抗器	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	部分品	可変式又は半固定式のコンデンサー	その他のもの	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

							八五・三四	八五・三五
八五三三・二一	八五三三・二九		八五三三・三一	八五三三・三九	八五三三・四〇	八五三三・九〇	八五三四・〇〇	
容量が二〇ワット以下のもの	その他のもの	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	容量が二〇ワット以下のもの	その他のもの	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	部分品	印刷回路	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

八五・三六			電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）及び光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
八五・三七			電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限る。）及び数値制御用の機器（第八五・一七項の交換機を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
八五・三八			第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
八五・三九			フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯		

八五三九・一〇	シールドビームランプ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		八五三九・二一		八五三九・二二		八五三九・二九		八五三九・三一		八五三九・三二		八五三九・三九	
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）		タングステンハロゲン電球	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	放電管（紫外線ランプを除く。）		熱陰極蛍光放電管	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

八五四〇・二〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管 その他の光電管	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	八五四〇・四〇	データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのものであって、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
八五四〇・六〇	その他の陰極線管	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）						
八五四〇・七一	磁電管	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
八五四〇・七九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
	その他の管						
八五四〇・八一	受信管及び増幅管	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					

			八五・四一				
八五四一・二一		八五四一・一〇		八五四〇・九九	八五四〇・九一		八五四〇・八九
定格消費電力が一ワット未満のもの	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	その他のもの	陰極線管のもの	部分品	その他のもの
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

							八五・四三	
八五四二・三一		八五四二・三二	八五四二・三三	八五四二・三九	八五四二・九〇			八五四三・一〇	八五四三・二〇	八五四三・三〇
プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合してあるかないかを問わない。）		記憶素子	増幅器	その他のもの	部分品	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		粒子加速器	信号発生器	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

			八五・四四		八五・四六
				八五四三・九〇	八五四三・七〇
	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	部分品	その他の機器
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

					八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
				八五・四八		一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	
			八五四八・一〇			一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	ＷＯ
			八五四八・九〇			その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
八六	第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品					第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	八七					
		八七・〇一	八七・〇二	八七・〇三	八七・〇四	八七・〇五
のものを含む。）	第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	貨物自動車	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
		ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	

八七・〇九	八七・〇八	八七・〇七	八七・〇六				八七〇五・一〇	クレーン車
			八七〇六・〇〇	八七〇五・九〇	八七〇五・四〇	八七〇五・三〇	八七〇五・二〇	せん孔デリック車
自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	その他のもの	コンクリートミキサー車	消防車		
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

					物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品
	八七・一〇	八七一〇・〇〇	ＲＶＣ四〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	
	八七・一一		ＲＶＣ四〇	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	
	八七・一二	八七一二・〇〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	
	八七・一三		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	
八七・一四				部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項まで	

	八七一四・一〇	八七一四・二〇		八七一四・九一	八七一四・九二	八七一四・九三	八七一四・九四	八七一四・九五	
の車両のものに限る。）	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	身体障害者用又は病人用の車両のもの	その他のもの	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	リム及びスポーク	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	サドル	
	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	

			八七・一五	八七・一六				
八七一四・九六	八七一四・九九	八七一五・〇〇						
ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	その他のもの	乳母車及びその部分品	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	第八九類　船舶及び浮き構造物	第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	九〇	第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			

					九〇・〇一	
				九〇・〇二		
			九〇・〇三			
						光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
						ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
						レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
						ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
				眼鏡のフレーム及びその部分品		
			フレーム			
		プラスチック製のもの				
	九〇〇三・一一					
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
その他の材料製のもの						
	九〇〇三・一九					
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇						

	九〇・〇四	九〇・〇五				九〇・〇六		
九〇〇三・九〇			九〇〇五・一〇	九〇〇五・八〇	九〇〇五・九〇		九〇〇六・一〇	九〇〇六・三〇
部分品	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	双眼鏡	その他の機器	部分品及び附属品（支持具を含む。）	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	製版に使用する種類の写真機	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	九〇〇六・四〇		九〇〇六・五一	九〇〇六・五二	九〇〇六・五三	九〇〇六・五九	九〇〇六・六一
	インスタントプリントカメラ	その他の写真機	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	その他のもの	写真用のせん光器具及びせん光電球
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）
							ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						九〇・〇八	
九〇〇七・九二	映写機用のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	九〇〇八・五〇	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）			
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	九〇〇八・九〇	投影機、引伸機及び縮小機			
				写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	九〇・一〇		
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
九〇一〇・五〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
九〇一〇・六〇	映写用又は投影用のスクリーン	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					

							九〇・一一		九〇・一二
九〇一一〇・九〇		九〇一一・一〇	九〇一一・二〇	九〇一一・八〇	九〇一一・九〇			九〇一二・一〇	九〇一二・九〇
部分品及び附属品	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	双眼実体顕微鏡	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	その他の顕微鏡	部分品及び附属品	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	部分品及び附属品
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

						九〇・一三	
					九〇一三・一〇		液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
				九〇一三・二〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
			九〇一三・八〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）
		九〇一三・九〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	九〇・一四		部分品及び附属品		羅針盤その他の航行用機器		
		九〇一四・一〇	羅針盤その他の航行用機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	羅針盤	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	羅針盤
		九〇一四・二〇	羅針盤	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）

						九〇・一五		
九〇一四・八〇	九〇一四・九〇		九〇一五・一〇	九〇一五・二〇	九〇一五・三〇		九〇一五・四〇	九〇一五・八〇	九〇一五・九〇	
その他の機器	部分品及び附属品		測距儀	経緯儀及び視距儀	水準器	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	写真測量用機器	その他の機器	部分品及び附属品	
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	九〇・一六	九〇一六・〇〇	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	九〇・一七		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、物差し、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）				
		九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		九〇一七・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
		九〇一七・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			
	九〇・一八		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇			

九〇・一九		九〇・二〇	九〇・二一	九〇・二二
		九〇二〇・〇〇		
機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器		その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

							エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
						九〇二二・一二	
					九〇二二・一三		コンピュータ断層撮影装置
				九〇二二・一四			その他のもの（歯科用のものに限る。）
			九〇二二・一九				その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）
							その他の用途に供するもの
							アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
		九〇二二・二一					医療用又は獣医用のもの
九〇二二・二九							その他の用途に供するもの

							ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
						ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	
					ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		
				ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇			
			ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇							

		九〇・二三	九〇・二四				九〇・二五
九〇二二一・三〇	九〇二二一・九〇	九〇二三・〇〇		九〇二四・一〇	九〇二四・八〇	九〇二四・九〇	
エックス線管	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	その他の機器	部分品及び附属品	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

						九〇・二六	
		九〇二五・一一	九〇二五・一九	九〇二五・八〇	九〇二五・九〇		九〇二六・一〇
合わせた物品	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	その他のもの	その他の機器	部分品及び附属品	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						九〇・二七	
九〇二六・二〇	九〇二六・八〇	九〇二六・九〇		九〇二七・一〇	九〇二七・二〇	九〇二七・三〇	九〇二七・五〇
圧力の測定用又は検査用のもの	その他の機器	部分品及び附属品	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	ガス又は煙の分析機器	クロマトグラフ及び電気泳動装置	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するも
ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

								九〇・二九
	九〇二七・八〇	九〇二七・九〇		九〇二八・一〇	九〇二八・二〇	九〇二八・三〇	九〇二八・九〇	
のに限る。）	その他の機器	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	ガス用計器	液体用計器	電気用計器	部分品及び附属品	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

						九〇・三〇	
	九〇二九・一〇	九〇二九・二〇	九〇二九・九〇		九〇三〇・一〇	九〇三〇・二〇	
	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	部分品及び附属品	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	電離放射線の測定用又は検出用の機器	オシロスコープ及びオシログラフ	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	

		九〇三〇・三一	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有するもの）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		九〇三〇・三三	その他のもの（記録装置を有しないもの）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		九〇三〇・三九	その他のもの（記録装置を有するもの）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		九〇三〇・四〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
			その他の機器					
		九〇三〇・八二	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				
		九〇三〇・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇				

							九〇・三一	
九〇三〇・九〇	九〇三一・一〇	九〇三一・二〇		九〇三一・四一	九〇三一・四九	九〇三一・八〇		九〇三一・九〇
部分品及び附属品	釣合試験機	テストベンチ	その他の光学式機器	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	その他のもの	その他の機器	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	部分品及び附属品
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	九〇・三二		九〇三二・一〇	九〇三二・二〇		九〇三二・八一	九〇三二・八九	九〇三二・九〇	九〇三三・〇〇
	自動調整機器	サーモスタット	マノスタット	その他の機器	液体式又は気体式のもの	その他のもの	部分品及び附属品	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	第九一類　時計及びその部分品
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

	九一・〇一		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	九一・〇二		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	九一・〇三		時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	九一・〇四	九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	九一・〇五		その他の時計（携帯用時計を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	九一・〇六		時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		
	九一・〇七	九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有す	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		

	九一・〇八	九一・〇九	九一・一〇	九一・一一			
					九一一一・一〇	九一一一・二〇	九一一一・八〇
るものに限る。）	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメント並びに時計用ラフムーブメント	携帯用時計のケース及びその部分品	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	その他のケース
	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

						九一・一二	九一・一三	九一・一四	
									九一一一・九〇
						時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	その他の時計の部分品	部分品
						ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

九二		第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				
				九一・一四		
	第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品					
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇						

九三			第二〇部　雑品			九四
	第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品					第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、
ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇						ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
			九五	第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
		九六		第九六類　雑品
	九六・〇一			アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）
九六・〇二	九六〇二・〇〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
				植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したも

					のに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品
	九六・〇三				ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）
					ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	九六・〇四	九六〇四・〇〇	手ふるい	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	九六・〇五	九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	九六・〇六		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	

九六・〇七					九六・〇八	九六・〇九
		九六〇七・一一	九六〇七・一九	九六〇七・二〇		
スライドファスナー及びその部分品	スライドファスナー	卑金属製の務歯を取り付けたもの	その他のもの	部分品	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク
		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

	九六・一〇	九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	九六・一一	九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	九六・一二		タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	九六・一三		たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	
		九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇

	九六一三・二〇	九六一三・八〇	九六一三・九〇	九六一四・〇〇	九六・一四	九六・一五	九六・一六
	九六一三・二〇	九六一三・八〇	九六一三・九〇	九六一四・〇〇			
詰替えができるものを除く。）	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	その他のライター	部分品	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド
	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

				九六・一七	九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
			九六・一八	九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		九六・一九	九六一九・〇〇	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九七	第二一部　美術品、収集品及びこっとう			第九七類　美術品、収集品及びこっとう	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

附属書三Ｂ　必要的記載事項

1　原産地証明書

(a)　輸出者の氏名又は名称及び住所

(b)　判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所

(c)　輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所

(d)　産品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）

(e)　原産地証明書番号

(f)　原産性を与えることとなる基準

(g)　輸出者又は生産者による申告

(h)　発給機関による証明であって、原産地証明書に記載された産品が証拠に基づいて第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載され、かつ、当該発給機関の正規の署名及び公の印章を付して提供されるもの

(i) 第二・六条（関税率の差異）に規定するＲＣＥＰ原産国

(j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報（例えば、仕入書の番号、出発の日付、船舶の名称又は航空機の便名、荷揚港）

(k) 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、ＦＯＢ価額

(l) 産品の数量

(m) 連続する原産地証明書については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国におけるＲＣＥＰ原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号

２　原産地申告

(a) 輸出者の氏名又は名称及び住所

(b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所

(c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所

(d) 産品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）

(e) 認定された輸出者については、輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号

(f) 固有の参照番号

(g) 原産性を与えることとなる基準

(h) 権限を与えられた署名者による証明であって、原産地申告に記載された産品が第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されたもの

(i) 第二・六条（関税率の差異）に規定するＲＣＥＰ原産国

(j) 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、ＦＯＢ価額

(k) 産品の数量

(l) 連続する原産地申告については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国におけるＲＣＥＰ原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号

第四章　税関手続及び貿易円滑化

第四・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「税関当局」とは、各締約国の法律に基づいて関税法令の運用及び執行について責任を有する当局をいう。

(b)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であって、その運用及び執行について特に税関当局が責任を有するもの並びに税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

(c)　「税関手続」とは、締約国の税関当局が自国の関税法令の対象となる物品及び輸送手段に対して適用する措置をいう。

(d)　「急送貨物」とは、物品の迅速な国境を越える移動のための貨物サービスを運営し、かつ、これらの物品について税関当局に対する責任を引き受ける企業により又は当該企業を通じて輸入される全ての物品をいう。

(e)　「輸送手段」とは、締約国の関税領域に出入りする各種の船舶、車両及び航空機であって、自然人又は物品を輸送するものをいう。

第四・二条　目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a)　各締約国の関税法令の適用における予見可能性、一貫性及び透明性を確保すること。

(b)　各締約国の税関手続の効率的な運用及び物品の迅速な通関を促進すること。

(c)　各締約国の税関手続を簡素化し、及び関連する国際的な基準に可能な限り調和させること。

(d)　締約国の税関当局の間の協力を促進すること。

(e)　世界的及び地域的なサプライチェーンのための環境を強化すること等を通じて、締約国間の貿易を円滑にすること。

第四・三条　適用範囲

この章の規定は、締約国間で取引される物品及び各締約国の関税領域に出入りする輸送手段に適用される税関手続について適用する。

第四・四条　一貫性

1　各締約国は、自国の関税法令が自国の関税領域全体において一貫して実施され、及び適用されることを確保する。第一文の規定は、締約国の関税法令が裁量を認める場合において当該締約国の税関当局が当該裁量を行使することを妨げるものではない。ただし、当該裁量が当該締約国の関税領域全体において一貫して、かつ、当該締約国の関税法令に従って行使されることを条件とする。

2　各締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、自国の関税領域全体において自国の関税法令の一貫した実施及び適用を確保するための行政上の措置を採用し、又は維持するよう努める（自国の地方税関官署の間において自国の関税法令の一貫した適用を確保する行政上の制度を構築することによることが望ましい。）。

3　各締約国は、2に規定する行政上の制度の運用を改善するために当該行政上の制度に関する自国の慣行及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。

4　締約国が1及び2に規定する義務を遵守しない場合には、他の締約国は、第四・二十条（協議及び連絡部局）の規定に基づく協議の手続に従ってその問題について当該締約国と協議することができる。

第四・五条　透明性

1　各締約国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、差別的でない態様で、かつ、容易に入手可能な方法により、可能な限りインターネットにおいて、次に掲げる情報を速やかに公表する。

(a)　輸入、輸出及び通過のための手続（港湾手続、空港手続その他の入国地点における手続を含む。）並びに所要の書式及び書類

(b)　輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課される全ての種類の税の実行税率

(c)　輸入、輸出若しくは通過について又はこれらに関連して政府機関により又は政府機関のために課される手数料及び課徴金

(d)　産品の関税上の分類又は評価に関する規則

(e)　原産地規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定

(f)　輸入、輸出又は通過の制限又は禁止

(g)　輸入、輸出又は通過の手続の違反に対する罰則

(h) 異議の申立て又は審査の請求のための手続

(i) 自国が締結している一若しくは二以上の国との間の協定又はその一部であって、輸入、輸出又は通過に関するもの

(j) 関税割当ての運用に関する手続

2 各締約国は、特に、次に掲げる情報をインターネットを通じて利用可能なものとし、可能な限り、かつ、適当な場合には、これらの情報を更新する。

(a) 輸入、輸出及び通過のための手続（異議の申立て又は審査の請求のための手続を含む。）の概要（注）であって、輸入、輸出及び通過のために必要な実際的な手順を政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者に周知するもの

注 各締約国は、この概要についての法律上の制約を自国のウェブサイトにおいて明記する裁量を有する。

(b) 自国の領域への輸入、自国の領域からの輸出又は自国の領域の通過のための所要の書式及び書類

(c) 次条（照会所）に規定する照会所の連絡先及び税関に係る事項についての照会の方法に関する情報

3 各締約国は、新たな関税法令を策定し、又は既存の関税法令を改正する場合には、可能な限り、その新

たな又は改正される関税法令の案を公表し、又は容易に利用可能なものとし、及び利害関係を有する者に対し、当該関税法令の案について意見を提出するための適当な機会を与える。ただし、事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

4　各締約国は、一般に適用される新たな又は改正された法令であって物品（通過物品を含む。）の移動、引取りの許可及び通関に関するものについて、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるよう、実行可能な限り、並びに自国の法令及び法制に適合する方法により、当該法令が効力を生ずる日の前に、可能な限り速やかに公表され、又は当該法令に関する情報が公に利用可能なものとされることを確保する。

5　この条のいかなる規定も、締約国が自国の言語以外の言語により情報を公表し、又は提供することを要求するものと解してはならない。

第四・六条　照会所

各締約国は、利害関係を有する者からの税関に係る事項に関する妥当な照会に回答し、並びに輸入、輸出及び通過のための所要の書式及び書類の取得を容易にするため、一又は二以上の照会所を指定する。

第四・七条　税関手続

１　各締約国は、自国の税関手続及び税関実務が、予見可能性、一貫性及び透明性があるものであること並びに物品の迅速な通関等を通じて貿易を円滑にすることを確保する。

２　各締約国は、可能な場合には、かつ、自国の関税法令が許容する範囲内で、自国の税関手続が世界税関機構の基準及び勧告された慣行に適合することを確保する。

３　各締約国の税関当局は、貿易を円滑にするために自国の税関手続を簡素化することを目的として当該自国の税関手続を見直す。

第四・八条　船積み前検査

１　各締約国は、関税分類及び関税評価に関して、船積み前検査を利用することを要求してはならない。

２　１の規定の対象とならない他の種類の船積み前検査を利用する締約国の権利を害することなく、各締約国は、当該他の種類の船積み前検査を利用することに関して新たな要件を導入せず、又は適用しないよう奨励される。

３　２に規定する船積み前検査とは、船積み前検査に関する協定の対象となる船積み前検査をいい、衛生植

物検疫のための船積み前検査を排除するものではない。

第四・九条　到着の前の処理

1　各締約国は、物品の到着の時にその引取りの許可を迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に処理を開始するため、物品の輸入のために必要とされる書類その他の情報の提出を認める手続を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、適当な場合には、物品の到着の前に書類の処理を行うため、1に規定する書類その他の情報の電子的様式による事前の提出について定める。

第四・十条　事前教示

1　各締約国は、他の締約国からの物品の自国の領域への輸入の前に、輸入者、輸出者若しくは正当な事由を有する者又はこれらの者の代理人であって、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出したものに対して、次に掲げる事項に関する書面による事前の教示を行う。

(a)　関税分類

(b)　当該物品が前章（原産地規則）の規定に基づく原産品であるかどうか。

(c) 関税評価協定の規定に従って特定の事実関係に基づいて課税価額を決定する上で使用する適当な方法又は基準及びこれらの適用

(d) 締約国が合意する他の事項

2 締約国は、申請者が自国において法的代理人又は登録を有することを要求することができる。その要求は、中小企業に特有のニーズに対して特別の考慮を払い、可能な限り、事前の教示を申請する資格を有する者の範囲を制限するものであってはならない。当該要求は、明確な、かつ、透明性があるものとし、恣意的又は不当な差別の手段となってはならない。（注1、注2）

注1 締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、物品に関する委員会を通じて、貿易の円滑化に対する寄与の観点から、この2の要求を見直すことができる。

注2 各締約国は、自国の登録手続が透明性があるものであり、申請が適時に処理され、並びに当該申請について行った決定及びその理由が申請者に対して書面により速やかに通知されることを確保する。

3 各締約国は、事前の教示を行う手続であって次の要件を満たすものを採用し、又は維持する。

(a) 事前の教示を申請するために必要な情報を特定すること。

(b) 各締約国が、事前の教示の申請に関する審査の過程のいかなる時点においても、当該申請を審査するために必要な追加の情報（物品の見本を含むことができる。）の提供を申請者に要請することができることを定めること。

(c) 事前の教示が、申請者によって提示された事実及び状況並びに意思決定を行う者が保有する他の関連する情報を根拠とすることを確保すること。

(d) 事前の教示が、関連する事実及びその決定の根拠を含むことを確保すること。

4 各締約国は、自国の公用語又は自国が決定する言語により事前の教示を行う。事前の教示については、全ての必要な情報が受領された後、合理的な、かつ、特定された方法により、定められた期限までに申請者に対して行うものとし、可能な限り、九十日以内に行う。各締約国は、事前の教示の申請よりも前に、当該事前の教示を行う期限を特定し、及び公表する。税関当局は、申請を受領した後特定された期限よりも遅く当該事前の教示を行うことについて合理的な理由を有する場合には、当該特定された期限が終了する前に、申請者に対して事前の教示の遅延の理由を通知する。

5 締約国は、事前の教示の基礎を成す事実及び状況が行政上又は司法上の審査の対象となっている場合に

は、当該事前の教示を行うことを拒否することができる。事前の教示を行うことを拒否する締約国は、関連する事実、状況及び自国が当該事前の教示を行うことを拒否することを決定した根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

6　締約国は、3(b)の規定に基づいて申請者に対して書面により要請した追加の情報が、その要請の時に決定した合理的な、かつ、特定された期限内に提供されなかった場合において、当該追加の情報を申請者に対して書面により要請しているときは、事前の教示の要請を拒否することができる。

7　各締約国は、事前の教示に関し、当該事前の教示の根拠となる法令及び行政規則並びに事実及び状況に変更が生じていないことを条件として、当該事前の教示が行われた日又は当該事前の教示において特定する他の日から有効なものとすることを定める。8の規定に従うことを条件として、事前の教示は、少なくとも三年間有効なものとする。

8　締約国は、次のいずれかの場合において、事前の教示を取り消し、修正し、又は無効とするときは、関連する事実及びその決定の根拠を記載して申請者に対して書面により速やかに通知する。

(a)　自国の法令又は行政規則に変更がある場合

(b) 不正確な情報が提供され、又は関連する情報が提供されなかった場合

(c) 当該事前の教示が根拠とした重要な事実又は状況に変更がある場合

(d) 当該事前の教示が誤っていた場合

9 締約国が事前の教示を遡及して取り消し、修正し、又は無効とすることができるのは、当該事前の教示が不完全な、不正確な、虚偽の又は誤認させる情報を根拠としていた場合に限る。

10 締約国が行う事前の教示は、当該事前の教示を要請した申請者について当該締約国を拘束する。

11 各締約国は、少なくとも次の事項を公表する。

(a) 事前の教示の申請のための要件（提供すべき情報及び様式を含む。）

(b) 事前の教示を行う期限

(c) 事前の教示の有効期間

12 各締約国は、商業上の秘密の情報を保護する必要性を考慮しつつ、事前の教示に関する情報であって、他の利害関係者にとって重要な利益があると認めるものを公に利用可能なものとすることができる。

第四・十一条　物品の引取りの許可

1　各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りの許可のための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する。この1の規定は、締約国に対し、自国が課する引取りの許可のための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。

2　各締約国は、1の規定に従い、自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間を超えない期間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、通関に必要な全ての情報が提出された時から四十八時間以内）に物品の通関を許可する手続を採用し、又は維持する。

3　物品が更なる検査のために選定される場合には、当該検査については、合理的かつ必要なものに限定し、並びに不当に遅滞することなく行い、及び完了する。

4　各締約国は、物品が到着する前に、到着する時に又は到着した後可能な限り速やかに関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われない場合において、その他の全ての規制上の要件が満たされているときは、当該決定の前に物品の引取りを許可する手続を採用し、又は維持する。締約国は、当該引取りの許可の条件として、自国の法令に従って保証（その対象となる物品について最終的に納付されるべき関税、租税、手数料及び課徴金の納付を確保するために当該締約国が必要とする額を超えないものと

する。）を要求することができる。

5　この条のいかなる規定も、締約国が自国の法令に適合する方法により物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、又は取り扱う権利に影響を及ぼすものではない。

6　各締約国は、全ての規制上の要件が満たされていることを条件として、腐敗しやすい物品の回避可能な損失又は品質の低下を防止するため、腐敗しやすい物品の税関管理からの引取りの許可に関して次の事項を定める。

(a)　通常の状況においては、可能な限り短い時間内（可能な限り、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後六時間未満）における引取りの許可

(b)　例外的な状況において適当と認める場合には、税関当局の執務時間外における引取りの許可

7　各締約国は、必要とされる検査の日程を決定する場合には、腐敗しやすい物品を適切に優先する。

8　各締約国は、腐敗しやすい物品の引取りの許可を保留する間、当該腐敗しやすい物品を適切に保管するための手配を行うものとし、又は輸入者が当該手配を行うことを認める。各締約国は、当該輸入者が手配する保管施設について、自国の関係当局が承認し、又は指定したものであることを要求することができ

る。当該保管施設への当該腐敗しやすい物品の移動（当該腐敗しやすい物品を移動する事業者に与えられる許可を含む。）については、必要な場合には、関係当局の承認を条件とすることができる。各締約国は、実行可能であり、かつ、国内法令に適合する場合において、当該輸入者の要請があったときは、引取りの許可のために必要な手続が当該保管施設において行われることを定める。

第四・十二条　情報技術の利用

1　各締約国は、可能な限り、物品の迅速な通関及び引取りの許可のための国際的に受け入れられた基準に基づき、税関の業務を補助するために情報技術を利用する。

2　各締約国は、可能な限り、物品の引取りの許可のための税関手続を迅速にする情報技術（物品の積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法による特定のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）を利用する。

3　各締約国は、自国の貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努める。

4　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により

提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

5　各締約国は、貿易実務に係る文書の電子化について定める施策を策定するに当たっては、国際機関の下で作成される国際的な基準又は方式を考慮するよう奨励される。

6　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、他の締約国と協力し、及び国際的な場において協力する。

第四・十三条　認定事業者のための貿易円滑化措置

1　各締約国は、3の規定に従い、特定の基準を満たす事業者（以下この章において「認定事業者」という。）に対して、輸入、輸出又は通過の方式及び手続に関連する追加の貿易円滑化措置を提供する。締約国は、これに代えて、全ての事業者に一般に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができるものとし、別の制度を制定することを要求されない。

2　認定事業者としての資格を有するための特定の基準は、締約国の法令又は手続に定める要件の遵守に関連し、又は当該要件の不遵守の危険性に関連するものとする。

(a)　当該基準は、公表されるものとし、次のものを含むことができる。

(i) 関税法令その他の関連する法令の遵守に関する適当な記録

(ii) 必要な内部の統制を可能にするために記録を管理する制度

(iii) 財務上の支払能力（適当な場合には、十分な担保又は保証の提供を含む。）

(iv) サプライチェーン・セキュリティ

(b) 当該基準は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。

(i) 同様の条件の下にある事業者の間において、恣意的又は不当な差別をもたらすように設計せず、又は適用しないこと。

(ii) 可能な限り、中小企業の参加を制限しないこと。

3 1の規定に従って提供される貿易円滑化措置には、次に掲げる措置のうち少なくとも三つを含めるものとする。（注）

注 (a)から(g)までに掲げる措置は、全ての事業者に一般に利用可能なものである場合には、認定事業者に提供されているものと認められる。

(a) 適当な場合には、書類及びデータの要求の低減

(b) 適当な場合には、物理的な検査の割合の低減

(c) 適当な場合には、引取りの許可までに要する時間の短縮

(d) 関税、租税、手数料及び課徴金の納期限の延長

(e) 包括的な保証の利用又は保証の軽減

(f) 一定の期間内の全ての輸入又は輸出についての一括した税関申告

(g) 認定事業者の施設又は税関当局が許可した他の場所における物品の通関

4 各締約国は、国際的な基準が存在する場合には、当該基準に基づいて認定事業者に係る制度を構築するよう奨励される。ただし、当該基準が、追求される正当な目的を達成する方法として適当でなく、又は効果的でない場合は、この限りでない。

5 各締約国は、事業者に提供される貿易円滑化措置を強化するため、他の締約国に対し、認定事業者に係る制度の相互承認について交渉する可能性を認める。

6 締約国は、それぞれの認定事業者に係る制度を構築するに当たり、適当な場合には、第四・二十条（協議及び連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局及び物品に関する委員会を利用しつつ、次のことを

通じて協力するよう奨励される。

(a) 認定事業者に係る制度に関する情報及び新たな制度を導入するための取組に関する情報を交換すること。

(b) 事業者の意見及び経験に関する展望並びに事業者に対する広報に関する最良の慣行を共有すること。

(c) 認定事業者に係る制度の相互承認への取組方法に関する情報を共有すること。

(d) 貿易を促進するために認定事業者に係る制度の便益を増大させる方法（特に、税関に関する問題の解決のために認定事業者の調整者として税関職員を任命すること。）を検討すること。

第四・十四条　危険度に応じた管理手法

1　各締約国は、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

3　各締約国は、危険度の高い貨物に税関管理及び可能な限りその他の関連する国境管理を集中させ、並びに危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行う。各締約国は、また、自国の危険度に応じた管理手法の

一部として、税関管理及び国境管理のために貨物を無作為に選定することができる。

4　各締約国は、危険度に応じた管理手法について、適当な選定の基準による危険性の評価を根拠とするものとする。当該選定の基準には、特に、統一システム番号、物品の性質及び品名、原産国、仕出国、物品の価額、貿易業者の遵守に関する記録並びに輸送手段の種類を含めることができる。

第四・十五条　急送貨物

1　各締約国は、少なくとも航空貨物施設を通じて輸入される物品について、適切な税関管理及び選定を維持しつつ、次のことによって、急送貨物の通関を迅速に行うための税関手続を採用し、又は維持する。

（注）

注　この1の規定は、締約国がこの条に規定する待遇を与える既存の手続を有する場合には、当該締約国に対し、別の迅速な引取りの許可の手続を導入することを要求するものではない。

(a)　急送貨物に関連する情報を到着の前に処理することについて定めること。

(b)　可能な限り、急送貨物に含まれる全ての物品を対象として、情報を一括して電子的手段により提出することを認めること。

(c) 急送貨物の引取りの許可のために必要な書類を最小限にすること。

(d) 通常の状況において、物品が到着し、かつ、引取りの許可のために必要な情報が提出された後、可能な限り速やかに（可能な場合には、六時間以内に）急送貨物の引取りの許可を行うことについて定めること。

(e) (a)から(d)までに規定する待遇をあらゆる重量又は価額の貨物について適用するよう努めること。ただし、締約国は、追加の輸入手続（申告書及びその裏付けとなる書類の提出並びに税の納付を含む。）を要求することができることが認められ、及び当該待遇が書類等の低価額の物品に限定されないことを条件として、物品の種類に基づいて当該待遇を限定することができることが認められる。

(f) 特定の定められた物品を除くほか、可能な限り、関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。この(f)の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定に適合して輸入について課される付加価値税、物品税等の内国税については、適用しない。

2 1のいかなる規定も、危険度に応じた管理手法の制度の使用に関連して行うことを含め、物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する締約国の権

利に影響を及ぼすものではない。さらに、1のいかなる規定も、締約国が引取りの許可の条件として、追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求することを妨げるものではない。

第四・十六条　通関後の監査

1　各締約国は、物品の引取りの許可を迅速に行うため、自国の関税法令その他の関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。

2　各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定する。当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性がある態様で、通関後の監査を実施する。当該各締約国は、当該者が監査の過程に関与し、及び当該監査の最終的な結果が得られた場合には、その記録が当該監査の対象となった者に対して次の事項を遅滞なく通知する。

(a)　当該結果

(b)　当該結果の理由

(c)　当該者の権利及び義務

3　締約国は、通関後の監査において得られた情報について、更なる行政上又は司法上の手続において使用

することができることを認める。

4　各締約国は、実行可能な場合には、危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、通関後の監査の結果を利用する。

第四・十七条　引取りの許可の所要時間調査

1　各締約国は、次のことのため、世界税関機構が公表する物品の引取りの許可までに要する時間の測定のための指針等の手段を利用しつつ、定期的に、かつ、一貫性がある態様で、自国の税関当局が物品の引取りの許可までに要する時間を測定し、及びその結果を公表するよう奨励される。

(a)　自国の貿易円滑化措置を評価すること。

(b)　物品の引取りの許可までに要する時間について更なる改善の機会を検討すること。

2　各締約国は、1の引取りの許可の所要時間調査に関する自国の経験（使用された方法及び特定された障害を含む。）を他の締約国と共有するよう奨励される。

第四・十八条　審査の請求及び異議の申立て

1　各締約国は、税関当局が行政上の決定（注1）を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、

次の事項を行う権利を有することを定める。（注２）

注１　この条の規定の適用上、「行政上の決定」とは、個別の事例における特定の者の権利及び義務に影響を及ぼす法的効果を有する決定をいう。この条に規定する行政上の決定には、千九百九十四年のガット第十条に規定する行政上の措置並びに締約国の法令及び法制に定めるところにより行政上の措置がとられず又は行政上の決定が行われないことが含まれることが了解される。この不作為に対処するため、締約国は、(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求を行う権利に代えて、税関当局に対して速やかに行政上の決定を行うことを命令するための代替的な行政上の制度又は司法手続を維持することができる。

注２　ブルネイ・ダルサラーム国は、決定の公平な審査を行うための独立した機関を設立し、又は維持することにより、この１の規定を遵守することができる。

(a)　当該行政上の決定を行った職員若しくは官署より上級の行政当局若しくはそれらから独立した行政当局に対する行政上の異議の申立て又はこれらの行政当局による審査の請求

(b)　当該行政上の決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

２　締約国は、行政上の異議の申立て又は審査の請求が司法上の異議の申立て又は審査の請求の前に開始されることを自国の法令により義務付けることができる。

3　各締約国は、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が差別的でない態様で実施されることを確保する。

4　各締約国は、申立人が、1(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求に関する決定が次のいずれかに該当する場合において、行政当局若しくは司法当局に対して更なる異議の申立てを行い、若しくはこれらの当局による更なる審査を請求し、又は司法当局にその他の方法で訴える権利を有することを確保する。

（注）

注　この4のいかなる規定も、締約国が、異議の申立て又は審査の請求について行政上の措置をとらないことを自国の法令に従い申立人にとって有利な決定であると認めることを妨げるものではない。

(a)　自国の法令に定める一定の期間内に行われない場合

(b)　不当に遅延することなく行われない場合

5　各締約国は、1に規定する者が、必要な場合には異議の申立て又は審査の請求のための手続を利用することができるよう、行政上の決定の理由を提供されることを確保する。

6　各締約国は、1に規定する者が、1に規定する行政上の決定又は不作為に関する審査を求めていること

のみを理由として、不利に扱われないことを確保する。

7　各締約国は、税関当局以外の関連する国境機関が行う行政上の決定についてこの条の規定を適用するよう奨励される。

8　行政上又は司法上の審査の請求又は異議の申立ての決定及び当該決定の理由については、書面により通知する。

第四・十九条　税関協力

1　各締約国の税関当局は、適当と認める場合には、次の事項について他の締約国の税関当局を支援することができる。

(a)　この章の規定の実施及び運用

(b)　税関の最良の慣行及び危険度に応じた管理手法に関する技法の構築及び実施

(c)　税関手続の簡素化及び調和

(d)　専門的技能の向上及び技術の利用の推進

(e)　関税評価協定の適用

(f) 税関に関する他の問題であって、締約国が相互に決定するもの

2 各締約国は、可能な限り、重要な行政上の変更、法令の修正又はこれらに類似する輸入若しくは輸出を規律する自国の法令に関する措置であって、この章の規定の運用に実質的に影響を及ぼす可能性があるものについて、他の締約国に対して適時に通報する。その通報については、英語又は当該各締約国の言語により行うことができるものとし、次条（協議及び連絡部局）の規定に従って指定される連絡部局に対して行う。

3 締約国の税関当局は、適当と認める場合には、税関行政の向上に関する情報及び経験を他の締約国と共有することができる。

4 各締約国は、国境を越える貿易の円滑化のために国境通過点における手続を調整するため、可能な限り、かつ、実行可能な限り、国境を共有する他の締約国と相互に合意する条件に基づいて協力する。

第四・二十条　協議及び連絡部局

1 締約国は、この章の規定の運用又は実施から生ずる重要な税関に関する問題に関し、いつでも、当該問題に関連する詳細を提供して、他の締約国との協議を要請することができる。当該協議については、関係

する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、３の規定に従って指定されるそれぞれの連絡部局を通じて行い、及び要請を受領した日の後三十日以内に開始する。

２　１に規定する協議によりその問題を解決することができない場合には、要請を行った締約国は、当該問題を物品に関する委員会に付託することができる。

３　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施のための一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに連絡先の詳細及び他の関連する情報がある場合には当該関連する情報を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。

第四・二十一条　実施措置

締約国は、この章の規定に基づく約束のうち一部のものの実施における締約国の準備状況の異なる水準を認識し、附属書四Ａ（約束の実施のための期間）に特定する一定の期間（特定された約束の完全な実施がその期間内に開始される。）を与えられる。

附属書四Ａ　約束の実施のための期間

この附属書の規定の適用上、年数（例えば、「五年」）とは、各条のそれぞれの規定の完全な実施がこの協定が効力を生ずる日から所定の年数以内に開始されることをいい、確定日（例えば、「二千二十二年二月二十八日」）とは、特定された約束の完全な実施が開始される期間の末日をいう。

注釈　次に掲げる各条に具体的な項への言及がない場合には、当該各条の全ての規定について、その特定された実施のための期間の対象とする。

ブルネイ・ダルサラーム国

第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十二年二月二十八日
第四・十八条	審査の請求及び異議の申立て	二千二十三年三月三十一日

カンボジア

第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十一条	物品の引取りの許可	
	2　物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	五年
	6　腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年
	8　腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年
第四・十二条	情報技術の利用	
	2　情報技術（積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）の利用	五年
	4　電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性	五年

	5　国際的な基準又は方式		五年
	6　電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するための他の締約国との協力及び国際的な場における協力		五年
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置		五年
第四・十五条	急送貨物 1　次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲 (a)　到着の前の処理 (b)　情報の一括した提出 (c)　書類に係る要件の最小化 (d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内） (e)　急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇	 五年 五年 五年 五年 五年	
第四・十九条	税関協力		五年

中国

第四・四条	一貫性	五年

インドネシア

第四・十条	事前教示	二千二十二年二月二十八日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十二年二月二十八日

ラオス

第四・十条	事前教示 ２　申請者の法的代理人又は登録 ３　事前の教示を行う手続	三年 三年

	7 事前の教示の有効性	五年
	8 事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請者に対する通知	五年
	9 事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化	五年
	10 事前の教示が有する拘束力	五年
	11 事前の教示に関する手続の公表	三年
	12 事前の教示に関する情報の公表	三年
第四・十一条	物品の引取りの許可	
	1 簡素化された税関手続の採用又は維持	三年
	2 物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	三年
	3 更なる検査のための物品の選定	三年
	4 関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われる前の物品の引取りの許可	三年
	5 物品を検査し、留置し、差し押さえ、又は没収する権利	三年
	6 腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年
	7 検査の日程を決定する場合における腐敗しやすい物品の優	三年

	先 8　腐敗しやすい物品のための保管施設及び手続	五年			
第四・十二条	情報技術の利用 2　情報技術（積荷の到着前のデータの提出及び危険度に応じた管理手法のための電子的な又は自動化されたシステムを含む。）の利用 3　貿易実務に係る文書を電子的形式により公に利用可能なものとすること。 4　電子的に提出される貿易実務に係る文書の法的な同等性 5　国際的な基準又は方式 6　電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するための他の締約国との協力及び国際的な場における協力	三年 三年 五年 五年 五年			
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年			
第四・十四条	危険度に応じた管理手法 1　危険度に応じた管理手法の制度の採用又は維持	三年			
第四・十五条	急送貨物				

マレーシア

1　次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲 (a)　到着の前の処理 (b)　情報の一括した提出 (c)　書類に係る要件の最小化 (d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内） (e)　急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇 (f)　関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。 2　物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、若しくはその輸入を拒否し、又は通関後の監査を実施する権利並びに追加の情報を提出すること及び非自動許可の要件を満たすことを要求する権利	三年 五年 五年 五年 五年 五年 五年

第四・十五条	急送貨物	二千二十二年二月二十八日

ミャンマー

第四・四条	一貫性	五年
第四・五条	透明性	五年
第四・六条	照会所	二年
第四・七条	税関手続	五年
第四・九条	到着の前の処理	五年
第四・十条	事前教示 1　事前の教示を行うこと及び事前の教示の種類（(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）

	2　申請者の法的代理人又は登録（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	3　事前の教示を行う手続（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	4　事前の教示を行う期限（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	5　事前の教示を行うことを拒否することについての申請者に対する通知（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	6　特定された期限内に追加の情報が提供されなかった場合における事前の教示の要請の拒否（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	7　事前の教示の有効性（1(b)及び(c)の規定との関係）	五年（原産地規則及び関税評価）
	8　事前の教示の取消し、修正又は無効化の理由に関する申請者に対する通知（1(a)、(b)及び(c)の規定との関係）	五年（関税分類、原産地規則及び関税評価）
	9　事前の教示の遡及的な取消し、修正又は無効化（1(a)、(b)及び(c)の規定との関係）	五年（関税分類、原産地規則及び関税評価）
	10　事前の教示が有する拘束力（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	11　事前の教示に関する手続の公表（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
	12　事前の教示に関する情報の公表（1(b)の規定との関係）	五年（原産地規則）
第四・十一条	物品の引取りの許可	
	2　物品の引取りの許可のための期間（可能な限り、物品が到着し、かつ、必要な情報が提出された時から四十八時間以内）	五年

	3　更なる検査のための物品の選定 4　関税、租税、手数料及び課徴金についての最終的な決定が行われる前の物品の引取りの許可 6　腐敗しやすい物品の引取りの許可（可能な限り六時間未満）	五年 五年 五年	
第四・十二条	情報技術の利用	五年	
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	五年	
第四・十四条	危険度に応じた管理手法 2　危険度に応じた管理手法の設計及び適用 3　危険度の高い貨物に税関管理を集中させ、及び危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行うこと。危険度に応じた管理手法の一部として貨物を無作為に選定すること。	五年 五年	
第四・十五条	急送貨物 1　次の事項を含む急送貨物に関する手続の範囲 (a)　到着の前の処理 (b)　情報の一括した提出	五年 五年	

	(c) 書類に係る要件の最小化 (d) 可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内） (e) 急送貨物の重量又は課税価額に関する(a)から(d)までに規定する待遇 (f) 関税及び租税を徴収されない僅少の貨物の価額又は僅少の課税価額について定めること。	五年 五年 五年 五年	
第四・十六条	通関後の監査 2 通関後の監査の対象となる者又は貨物の選定 3 通関後の監査において得られた情報の行政上又は司法上の手続における使用 4 危険度に応じた管理手法を適用するに当たっての通関後の監査の結果の利用	 五年 五年 五年	
第四・十七条	引取りの許可の所要時間調査	五年	
第四・十九条	税関協力	五年	
第四・二十条	協議及び連絡部局	五年	

ベトナム

第四・九条	到着の前の処理	二千二十三年十二月三十一日
第四・十条	事前教示	二千二十一年十二月三十一日
第四・十一条	物品の引取りの許可	二千二十一年十二月三十一日
第四・十三条	認定事業者のための貿易円滑化措置	二千二十三年十二月三十一日
第四・十四条	危険度に応じた管理手法	二千二十三年十二月三十一日
第四・十五条	急送貨物 1　急送貨物に関する手続の範囲 (d)　可能な限り速やかな急送貨物の引取りの許可（可能な場合には六時間以内）	二千二十三年十二月三十一日

第四・十六条	通関後の監査
	二千二十一年十二月三十一日

第五章　衛生植物検疫措置

第五・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ａに定める定義を適用する。

(b)　食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約によって作成された関連する定義を考慮する。

(c)　「権限のある当局」とは、各締約国内の当局であって、当該各締約国における衛生植物検疫措置の作成及び運用について責任を有すると当該各締約国の政府が認めるものをいう。

(d)　「緊急措置」とは、輸入締約国が関係する輸出締約国に対してとる衛生植物検疫措置であって、当該衛生植物検疫措置をとる締約国において生じ、又は生ずるおそれがある人、動物又は植物の生命又は健康の保護に係る緊急の問題に対処するためのものをいう。

第五・二条　目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a) 締約国間の貿易への悪影響を最小限にすることによって貿易を円滑にしつつ、衛生植物検疫措置の作成、採用及び適用を通じて、締約国において人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。

(b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の具体的な実施を促進すること。

(c) 締約国の衛生植物検疫措置の作成及び適用の透明性並びに当該作成及び適用に関する理解を促進すること。

(d) 衛生植物検疫措置の分野において締約国間の協力、連絡及び協議を強化すること。

(e) 国際的な基準、指針及び勧告の作成及び採用への締約国の参加を奨励すること。

第五・三条　適用範囲

この章の規定は、締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼし得る締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

第五・四条　一般規定

各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく他の締約国に対する自国の権利及び義務を確認する。

第五・五条　措置の同等

1　締約国は、ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する委員会（以下この章において「ＷＴＯの衛生植物検疫委員会」という。）の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつつ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、措置の同等に関する協力を強化する。

2　輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し、当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること又は当該輸出締約国の措置が目的を達成する上で当該輸入締約国の措置と同等の効果を有することを客観的に証明する場合には、衛生植物検疫措置の同等を認める。

3　輸入締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、輸出締約国の利用可能な知識、情報及び経験並びに規制についての能力を考慮する。

4　締約国は、要請があった場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定に関する二国間の取決めを行うために協議を開始する。当該二国間の取決めに基づく措置の同等の認定は、単一の措置、一群の措置又は制度全体に対して行うことができる。このため、輸出締約国は、要請があった場合には、輸入締約国に対し、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会を与える。

5　輸入締約国は、措置の同等の認定のための協議の一環として、輸出締約国の要請があった場合には、次の事項を説明し、及び提供する。

(a)　自国の措置の理由及び目的

(b)　自国の措置が対処しようとする特定の危険性

6　輸出締約国は、輸入締約国が措置の同等の評価を開始するため、必要な情報を提供する。輸入締約国は、措置の同等の評価を開始する場合において、要請があったときは、不当に遅延することなく、措置の同等に関する決定を行うための過程及び計画を説明する。

7　締約国が特定の産品又は一群の産品に関する措置の同等の認定に関する他の締約国からの要請を検討することは、それのみをもって、問題となっている産品の当該他の締約国からの現に行われている輸入を中断し、又は停止する理由とはならない。

8　輸入締約国は、輸出締約国の特定の衛生植物検疫措置、一群の措置又は制度全体について措置の同等を認定する場合には、その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報し、及びその措置を合理的な期間内に実施する。当該輸入締約国は、その決定が否定的である場合には、その理由を書面により提供する。

9　措置の同等に関する肯定的な決定に関係した締約国は、相互に合意する場合には、物品に関する委員会において情報及び経験を共有するよう奨励される。

第五・六条　地域的な状況（有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含む。）に対応した調整

1　締約国は、地域的な状況（有害動植物又は病気の無発生地域及び有害動植物又は病気の低発生地域を含む。）の概念を認める。締約国は、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　締約国は、地域的な状況の認定のために各締約国が従う手続に対する信頼を得ることを目的として、当該認定について協力することができる。

3　輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、不当に遅延することなく、地域的な状況の認定に関する決定を行うための自国の過程及び計画を説明する。

4　輸入締約国は、輸出締約国から地域的な状況の認定に関する決定の要請を受領し、当該輸出締約国が提供する情報が十分であると判断した場合には、合理的な期間内に評価を開始する。

5　輸出締約国は、４に規定する評価のため、要請があった場合には、輸入締約国に対し、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会を与える。

6　輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸出締約国に対し、４に規定する評価の進捗状況を通報する。

7　輸入締約国は、輸出締約国の特定の地域的な状況を認定する場合には、その決定を当該輸出締約国に対して書面により通報し、及びその措置を合理的な期間内に実施する。

8　輸入締約国は、輸出締約国が提供した証拠を検討した結果が当該輸入締約国による地域的な状況を認定する決定とならない場合には、合理的な期間内に当該輸出締約国に対して当該決定の理由を書面により提供する。

9　地域的な状況を認定する決定に関係した締約国は、相互に合意する場合には、その結果を物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五・七条　危険性の分析

1　締約国は、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮しつ

つ、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に従い、危険性の分析に関する協力を強化する。

2　輸入締約国は、危険性の分析を行う場合には、次のことを行う。

(a)　自国が決定する態様で、危険性の分析が記録されること及び一又は二以上の関連する輸出締約国に対して意見を述べる機会が与えられることを確保すること。

(b)　自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない危険性の管理手法の選択肢を検討すること。

(注)　この(b)及び(c)の規定の適用上、危険性の管理手法の選択肢は、技術的及び経済的な実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の選択肢であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該選択肢よりも相当に小さいものがない限り、必要な範囲を超えて貿易制限的ではない。

(c)　技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な範囲を超えて貿易制限的でない危険性の管理手法の選択肢のうちの一を選択すること。

3　輸入締約国は、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸出締約国に対し、危険性の分析についての特定の要請の進捗状況及びその過程において生ずる遅延を通報する。

4　緊急措置をとることを妨げることなく、いずれの締約国も、衛生植物検疫措置の見直しを開始した時に他の締約国の物品の輸入を許可していた場合には、自国が当該見直しを行っていることのみを理由として当該物品の輸入を停止してはならない。

第五・八条　監査（注）

注　この条のいかなる規定も、この条の規定の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、締約国がイスラム法に基づく食品についてのハラールのための要件を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

1　各締約国は、監査を行うに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　監査については、制度に基づくものとし、並びに必要とされる保証を与え、及び輸入締約国の衛生植物検疫措置を履行するための輸出締約国の権限のある当局による規制上の管理の有効性を評価するために行う。（注）

注　この2のいかなる規定も、輸入締約国の衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうか又は輸入締約国が自国の衛生植物検疫上の要件と同等であると決定した衛生植物検疫上の要件に施設が適合しているかどうかを決定するため、当該輸入締約国

が当該施設の検査を行うことを妨げるものではない。

3　関係する輸入締約国及び輸出締約国は、監査の開始に先立ち、当該監査の目的及び範囲並びに当該監査の開始に特に関連する他の事項について情報を交換する。

4　輸入締約国は、監査の結論を作成し、及び措置をとる前に、輸出締約国に対して当該監査の所見について意見を述べる機会を与え、及び当該意見を考慮する。輸入締約国は、輸出締約国に対して監査の結論を記載した報告書又はその要約を合理的な期間内に書面により提供する。当該輸入締約国は、当該報告書又はその要約を提供するために要請が必要とされる場合には、その旨を当該輸出締約国に通報する。

第五・九条　証明

1　各締約国は、証明の要件を適用するに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　輸出締約国は、輸入締約国が要求し、当該輸出締約国の権限のある当局が提供する文書（証明書を含む。）であって、当該輸入締約国の衛生植物検疫上の要件を満たすことを示すものを英語により作成することを確保する。ただし、当該輸入締約国及び当該輸出締約国が別段の合意をする場合は、この限りでな

い。（注）当該輸入締約国は、当該文書を要求する場合には、当該文書の要件を英語により提供するよう努める。当該輸入締約国は、要請があった場合には、当該要件の要約又は説明を提供する。

注　この2の規定は、締約国が、英語に加えて、他の言語による証明のための情報を含めることを妨げるものではない。

3　締約国は、適当な場合には衛生植物検疫上の要件に関する保証を証明書以外の手段により提供することを輸入締約国が認めることができること及び異なる制度によって同一の衛生植物検疫上の目的を達成することができることを認識する。

4　輸入締約国は、物品の貿易のために証明を求める場合には、当該証明の要件が、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限りにおいてのみ適用されることを確保する。

5　各締約国の輸入規制を行う権利を害することなく、輸入締約国は、輸出締約国の権限のある当局が発給した証明書であって、自国の規制上の要件を満たすものを受け入れる。

第五・十条　輸入検査

1　各締約国は、輸入検査を行うに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2　輸入締約国の法令及び衛生植物検疫上の要件に従って行われる輸入検査については、輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に基づくものとする。輸入検査により不適合が明らかになった場合には、輸入締約国がとる最終的な決定又は措置については、不適合の産品の輸入に伴う衛生植物検疫上の危険性に応じて適当なものとする。

3　輸入締約国は、輸出締約国の物品の不適合であって、輸入検査において認定されたものに基づいて当該物品の輸入を禁止し、又は制限する場合には、輸入者又はその代表及び必要であると認めるときは当該輸出締約国に対して当該不適合を通知する。

4　輸入締約国により輸出貨物に関する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合が特定される場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、関係する締約国は、当該不適合を軽減させるための適当な是正措置がとられることを確保するため、当該不適合について討議する。

第五・十一条　緊急措置

1　締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置であって、貿易に影響を及ぼし得るものを採用する場合には、関係する輸出締約国に対し、第五・十五条（連絡部局及び権限のあ

る当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて書面により直ちに通報する。

2　関係する輸出締約国は、1に規定する緊急措置を採用する締約国との討議を要請することができる。当該討議については、実行可能な限り速やかに行う。当該討議に参加する各締約国は、関連する情報を提供するよう努め、及び討議を通じて提供される情報に妥当な考慮を払う。

3　締約国は、緊急措置を採用する場合には、合理的な期間内に又は輸出締約国の要請に応じて、当該緊急措置を見直す。輸入締約国は、必要な場合には関連する情報を要請することができるものとし、輸出締約国は、採用された緊急措置の見直しにおいて当該輸入締約国を支援するために当該関連する情報を提供するよう努める。当該輸入締約国は、要請があった場合には、当該輸出締約国に対して当該見直しの結果を提供する。当該輸入締約国は、当該見直しの後も当該緊急措置を維持する場合には、直近の利用可能な情報に基づいて当該緊急措置を定期的に見直すべきであり、また、要請があったときは、当該緊急措置を継続する理由を説明する。

第五・十二条　透明性

1　締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ｂに定める透明性の重要性を認識する。

2　締約国は、締約国間の貿易に著しい影響を及ぼし得る衛生植物検疫措置の作成、採用及び適用に関する情報の交換の重要性を認識する。

3　締約国は、この条の規定を実施するに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫委員会の関連する決定並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

4　各締約国は、オンラインのＷＴＯの衛生植物検疫措置提出システム、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、措置の案又は衛生植物検疫措置の変更の案であって、他の締約国の貿易に著しい影響を及ぼし得るものを通報する。

5　締約国は、健康の保護に係る緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合及び措置が貿易を円滑にする性格のものである場合を除くほか、４の規定に従って通報を行った後、他の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日の期間を通常置く。当該通報を行った締約国は、意見の提出期間の延長を求める他の締約国からの妥当な要請を考慮する。

6　通報を行った締約国は、5に規定する意見の提出期間の一環として、他の締約国の要請があった場合において、適当かつ実行可能なときは、措置の案に関して当該他の締約国が提起する科学的な又は貿易上の懸念及び代替的な方法の利用可能性を考慮する。

7　締約国は、要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、当該要請から三十日以内に、4の規定に従ってＷＴＯに通報した衛生植物検疫措置の案の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

8　締約国は、衛生植物検疫措置をＷＴＯに通報した後、要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、関係する締約国の間で合意される合理的な期間内に、採用した衛生植物検疫措置の要件を説明する文書又は当該文書の要約を英語により提供する。

9　締約国は、他の締約国の妥当な要請があった場合には、当該要請を行った締約国に対し、合理的な期間内に、衛生植物検疫措置に関する情報及び説明を提供する。当該情報及び説明には、次の事項が含まれる。

(a)　特定の産品の輸入に適用される衛生植物検疫上の要件

(b) 要請を行った締約国の申請の進捗状況

(c) 特定の産品の輸入の承認のための手続

10 輸出締約国は、自国における動物若しくは植物の健康の状態又は食品の安全の問題の著しい変化であって、貿易に影響を及ぼし得るものがある場合には、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、関係する締約国に対して適時のかつ適当な情報を提供する。

11 輸入締約国は、次のいずれかの場合には、第五・十五条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている締約国の連絡経路を通じて、関係する締約国に対して適時のかつ適当な情報を提供する。

(a) 輸出貨物に関連する重大な又は繰り返される衛生植物検疫上の不適合であって、自国が特定するものがある場合

(b) 他の締約国の輸出に対して暫定的に採用され、又は他の締約国の輸出に対して影響を与える衛生植物検疫措置であって、自国における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要と認められる

ものがある場合

12　輸出締約国は、衛生植物検疫上の重大な危険性に関連し得る輸出貨物が輸出されたことを特定する場合には、可能な限り、かつ、できる限り速やかに、輸入締約国に対して情報を提供する。

第五・十三条　協力及び能力開発

1　締約国は、利用可能な適当な資源の範囲内で、この章の規定に従い、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する締約国間の更なる協力（能力開発、技術援助、協調及び情報交換を含む。）のための機会を探求する。

2　いずれの二以上の締約国も、この章の規定の下において相互に関心を有する全ての事項（分野別の提案を含む。）について協力することができる。

3　締約国は、協力活動を行うに当たり、不必要な重複を避け、及び資源の活用を最大限に行うことを目的として、二国間の、地域的な又は多数国間の作業計画と調整するよう努める。

4　締約国は、物品に関する委員会において、自国の協力活動に関する情報及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。

第五・十四条　技術的協議

1　締約国は、衛生植物検疫措置が自国と他の締約国との間の貿易に影響を及ぼしていると認める場合には、次条（連絡部局及び権限のある当局）の規定に従って指定される連絡部局又は既に設けられている連絡経路を通じて、当該衛生植物検疫措置についての詳細な説明を要請することができる。当該他の締約国は、当該説明の要請に対して速やかに回答する。

2　締約国は、衛生植物検疫措置の適用から生ずる特定の問題に関する懸念を解決するため、他の締約国と技術的協議を行うことを要請することができる。要請を受けた締約国は、当該技術的協議を求める妥当な要請に対して速やかに回答する。協議を行う締約国は、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。

3　締約国が技術的協議を要請する場合には、当該技術的協議は、別段の合意がない限り、その要請の受領から三十日以内に行われるものとする。当該技術的協議は、その要請の日から百八十日以内又は協議を行う締約国が合意する期間内に問題を解決することを目標とすべきである。

4　技術的協議は、電話会議、ビデオ会議又はその他協議を行う締約国が合意する手段を通じて行うことが

できる。

第五・十五条　連絡部局及び権限のある当局

1　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、次のことを行う。

(a)　この章の規定の対象となる事項についての連絡を円滑にするため、一又は二以上の連絡部局を指定すること。

(b)　他の締約国に対して連絡部局の連絡先の詳細を通報すること。

(c)　二以上の連絡部局を指定する場合には、連絡すべき適当な連絡部局に関する他の締約国からの照会に回答する中央連絡先を務める連絡部局を特定すること。

2　各締約国は、連絡部局を通じて、他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びにその任務及び責任の分担に関する説明を提供する。

3　各締約国は、他の締約国に対し、連絡部局の変更並びに自国の権限のある当局内の構成、組織及び責任の分担に関する重要な変更を通報する。各締約国は、その情報を常時最新のものとする。

4　締約国は、この章の規定の実施における権限のある当局の重要性を認識する。このため、締約国の権限

のある当局は、合意する方法で、この章の規定の対象となる事項について相互に協力することができる。締約国は、合意する場合には、自国の権限のある当局の協力に関する情報及び経験を物品に関する委員会と共有するよう奨励される。

第五・十六条　実施

締約国は、相互に合意する場合には、この章の規定を適用するための相互に決定した了解及び詳細を定めるための二国間又は複数国間の取決めを作成することができる。この章の規定に基づいて当該取決めを採用した締約国は、相互に合意する場合には、当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第五・十七条　紛争解決

1　第十九章（紛争解決）の規定は、この協定が効力を生ずる時には、この章の規定については、適用しない。

2　第十九章（紛争解決）の規定の不適用については、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に見直しの対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の規定の全部又は一部への適用に関して妥当な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から

三年以内に完了させなければならない。その後、準備ができた締約国は、相互に、第十九章（紛争解決）の規定をこの章の規定について適用する。準備ができていない締約国は、将来の自由貿易協定又は経済協定であって当該締約国が類似の義務を負うものを締結する場合には、他の締約国と協議した上で、第十九章（紛争解決）の規定をこの章の規定について適用することができる。

第六章　任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第六・一条　定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及びその定義を適用する。

第六・二条　目的

この章の規定は、次のことによって締約国間の物品の貿易を円滑にすることを目的とする。

(a)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定の実施を促進すること。

(c)　各締約国の任意規格、強制規格及び適合性評価手続についての相互の理解を促進すること。

(d)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野における締約国間の情報交換及び協力（関連する国際機関の活動におけるものを含む。）を強化すること。

(e)　この章の規定の下で生ずる問題に対処すること。

(f)　この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第六・三条　適用範囲

1　この章の規定は、中央政府機関の任意規格、強制規格及び適合性評価手続であって、締約国間の物品の貿易に影響を及ぼし得るものについて適用する。この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　前章（衛生植物検疫措置）の規定の対象となる衛生植物検疫措置

(b)　政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様

2　各締約国は、この章の規定を実施するに当たり、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を有する自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関による遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3　この章のいかなる規定も、締約国が貿易の技術的障害に関する協定及びこの章の規定に適合する態様で任意規格、強制規格及び適合性評価手続を立案し、制定し、適用し、又は維持することを妨げるものではない。

第六・四条　貿易の技術的障害に関する協定の確認及び組込み

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国の権利及び義務を確認する。貿易の技術的障

害に関する協定の次の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(a) 第二条の規定（2.4、2.7、2.8及び2.12の規定を除く。）

(b) 4.2の規定

(c) 第五条の規定（5.4の規定を除く。）

(d) 6.3の規定

(e) 9.1の規定

(f) 附属書三の規定（Aの規定を除く。）

2　1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定とこの章の他の規定とが抵触する場合には、この章の他の規定が優先する。

3　いずれの締約国も、1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定に対する違反を申し立てるのみの紛争について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第六・五条　国際規格、指針及び勧告

1　締約国は、国際規格、指針及び勧告が、強制規格、適合性評価手続及び国内の任意規格を調和し、並びに貿易に対する不必要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認識する。

2　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三に規定する国際規格、指針又は勧告があるかどうかを判断するに当たり、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三の規定に関連する国際規格、指針及び勧告の作成のための原則についての委員会決定（文書番号Ｇ／ＴＢＴ／九、二千年十一月十三日、附属書四）並びにその後の関連する決定及び勧告であって、ＷＴＯの貿易の技術的障害に関する委員会（以下この章において「ＷＴＯの貿易の技術的障害委員会」という。）が採択したものに定める原則を考慮する。

3　締約国は、適当な場合には、他の国際的な場（ＷＴＯの貿易の技術的障害委員会を含む。）における国際規格及び関連する問題に関する討議の文脈において、相互の調整及び連絡を強化する。

第六・六条　任意規格

1　各締約国は、任意規格の立案、制定及び適用に関して、国内の任意規格を立案し、制定し、及び適用する自国の標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附属書三を受け入れ、かつ、遵守することを確保

する。

2　締約国は、国内の任意規格を作成するに当たり関連する国際規格の内容又は構成を修正する必要があった場合において、他の締約国の要請があったときは、自国の標準化機関に対し、内容及び構成においていかなる相違があるか並びに当該相違の理由を示すよう奨励する。この役務の提供のために課されるいかなる手数料も、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

3　2の規定を適用するほか、各締約国は、自国の標準化機関が、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように国際規格の内容及び構成の修正を立案し、制定し、又は適用しないことを確保することを確実に行う。

4　各締約国は、次の事項を含む分野において、自国の領域に所在する関連する標準化機関と他の締約国の標準化機関との間の協力を奨励する。

(a)　任意規格に関する情報の交換

(b)　任意規格の設定の手続に関する情報の交換

(c)　相互に関心を有する分野における国際標準化の活動

第六・七条　強制規格

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4に規定する限りにおいて、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いる。締約国は、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いない場合において、他の締約国の要請があったときは、その理由を説明する。

2　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.2の規定を実施するに当たり、強制規格の案が正当な目的の達成のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを確保するため、利用可能な代替手段を検討する。

3　各締約国は、他の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他の締約国の強制規格が当該各締約国の強制規格の目的を十分に達成すると認められる場合に限る。

4　締約国は、他の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場合において、当該他の締約国の要請があったときは、その決定を行った理由を説明する。

5　締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.8の規定を実施するに当たり、デザイン又は記述的に示され

た特性ではなく性能に着目した産品の要件に基づく強制規格を定めない場合において、他の締約国の要請があったときは、その理由を提供する。

6　締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合を除くほか、輸出締約国に所在する生産者に対してその産品又は生産方法を輸入締約国の要件に適合させるための十分な時間的余裕を与えるため、強制規格の公表とその実施との間に合理的な期間を置く。この6の規定の適用上、「合理的な期間」とは、強制規格が追求する正当な目的を達成する上で効果的でない場合を除くほか、通常六箇月以上の期間をいうものと了解する。

7　他の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する締約国の要請があった場合には、要請を受けた当該他の締約国は、実行可能な限り、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連する情報（研究及び文書を含む。秘密の情報を除く。）を提供する。

8　各締約国は、自国の強制規格であって、自国の中央政府機関が立案し、及び制定するものを自国の領域全体に一律に、かつ、一貫して適用する。この8のいかなる規定も、地方政府機関が、貿易の技術的障害に関する協定の規定に適合する態様で追加の強制規格を立案し、制定し、及び適用することを妨げるもの

と解してはならない。

第六・八条　適合性評価手続

1　貿易の技術的障害に関する協定5.4の規定を適用するほか、各締約国は、中央政府機関が関連する国際規格又はその関連部分を自らの適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命又は健康の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上又は社会的生産基盤上の問題等の理由により、関連する国際規格又はその関連部分が当該各締約国にとって適当でない場合は、この限りでない。もっとも、この場合には、要請に応じ、十分な説明を行う。

2　各締約国は、適合性評価の効率性を高め、重複を避け、及び費用対効果を確保するために他の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることの重要性を認識する。

3　各締約国は、他の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他の締約国における適合性評価手続の結果が受け入れられることを確保する。ただし、関係する強制規格又は任意規格との適合性について、当該他の締約国における適合性評価手続が自国の適

合性評価手続と同等の保証を与えない場合は、この限りでない。

4　締約国は、他の締約国の要請があった場合には、当該他の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない理由を説明する。

5　各締約国は、他の締約国において行われた適合性評価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組みが自国の状況及び関係する特定の分野の状況に応じて存在することを認識する。当該仕組みには、次の事項が含まれ得る。

(a)　関係する締約国に所在する機関が行う適合性評価手続の結果に関する相互承認協定

(b)　関係する締約国に所在する認定機関又は適合性評価機関の間の協力的かつ自発的な取決め

(c)　適合性評価機関に資格を与えるための認定の利用（他の締約国が与える認定を承認するための関連する多数国間の協定又は取決めによるものを含む。）

(d)　他の締約国に所在する適合性評価機関の指定

(e)　締約国による他の締約国において行われた適合性評価手続の結果の一方的な承認

(f)　製造者適合宣言又は供給者適合宣言

6　関係する締約国は、妥当な要請があった場合には、適合性評価手続の結果の受入れを促進するため、5に規定する仕組みについて情報を交換し、又は経験を共有する（当該仕組みの策定及び適用に関するものを含む。）。

7　締約国は、関連する国際的な機関（地域的なものを含む。）が適合性評価の分野における協力において重要な役割を果たし得ることを認識する。これに関し、各締約国は、当該協力を促進するに当たり、締約国に所在する関連する機関のこれらの国際的な機関（地域的なものを含む。）における参加状況又は構成機関としての資格を考慮する。

8　締約国は、締約国間の適合性評価の結果の受入れを促進するために一層緊密に協力するに当たり締約国の関連する適合性評価機関の間の協力を奨励することに合意する。

9　各締約国は、可能な場合には、他の締約国に所在する適合性評価機関が自国に所在する適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で自国の適合性評価手続に参加することを認める。

10　締約国は、自国の適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認め、かつ、他の締約国に所在する適合性評価機関が当該適合性評価手続に参加することを認めない場合において、当該他の締約国

の要請があったときは、その拒否する決定の理由を説明する。

第六・九条　協力

1　締約国は、任意規格、強制規格及び適合性評価手続の分野において、この章の規定の目的に適合する協力を強化する。

2　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、任意規格、強制規格及び適合性評価手続に係る相互に関心を有する事項に関する協力の提案に積極的な考慮を払う。

3　1及び2に規定する協力は、相互の合意により決定される条件に基づくものとし、次の事項を含むことができる。

(a)　任意規格、強制規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する助言、技術援助又は能力開発

(b)　締約国に所在する適合性評価機関（政府機関及び非政府機関の双方を含む。）の間の相互に関心を有する事項に関する協力

(c)　関連する地域機関及び国際機関の任意規格及び適合性評価手続の作成及び適用に関する活動における相互に関心を有する分野での協力（例えば、関連する地域機関及び国際機関が作成した相互承認のため

の枠組みへの参加を促進すること。）

(d) 任意規格、強制規格及び適合性評価手続の作成及び改善における協力の促進

(e) ＷＴＯの貿易の技術的障害委員会その他の関連する国際的又は地域的な場における連絡及び調整の強化

4 各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、相互の利益のための分野別の提案であって、この章の規定に基づく協力のためのものを考慮する。

第六・十条　技術的討議

1 締約国は、貿易及びこの章の規定に関する問題を解決する必要性を認める場合には、技術的討議を書面により要請することができる。要請を受けた締約国は、可能な限り速やかに、その要請に応ずる。

2 要請を受けた締約国は、関係する締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、相互に満足すべき解決を得るため、六十日以内に要請を行った締約国との技術的討議を開始する。技術的討議については、関係する締約国が合意する手段を通じて行うことができる。

第六・十一条　透明性

1　締約国は、貿易の技術的障害に関する協定における透明性に関する規定の重要性を認識する。この点に関し、締約国は、ＷＴＯの貿易の技術的障害委員会が発出した千九百九十五年一月一日以降にＷＴＯの貿易の技術的障害に関する委員会が採択した決定及び勧告（文書番号Ｇ／ＴＢＴ／一／Ｒｅｖ・十三）（その改正を含む。）における関連する決定及び勧告を考慮する。

2　締約国は、書面による要請があった場合において、既に利用可能なときは、当該要請を行った締約国に対し、通報した自国の強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約を提供する。当該強制規格及び適合性評価手続の英語による全文又は要約が利用可能でない場合には、当該締約国は、当該要請を行った締約国に対し、関係する締約国が合意する合理的な期間内に、及び可能なときは書面による要請を受領した後三十日以内に、当該強制規格及び適合性評価手続の要件を記載した英語による要約を提供する。第二文の規定を実施するに当たっては、要約の内容は、要請を受けた締約国が決定する。

3　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

4　各締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるお

それがある場合を除くほか、他の締約国が書面による意見を提出するための期間として、貿易の技術的障害に関する協定2.9又は5.6の規定に従ってＷＴＯに通報した日から六十日の期間を通常与える。各締約国は、他の締約国の意見を考慮するものとし、要請があった場合には、当該意見に回答するよう努める。

5　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、他の締約国の者が、自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で、自国による強制規格、国内の任意規格及び適合性評価手続の作成に関して公衆が利用可能な協議手続に参加することを認める。

6　締約国は、強制規格又は適合性評価手続への不適合により輸入貨物を輸入地で留置する場合には、輸入者又はその代表に対してその留置の理由を可能な限り速やかに通知する。

7　この章に別段の定めがある場合を除くほか、締約国がこの章の規定に基づいて要請する情報又は説明に関し、要請を受けた締約国は、関係する締約国が合意する合理的な期間内に、及び可能な場合には六十日以内に、印刷物で又は電子的に提供する。当該要請を受けた締約国は、求めに応じて、関係する締約国が合意する一又は二以上の言語又は可能な場合には英語により当該情報又は説明を提供する。

第六・十二条　連絡部局

1　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定の実施の調整について責任を有する一又は二以上の連絡部局を指定し、及び当該連絡部局の関連職員の連絡先の詳細（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の関連する詳細を含む。）を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に速やかに通報する。

2　各締約国は、自国の連絡部局が任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する情報についての他の締約国からの全ての妥当な要請に応じて締約国間の当該情報の交換を促進することを確保する。

第六・十三条　実施取決め

締約国は、この章の規定を適用するための相互に関心を有する協力の分野を定めるため、二国間又は複数国間の取決めを作成することができる。この章に規定する取決めを作成した締約国は、相互に合意する場合には、当該取決めを物品に関する委員会に報告するよう奨励される。

第六・十四条　紛争解決

第十九章（紛争解決）の規定は、この協定が効力を生ずる時には、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。この不適用は、この協定が効力を生ずる日の後二年を経過した後に締約国による見直し

の対象とする。締約国は、当該見直しにおいて、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の全部又は一部の規定への適用に関して積極的な考慮を払う。当該見直しについては、この協定が効力を生ずる日から三年以内に完了させなければならない。

第七章　貿易上の救済

第Ａ節　ＲＣＥＰセーフガード措置

第七・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「秘密の情報」には、秘密のものとして提供された情報及びその性質上（例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすこととなることを理由として）秘密である情報を含む。

(b)　「関税」とは、第二・一条（定義）(b)に定義する関税をいう。

(c)　「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国の領域において活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(d)　「原産品」とは、第三・一条（定義）(1)に定義する原産品をいう。

(e)　「暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置」とは、第七・八条（暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置）１に規定するセーフガード措置をいう。

(f)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(g)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

(h)　「経過的ＲＣＥＰセーフガード措置」とは、次条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）に規定するセーフガード措置をいう。

(i)　「経過的セーフガード期間」とは、特定の産品に関し、この協定が効力を生ずる日から附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の締約国の関税に係る約束の表に基づく当該産品についての関税の撤廃又は引下げが完了した日の後八年が経過するまでの期間をいう。

第七・二条　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用

１　この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として、他の一又は二以上の締約国の原産品が絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で締約国の領域に輸入されている

場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する当該締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、輸入締約国は、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、自国の国内産業の調整を容易にするために必要な限りにおいて、次のことを行うことができる。

(a) この協定に定める当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方の税率を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 経過的ＲＣＥＰセーフガード措置が適用される日における実行最恵国税率

(ii) この協定が自国について効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

２ 締約国は、関税割当て及び数量制限が経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の形態として許容されないことを了解する。

３ 物品に関する委員会は、いずれかの締約国の要請に応じ、経過的セーフガード期間の満了の遅くとも三年前までに経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の実施及び運用（その期間を含む。）について討議し、及び見直すことができる。

第七・三条　通報及び協議

1　締約国は、次の場合には、他の締約国に対して書面により直ちに通報する。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する次条（調査手続）に規定する調査を開始する場合

(b)　輸入の増加によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(c)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとり、又はその適用を延長する場合

(d)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を修正すること（漸進的に緩和することを含む。）を決定する場合

2　1(a)に規定する書面による通報には、次の事項を含める。

(a)　調査の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの項及び号並びに1に規定する締約国の品目表を含む。）

(b)　調査の開始の理由の要約

(c)　調査の開始の日付及び調査の対象となる期間

3　締約国は、他の締約国に対し、次条（調査手続）1の規定に基づいて要求される自国の権限のある当局

による報告であって公表されるものの写し又はＵＲＬを提供する。提供される報告は、自国の権限のある当局が当該報告において当初使用した言語によることができる。

４　１(b)から(d)までに規定する書面による通報には、次の事項を含める。

(a)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの項及び号並びに１に規定する締約国の品目表を含む。）

(b)　この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国の原産品の輸入の増加によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠

(c)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の案の正確な説明

(d)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を導入しようとする日付及び当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の予定適用期間並びに当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の漸進的な緩和のための第七・五条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）３に規定する計画がある場合には当該計画

(e)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行っている証拠

５　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、特に、２及び４の規

定に基づいて提供される情報であって次条（調査手続）に規定する調査から得られたものを検討すること、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置に関して意見を交換すること並びに第七・七条（補償）に定める目的を達成するための方法について了解に達することを目的として、関係する産品の輸出国として実質的な利害関係を有する締約国との事前の協議を行うための適当な機会を与える。

第七・四条　調査手続

１　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条２に定める手続と同様の手続に従って自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条２の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

２　各締約国は、自国の権限のある当局が１に規定する調査をその開始の日の後一年以内に完了することを確保する。

第七・五条　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間

１　いずれの締約国も、次の事項に該当する経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。

(a) 重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えるもの

(b) 三年の期間を超えるもの。ただし、例外的な場合において、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国の権限のある当局が、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であり、及び関係する国内産業が調整を行っている証拠があるとこの条に定める手続に従って決定したときは、当該期間は、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置及び経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用の合計期間（当初の適用期間及びその延長の期間を含む。）が四年を超えないことを条件として、一年を限度として延長することができる。このただし書の規定にかかわらず、後発開発途上締約国は、自国の経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を一年の追加的な期間延長することができる。

(c) 経過的セーフガード期間の満了の時を超えるもの

2 原産品の輸入については、この協定に基づいて約束されたところに従って当該原産品について最初の関税の引下げ又は撤廃が効力を生ずる日から一年間は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。

３　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を漸進的に緩和する。

４　締約国が経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を終了する場合には、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の対象となった原産品の関税率は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられなかったとしたならば適用されたであろう附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の当該締約国の表に基づく税率とする。

５　既に経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の対象となった個別の原産品の輸入については、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の終了から当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年間のいずれか長い方の期間が経過するまで、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を再度とってはならない。

第七・六条　少量の輸入及び特別の待遇

１　輸入締約国によるある産品の輸入において、一の締約国の原産品である当該産品の輸入の割合が全ての締約国からの当該産品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該一の締約国の原産品である当

該産品については、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置又は経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の締約国からの輸入の割合の合計が九パーセント以下であることを条件とする。

２　後発開発途上締約国の原産品については、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置又は経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。

第七・七条　補償

１　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置によって影響を受けることとなる輸出締約国と協議の上、これらの輸出締約国のうち相互に合意したものに対し、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に同等の貿易上の効果を有する譲許又は当該増大分と同等の価値を有する譲許を行うことにより、貿易上の補償の適切な方法を提供する。経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置によって影響を受けることとなる輸出締約国に対し、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとった日から三十日以内に協議を行う機会を与える。

２　１に規定する協議においてその開始から三十日以内に貿易上の補償について合意に達しない場合には、自国の産品について経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられる締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国との物品の貿易について実質的に同等の譲許の適用を停止することができる。

３　自国の産品について経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられる締約国は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国に対し、２の規定に従って譲許の適用を停止する少なくとも三十日前に書面により通報する。

４　１の規定に従って補償を提供する義務及び２の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用期間が終了した時に消滅する。

５　２の規定に基づいて譲許の適用を停止する権利は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられている最初の三年間については、行使されてはならない。

６　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとり、又は延長する後発開発途上締約国は、影響を受けた締約国か

ら補償を要求されない。

第七・八条　暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置

１　遅延すれば回復し難い損害を与えることとなる危機的な事態が存在する場合には、輸入締約国は、この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国からの原産品の輸入が増加し、その増加した輸入が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることについての明白な証拠があるという自国の権限のある当局による仮の決定に基づき、第七・二条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）１(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとることができる。

２　締約国は、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる前に、他の締約国に対して書面により通報する。関係する産品の輸出国として実質的な利害関係を有する締約国との当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用に関する協議については、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられた後速やかに開始する。

３　暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、第七・四条（調査手続）１に定める要件に従う。同条１に規定す

る調査の結果が第七・二条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）の要件を満たすとの認定とならない場合には、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の結果として徴収した追加的な関税を速やかに払い戻す。当該暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置の期間については、第七・五条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）１(b)に規定する合計期間に算入する。

４　第七・二条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）２、第七・五条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）４並びに第七・十条（他の規定）１及び２の規定は、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置について準用する。

第七・九条　世界向けのセーフガード措置

１　この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。（注）

注　各締約国は、第二十・二条（他の協定との関係）の規定に鑑み、農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

２　３に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってとられた措置について、締約国に権利を与え、又は義務を課するものではない。（注）

注　各締約国は、第二十・二条（他の協定との関係）の規定に鑑み、農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

３　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に従ってセーフガード措置をとる意図を有する締約国は、他の締約国の要請があった場合には、セーフガード協定第十二条１、２及び４の規定に従って要求されるセーフガードに係る調査の開始、仮の決定及び当該調査の最終的な認定に関する全ての関連する情報を書面又はＵＲＬにより速やかに提供する。締約国は、セーフガード協定第十二条の規定に従って当該セーフガード措置についてＷＴＯのセーフガードに関する委員会に通報した場合には、この３の規定を遵守しているものとみなされる。

４　いずれの締約国も、同一の産品について、次の措置を同時にとってはならない。

(a)　暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置又は経過的ＲＣＥＰセーフガード措置

(b)　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

第七・十条　他の規定

1　各締約国は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置に関する自国の法令の運用が一貫した、公平な、及び合理的なものであることを確保する。

2　各締約国は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性があり、及び効果的な手続を採用し、又は維持する。

3　第七・三条（通報及び協議）1、第七・七条（補償）3及び第七・八条（暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置）2に規定する書面による通報については、英語により行う。

第Ｂ節　ダンピング防止税及び相殺関税

第七・十一条　一般規定

1　締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を留保する。この節の規定は、これらの権利及び義務を確認し、及び基礎とする。

2　締約国の調査当局は、調査の過程において、回答者（注）から提供された情報であって、ダンピング防止税の対象となる価格差の算定又は相殺関税の対象となる補助金の水準に関連するものを確認するために現地調査を行うことを決定した場合には、当該回答者に対してその旨を速やかに通知するとともに、次の(a)及び(b)に定めることを行うよう努める。ただし、これらの規定の実施が当該現地調査の実施を不必要に遅延させない場合に限る。

注　この2の規定の適用上、「回答者」とは、締約国の調査当局によりダンピング防止税又は相殺関税に関する質問書に回答するよう要求される生産者、製造者、輸出者、輸入者及び適当な場合には政府又は政府機関をいう。

(a)　当該回答者に対し、当該調査当局が当該情報を確認するための当該現地調査を行おうとする日の少なくとも七日前までに通知すること。

(b)　当該回答者に対し、当該情報を確認するための当該現地調査の少なくとも七日前までに、当該回答者がその確認において対処できるようにしておくべき項目及び検討のために利用可能なものとすべき裏付けとなる書類の種類を記載した文書を提供すること。

3　締約国の調査当局は、それぞれの調査及び見直しに関する秘密でない一件書類であって、次の事項を含

むものを保管する。

(a) 当該調査又は見直しの記録の一部を成す全ての秘密でない書類

(b) 秘密の情報を開示することなく実行可能な限りにおいて、それぞれの調査又は見直しの記録に含まれる秘密の情報の秘密でない要約

4 締約国の調査当局は、調査又は見直しの間、当該調査又は見直しに関する秘密でない一件書類を次のいずれかの方法で利害関係者に利用可能なものとする。

(a) 当該調査当局の通常の執務時間中に閲覧及び謄写のために物理的に利用可能なものとする。

(b) 電子的に利用可能なものとする。

第七・十二条　通報及び協議

1 締約国は、他の締約国からの輸入に対するダンピング防止税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のある当局が受領した後ダンピング防止のための調査を開始する少なくとも七日前までに、当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報するよう努める。

2 締約国は、他の締約国からの輸入に対する相殺関税に関する適切に作成された申請書を自国の権限のあ

る当局が受領した後調査を開始する前に、相殺に係る調査を開始する少なくとも二十日前までに当該申請書を受領した旨を当該他の締約国に対して書面により通報し、及び申請に関する協議に当該他の締約国を招請するよう努める。関係する締約国は、この期間内に協議を行うよう努めることとなる。

3　2に規定する協議に鑑み、2に規定する調査を開始しようとする締約国は、2に規定する他の締約国の要請があった場合には、当該調査を開始する前までに、秘密でない申立てを当該他の締約国に提供する。当該調査を開始しようとする締約国は、適当な場合には、自国の国内法令において定める手続規則に従い、当該他の締約国が意見を提出し、及び追加の情報又は書類を提出するための適当な機会を提供するよう努める。

第七・十三条　ゼロイングの禁止

ダンピング防止協定第二条、9.3及び9.5並びに第十一条の規定に従いダンピングの価格差が定められ、確定され、又は見直される場合には、全ての個別の価格差が、その正負にかかわらず、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較するに当たって算入される。この条のいかなる規定も、加重平均と個々の取引との比較に関するダンピング防止協定2.4.2の第二文の規定に基づく締約国の権利及び義務を害し、並びにこれら

に影響を及ぼすものではない。

第七・十四条　重要な事実の開示

ダンピング防止協定6.5及び補助金及び相殺措置に関する協定12.4の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、可能な限り最終的な決定を行う少なくとも十日前までに、検討の対象となっている全ての重要な事実であって、措置をとるかどうかを決定するための基礎を成すものの十分なかつ意味のある開示を確保する。当該開示については、書面により行うものとし、また、利害関係者が意見を述べるための十分な時間的余裕を与えて行う。締約国の調査当局は、意見が自国の法令又は調査当局が定める期間内に受領された場合には、最終的な決定において当該意見を考慮すべきである。

第七・十五条　秘密の情報の取扱い

締約国の調査当局は、秘密の情報を提供する利害関係者に対し、ダンピング防止協定6.5.1に規定する当該秘密の情報の秘密でない要約を提供するよう要請する。ダンピング防止協定6.5.1に規定する秘密でない要約については、ダンピング防止協定6.2の規定に適合して、調査における他の利害関係者が回答し、及び自己の利益を擁護する機会を与えられるよう、秘密の情報として提供された情報の実質を合理的に理解することができ

るように十分詳細なものとする。

第七・十六条　紛争解決の規定の不適用

いずれの締約国も、この節又は附属書七Ａ（ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行）の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。この節の規定に対する紛争解決の適用可能性については、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に基づく見直しの対象となる。

附属書七Ａ　ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行（注）

注　この附属書の規定及び同附属書の規定の下で生ずる問題は、この協定による紛争解決の対象とならず、また、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

締約国は、千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に従って貿易上の救済措置をとる各締約国の権利を認識する。次の慣行（注）は、一部の締約国においては当該締約国の法令に従って行われており、並びに貿易上の救済の手続における透明性及び正当な手続の目標を推進することができるものである。

注　この附属書に掲げる慣行は、ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行の包括的な一覧を構成するものではない。当該手続の特定の側面がこの附属書に掲げられ、又は掲げられていないことをもって、いかなる推定も行ってはならない。

情報提供の要請において不備を是正し、又は説明する機会

１　締約国の調査当局が、ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査において、情報提供の要請

に対する利害関係者の適時の回答が当該要請に適合していないと決定する場合には、当該調査当局は、次のことを行う。

(a) 当該回答を提出した当該利害関係者に対し、その不備の性質を通知すること。

(b) 当該ダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を完了するために定められた期間に照らして実行可能な限りにおいて、当該利害関係者に対し、その不備を是正し、又は説明する機会を与えること。

当該利害関係者が当該不備に関して更に情報を提出したが当該調査当局がその回答を十分でないと判断する場合又は定められた期間内に回答が提出されない場合において、当該調査当局が当初及びその後の回答の全部又は一部を考慮しないときは、当該調査当局は、決定その他の書面において、これらの回答を考慮しない理由を説明する。

約束

2 輸入締約国は、自国の調査当局がダンピング防止のための調査又は相殺関税に係る調査を開始した後、輸出締約国の要請があった場合には、当該輸入締約国に所在する当該輸出締約国の大使館又は当該輸出締

約国の権限のある当局に対し、価格に関する約束を検討するよう当該輸入締約国の当局に要求するための当該輸入締約国の手続（当該約束の申出及び締結のための期間を含む。）に関する情報を書面により送付する。

3　ダンピング防止のための調査において、輸入締約国の調査当局がダンピング及び当該ダンピングによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、当該輸入締約国は、輸出締約国の輸出者に対し、自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならばダンピング防止税を課することなく調査を停止することとなる価格に関する約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。

4　相殺関税に係る調査において、輸入締約国の調査当局が補助金及び当該補助金によって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行った場合には、当該輸入締約国は、輸出締約国及びその輸出者に対し、自国の法令及び手続に定める方法を通じて、仮に認められたならば相殺関税を課することなく調査を停止することとなる約束の案について、妥当な考慮を払い、及び協議を行う機会を与える。

公告及び決定の説明

5　ダンピング防止協定12.2に規定する最終的な決定が公告される場合には、その公告については、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めた全てのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載し、又は当該認定及び結論を別の報告書によって利用可能なものとするようにして行う。この公告又は別の報告書に含まれる当該認定及び結論には、調査当局の認定及び結論の理由も含む。

6　5の規定の適用上、秘密の情報の保護を条件として、公告又は別の報告書には、特に、次の事項を含む。

(a)　定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格の決定の根拠並びにこれらの比較に用いた方法（調整を含む。）の説明

(b)　損害の決定に関連する情報（ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が同種の産品の国内市場における価格に及ぼす影響に関する情報、価格を下回らせるものであるかどうかの算定に用いた詳細な方法、ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びに因果関係の立証（ダンピング防止協定3.5に規定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む。）を含む。）

7　公告又は別の報告書については、ダンピング防止協定12.2.2に規定する輸出者及び輸入者が提示した関連す

る論証又は主張を採用し、又は却下した理由を、調査当局によるその採用又は却下の理由を合理的に理解することができるように並びに調査当局による当該論証又は主張の取扱いが調査当局の属する締約国の法令及び世界貿易機関設立協定に適合しているかどうかを輸出者及び輸入者が評価することができるように十分詳細に記載する。

第八章　サービスの貿易

第八・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の領域において行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供されるサービスをいう。

(d)　「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e)　「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i)　締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該締約国又は他の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているもの

(ii)　業務上の拠点を通じてサービスの提供が行われる場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A)　締約国の自然人

(B)　(e)(i)に規定する締約国の法人

(f)　タイ及びベトナムについては、

(i)　法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、利用又は支払に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 締約国の領域におけるサービスの提供のための他の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(h) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の領域の関連する市場における唯一のサービス提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）をいう。

(i)　「締約国の自然人」とは、締約国の領域に居住しているかどうかを問わず、当該締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i)　当該締約国の国民であること。

(ii)　当該締約国において永住する権利（注）を有すること（当該締約国が、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える締約国である場合に限る。）。ただし、いずれの締約国も、当該締約国の永住者に対し、当該締約国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。

注　締約国が附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）又は附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表において永住者に関する留保を行う場合において、当該留保は、サービス貿易一般協定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(j)　サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i)　約束については、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）又は附属書Ⅲ（サービス及び

投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の締約国の表に記載する当該サービスの一若しくは二以上の又は全ての小分野

(ii) 当該サービスの分野の全体（当該サービスの分野の全ての小分野を含む。）

(k) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通等のマーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

(l) 「サービス」には、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスを含む。

(m) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(n) 「他の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他の締約国の領域から又はその領域において提供されるサービス。海上運送については、当該他の締約国の法令に従って登録されている船舶が提供するサービス又は当該他の締約国の者が船舶を運航

し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスをいう。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスの提供が行われる場合には、他の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(o) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(p) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。（注1、注2）

注1　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）は、この協定に基づいてサービス提供者に与えられる待遇を当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の領域外に所在する当該サービス提供者の他の部分に及ぼされる必要はない。

注2　締約国は、この章に規定する「サービス提供者」はサービス貿易一般協定第二十八条(g)に規定するものと同一の意味を有するとの理解を共有していることを確認する。

(q) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(r) 「サービスの貿易」とは、次に掲げる態様によるサービスの提供をいう。

(i) いずれかの締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供

(ii) いずれかの締約国の領域におけるサービスの提供であって他の締約国のサービス消費者に対して行われるもの

(iii) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

(iv) いずれかの締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の締約国の領域内の当該締約国の自然人の存在を通じて行われるもの

(s) 「運輸権」とは、いずれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国の領域若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第八・二条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この章の規定の適用上、「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(a)　締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(b)　非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

各締約国は、この章の規定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3　この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国が交付する補助金若しくは締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）又は当該補助金若しくは当該贈与の受領若しくはその継続のために付される条件（当該補助金又は当該

贈与が専ら国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者に与えられるものであるかどうかを問わない。）

(c) 政府の権限の行使として提供されるサービス

(d) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(e) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼす措置を除く。（注）

注 (iv)から(vi)までの規定にかかわらず、この章の規定は、専門的な航空サービス、地上取扱サービス及び空港運営サービスに影響を及ぼす措置については、次条（約束に係る表の記載）の規定に従ってこれらのサービスに関する約束を行うことを選択する締約国についてのみ適用する。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(iv) 専門的な航空サービス
(v) 地上取扱サービス
(vi) 空港運営サービス

4 この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

5 附属書八A（金融サービス）、附属書八B（電気通信サービス）及び附属書八C（自由職業サービス）は、この章の不可分の一部を成す。

第八・三条　約束に係る表の記載

1 各締約国は、第八・七条（特定の約束に係る表）又は第八・八条（適合しない措置に係る表）のいずれかの規定に従って、次条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく約束を行う。

2 第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、次条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の該当する規定に基づく約束を行い、並びに第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十条（透明性に係る表）のいずれかの規定に基づく約束を行う。第八・七条（特定の約束に係る表）

の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条（追加的な約束）の規定に基づく約束を行うことができる。

３　第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、次条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の該当する規定に基づく約束を行う。第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、また、第八・九条（追加的な約束）の規定に基づく約束を行うことができる。

４　２の規定にかかわらず、第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行うＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国は、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十条（透明性に係る表）のいずれの規定に基づく約束も行う義務を負わない。当該後発開発途上締約国は、任意に当該約束を行うことができる。

第八・四条　内国民待遇

１　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、

サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。（注）

注　この条の規定に従って行われる特定の約束は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、同条に規定する適合しない措置を除くほか、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。（注）

注　この条のいかなる規定も、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

3　締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、1又は2に規定する義務を履行することができる。

4　締約国が他の締約国のサービス又はサービス提供者に与える形式的に同一の待遇又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第八・五条　市場アクセス

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、第八・一条（定義）(r)に掲げるサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表において合意し、及び定める条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。（注）

注　締約国は、第八・一条（定義）(r)(i)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(r)(iii)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととす

る。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、第八・七条（特定の約束に係る表）に規定する特定の約束に従い、又は第八・八条（適合しない措置に係る表）に規定する適合しない措置を除くほか、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定の

サービスの提供に必要であり、かつ、当該サービスの提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービス提供者が法定の事業体又は合弁企業を通じてサービスを提供するに当たり、当該法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの）

第八・六条　最恵国待遇

1　次条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条（約束に係る表の記載）２の規定に従って最恵国待遇に関する約束を行うことを選択するものは、次のいずれかの分野及び小分野に関して、かつ、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に定める条件及び制限に従い、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する分野及び小分野であって

「ＭＦＮ」の記載によって特定されるもの

(b) 附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表の付録（最恵国待遇の対象分野）に記載する分野及び小分野

(c) 附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表の付録（最恵国待遇の免除分野に係る表）に含まれない分野及び小分野

2 第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表に記載する適合しない措置を除くほか、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、その他のいずれかの締約国又は非締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、この協定が効力を生ずる日において効力を有し、又はこの協定が効力を生ずる日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の国際協定に基づき他の締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

4　1及び2の規定にかかわらず、ＡＳＥＡＮの構成国である各締約国は、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国の間の経済統合の一層広範な進展の一部としての物品若しくはサービスの貿易又は投資の自由化に関する協定に基づきＡＳＥＡＮの構成国である他の締約国のサービス及びサービス提供者に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

5　この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

第八・七条　特定の約束に係る表

1　この条の規定に従って約束を行う締約国は、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）及び第八・九条（追加的な約束）の規定に従って行う特定の約束を附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する。附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の各表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b) 内国民待遇についての条件及び制限

(c) 追加的な約束

(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 第八・四条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）のいずれの規定にも適合しない措置については、第八・五条（市場アクセス）の規定に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第八・四条（内国民待遇）の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

3 この条の規定に従って約束を行う各締約国は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表において、将来の自由化の対象となる分野又は小分野を「ＦＬ」の記載により特定する。これらの分野及び小分野において、1(a)及び(b)に掲げる適用される条件及び制限については、当該各締約国の現行の措置に限定する。

4 締約国は、3に規定する措置について、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定との抵触を改正の直前よりも削減し、又は撤廃するような態様で改正する場合には、その後、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定との抵触を一層増加させるような態様で改正

してはならない。

5　3の規定にかかわらず、ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国は、将来の自由化の対象となる分野又は小分野を特定する義務を負わない。当該後発開発途上締約国は、当該分野又は小分野を任意に特定することができる。

第八・八条　適合しない措置に係る表

1　この条の規定に従って約束を行う締約国に関し、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　当該締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　中央政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ａに記載するもの

(ii)　地域政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ａに記載するもの

(iii) 地方政府によって維持される措置

(b) (a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c) (a)に規定する適合しない措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十一条（現地における拠点）の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）及び第八・十一条（現地における拠点）の規定は、締約国が附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bに記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第八・九条　追加的な約束

1 締約国は、次に掲げる規定に基づく表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。

(a)　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国については、第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定

(b)　前条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国については、第八・四条（内国民待遇）、第八・五条（市場アクセス）、第八・六条（最恵国待遇）又は第八・十一条（現地における拠点）の規定

2　1(a)の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表に記載する。

3　1(b)の規定に従って追加的な約束を行う締約国は、当該約束を附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Cに記載する。

第八・十条　透明性に係る表

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国であって、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従ってこの条の規定に基づく約束を行うことを選択するものは、中央政府が維持する第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）の規定に適合しない現行の措置に関する

拘束力のない透明性に係る表（以下この章において「透明性に係る表」という。）を作成し、他の締約国に送付し、及びインターネットにおいて公に利用可能なものとする。当該透明性に係る表には、この章において当該締約国が特定の約束を行った分野を含める。

2　締約国の透明性に係る表については、透明性のためにのみ作成するものであり、提出の時点において正確なものとし、並びにこの章の規定に基づく当該締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条のいかなる規定も、締約国が1に規定する措置を改正することを妨げるものではない。締約国の透明性に係る表の記載と附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の当該締約国の表の記載に相違がある場合には、同附属書の当該締約国の表の記載が優先する。

3　透明性に係る表には、次の要素を含める。

(a)　分野及び小分野又は活動

(b)　適合しない規定の種類（内国民待遇又は市場アクセス）

(c)　措置の法的根拠又は権限

(d)　措置の簡潔な説明

4　締約国は、自国の透明性に係る表について、これが完全かつ正確であることを確保するため、必要に応じ、次のいずれかの方法によって更新する。

(a)　新たな又は改正された適合しない措置を加えること。

(b)　存在しなくなった措置を削除すること又は適合しない措置を維持しなくなった分野、小分野若しくは活動を削除すること。

5　いずれの締約国も、透明性に係る表から生ずる紛争又は解釈上の問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第八・十一条　現地における拠点

第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行う締約国は、他の締約国のサービス提供者に対し、同条に規定する適合しない措置を除くほか、第八・一条（定義）(r)(i)、(ii)又は(iv)に規定するサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において代表事務所、支店若しくは何らかの形態の法人を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

第八・十二条　移行

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国（以下この条において「移行締約国」という。）は、他の締約国への配布のため、この協定が効力を生ずる日の後三年以内（カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日の後十二年以内）に、第八・八条（適合しない措置に係る表）（注）に合致する適合しない措置に係る表の案（以下この条において「表の案」という。）をサービス及び投資に関する委員会に提出する。

注　この1に規定する表の案及び4に規定する採択済みの表については、第八・八条（適合しない措置に係る表）1(a)の規定において「現行の」というときは、「締約国の採択済みの表が効力を生ずる日において効力を有する」をいうものとする。

2　各移行締約国の表の案に含まれる約束については、第八・三条（約束に係る表の記載）2の規定に従って行われた当該各移行締約国の約束と比較して、同等又は一層高い水準の自由化を記載するものとし、約束の水準を低下させるものとしてはならない。

3　締約国は、検証及び明確化のために表の案の検討を行うものとし、表の案が2に定める要件を満たすことを確保するため意見を述べる機会を有する。検証及び明確化の過程は、締約国に特定の新しい約束について交渉する権利を与えるものではない。（注）移行締約国は、受領した意見に回答する機会及び自国の

表の案における曖昧な点、語句の欠落又は誤りを解決することを目的として必要に応じて表の案の修正又は改定を行う機会を有する。

注　この条のいかなる規定も、締約国に対し、特定の分野又は小分野について第八・六条（最恵国待遇）の規定に基づく約束を行うことを要求するものではない。

4　サービス及び投資に関する委員会は、3に規定する検証及び明確化の過程が完了した後、5の規定に従って附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の移行締約国の表に代わる当該移行締約国の表の案をコンセンサス方式によって採択することができる（採択された表を以下この条において「採択済みの表」という。）。移行締約国は、その後、自国の採択済みの表を寄託者に提出し、関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告する。（注）

注　この4の規定は、移行締約国が、関係する国内手続を行うに当たり、自国の採択済みの表の可能性のある改定について締約国間で協議するよう要請すること及びこの4の規定に従って行う寄託者への提出のためにサービス及び投資に関する委員会が改定された採択済みの表の改定をコンセンサス方式によって採択するよう要請することを排除するものではない。

5　第二十・四条（改正）の規定にかかわらず、移行締約国が自国の採択済みの表を寄託者に提出し、関係

する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、当該移行締約国の採択済みの表は、当該移行締約国による寄託者への通告の日の後六十日で当該移行締約国と他の締約国との間で効力を生ずる。ただし、締約国が移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に自国については当該採択済みの表が当該移行締約国による寄託者への通告の日から六十日以内に効力を生じない旨を寄託者に対して書面により通告した場合には、当該採択済みの表は、当該移行締約国と当該締約国との間では、当該締約国が自国の関係する国内手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日又は当該移行締約国と当該締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

6　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に基づく附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の移行締約国の表は、当該移行締約国と他の締約国との間で、当該移行締約国の採択済みの表が当該他の締約国について効力を生ずるまでの間、引き続き効力を有する。

7　1から4までに規定する過程は、この協定が効力を生ずる日から六年以内（カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、この協定が効力を生ずる日から十五年以内）に完了させなければならない。

第八・十三条　特定の約束に係る表の修正

1　第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って約束を行う締約国（以下この条において「修正を行う締約国」という。）は、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の自国の表における約束が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、「ＦＬ」の記載がある分野又は小分野の約束を除くほか、当該約束を修正し、又は撤回することができる。ただし、修正を行う締約国が、この条の規定に従い、かつ、次のことを行うことを条件とする。

(a)　約束を修正し、又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までにサービス及び投資に関する委員会に通報すること。

(b)　必要な補償的調整について合意に達することを目的として、要請を行った締約国と交渉を開始すること。

2　関係する締約国は、1(b)に規定する交渉を通じて補償的調整を図るに当たり、当該交渉の前に附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の修正を行う締約国の表に定められた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

3　この条の規定に基づく補償的調整については、無差別に全ての締約国に与えられる。

4　1(b)に規定する要請が行われた最後の日の後三箇月以内又は修正を行う締約国と要請を行った締約国との間で合意した他の期間内に関係する締約国が補償的調整について合意に達することができない場合には、要請を行った締約国は、その問題を仲裁に付託することができる。補償を受ける権利を行使することを希望する締約国は、仲裁に参加しなければならない。修正を行う締約国は、仲裁の認定に従って補償的調整を行うまでの間自国の約束を修正し、又は撤回することができない。

5　4の規定による仲裁は、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をする場合又は当該仲裁の当事国が別段の合意をする場合を除くほか、千九百九十九年七月十九日に採択されたサービスの貿易に関する一般協定第二十一条の規定の実施のための手続（文書番号S／L／第八十号）（その改正を含む。）（以下この章において「サービス貿易一般協定第二十一条手続」という。）の7から19までに規定する手続を準用して実施される。

6　修正を行う締約国が自国の提案した修正又は撤回を実施する場合において仲裁の認定に従わないときは、当該仲裁に参加した締約国は、当該認定に従って実質的に同等の利益を修正し、又は撤回することができる。その修正又は撤回は、当該修正を行う締約国についてのみ実施することができる。

7　いずれの締約国も次のいずれかの手続を要請しない場合には、修正を行う締約国は、第二十・四条（改正）の規定にかかわらず、サービス及び投資に関する委員会が10の規定に基づいて別段の決定をするときを除くほか、サービス貿易一般協定第二十一条手続の20から22までに規定する手続を準用して、その提案した修正又は撤回を自由に実施することができる。

(a)　1(b)の規定による交渉（1(a)の規定による通報の日から四十五日以内に要請するものとする。）

(b)　4の規定による仲裁

8　5及び7の規定の適用上、サービス貿易一般協定第二十一条手続は、次のとおり読み替えるものとする。

(a)　「事務局」及び「サービスの貿易に関する理事会」とあるのは、サービス及び投資に関する委員会

(b)　「第二十一条」とあるのは、第八・十三条（特定の約束に係る表の修正）

(c)　「ＷＴＯの加盟国」とあるのは、締約国

9　この協定とサービス貿易一般協定第二十一条手続とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

10　サービス及び投資に関する委員会は、この条の規定に基づき、附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）の締約国の表における約束を修正し、若しくは撤回し、又は仲裁を行うための手続を作成し、又は修正することができる。この条の規定に基づいて自国の約束を修正し、又は撤回しようとする締約国は、当該手続に従う。

第八・十四条　透明性

1　締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行うサービス提供者の能力を向上させるに当たりサービスの貿易を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進する。

2　各締約国は、次の措置及び国際協定を速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置及び国際協定が効力を生ずる時までに公表する。

(a)　サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置

(b)　サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす全ての国際協定であって自国が署名国であるもの

3　各締約国は、可能な限り、2に規定する措置及び国際協定について、インターネットにおいて公に利用

可能なものとし、及び自国の法的枠組みに定める限りにおいて、英語により公に利用可能なものとする。

4　2及び3に規定する公表が実行可能でない場合には、2に規定する措置及び国際協定に関する情報（注）は、他の方法により公に利用可能なものとする。

注　各締約国は、自国が選択した言語により当該情報を公表することができる。

5　各締約国は、この章の規定の対象となる事項について締約国間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定する。連絡部局は、他の締約国の要請があった場合には、次のことを行う。

(a)　関連する事項について責任を有する官署又は職員を特定すること。

(b)　当該事項に関して、要請を行った締約国との連絡を円滑にすることを必要に応じて支援すること。

6　各締約国は、次の事項に関する特定の情報についての他の締約国の要請に対して速やかに応ずる。

(a)　2(a)に規定する措置又は2(b)に規定する国際協定

(b)　サービスの貿易に著しく影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更

第八・十五条　国内規制

1　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす一般に適用される全ての措置が合理的、客観的及び公平な

態様で運用されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続であって、影響を受けたサービス提供者の要請に基づき速やかに当該行政上の決定を審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3　2のいかなる規定も、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反することとなる裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　締約国は、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉の結果が効力を生じた場合には、当該交渉の結果を検討するものとし、適当なときは、締約国間で協議した後、当該交渉の結果についてこの章の規定の下で効力を生ずるものとするため、この条の規定を改正する。

5　各締約国は、自国の政策目的を実現するためにサービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を

導入する権利を有することを認識しつつ、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、自国が採用し、又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的な、かつ、透明性がある基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要な範囲を超えて負担とならないこと。

(c) 免許に係る手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

6 締約国が5(a)の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、当該締約国が適用する関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注 「関係国際機関」とは、締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

7 締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 関連する申請手続の完了のために徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性があるものであること及び当該手数料自体がサービスの提供に対する制限とならないことを確保すること。この(a)の規定

の適用上、許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

(b) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、申請者に対して当該申請に関する決定を通知すること。

(c) 申請を処理するための指標となる日程を実行可能な限りにおいて設定すること。

(d) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(e) 不備がある申請については、申請者の要請があった場合には、申請を不備がないものとするために必要な全ての追加の情報を実行可能なときは特定し、及び合理的な期間内に不備を是正する機会を与えること。

(f) 申請を終了させ、又は拒否する場合には、可能な限り、申請者に対し、その終了又は拒否の理由を書面により不当に遅滞することなく通知すること。申請者は、新たな申請を任意に再提出することができる。

(g) 自国の法令が許容する範囲内で、免許又は資格の申請の提出のために自国の領域に所在することを要求しないこと。

(h) 自国の法令に従い、申請が真正であることについて書面による提出と同等の条件の下で、電子的様式による申請を受理するよう努めること。

(i) 適当と認める場合には、自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

8 各締約国は、他の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。各締約国は、免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、実行可能な限り次のことを確保する。

(a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。

(b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

9 各締約国は、自国の法令に従い、他の締約国のサービス提供者が当該他の締約国の領域において取引する際に用いる事業上の名称を使用することを不当に制限することなく許可する。

10 1から9までの規定は、第八・七条（特定の約束に係る表）又は第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って締約国が行う約束により第八・四条（内国民待遇）又は第八・五条（市場アクセス）

の規定の対象とならない分野又は措置については、当該分野又は措置がこれらの規定の対象とならない限りにおいて、適用しない。

第八・十六条　承認

1　締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当たり、また、4に規定する要件に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法によって行うことができるものとし、当該いずれかの国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

2　1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、要請があった場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来におけるものであるかを問わず、他の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであるこ

とを明らかにするための適当な機会を与える。

3　第八・六条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明に承認を与えることを要求するものと解してはならない。

4　締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たって他の締約国との間で差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

5　承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

6　各締約国は、附属書八Ｃ（自由職業サービス）に定めるところにより、自由職業サービスの貿易の円滑化（自国の領域内の関連機関に対して承認に関する協定又は取決めのための交渉を開始するよう奨励することを含む。）に努める。

第八・十七条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第八・四条（内国民待遇）及び第八・五条（市場アクセス）の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外であり、かつ、当該締約国の約束の対象であるサービスの提供に当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の領域において当該約束に反する態様で自己の独占的地位を濫用して活動しないことを確保する。

3　締約国は、他の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可する当該他の締約国に対して関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の領域においてこれらのサービス提供者の間の競争

を実質的に妨げる場合についても適用する。

第八・十八条　商慣習

1　締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条（独占及び排他的なサービス提供者）の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認識する。

2　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、1に規定する商慣習を撤廃するために協議を開始する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報であって公に利用可能なものを提供することによって協力する。また、要請を受けた締約国は、自国の法令に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関する適切な協定の締結を条件として、利用可能な他の情報を要請を行った締約国に提供することができる。

第八・十九条　支払及び資金の移転

1　締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）に規定する場合を除くほか、自国の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転又は支払に対して制限を課してはならない。

２　この章のいかなる規定も、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合する為替の利用を含め、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づくＩＭＦの加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）の規定に基づく場合及びＩＭＦの要請がある場合を除くほか、資本取引に関するこの章の規定に基づく自国の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第八・二十条　利益の否認

１　締約国は、次のサービスの提供及びサービス提供者については、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　サービスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(b)　法人であるサービス提供者が他の締約国のサービス提供者でないことを当該締約国が証明する場合における当該サービス提供者

(c)　海上運送サービスの提供について、(ii)に規定する者が(i)に規定する船舶によってサービスを提供して

いることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供

(i) 非締約国の法令に従って登録されている船舶

(ii) 船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する非締約国の者

2 締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者によって所有され、又は支配されている法人である場合において、当該締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維持するときは、当該サービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

第八・二十一条　セーフガード措置

1 締約国は、サービス貿易一般協定第十条の規定による多数国間の場における更なる進展が得られるまでの間、セーフガード措置の組込みについて見直しを行う。

2 締約国は、この章の規定に基づく自国の約束の実施が困難となった場合には、他の締約国に対し、当該困難に対処するための協議を要請することができる。

第八・二十二条　補助金

1　第八・二条（適用範囲）３(b)の規定にかかわらず、締約国は、サービス貿易一般協定第十五条の規定に基づいて合意される規律を踏まえ、当該規律をこの章の規定に組み入れることを目的として、サービスの貿易に関連する補助金に係る規律の問題について見直しを行う。

2　締約国は、サービスの貿易に関連する他の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、当該他の締約国に対し、その問題についての協議を要請することができる。要請を受けた締約国は、当該要請に対して好意的な考慮を払う。

3　いずれの締約国も、この条の規定に基づく要請若しくは協議又はこの条の規定の下で生ずるいかなる紛争についても、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第八・二十三条　ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国の参加の増大

この章の規定は、ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国の参加を増大させるために次の事項を促進するものとする。

(a)　これらの締約国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化（特に、商業的な

原則に基づく技術の利用によるもの）

(b)　これらの締約国による流通経路及び情報網へのアクセスの改善

(c)　これらの締約国が輸出について関心を有する分野及びサービスの提供の態様における市場アクセスの自由化並びにこれらの締約国に有益な分野における市場アクセスの提供

第八・二十四条　約束の見直し

締約国は、締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するためにこの章の規定に基づく約束の更なる改善を行うことを目的として、必要に応じ、遅くとも第二十・八条（一般的な見直し）の規定に基づくこの協定の一般的な見直しまでに、サービスの貿易に関する約束を見直す。

第八・二十五条　協力

締約国は、諸分野（現在の協力のための取決めの対象でない分野を含む。）における協力のための努力を強化する。締約国は、国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を向上させるため、協力のための分野について討議し、及び合意し、並びに当該分野における協力のための計画を作成する。

附属書八Ａ　金融サービス

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　「金融機関」とは、締約国の領域に所在する金融仲介機関その他の法人であって、当該締約国の法令に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものをいう。

(b)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A)　生命保険

(B) 生命保険以外の保険

(ii) 再保険及び再再保険

(iii) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(iv) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(v) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vi) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(vii) ファイナンス・リース

(viii) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(ix) 保証

(x) 自己のため又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B) 外国為替

(C) 派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E) 譲渡可能な有価証券

(F) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(xi) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(xii) 資金媒介業

(xiii) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(xiv) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(xv) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス

(xvi) (v)から(xv)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(c) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供しようとし、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。

(d) 「新たな金融サービス」とは、締約国の領域においては提供されていないが他の締約国の領域においては提供され、及び規制されている金融サービスをいう。新たな金融サービスには、現在の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含めることができる。

(e) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づいて金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(f) 「自主規制団体」とは、次のいずれかの非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関又は支払決済機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

(i) 自主規制団体として認められている非政府機関であって、法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者又は金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使するもの

(ii) 法令に基づいて又は中央、地域若しくは地方の政府若しくは機関の委任に基づいて、金融サービス提供者又は金融機関に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関

第二条　適用範囲

1　この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第八・一条（定義）(r)に定義するサービスの提供をいう。

2　第八・一条（定義）(l)及び第十・二条（適用範囲）2(c)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(a)　中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動（注）

注　この(a)に規定する活動には、金融政策又は為替政策を遂行するために行う全ての規制活動及び執行活動を含む。

(b)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(c)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)又は(c)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「サービス」には、当該活動を含める。

3　第八・一条（定義）(o)の規定及び第十・二条（適用範囲）2(c)に規定する定義は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

4　第八・十一条（現地における拠点）の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

5　この附属書とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この附属書の規定が優先する。

第三条　新たな金融サービス

1　各受入締約国は、新たな金融サービスについて、同様の状況において法令を制定し、又は現行の法令を修正することなく自国の金融機関に対して当該新たな金融サービスを提供することを許可することとなる場合には、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、自国の領域において当該新たな金融サービスを提供することを許可するよう努める。（注）

注　締約国は、新たな金融サービスを提供することを許可するに当たり、新たな規制又は他の補助的な措置を定めることができる。

２　新たな金融サービスの提供については、申請が承認される場合には、受入締約国の関連する免許に係る要件、制度上の又は法的な形態に係る要件その他の要件に従うことを条件とする。

第四条　信用秩序の維持のための措置

締約国は、この協定の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置（注）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注　締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

第五条　特定の情報の取扱い

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第六条　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、国際基準設定機関、他の締約国又は非締約国による信用秩序の維持のための措置を承認することができる。（注）その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該国際基準設定機関、他の締約国若しくは非締約国との協定若しくは取決めに基づいて行い、又は一方的に与えることができる。

注　第八・六条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国による信用秩序の維持のための措置に対し承認を与えることを要求するものと解してはならない。

2　1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来におけるものであるかを問わず、利害関係を有する他の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者の間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することとなる状況の下においては、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための適当な機会を与える。

3　締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、2に規定する状況が存在するかどうかについて意見を明らかにするための適当な機会を与える。

第七条　透明性

1　締約国は、相互の市場にアクセスして業務を行う金融サービス提供者の能力を向上させるに当たり金融サービス提供者の活動を規律する透明性がある措置が重要であることを認識する。各締約国は、金融サービスにおける規制の透明性を促進することを約束する。

2　各締約国は、この附属書の規定が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的及び公平な態様で運用されることを確保する。

3　各締約国は、一般に適用される措置であって、自国が採用し、又は維持するものが速やかに公表され、又は公に利用可能なものとされることを確保する。（注）

注　各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

4　各締約国は、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a)　利害関係を有する者（注）に対し、この附属書の規定に関係する一般に適用される規制であって自国

が採用しようとするもの及び当該規制の目的を事前に公表し、又は事前に利用可能なものとすること。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「利害関係を有する者」とは、その直接の資金上の利益に対して一般に適用される規制の採用が影響を与える可能性のある者をいうとの理解を共有していることを確認する。

(b)　利害関係を有する者及び他の締約国に対し、(a)に規定する規制の案について意見を提出するための適当な機会を与えること。

5　各締約国は、実行可能な限りにおいて、一般に適用される最終的な規制の公表の日と当該規制の実施の日との間に合理的な期間を置くべきである。

6　各締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものが速やかに公表され、又は利用可能なものとされることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。(注)

注　各締約国は、自国が選択した言語によりこれらの情報を公表することができる。

7　各締約国は、この附属書の対象となる一般に適用される措置に関し、他の締約国の利害関係を有する者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける。

8　締約国の規制当局は、他の締約国の利害関係を有する者に対し、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件（必要とされる書類を含む。）を利用可能なものとする。

9　締約国の規制当局は、申請者の書面による要請があった場合には、当該申請者に対してその申請の処理状況を通知する。当該規制当局は、当該申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知する。

10　締約国の規制当局は、他の締約国の金融サービス提供者による金融サービスの提供に関する不備のない申請については、百八十日以内に行政上の決定を行い、申請者に対して当該決定を不当に遅滞することなく通知する。申請は、全ての関連する手続が行われ、かつ、全ての必要な情報が受領されるまでは、不備のないものと認められない。当該規制当局は、当該決定を百八十日以内に行うことが実行可能でない場合には、当該申請者に対して不当に遅滞することなく通知するものとし、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

11　申請を拒否した締約国の規制当局は、申請を拒否された申請者の書面による要請があった場合には、実行可能な限りにおいて、当該申請者に対してその拒否の理由を通知する。

第八条　金融サービスに係る例外

この附属書のいかなる規定も、締約国が、この附属書の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置（欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は金融サービスに係る契約の不履行がもたらす結果の処理に関する措置を含む。）を採用し、又は執行することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置を、同様の条件の下にある締約国の間若しくは締約国と非締約国との間の恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は金融機関について有する投資財産若しくは金融サービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

第九条　情報の移転及び処理

1　締約国は、各締約国が情報の移転及び処理に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。（注）

注　締約国は、異なる規制上の取組方法を採用することができる。この1の規定は、この条の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　締約国は、次の行為を妨げる措置をとってはならない。

(a) 情報の移転（電磁的手段その他の手段によるデータの移転を含む。）であって、自国の領域内の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの

(b) 情報の処理であって、自国の領域内の金融サービス提供者の通常の業務の遂行に必要なもの

3 2のいかなる規定も、締約国の規制当局が、規制のため又は信用秩序の維持のため、自国の領域内の金融サービス提供者に対し、データの管理及び保管並びにシステムの維持に関する自国の法令に従うこと並びに自国の領域において記録の複製を保持することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該要求がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

4 2のいかなる規定も、個人の情報、プライバシー並びに個人の記録及び勘定の秘密（自国の法令に基づくものを含む。）を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利がこの協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

5 2のいかなる規定も、締約国に対し、国境を越えるサービスの提供又はサービスの海外消費であって、当該締約国が約束を行っていないものを許可すること（非居住者である金融サービス提供者に対し、本人

として又は仲介により若しくは仲介者として、第一条（定義）(b)(xv)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理を許可することを含む。）を要求するものと解してはならない。

第十条　自主規制団体

締約国は、他の締約国の金融機関に対し、自国の領域において金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、これに参加し、又はこれを利用することを要求する場合には、当該自主規制団体が第八・四条（内国民待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守することを確保する。

第十一条　支払及び清算の制度

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該各締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。（注）

注　締約国は、自国の同様の金融機関に対してこの条の規定に基づく利用又は待遇を認めていない場合には、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対して当該利用を認める必要はない。

第十二条　協議

1　締約国は、この協定の下で生ずる金融サービスに影響を及ぼす問題について、他の締約国との協議を要請することができる。当該他の締約国は、その要請を考慮する。

2　この条の規定に基づく協議には、次条（連絡部局）に規定する連絡部局の関連する代表者が参加する。

第十三条　連絡部局

1　この附属書の規定の適用上、金融サービスの連絡部局は、次のものとする。

(a)　オーストラリアについては、財務省及び外交貿易省並びに必要に応じ、関係する規制当局（オーストラリア健全規制庁、オーストラリア準備銀行及びオーストラリア証券投資委員会を含む。）の職員

(b)　ブルネイ・ダルサラーム国については、財務経済省及びブルネイ・ダルサラーム国通貨金融庁

(c)　カンボジアについては、経済財務省、カンボジア証券取引委員会、カンボジア国立銀行及び商業省

(d)　中国については、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会及び中国証券監督管理委員会

(e)　インドネシアについては、商業省、財務省、インドネシア金融庁及びインドネシア銀行

(f)　日本については、外務省及び金融庁又はこれらの後継機関

(g) 韓国については、金融委員会及び産業通商資源部
(h) ラオスについては、ラオス銀行、財務省及びラオス証券委員会事務局
(i) マレーシアについては、マレーシア中央銀行及びマレーシア証券委員会
(j) ミャンマーについては、計画財務工業省、ミャンマー中央銀行、ミャンマー証券取引委員会及び商業省
(k) ニュージーランドについては、外務貿易省（金融サービスの規制機関と協力する。）
(l) フィリピンについては、財務省、フィリピン中央銀行、証券取引委員会及び保険委員会
(m) シンガポールについては、シンガポール通貨監督庁
(n) タイについては、財務省、タイ銀行、証券取引委員会及び保険委員会事務局
(o) ベトナムについては、商工省、ベトナム国家銀行及び財務省

2 締約国は、自国の連絡部局の変更について、他の締約国に対して速やかに通報する。

第十四条　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第十九章（紛争解決）の規定に従って設

置されるパネルは、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

附属書八Ｂ　電気通信サービス

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b)　「最終利用者」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの加入者又は最終的な消費者（公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(c)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(d) 「相互接続」とは、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供する提供者との接続であって、一の提供者の利用者が、他の提供者の利用者と通信し、及び他の提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能とするものをいう。

(e) 「国際移動端末ローミング・サービス」とは、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信ネットワークが存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とする商業用移動端末サービスであって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供されるものをいう。

(f) 「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいう。

(g) 「免許」とは、締約国が、自国の法令に従い、電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを提供する者に対して要求することのある承認（特許、許可及び登録を含む。）をいう。（注）

注　タイについては、特許は、二千二十二年まで「免許」の定義から除外される。

(h)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの関連する市場への参加の条件（価格及び供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有する公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(i)　「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(j)　「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信サービスの最終利用者が、公衆電気通信サービスの提供者を同一の区分に属する他の提供者に切り替える際に同一の電話番号を保持することができることをいう。

(k)　「物理的コロケーション」とは、主要なサービス提供者が所有し、又は管理し、及び利用する施設において、公衆電気通信サービスを提供するために機器を設置し、維持し、又は修理することを目的とする空間へのアクセスをいう。

(l)　「公衆電気通信ネットワーク」とは、ネットワークの定められた終端地点の間で公衆電気通信サービスを提供するために利用される公衆電気通信の基盤をいう。

(m)　「公衆電気通信サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信サービスをいう。公衆電気通信サービスには、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、二以上の定められた地点の間で行われる顧客が提供する情報の実時間での伝送（当該情報の形態又は内容が当該地点の間で変更されないもの）を典型的に伴うものを含む。

(n)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(o)　「電気通信規制機関」とは、締約国の法令の下で電気通信の規制について責任を有する一又は二以上の機関をいう。

(p)　「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスの提供者をいう。

第二条　適用範囲

1　この附属書の規定は、公衆電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用す

る。当該措置には、次の措置を含む。

(a) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に関する措置

(b) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者についての義務に関する措置

2 この附属書の規定は、有線放送又は無線放送のサービス提供者による公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用を確保するための措置を除くほか、ラジオ番組又はテレビジョン番組の有線放送又は無線放送に影響を及ぼす措置については、適用しない。

3 この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(a) 締約国が、他の締約国のサービス提供者に対し、第八章（サービスの貿易）の規定に基づく当該締約国の約束以外の電気通信ネットワーク又は電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b) 締約国が、公衆一般に提供されない電気通信ネットワーク若しくは電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又はこれらを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第三条　規制への取組方法

1　締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には規制が必要とされないことがあることを認識する。このため、締約国は、規制の必要性及び規制への取組方法が市場によって異なること並びに各締約国がこの附属書の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認識する。

2　1の規定に関し、締約国は、各締約国が次のことを行うことができることを認識する。

(a)　市場において生じ得ると締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場において既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

(b)　特に、競争的な市場の部門、競争的である可能性がある市場の部門又は参入のための障壁が低い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること。

3　規制を行うことをこの条の規定に基づいて差し控える締約国は、引き続き、この附属書の規定に基づく

義務に服する。

第四条　アクセス及び利用（注）

注　この条の規定は、締約国がサービス提供者に対して自国の領域において公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを提供するための免許を取得することを要求することを妨げるものではない。

1　各締約国は、特に2から6までの規定を通じて、他の締約国のサービス提供者が合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件で適時に、当該各締約国の領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービス（専用回線を含む。）へのアクセス並びにこれらの利用を認められることを確保する。

2　各締約国は、5及び6の規定に従い、他の締約国のサービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続すること又は

他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続すること。（注）

注　ベトナムに関し、限られた数の利用者集団の構成員の間で商業的な原則に基づかず音声及びデータの電気通信を行うことを目的として構築することを許可されたネットワークについては、電気通信規制機関の書面による承認を受けた場合にのみ、直接相互に接続することができる。同国は、申請者が要請した場合には、当該申請者が承認の拒否の理由を受領することを確保する。同国は、この書面による承認を受けるとの要件について、この協定が効力を生ずる日から二年以内に見直しを行う。

(c)　自己の選択する運用のプロトコルを利用すること。

3　各締約国は、他の締約国のサービス提供者が当該各締約国の領域における又は当該各締約国の国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため及びいずれかの締約国の領域においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するため又は公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスの最終利用者の個人情報を保護するために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する

偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の公衆サービスに関する責任、特に、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする当該提供者の能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの相互運用性のための要件並びに第十七条（国際機関との関係）に定める目標の達成を促進するとの要件

(c) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器の型式認定及び公衆電気通信ネットワークへの当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク若しくは公衆電気通信サービスと接続すること又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と接続することの制限

(e) 届出及び免許の要件

第五条　番号ポータビリティ（注）

注　この条の規定は、カンボジア、インドネシア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスの提供者が、技術的及び経済的に実行可能な限りにおいて、合理的な、及び差別的でない条件で適時に、移動端末サービスについて番号ポータビリティを提供することを確保する。

第六条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、又は維持する。

２　１に規定する反競争的行為には、特に、次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b)　反競争的な結果を伴って競争者から得た情報を利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他の提供者にとって適時に利用可能なものとしないこと。

第七条　主要なサービス提供者による待遇

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の公衆電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第八条　再販売

各締約国は、競争の促進又は最終利用者の長期的な利益の享受の必要性に基づき、主要なサービス提供者がいずれの公衆電気通信サービスを再販売のために提供しなければならないかについて、自国の法令に従って決定することができる。締約国は、主要なサービス提供者がサービスを再販売のために提供しなければならないと決定した場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が当該サービスの再販売に対して不合理な又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第九条　相互接続（注）

注　この附属書において、「相互接続」には、細分化されたネットワーク構成要素へのアクセスを含まない。

公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に関する義務

1　各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、相互接続を提供することを確保する。

2　各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、利用者

の又は利用者に関連する商業上機微な又は秘密の情報であって相互接続の設定の結果取得したものを、公衆電気通信サービスを提供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

主要なサービス提供者に関する義務

3　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の設備及び機器に対し、当該主要なサービス提供者のネットワークの技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づいて提供されること。（注）

注　相互接続の料金については、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の間で商業的に交渉することができる。

(b)　当該主要なサービス提供者の同種のサービス、当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは当該主要なサービス提供者が提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品

質によって提供されること。

(c) 他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が公衆電気通信サービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性がある及び経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）で適時に提供されること。

(d) 要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの提供者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

4 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者に対し、少なくとも次のいずれかの選択肢を通じて、当該提供者の設備及び機器を当該主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

(a) 当該各締約国の電気通信規制機関が承認する接続約款その他の相互接続に関する約款（主要なサービス提供者が公衆電気通信サービスの提供者に一般的に提供する料金及び条件を含むもの）

(b) 相互接続に関する契約であって効力を有するものに定める条件

(c) 相互接続に関する新たな契約（商業的な交渉によるもの）

5 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続が公に利用可能なものとされることを確保する。

6 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が相互接続に関する契約又は接続約款その他の相互接続に関する約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

第十条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、専用回線によるサービスであって公衆電気通信サービスであるものを提供することを確保する。

第十一条 コロケーション

1 各締約国は、自国の領域内の不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、及び透明性があ

る条件（適当な場合には、技術的実行可能性及び空間の利用可能性を含む。）及び料金で適時に、相互接続に必要な当該提供者の機器の物理的コロケーションを認めることを確保する。

2　各締約国は、物理的コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実際的でない場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、代替的な解決策を提供することを確保するよう努める。

3　締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、又は管理するいずれの施設が1及び2の規定の適用を受けるかを、コロケーションが求められる市場における競争の状況、競合するサービスの提供において当該施設が代替されることが経済的又は技術的に実行可能であるかどうか等の要素を考慮した上で、自国の法令に従って決定することができる。

第十二条　独立の電気通信規制機関

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関がいずれの公衆電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いずれの公衆電気通信サービスの提供者に対しても利害を有しないことを確保する。

2　各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う規制についての決定及び当該電気通信規制機関が用いる手

続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第十三条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、それ自体では、反競争的であるとはみなされない。ただし、当該義務が、透明性がある、差別的でない、及び競争中立的な態様で運用され、かつ、当該各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要な範囲を超えて負担とならないことを条件とする。

第十四条　免許

1　締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供のために免許が必要とされる場合には、次の事項が公に利用可能であることを確保する。

(a)　自国が適用する全ての免許基準及び免許手続（注）

注　この(a)の規定には、免許の申請又は取得のための手数料を含む。

(b)　免許申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間

(c)　免許の一般的な条件

２　締約国は、決定を行った後不当に遅滞することなく、申請者に対して申請の結果を通知する。

３　締約国は、要請があった場合には、申請者又は免許保有者が次の事項に関する理由を提供されることを確保する。

(a)　免許の付与の拒否

(b)　免許への提供者別の条件の賦課

(c)　免許の更新の拒否

(d)　免許の取消し

第十五条　希少な資源の分配及び利用

１　各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数及び番号を含む。）の分配及び利用に係る手続を客観的な、透明性がある、及び差別的でない態様で適時に運用する。

スペクトル

２　各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3　スペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する締約国の措置は、それ自体では、第八・五条（市場アクセス）の規定に反するものではない。このため、各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利を第八章（サービスの貿易）の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、その時点及び将来における必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配することができることを含む。

4　各締約国は、商業用電気通信サービスにスペクトルの分配を行う場合には、開かれた、かつ、透明性がある手続であって公共の利益（競争の促進を含む。）を考慮したものによるよう努める。各締約国は、適当な場合には、地上の商業用電気通信サービスへのスペクトルの割当てについて、一般的に市場に基づく取組方法によるよう努める。この点に関し、各締約国は、商業用のスペクトルを割り当てるため、適当な場合には、オークション、管理インセンティブ料金設定、免許を必要としない使用等の仕組みを用いることができる。

番号

5　各締約国は、自国の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、差別的でない態様で電話番号の利用を認められることを確保する。

第十六条　透明性

1　各締約国は、自国の電気通信規制機関が法令案に対する意見を募集する場合には、当該電気通信規制機関が、自国の領域において活動する他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの関連する提供者に対し、意見を提出する機会を提供することを確保するよう努める。

2　各締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスへのアクセス及びこれらの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、次の事項を含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスとの技術的インタフェースの仕様

(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成及び採用について責任を有する機関に関する情報

(d)　端末その他の機器を接続するための条件

(e) 該当する場合には、届出又は免許の要件

第十七条　国際機関との関係

締約国は、電気通信ネットワーク及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的な標準が重要であることを認識し、並びに関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該標準を推進することを約束する。

第十八条　国際的な海底ケーブルシステム

締約国は、自国の領域内の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が国際的な海底ケーブルシステムを公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスとして運用することを認めている場合には、当該提供者が、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、当該国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスについて、合理的な、かつ、差別的でない待遇を与えることを確保する。（注1、注2、注3）

注1　締約国は、国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスが提供される地点を決定することができる。

注2　この条の規定は、締約国が、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、関連する措置（免許の要

件を含む。）を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの条の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いられないことを条件とする。

注3　ベトナムに関し、

(i)　この条の規定は、同国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局についてのみ適用する。

(ii)　この条の規定は、国際的な海底ケーブルシステム（同国の領域内の陸揚局を含む。）を所有し、管理し、又は運営する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

(iii)　同国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、管理し、又は運営する国際的な海底ケーブルの陸揚局に対するコロケーションについては、物理的コロケーションを除外する。

(iv)　この条の規定は、同国が、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者に対し、関連する措置（免許の要件を含む。）を遵守することを要求することを妨げるものではない。ただし、当該措置が国際的な海底ケーブルシステムへのアクセスを妨げるための手段として用いられないことを条件とする。

第十九条　ネットワーク構成要素の細分化

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、細分化された形で、並びに合理的な、差別的でな

い、及び透明性がある条件で、公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセスを提供することを確保するよう努める。締約国は、自国の法令に従い、自国の領域において利用可能なものとすることが義務付けられるネットワーク構成要素及び当該ネットワーク構成要素を利用することができる提供者を決定することができる。（注）

注　締約国は、第三条（規制への取組方法）の規定に従い、この条の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができる。

第二十条　柱、管路及びとう道へのアクセス

1　各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者に対し、技術的な実行可能性に従い、合理的な、差別的でない、及び透明性がある条件及び料金で適時に、当該主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道その他の自国が決定する構造物へのアクセスを提供することを確保するよう努める。

2　締約国は、1の規定に従って自国の領域内の主要なサービス提供者に対してアクセスを提供することを要求する柱、管路、とう道その他の構造物を自国の法令に従って決定することができる。当該締約国は、

その決定を行う場合には、当該アクセスが提供されないことによる競争への影響、競合するサービスの提供において当該構造物が経済的又は技術的に実行可能な態様で代替されることができるかどうか等の要素その他の特定の公共の利益の要素を考慮する。

第二十一条　技術の選択における柔軟性

1　締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が、自己のサービスを提供するために利用する技術を選択する柔軟性を有することを妨げてはならない。

2　1の規定にかかわらず、締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者が自己のサービスを提供するために利用することができる技術を限定する措置を適用することができる。ただし、当該措置が、公共政策の正当な目的を達成するためのものであり、かつ、貿易に対する不必要な障害をもたらすような態様で作成されず、採用されず、及び適用されないことを条件とする。

第二十二条　国際移動端末ローミング

1　締約国は、締約国間の貿易の拡大の促進を助長し、及び消費者の福祉を向上させ得る国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協

力するよう努める。

2　締約国は、国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の措置をとることができる。

(a)　消費者が小売料金に関する情報に容易にアクセスすることができることを確保する措置

(b)　一の締約国の領域から他の締約国の領域を訪問している消費者が自己の選択する装置を使用して電気通信サービスにアクセスすることを可能にするローミングに対する障害を最小限にする措置

3　締約国は、一の締約国が、権限を有する場合には、国際移動端末ローミングの料金に関して競争（商業的な取決めを通じた競争を含む。）を促進するか、又は国際ローミング・サービスの卸売若しくは小売の料金が合理的なものであることを確保するために当該料金に影響を及ぼす措置を採用し、若しくは維持するかを選択することができることを認識する。当該一の締約国は、適当と認める場合には、他の締約国と当該措置の実施を円滑にする仕組みについて協力し、及びこれを実施すること（当該他の締約国と取決めを行うことによって協力し、及び実施することを含む。）ができる。

4　一の締約国は、国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を規制することを選

択する場合において、他の締約国が当該一の締約国との間で両締約国の提供者のための国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の料金又は条件を相互に規制する取決めを行っているときは、当該他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者が自己の顧客による当該一の締約国の領域におけるローミングのための国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用することができることを確保する。（注）当該一の締約国は、当該他の締約国の提供者に対し、当該規制された料金又は条件を利用するための条件に合意するために商業的な交渉を十分に活用することを要求することができる。

注(a)　いずれの締約国も、当該一の締約国が自国に対して国際貿易協定の最恵国待遇の規定又は電気通信に特有の無差別待遇の規定に従って負う義務のみを根拠として、この条に規定する国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件を利用する機会を自国の提供者のために求め、又は得てはならない。

(b)　当該一の締約国によって規制された料金又は条件は、取決めに基づいて相互に規制された料金又は条件と合理的に同等である場合に限り、当該他の締約国の提供者にとって利用可能であるものとする。当該一の締約国の電気通信規制機関は、意見の相違がある場合には、これらの料金又は条件が合理的に同等であるかどうかを決定する。この注の規定の適用上、「合理的に

同等な料金又は条件」とは、関連する提供者が合理的に同等であると合意する料金若しくは条件又はその合意がない場合には当該一の締約国の電気通信規制機関が合理的に同等であると決定する料金若しくは条件をいう。

5　4の規定に従って国際移動端末ローミング・サービスの卸売又は小売の規制された料金又は条件の利用を確保する締約国は、国際移動端末ローミング・サービスに関し、第八・六条（最恵国待遇）、第四条（アクセス及び利用）及び第七条（主要なサービス提供者による待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守しているものとみなす。

6　この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第二十三条　電気通信に関する紛争の解決

1　各締約国は、他の締約国の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者がこの附属書の規定の下で生ずる紛争を当該各締約国の法令に従って解決するため、当該各締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの提供者であって、自国の関連する

電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、自国の法令によって当該決定についての審査を受けることができることを確保する。

3　いずれの締約国も、審査の申請を行ったことが自国の電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。ただし、自国の関連する機関が別段の決定を行う場合は、この限りでない。

附属書八Ｃ　自由職業サービス

１　各締約国は、職業上の資格、免許又は登録の承認に関する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスを特定するよう努めるため、自国の領域内の関係団体（以下この附属書において「自国の関係団体」という。）と協議する。

２　各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にするため、自国の関係団体に対し、他の一又は二以上の締約国の関係団体との対話の機会を設けるよう奨励する。

３　各締約国は、自国の関係団体に対し、相互に関心を有する自由職業サービスの分野における職業上の資格、免許又は登録に関する相互承認のためのあらゆる形態の取決めについて、他の一又は二以上の締約国の関係団体と交渉するよう奨励する。

４　各締約国は、自国の関係団体に対し、職業上の資格、免許及び登録の承認に関する合意の作成に当たり、自由職業サービスに関する合意を考慮するよう奨励する。

５　締約国は、実行可能な場合には、追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本

国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、次のことを検討することができる。

(a) 一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する免許を付与し、又は登録を許可すること。

この一時的又は限定的な免許の制度については、外国のサービス提供者が当該締約国の関係する免許要件を満たす場合には、当該サービス提供者が当該締約国の免許を取得することを妨げるために運用すべきではない。

6 各締約国は、1から3までに規定する活動を円滑にするため、自国の関係団体に対し、相互に受け入れた範囲において相互に受け入れることができる職業上の基準を作成するために作業するよう奨励する。当該基準には、次の事項を含むことができる。

(a) 教育

(b) 試験

(c) 経験

(d) 行動及び倫理

(e) 自由職業家の能力開発及び資格証明の更新

(f) 業務の範囲

(g) 現地に関する知識

(h) 消費者の保護

7 他の締約国の要請があった場合において、実行可能なときは、要請を受けた締約国は、自由職業サービス提供者の免許及び資格証明のための基準に関する情報を提供し、又はこれらの基準について協議するための適当な規制機関その他の団体に関する情報を提供する。

8 各締約国は、自国の関係団体に対し、関連する職業について共通の基準を作成するに当たり、該当する場合には国際的な枠組みを参照するよう奨励する。

9 締約国は、サービス及び投資に関する委員会を通じてこの附属書の規定の実施を定期的に検討することができる。

第九章　自然人の一時的な移動

第九・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「出入国管理に関する文書」とは、一時的な入国を許可する査証、許可書、通行証その他の文書又は電子的な許可証をいう。

(b)　「締約国の自然人」とは、第八・一条（定義）(i)に定義する締約国の自然人をいう。

(c)　「一時的な入国」とは、この章の規定の対象となる締約国の自然人による入国であって、永続的に居住することを意図しないものをいう。

第九・二条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の各締約国の表に定めるところに従い、当該各締約国による措置であって、物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する他の締約国の自然人の当該各締約国の領域への一時的な入国に影響を及ぼすものについて適用する。当該他の締約国の自然人には、次の一又は二以上のものを含める。

(a) 商用訪問者

(b) 企業内転勤者

(c) 附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の各締約国の表に掲げるその他の区分

2 この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の領域への他の締約国の自然人の入国又は自国の領域における他の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章の規定に基づいて他の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

4 締約国が他の締約国の自然人に対し出入国管理に関する文書を取得するよう要求するという事実のみをもって、この章の規定に基づいて当該他の締約国に与えられる利益が無効にされ、又は損なわれていると

はみなさない。

第九・三条　配偶者及び被扶養者

各締約国は、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表において配偶者又は被扶養者に関する約束を行うことができる。

第九・四条　一時的な入国の許可

1　各締約国は、他の締約国の自然人が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表に従い、当該他の締約国の自然人に対し、この章の規定に従って一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可する。

(a)　当該他の締約国の自然人が求める出入国管理に関する文書についての所定の申請手続に従うこと。

(b)　許可を与える締約国への一時的な入国又は許可を与える締約国における一時的な滞在の延長のための全ての関連する資格要件を満たすこと。

2　出入国管理に関する文書の処理に関して締約国が課する手数料については、当該締約国の法令に従い、当該手数料自体がこの章の規定に基づく他の締約国の自然人の移動に対する不当な障害とならないという

点で合理的なものとする。

3　締約国は、1(a)又は(b)の要件を満たさない他の締約国の自然人に対して一時的な入国又は一時的な滞在の延長を拒否することができる。

4　締約国がこの章の規定に従って他の締約国の自然人に対して一時的な入国を許可するという事実のみをもって、当該他の締約国の自然人が自由職業その他の事業活動に従事するために関係する免許要件その他の要件（義務的な行動規範を含む。）を満たすことを免除するものと解してはならない。

第九・五条　自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

各締約国は、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人の自国の領域への一時的な入国及び自国の領域における一時的な滞在に関する約束を附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表に定める。この表には、当該表に含まれる自然人の各区分について、当該約束を規律する条件及び制限（滞在期間を含む。）を定める。（注）

注　この条の規定の適用上、条件及び制限には、経済上の需要を考慮するとの要件を含む。いずれの締約国も、附属書Ⅳ（自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表）の自国の表に別段の定めがない限り、当該要件を課することができない。

第九・六条　申請の処理

1　締約国は、出入国管理に関する文書の申請を要求する場合には、出入国管理に関する文書の不備のない申請又は出入国管理に関する文書に係る期間の延長についての不備のない申請であって、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人から受領したものを可能な限り速やかに処理する。

2　各締約国は、要請があった場合には、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人から出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した後合理的な期間内に、次の事項を申請者に通知する。

(a)　申請の受領

(b)　申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

3　各締約国は、要請があった場合には、第九・二条（適用範囲）の規定の対象となる他の締約国の自然人から出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した後合理的な期間内に、当該申請の処理状況を申請者に通知するよう努める。

4　各締約国は、自国の法令が許容する範囲内で、申請が真正であることについて書面による提出と同等の

条件の下で、電子的様式による出入国管理に関する文書の申請を受理するよう努める。

5　各締約国は、適当な場合には、自国の法令が許容する範囲内で、自国の法令に基づいて認証された文書の写しを原本に代えて受理する。

第九・七条　透明性

1　各締約国は、次のことを行う。

(a)　全ての関連する出入国管理に関する文書に係る説明資料であって、この章の規定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを公表し、又は公に利用可能なものとすること。

(b)　この章の規定に基づく一時的な入国のための要件（他の締約国の自然人が当該要件を知ることができる説明資料並びに関連する様式及び文書を含む。）を公表し、又は自国の領域において及び他の締約国にとって公に利用可能なものとすること。

(c)　他の締約国の自然人の一時的な入国に影響を及ぼす出入国管理に関する措置を修正し、又は改正する場合には、(b)の規定に従って公表し、又は公に利用可能なものとした情報が可能な限り速やかに更新されることを確保すること。

(d) 自然人の一時的な入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす自国の法令に関し、利害関係を有する者からの照会に回答するための仕組みを維持すること。

2 各締約国は、実行可能な限り、1に定める情報を英語により公表するよう努める。

第九・八条　協力

締約国は、他の締約国の自然人の一時的な入国及び一時的な滞在を一層円滑にするため、相互に合意する協力の分野について討議することができるものとし、当該協力の分野については、締約国が交渉の過程において提案する分野その他締約国が特定する分野を考慮する。

第九・九条　紛争解決

1 締約国は、この章の規定の実施から生ずる意見の相違を協議によって解決するよう努める。

2 いずれの締約国も、一時的な入国の拒否について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。ただし、次の(a)及び(b)の要件が満たされる場合は、この限りでない。

(a) 一時的な入国が拒否された事案に一定の類型があること。

(b) 影響を受けた自然人がその特定の事案について全ての利用可能な行政上の救済措置を尽くしたこと。

３　２(b)の規定の適用上、行政上の救済措置は、他の締約国によるその事案に関する最終的な決定が当該救済措置のための手続（審査又は上訴のためのあらゆる手続を含む。）が開始された日の後合理的な期間内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが関係する自然人に起因する遅延によるものでない場合には、尽くされたものとみなす。

第十章　投資

第十・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「対象投資財産」とは、締約国について、当該締約国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産であって、この協定が効力を生ずる日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいい、適当な場合には、投資を受け入れる締約国の関係する法令及び政策に従って許可された（注1、注2）ものをいう。（注3）

注1　マレーシア及びタイについては、この章の規定に基づく保護は、適当な場合には、それぞれの法令及び政策に従って保護のためそれぞれの権限のある当局によって書面により個別に承認された対象投資財産に与えられる。

注2　カンボジア、インドネシア及びベトナムについては、「許可された」とは、「場合に応じて、書面により個別に登録され、又は承認された」ことをいう。

注3　この定義の適用上、「政策」とは、投資財産に影響を及ぼす政策であって、締約国の政府により書面によって承認され、及び公表され、並びに書面により公に利用可能とされたものをいう。

(b)　「自由利用可能通貨」とは、ＩＭＦがＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づいて決定する自由利用可能通貨をいう。

(c)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であって、投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(i)　株式、出資その他の形態の法人の持分（これらのものから派生する権利を含む。）

(ii)　債券、社債、貸付金（注１）その他の法人の債務証書及びこれらのものから派生する権利（注２）

注１　締約国が他の締約国に貸し付ける貸付金は、投資財産ではない。

注２　債券、社債、長期債等の形態の貸付債権は、投資としての性質を有する可能性が高く、その他の形態の貸付債権、例えば、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であって、直ちに支払期限が到来するものは、投資としての性質を有する可能性が低い。

(iii)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(iv)　知的財産権及びのれんであって、投資を受け入れる締約国の法令によって認められるもの

(v) 金銭債権又は契約に基づく給付であって事業に関連し、かつ、金銭的価値を有するものの請求権

(注)

注　投資財産は、次のもののみから生ずる金銭債権を意味するものではない。

(a) 物品又はサービスの販売のための商事契約

(b) (a)に規定する商事契約に関連する信用の供与

(vi) 投資を受け入れる締約国の法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(vii) 動産及び不動産並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の財産権（注）

注　市場占拠率、市場アクセス、期待される収益及び利得の機会は、それ自体では、投資財産ではない。

「投資財産」には、司法上若しくは行政上の行為として、又は仲裁手続において下される命令及び決定を含まない。

この(c)に定める投資財産の定義の適用上、投資される収益については、投資財産として取り扱うものとし、投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資としての性質に影響を及ぼすもので

はない。

(d) 「非締約国の投資家」とは、一の締約国について、当該一の締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行っており、又は既に行った投資家であって、締約国の投資家でないものをいう。

注　締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動をとった場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。投資を行うために届出又は承認の手続が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、当該届出又は承認の手続を開始した投資家をいう。

(e) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は締約国の法人であって、他の締約国の領域において投資を行おうとし（注）、行っており、又は既に行ったものをいう。

注　締約国は、投資家が投資を行うための具体的な行動をとった場合には、当該投資家が投資を「行おうとし」ているものと了解する。投資を行うために届出又は承認の手続が必要である場合には、投資を「行おうとし」ている投資家とは、当該届出又は承認の手続を開始した投資家をいう。

(f) 「法人」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間のものであるか政府のものであるかを問わず、関係法令に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企

業、団体その他これらに類する組織を含む。）及び法人の支店をいう。（注1、注2、注3）

注1　法人の支店は、この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注2　「法人」の定義に「支店」を含めることは、締約国が自国の法律に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3　非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(g)　「締約国の法人」とは、締約国の法律に基づいて設立され、若しくは組織される法人又は締約国の領域に所在する支店であって、当該締約国の領域において事業活動を行うものをいう。（注1、注2、注3）

注1　法人の支店は、この協定に基づいて締約国に対して請求を行う権利を有しない。

注2　「締約国の法人」の定義に「支店」を含めることは、締約国が自国の法律に従い、支店を独立の法的な存在ではなく、かつ、別個に組織されていない事業体として取り扱うことができることに影響を及ぼすものではない。

注3　非締約国の法定の事業体の支店は、締約国の法人とはならない。

(h)　「締約国による措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の中央、地域又は地方の政府及び機関が採用し、又は維持する措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

(e)の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国の法律の下で次のいずれかの要件を満たす自然人をいう。

(i) 当該締約国の国民又は市民であること。

(ii) 当該締約国に永住する権利を有すること。ただし、当該締約国及び他の締約国の双方が永住者を承認し、かつ、投資財産に影響を及ぼす措置に関してそれぞれの国民に与える待遇と実質的に同一の待遇をそれぞれの永住者に与える場合に限る。

第十・二条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他の締約国の投資家

(b) 対象投資財産

2　この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与

(c)　締約国の関係機関又は関係当局によって、政府の権限の行使として提供されるサービス。この章の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(d)　締約国が採用し、又は維持する措置であって、第八章（サービスの貿易）の規定の対象となるもの

(e)　締約国が採用し、又は維持する措置であって、前章（自然人の一時的な移動）の規定の対象となるもの

この章の規定は、この協定が効力を生ずる日の前に行われた行為若しくは生じた事実又は消滅した事態に関しては、締約国を拘束しない。

3　2(d)の規定にかかわらず、第十・五条（投資財産に関する待遇）、第十・七条（経営幹部及び取締役会）（注）、第十・九条（資金の移転）、第十・十一条（損失に対する補償）、第十・十二条（代位）及

び第十・十三条（収用）の規定は、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるサービスの提供であって、第八章（サービスの貿易）に規定するものに影響を及ぼす措置について準用する。ただし、その措置が対象投資財産に関連し、及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

注　第十・七条（経営幹部及び取締役会）の規定は、第八・八条（適合しない措置に係る表）の規定に従って約束を行った締約国についてのみ、サービスの提供に影響を及ぼす措置に適用する。

第十・三条　内国民待遇（注）

注　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1　各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定に従って締約国が与える待遇は、中央政府以外の政府については、当該政府が同様の状況にお

いて当該政府が属する締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第十・四条　最恵国待遇（注1、注2）

注1　この条の規定は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、適用しない。この条の規定に基づく待遇は、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの投資家及びその対象投資財産には与えられない。

注2　待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1　各締約国は、自国の領域における投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域にあるその他のいずれかの締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　1及び2に規定する待遇には、他の現行の又は将来における国際協定による国際的な紛争解決のための手続及び制度を含まない。

第十・五条　投資財産に関する待遇（注）

注　この条の規定は、附属書十A（国際慣習法）の規定に従って解釈する。

1　各締約国は、対象投資財産に対し、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に従って、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2　(a)　各締約国は、公正かつ衡平な待遇の要件により、法律上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないことを義務付けられる。

(b)　各締約国は、十分な保護及び保障の要件により、対象投資財産の物理的な保護及び保障を確保するために合理的に必要とされる措置をとることを義務付けられる。

(c)　公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障の概念は、対象投資財産に対して外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

3　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第十・六条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。（注）

注　各締約国は、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ａ及び表Ｂに定めるところにより、この条の規定に基づく義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる。

(a)　一定の水準又は割合の物品を輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為

替の流入の量と関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること。

(g) 当該投資財産により生産される物品を特定地域の市場又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

(h) 要求が課され、若しくは強制される時点において存在するライセンス契約又は将来のライセンス契約であって、当該投資家と自国の領域内の者との間で任意に締結されるものについて、当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額を採用すること。ただし、締約国が非司法的な政府の権限の行使として、当該ライセンス契約に直接的に介入するような方法で当該要求を課し、又は強制する場合に限る。（注）この(h)の規定は、ライセンス契約が当該投資家と締約国との間で締結される場合には、適用しない。

注　この(h)の規定の適用上、「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の実施許諾に関する契

約をいう。

この条の規定にかかわらず、(f)及び(h)の規定は、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。

2　いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の者から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。

(d)　当該投資財産により生産される物品の自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と関連付けることにより制限すること。

3
(a)　2のいかなる規定も、締約国が、自国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(f)及び(h)の規定は、次の場合には、適用しない。

(i)　締約国が、貿易関連知的所有権協定第三十一条又は第三十一条の二の規定（注）に従い知的財産権の使用を許諾する場合又は財産的価値を有する情報の開示を要求する措置であって、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定の適用対象となり、かつ、当該規定に反しないものをとる場合

注　これらの規定には、二千一年十一月十四日にドーハで採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（〇一）／ＤＥＣ／二）の６の規定を実施するために行われる貿易関連知的所有権協定の改正を含む。

(ii)　司法上又は行政上の手続の結果として締約国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正するために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が要求を課し、又は強制する場合

(c) 1(h)の規定は、締約国の著作権に関する法令に基づく衡平な報酬として裁判所又は権限のある当局が要求を課し、又は強制する場合には、適用しない。

(d) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品について必要とされる要件については、適用しない。

(e) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外の要求については、適用しない。

第十・七条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの締約国も、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。

2 締約国は、対象投資財産である当該締約国の法人に対し、当該法人の取締役会又はこれに置かれる委員会の過半数が特定の国籍を有し、又は当該締約国の領域内の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求により、投資家がその投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないことを条件とす

る。

第十・八条　留保及び適合しない措置

1　第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　中央政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ａに記載するもの

(ii)　地域政府によって維持される措置であって、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ａに記載するもの

(iii)　地方政府によって維持される措置

(b)　(a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する適合しない措置の改正。ただし、次のものに限る。

(i)　カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー及びフィリピンについては、この協定が効力を生

ずる日における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させない改正

(ii) オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国、日本国、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイ及びベトナムについては、当該改正の直前における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定との適合性の水準を低下させない改正

2　第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）の規定は、締約国が附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Ｂに記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　1(c)(ii)の規定にかかわらず、この協定が効力を生ずる日の後五年間、第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・六条（特定措置の履行要求の禁止）及び前条（経営幹部及び取締役会）

の規定は、1(a)に規定する適合しない措置の改正（この協定が効力を生ずる日における当該措置とこれらの条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

4　いずれの締約国も、附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の自国の表の表Bの対象となる措置をこの協定が効力を生ずる日の後に採用する場合には、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5　第十・三条（内国民待遇）及び第十・四条（最恵国待遇）の規定は、貿易関連知的所有権協定第五条の規定の対象となる措置並びに第十一・七条（内国民待遇）又は貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定によって課される義務の例外又は特別の取扱いの対象となる措置については、適用しない。

第十・九条　資金の移転

1　各締約国は、対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

(a) 資本に対する拠出（当初の拠出を含む。）

(b) 利益、資本利得、配当、利子、使用料、技術支援に関する報酬、技術及び運営に関する報酬、ライセンス料その他の対象投資財産から生ずる収益

(c) 対象投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払

(e) 第十・十一条（損失に対する補償）及び第十・十三条（収用）の規定に従って行われる支払

(f) いかなる手段によるかを問わず、紛争の解決の結果として生ずる支払（決定、仲裁又は紛争当事者の合意による紛争の解決の結果として生ずるものを含む。）

(g) 対象投資財産に関連して国外で雇用した職員が得る収入その他の報酬

2　各締約国は、対象投資財産に関連する1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により当該資金の移転の時の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別及び誠実に適用する場合には、資金の移転を妨げ、又は遅らせることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者（従業員を含む。）の権利の保護
(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
(c) 刑事犯罪及び犯罪収益の回収
(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存
(e) 司法上又は行政上の手続における裁定若しくは命令又は判決の履行の確保
(f) 租税（注）

注　租税には、租税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする租税に係る課税措置（居住地又は設立場所に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）の採用及び実施を含む。

(g) 社会保障制度、公的年金制度、退職年金制度、強制年金制度その他の制度であって年金又は類似の退職手当の給付を行うためのもの
(h) 労働者の退職に関する権利
(i) 登録を行い、並びに当該締約国の中央銀行及び他の関係当局が課するその他の手続を満たす義務

４　この章のいかなる規定も、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合する為替の利用を含め、ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に基づくＩＭＦの加盟国としての締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十七・十五条（国際収支の擁護のための措置）の規定に基づく場合及びＩＭＦの要請がある場合を除くほか、資本取引に関連するこの章の規定に基づく義務に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第十・十条　特別な手続及び情報の開示

１　第十・三条（内国民待遇）のいかなる規定も、締約国が、対象投資財産に関連して特別な手続（対象投資財産が当該締約国の法令に基づいて設立されなければならないとの要件に従うことを含む。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該締約国がこの章の規定に従って他の締約国の投資家及び対象投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

２　第十・三条（内国民待遇）及び第十・四条（最恵国待遇）の規定にかかわらず、締約国は、他の締約国の投資家又はその対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手し、又は統計を収集することを目的とし

て、当該対象投資財産に関する情報を提供することを要求することができる。当該締約国は、提供された秘密の情報については、可能な限り、当該投資家又は当該対象投資財産の正当な商業上の利益又は競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この２のいかなる規定も、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十・十一条　損失に対する補償

各締約国は、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対し、武力紛争、内乱又は緊急事態によって自国の領域にある投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、同様の状況において次のものに与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a)　自国の投資家及びその投資財産

(b)　その他のいずれかの締約国の投資家及び非締約国の投資家並びにこれらの者の投資財産

第十・十二条　代位

１　締約国又は当該締約国が指定する機関が、自国の投資家に対し対象投資財産に関して与えた保証、保険

契約その他の形態の損害の塡補に基づいて支払を行う場合には、当該対象投資財産への投資がその領域において行われた他の締約国は、当該対象投資財産に関する権利又は請求権の代位又は移転を承認する。代位され、又は移転された権利又は請求権は、当該投資家の当初の権利又は請求権を超えてはならない。

2　締約国又は当該締約国が指定する機関が自国の投資家に対して支払を行い、及び当該投資家の権利又は請求権を譲り受ける場合には、当該投資家は、支払を行った当該締約国又は当該締約国が指定する機関を代理する権限を与えられる場合を除くほか、対象投資財産への投資がその領域において行われた他の締約国に対して当該権利又は請求権を行使してはならない。

3　代位され、又は移転された権利又は請求権の行使に当たり、当該権利又は請求権を行使する締約国又は当該締約国が指定する機関は、関係する締約国に対し、自国の投資家との間の請求権に関する取決めの適用範囲を開示する。

第十・十三条　収用（注）

注　この条の規定は、附属書十Ｂ（収用）の規定に従って解釈する。

1　いずれの締約国も、対象投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じ

て、収用又は国有化（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2及び3の規定に基づく補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 1(c)に規定する補償は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 遅滞なく支払われるものであること。（注）

注 締約国は、支払が行われる前に遵守する必要がある法律上及び行政上の手続があり得ることを了解する。

(b) 収用が公表された時（注1）又は収用が行われた時のいずれか早い方の時（以下この章において「収用の日」という。）における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものであること。（注2、注3、注4）

注1 フィリピンについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用が公表された時とは、収用のための申立て

をした日をいう。

注2　オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、韓国、マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日の前日をいう。

注3　カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、権限のある当局による収用の決定が発出された日をいう。

注4　タイについては、収用された投資財産の公正な市場価格の計算上、収用の日とは、収用が行われた日をいう。

(c)　予定された収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させないものであること。

(d)　実際に換価し、及び自由に移転することができるものであること。

3　補償は、当該補償が遅延する場合には、収用を行う締約国の法令及び政策に基づく妥当な利子を含むものとする。ただし、当該法令及び政策が無差別に適用されることを条件とする。

4　この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創造については、その付与、取消し、制限又は創造が次章（知的財産）の規定及び貿易関連知的所有権協定に

反しない限りにおいて、適用しない。（注）

注　締約国は、この条の規定の適用上、知的財産権の「取消し」には当該知的財産権の抹消又は無効化を含むこと及び知的財産権の「制限」には当該知的財産権の例外を含むことを認識する。

5　1から3までの規定にかかわらず、土地に関する収用の措置は、収用を行う締約国の現行の法令に定めるところによるものとし、当該法令の目的のためのものでなければならず、かつ、当該法令に従った補償の支払を伴うものでなければならない。補償は、当該法令のその後の改正であって、補償の額に関するものが土地の市場価格の一般的な動向に応じるものである場合には、当該改正に従う。

第十・十四条　利益の否認（注）

注　締約国は、いつでも、この条に定めるところに従ってこの章の規定による利益を否認する権利を行使することができる。

1　締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものが次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

(a)　非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されていること。

(b)　当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと。

2　締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置（当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものに限る。）を採用し、又は維持するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

3　締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものを非締約国の者が所有し、又は支配している場合において、当該締約国が、当該非締約国と外交関係を有していないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

4　1の規定にかかわらず、タイは、自国の関係法令に基づき、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の法人であるものが非締約国又はタイの自然人又は法人によって所有され、又は支配されていると認める場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対して、投資財産の許可、設立、取得及び拡

張に関するこの章の規定による利益を否認することができる。

5　この条の規定の適用上、タイについては、

(a)　法人が締約国又は非締約国の自然人又は法人によって「所有」されるとは、当該締約国又は非締約国の自然人又は法人が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　法人が締約国又は非締約国の自然人又は法人によって「支配」されるとは、当該締約国又は非締約国の自然人又は法人が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

6　フィリピンは、特定の権利、地域的独占権又は特権の国有化に関する法律（大統領令第七百十五号により改正されたもの）を回避する行為を処罰する法律（連邦法第百八号）（別名ダミー防止法）（その改正を含む。）の規定に違反して他の締約国の投資家が投資を行ったと認める場合には、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

7　締約国は、他の締約国又は非締約国の投資家が金融活動作業部会の勧告を実施する当該締約国の法令の規定に違反して投資を行った場合には、当該他の締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に対して

この章の規定による利益を否認することができる。

第十・十五条　安全保障のための例外

第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定にかかわらず、この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求すること。

(b)　締約国が次の事項に必要であると認める措置を適用することを妨げること。

(i)　国際の平和又は安全の維持又は回復に関する自国の義務の履行

(ii)　自国の安全保障上の重大な利益の保護

第十・十六条　投資の促進

締約国は、特に次の事項を通じて、域内を一の投資地域と認識することを促進し、及び向上させるよう努める。

(a)　締約国間の投資を奨励すること。

(b) 締約国間の投資の促進に関する共同の活動を組織すること。
(c) 事業取引のあっせんの催しを促進すること。
(d) 投資の機会並びに投資に関する法令及び政策についての様々な説明会及びセミナーを開催し、並びに当該説明会及びセミナーを開催することを支援すること。
(e) 投資の促進に関係する相互に関心を有する他の事項についての情報交換を行うこと。

第十・十七条　投資の円滑化

1　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、特に次の事項を通じて、締約国間の投資を円滑にするよう努める。
(a) あらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと。
(b) 投資の申請及び承認のための手続を簡素化すること。
(c) 投資に関する情報（投資に関する規則、法令、政策及び手続を含む。）の周知を促進すること。
(d) それぞれの締約国において、投資家に対して支援及び助言（事業免許及び事業許可の円滑化を含む。）を行うため、連絡部局、投資に関する総合窓口、中央連絡先その他の機関を設置し、又は維持す

ること。

2　1(d)の規定による締約国の活動には、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、投資活動の期間中に生じた政府機関に対する申立て又は苦情を友好的に解決するために次の事項により他の締約国の投資家及び対象投資財産を支援することを含めることができる。

(a)　投資家が提起した申立てであって、その対象投資財産に影響を与える政府の活動に関するものを受け付けるとともに、適当な場合には、これを付託し、又はこれに妥当な考慮を払うことを検討すること。

(b)　可能な限り、投資家がその対象投資財産に関して直面する困難を解決するための支援を行うこと。

3　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、可能な限り、他の締約国の投資家に影響を及ぼす繰り返し生ずる問題を取り扱う制度であって、関連する政府機関に対して勧告を行うためのものを設立することを検討することができる。

4　締約国は、投資を一層円滑にするための知識及び取組方法の交換を目的とするそれぞれの権限ある当局の間の会合を促進するよう努める。

5　この条のいかなる規定も、この協定のいかなる紛争解決手続の対象ともならず、また、これに影響を及ぼすものではない。

第十・十八条　作業計画

1　締約国は、それぞれの立場を害することなく、この協定が効力を生ずる日の後二年以内に次の事項に関する討議を開始する。当該討議の結果については、全ての締約国による合意を条件とする。

(a)　締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

(b)　収用を構成する租税に係る課税措置に対する第十・十三条（収用）の規定の適用

2　締約国は、1に規定する討議を当該討議の開始の日から三年以内に完了する。

附属書十Ａ　国際慣習法

締約国は、「国際慣習法」全般及び特に第十・五条（投資財産に関する待遇）に規定する「国際慣習法」が、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に関連するものを含め、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。

附属書十Ｂ　収用

締約国は、次の理解を共有していることを確認する。

１　締約国による一の行為又は一連の関連する行為は、対象投資財産における有体又は無体の財産権又は財産権の持分（注）を害しない限り、収用を構成しない。

注　この附属書の規定の適用上、「財産権の持分」とは、当該締約国の法令に基づいて認められる財産権の持分をいう。

２　第十・十三条（収用）の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、対象投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合である。

３　締約国による一の行為又は一連の関連する行為が特定の事実関係において２(b)に規定する類型の収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査す

るものとする。

(a) 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一の行為又は一連の関連する行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって当該収用が行われたことが確定するものではない。

(b) 投資家に対する政府の拘束力のある書面による事前の約束（契約、免許その他の法的文書によるものかどうかを問わない。）の当該政府の行為による違反の有無

(c) 政府の行為の性質（その行為の目的及び文脈を含む。）（注）

注　韓国については、投資家又は投資財産が公共の利益のために負担することが期待されるべき限度を超えた不均衡な負担（例えば、特別な犠牲）を当該投資家が負担するかどうかを適切に考慮することができる。この注の規定は、他の締約国の政府の行為の性質を決定するに当たっては、影響を及ぼさない。

4　公共の福祉に係る正当な目的（公衆の衛生、安全、公衆の道徳及び環境の保護、不動産価格の安定化等）を達成するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、2(b)に規定する類型の収用を構成しない。

第十一章　知的財産

第Ａ節　一般規定及び基本原則

第十一・一条　目的

1　この章の規定は、次の事項を認識した上で、知的財産権の効果的かつ十分な創造、利用、保護及び行使を通じて一層深い経済的な統合及び協力を促進することにより、貿易及び投資にもたらされるゆがみ及び障害を軽減することを目的とする。

(a)　締約国の経済開発及び能力の異なる水準並びに国内法制の差異

(b)　イノベーション及び創造性を促進する必要性

(c)　知的財産の権利者の権利と利用者の正当な利益及び公共の利益との間の適当な均衡を維持する必要性

(d)　情報、知識、コンテンツ、文化及び芸術の普及を円滑にする重要性

(e)　透明性がある知的財産制度の確立及び維持並びに知的財産権の十分かつ効果的な保護及び行使の促進及び維持が権利者及び利用者に信頼を与えること。

2　知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び利用者の相互の利益となるように、かつ、社会

的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との均衡に資するべきである。

第十一・二条　知的財産の範囲

この章の規定の適用上、「知的財産」とは、貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までに定める著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、植物の品種の保護並びに開示されていない情報の保護をいう。

第十一・三条　他の協定との関係（注）

注　この条の規定の適用上、締約国は、知的財産についてこの章の規定が貿易関連知的所有権協定において要求される保護よりも広範な保護を定めるという事実をもって、この条及び第二十・二条（他の協定との関係）２に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

知的財産に関し、この章の規定と貿易関連知的所有権協定の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、貿易関連知的所有権協定の規定が優先する。

第十一・四条　原則

1　締約国は、自国の法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに自国の社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、当該措置がこの章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。

2　締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、当該措置がこの章の規定に適合する限りにおいて、とることができる。（注）

注　締約国は、知的財産権がそれ自体では必ずしも市場における支配力を与えるものではないことを認識する。

3　2の規定を適用するほか、締約国は、競争を促進することの必要性を認識する。

第十一・五条　義務

各締約国は、この章の規定を実施する。締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される保護よりも広範な保護を自国の法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

第十一・六条　知的財産権の消尽

各締約国は、知的財産権の消尽に関して自国の制度を定めることができる。

第十一・七条　内国民待遇

1　各締約国は、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える。ただし、貿易関連知的所有権協定及び世界知的所有権機関（以下この章において「ＷＩＰＯ」という。）により運用される多数国間協定であって当該各締約国が締結しているものに定める例外については、この限りでない。

注1　この1の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びに特にこの章の規定の対象となる知的財産権の利用に影響を及ぼす事項を含む。

さらに、この1の規定の適用上、「保護」には、次の事項に関する規定も含む。

(a)　第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）に定める効果的な技術的手段

(b)　第十一・十五条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める権利管理情報

注2　この1の規定の適用上、締約国の「国民」には、関係する権利について、当該締約国の第一・二条（一般的定義）(t)に定義

する者であって、第十一・九条（多数国間協定）に掲げる協定又は貿易関連知的所有権協定に定める保護の適格性の基準を満たすこととなるものを含む。

2　締約国は、自国の司法上及び行政上の手続（他の締約国の国民に対し、自国の領域における送達の住所の選定又は代理人の選任を要求するものを含む。）に関し、1に規定する例外が次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合に限り、その例外を援用することができる。

(a)　この章の規定に反しない自国の法令の遵守を確保するために必要であること。

(b)　貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。

3　1の規定に基づく義務は、知的財産権の取得又は維持に関してＷＩＰＯの主催の下で締結された多数国間協定に定める手続については、適用しない。

第十一・八条　貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康

1　締約国は、二千一年十一月十四日に採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言を再確認する。締約国は、特に、この章の規定について次の了解に到達した。

(a)　締約国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言において正

当に認められた柔軟性を十分に利用する権利を確認する。

(b) 締約国は、この章の規定が、各締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものでなく、また、妨げるべきでないことを合意する。

(c) 締約国は、各締約国が有する公衆の健康を保護する権利、特に全ての人の医薬品へのアクセスを促進する権利を支持するような方法でこの章の規定を解釈し、及び実施することができ、また、そのような方法で解釈し、及び実施すべきであることを確認する。

2 この章の規定は、医薬品へのアクセス及び公衆の健康に係る締約国の約束に鑑み、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定の効果的な利用を妨げるものでなく、また、妨げるべきでない。

3 締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定を実施するための国際的な努力に貢献することの重要性を認識する。

第十一・九条　多数国間協定

1 各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入する。

(a) 千八百八十三年三月二十日にパリで作成され、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「パリ条約」という。）

(b) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成され、千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）（以下この章において「ベルヌ条約」という。）

(c) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（千九百七十九年九月二十八日の修正並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日の変更を含む。）（以下この章において「特許協力条約」という。）

(d) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（二千六年十月三日及び二千七年十一月十二日の修正を含む。）（以下この章において「マドリッド議定書」という。）

(e) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約（以

下この章において「ＷＩＰＯ著作権条約」という。）

(f) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「ＷＩＰＯ実演・レコード条約」という。）

(g) 二千十三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（以下この章において「マラケシュ条約」という。）

2 各締約国は、締結していない次の多数国間協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（千九百八十年九月二十六日の修正を含む。）

3 締約国は、次のいずれかの多数国間協定を批准し、又はこれに加入しようとする場合には、当該多数国間協定の批准若しくはこれへの加入又はその実施の支援のための他の締約国との協力を求めることができる。

(a) 千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された植物の新品種の保護に関する国際条約の千九百

九十一年改正条約

(b) 千九百九十九年七月二日にジュネーブで作成された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

(c) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(d) 二千六年三月二十七日にシンガポールで作成された商標法に関するシンガポール条約

第B節　著作権及び関連する権利

第十一・十条　著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利

1　各締約国は、著作物の著作者に対し、その著作物について、有線又は無線の方法により公衆に伝達すること（公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の利用が可能となるような状態に当該著作物を置くことを含む。）を許諾する排他的権利を付与する。

2　各締約国は、実演家及びレコード製作者（注）に対し、そのレコードに固定された実演及びレコードのそれぞれについて、有線又は無線の方法により公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可

能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。

注　この章の規定の適用上、締約国は、「レコード製作者」を「録音物の著作者」と同一の意味を有するものと解釈することができる。

3　各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードを複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾し、又は禁止する排他的権利を付与する。

第十一・十一条　放送に対する報酬請求権（注）

注　締約国がＷＩＰＯ実演・レコード条約を締結しており、又は締結することとなる場合には、この条の規定に基づく当該締約国の義務は、当該締約国がＷＩＰＯ実演・レコード条約に基づいて行った又は行うこととなる約束及び留保に従う。

実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬又はこれに代わる使用料を受け取る権利を享有する。

第十一・十二条　放送機関及び衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の保護

1　各締約国は、放送機関に対し、その放送の少なくとも無線による再放送、その放送の固定及びその放送

の固定物の複製を禁止する排他的権利を付与する。（注1、注2）

注1　締約国は、放送機関に対して当該権利を付与しない場合には、ベルヌ条約に従い、放送の対象物の著作権者がこの1に規定する行為を防止することができるようにする。

注2　各締約国は、この1の規定に従って付与する権利に関し、ローマ条約の認める限りにおいて、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。

2　各締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号を起源とする番組伝送信号について、当該番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該番組伝送信号が復号化されたことを知りながら行う次のいずれかの行為のうち少なくとも一の行為に対する措置を自国の法令に従って定めるよう努める。

(a)　故意による受信（注）

注　この2(a)及び(c)の規定の適用上、締約国は、衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の故意による受信とは、当該番組伝送信号の受信及び利用又は当該番組伝送信号の受信及び復号化をいうものと定めることができる。

(b)　故意による配信（注）

注　締約国は、「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

(c) 故意による受信及び更なる配信（注）

注　締約国は、「配信」を「公衆への再送信」を意味するものと解釈することができる。

第十一・十三条　集中管理を行う団体

1　各締約国は、著作権及び関連する権利の集中管理を行う適当な団体の設立を促進するよう努める。各締約国は、当該団体に対し、公正な、効率的な及び公に透明性がある態様並びにその構成員に説明責任を負う態様で運営すること（使用料（注）の徴収及び分配について、公開された、かつ、透明性がある態様で記録を保存することを含めることができる。）を奨励する。

注　「使用料」には、衡平な報酬を含めることができる。

2　締約国は、締約国間でコンテンツの一層容易な利用許諾を相互に確保するためにそれぞれの集中管理を行う団体の間で協力を促進すること及び他の締約国の国民の著作物その他著作権によって保護される対象物の利用に対する使用料の相互の移転を奨励する（注）ことの重要性を認識する。

注　「奨励する」は、集中管理を行う団体の間における契約に干渉することを締約国に要求するものではない。

第十一・十四条　効果的な技術的手段の回避

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、自国の法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この節に定める権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避に対する適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

第十一・十五条　電磁的な権利管理情報の保護

各締約国は、電磁的な権利管理情報（注）を保護するため、この章に定める著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。さらに、民事上の救済措置については、そのような結果となることを知ることができる合理的な理由を有しながら次のいずれかの行為を故意にかつ権限なく行う者がある場合に関しても、これを定める。

注　この条の規定の適用上、「権利管理情報」とは、次のいずれかの情報をいう。ただし、これらの項目の情報が著作物、レコードに固定された実演若しくはレコードの複製物に付される場合又は著作物、レコードに固定された実演若しくはレコードを公衆に伝達し、若しくは公衆に利用可能となる状態に置くことに関連して表示される場合に限る。

(a) 著作物、実演、レコード、著作物の著作者、実演の実演家、レコードの製作者又は著作物、実演若しくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報

(b) 著作物、実演又はレコードの利用の条件に係る情報

(c) (a)及び(b)に規定する情報を表す数字又は符号

(a) 電磁的な権利管理情報を除去し、又は改変すること。

(b) 電磁的な権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、著作物、レコードに固定された実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆に利用可能となる状態に置くこと。

第十一・十六条　技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外

1　各締約国は、第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）及び前条（電磁的な権利管理情報の保護）の規定を実施する措置に対する適当な制限及び例外を自国の法令に従って定めることができる。

2　第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）及び前条（電磁的な権利管理情報の保護）に定める義務は、締約国の法令に基づく著作権又は関連する権利の侵害に関する権利、制限、例外又は抗弁に影響を及

ぼすものではない。

第十一・十七条　ソフトウェアの政府による使用

各締約国は、次のことを行う約束を確認する。

(a)　自国の中央政府がこの章の規定に適合する態様で知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用することを定める適当な法令又は政策を維持すること。

(b)　自国の地域及び地方の政府が(a)に定める措置と類似の措置を採用し、又は維持するよう奨励すること。

第十一・十八条　制限及び例外

1　各締約国は、排他的権利の制限又は例外を著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別の場合に限定する。（注）

注　この1の規定は、締約国が、自国が締結しており、又は締結することとなる知的財産に関する多数国間協定に従って放送に関する制限又は例外を定めることを妨げるものではない。

2　1の規定は、締約国が貿易関連知的所有権協定、ベルヌ条約、ローマ条約、ＷＩＰＯ著作権条約及びＷ

ＩＰＯ実演・レコード条約の締約国として利用することができる制限及び例外の適用可能性の範囲を減少させ、又は拡大するものではない。

３　各締約国は、正当な目的（教育、研究、批評、意見及び報道並びに盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために発行された著作物を利用する機会の促進を含む。）のため、特に１の規定に適合する制限及び例外により、自国の著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を可能とするよう努める。

４　締約国は、１に規定する権利の制限又は例外が１の規定に従って限定されている限り、当該権利の制限又は例外を公正な利用のために採用し、又は維持することができる。

第Ｃ節　商標

第十一・十九条　商標の保護

各締約国は、ある事業に係る商品及びサービスを他の事業に係る商品及びサービスから識別することができる標識又はその組合せを商標とすることができるものとすることを確保する。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登

録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを商標の登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の登録を拒絶してはならない。（注）

注　締約国は、商標の適切な記述（図式によって表示することができるもの）を要求することができる。

第十一・二十条　団体標章及び証明標章の保護

1　各締約国は、商標には団体標章及び証明標章を含むことを定める。締約国は、証明標章が保護されることを条件として、自国の法令において証明標章を別の区分として取り扱う義務を負わない。

2　各締約国は、また、地理的表示として用いられ得る標識が自国の法令に従って自国の商標制度に基づく保護の対象となることができることを定める。

第十一・二十一条　商標分類制度

1　各締約国は、千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（随時行われる修正を含む。）（以下この章において「ニース協定」とい

う。）に適合する商標分類制度を採用し、又は維持する。

2　ニース協定の定める分類制度（以下この章において「ニース分類」という。）の翻訳を利用する締約国は、公定訳文が発行され、及び公表されている限りにおいて、ニース分類の最新のものに従う。

第十一・二十二条　商標の登録及び出願

1　各締約国は、次の事項を含む商標の登録のための制度を定める。

(a)　出願人に対して商標の登録の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件

(b)　出願人が、自国の権限のある当局からの通知に応答し、商標の登録の当初の拒絶に対して不服を申し立て、及び商標の登録の最終的な拒絶に対して司法上の申立てを行うための機会

(c)　商標が登録される前に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i)　商標の出願に対して異議を申し立てること。

(ii)　権限のある当局に対して商標の出願が登録の要件を満たしていない旨の情報を提供すること。

(d)　商標が登録された後に当該商標に関して少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 登録に対して異議を申し立てること。

(ii) 登録の抹消を求めること。

(iii) 登録の取消しを求めること。

(iv) 登録の無効を求めること。

(e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注　この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含む。

2　各締約国は、次のものを提供する。

(a) 商標を処理し、登録し、及び維持するための電子的な出願のシステム

(b) 商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース

第十一・二十三条　与えられる権利

各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていない全ての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結

果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを定める。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。この条に定める排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

第十一・二十四条　例外

締約国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十一・二十五条　地理的表示に先行する商標の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、自国の管轄内で地理的表示に先行する商標を保護する。

第十一・二十六条　広く認識されている商標の保護

1　各締約国は、同一又は類似の商品又はサービスについて広く認識されている商標（注1、注2）と同一又は類似の商標を使用することが先行して存在する当該広く認識されている商標と混同を生じさせるおそれがある場合には、その登録を拒絶し、又は取り消し、及びその使用を禁止する（注3）ための適当な措置

を定める。

注１　この１の規定の適用上、締約国は、「広く認識されている商標の複製、模倣又は翻訳」を「広く認識されている商標と同一又は類似のもの」として取り扱うことができる。

注２　締約国は、広く認識されている商標には、一の締約国の決定するところに従って、当該広く認識されている商標と同一又は類似の商標が出願され、登録され、又は使用される前に既に広く認識されている商標が該当することを了解する。

注３　締約国は、自国の司法機関に対し広く認識されている商標と同一又は類似の商標を使用することを禁止する権限を与えることにより、その使用を禁止するための適当な措置を定めるこの１の規定に基づく義務を履行することができる。

２　各締約国は、千九百九十九年九月二十日から二十九日までの第三十四回ＷＩＰＯ加盟国総会の各種会合の際に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択された周知商標の保護規則に関する共同勧告の重要性を認識する。

３　いずれの締約国も、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、当該商標が、当該締約国において若しくは他の国若しくは地域の管轄内で登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要

求してはならない。

第十一・二十七条　悪意による商標（注）

注　この条の規定の適用上、締約国の権限のある当局は、商標が他の者の広く認識されている商標と同一又は類似のものであるかどうかを考慮することができる。

各締約国は、自国の法令に従い、商標の登録の出願が悪意で行われたものである場合には、自国の権限のある当局が当該出願を拒絶し、又は当該登録を取り消す権限を有することを定める。

第十一・二十八条　二以上の商品又はサービスに関する単一の出願

各締約国は、二以上の商品若しくはサービス又はその組合せに係る商標の登録の出願について、当該二以上の商品若しくはサービス又はその組合せがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、単一の願書で行うことができることを定める。

第D節　地理的表示

第十一・二十九条　地理的表示の保護

各締約国は、自国の法令において、地理的表示を保護するために適当かつ効果的な手段を確保する。各締

約国は、貿易関連知的所有権協定に基づく全ての要件が満たされることを条件として、その保護につき商標制度、特別の制度又は他の法的手段によって定めることができることを認識する。

第十一・三十条　地理的表示の保護のための国内の行政上の手続

1　締約国は、地理的表示の保護のための国内の行政上の手続（注）を定める場合には、商標によるものであるか特別の制度によるものであるかを問わず、地理的表示の保護の申請について次のことを行う。

注　この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

(a)　いずれかの締約国による自国民のためのあっせんを要求することなく、地理的表示の保護の申請を受理すること。（注）

注　締約国は、他の締約国を原産地とする地理的表示の保護の申請に当該地理的表示が当該他の締約国において保護されていることを十分に示すと自国が認める証拠を含めることを要求することができる。

(b)　合理的な手続及び方式（注）に従って当該申請を処理すること。

注　締約国は、この(b)の規定の適用上、合理的な手続及び方式を過度の負担とならない手続及び方式とすることができることを了解する。

(c) 地理的表示の保護について定める自国の法令が容易に公に利用可能なものであり、及び地理的表示の保護に関する手続（申請の提出に関する手続を含む。）を明確に定めることを確保すること。

(d) 公衆が地理的表示の保護の申請の提出に関する手続についての指針を入手し、及び申請者又はその代表者が個別の申請の処理状況について確認するための情報を利用可能なものとすること。

(e) 当該申請が異議申立てのために公表されることを確保すること及び当該申請の対象となっている地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること。異議申立ては、いずれかの締約国による自国民のためのあっせんを要求することなく受理されなければならない。

2 締約国は、1に規定する地理的表示の保護に関し、地理的表示に与えられた保護の取消し（注）の手続を定める。

注 この節の規定の適用上、取消しは、無効化又は抹消の手続によって実施することができる。

第十一・三十一条 異議申立て及び取消しの根拠

1 各締約国は、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）1(e)に規定する異議申立ての手続に関し、少なくとも地理的表示が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通

例として用いられている用語（注）であることを根拠として、少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示の保護に対して異議を申し立て、及び当該保護が拒絶されることを認める手続を定める。

注　締約国は、一の締約国がぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示又はその申請についてこの条の規定を適用する場合には、この節のいかなる規定も、当該一の締約国に対し、ぶどうの生産物についての他の締約国の地理的表示であって、該当する表示が当該一の締約国の領域において存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、保護することを要求するものではないことを了解する。

2　締約国は、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める手続により地理的表示の翻訳又は音訳について地理的表示の保護を与える場合には、当該翻訳又は音訳の保護に対する異議申立てについて、少なくとも1に規定する根拠と同様の根拠を利用可能なものとする。（注）

注　締約国は、ぶどう酒及び蒸留酒のための地理的表示の申請についてこの2の規定を適用することを要求されない。

3　各締約国は、1に規定する手続に関し、一の用語が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語であるかどうかを決定するに当たり、消費者が当該一の用語を自国の領域においてどのように理解しているかを自国の権限のある当局が考慮する権限を有するこ

とを確保する。この消費者の理解に関連する要素には、次の事項を含めることができる。

(a) 当該一の用語が、辞書、新聞、関連するウェブサイト等における適当な情報によって示されるように、特定の商品の種類に言及するために用いられているかどうか。

(b) 当該一の用語によって示される商品が、自国の領域においてどのように販売され、及び取引において使用されているか。（注）

注　この(b)の規定の適用上、締約国の当局は、適当な場合には、当該一の用語が、締約国間で認められた関連する国際的な基準において、自国の領域に存在する商品の種類又は等級を示すために用いられているかどうかを考慮することができる。

4　いずれの締約国も、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）2に規定する取消しの手続に関し、保護された用語が自国において当初に保護を与えられた時の条件を満たさなくなったことに基づき、地理的表示の保護が取り消され、又はその他の方法によって消滅する可能性を排除してはならない。

第十一・三十二条　複数の要素から構成される用語

地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）及び前条（異議申立て及び取消しの根拠）に定める手続

に関し、締約国の領域において関連する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けない。

第十一・三十三条　地理的表示の保護の日

第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める締約国の国内の行政上の手続（注1）による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日（注2）又は登録の日のうち該当するいずれかの日以後に開始するものとする。

注1　この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

注2　この条に規定する提出の日には、締約国が自国の商標制度により地理的表示を保護する場合において、該当するときは、パリ条約に定める優先権に係る出願の日を含む。

第十一・三十四条　国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

締約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定（この協定が当該締約国について効力を生ずる日の後に妥結されたものに限る。）に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該地理的表示が第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める手続によって保護されてい

ないときは、次のことを行う。

(a) 地理的表示の保護又は認定のための手続に関する情報を公に利用可能なものとすること及び該当する場合には、少なくとも利害関係を有する者が保護又は認定の要請の検討状況を確認することができるようにすること。

(b) 保護又は認定を検討されている地理的表示が異議申立てのために公表されることを確保すること、第十一・三十一条（異議申立て及び取消しの根拠）1に定める事由を根拠として少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること及び当該手続に第十一・三十二条（複数の要素から構成される用語）の規定を適用すること。

(c) 当該締約国が他の締約国又は非締約国の関係する国際協定による保護又は認定を検討している用語に関する詳細を公に利用可能なものとすること。

第十一・三十五条　妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

1　いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定（この協定が当該締約国について効力を生ずる日に先立って妥結されたものに限る。）において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定

に従って保護され、又は認定される地理的表示について前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）の規定を適用することを要求されない。

2　締約国は、新たな地理的表示の保護又は認定を許容している1に規定する国際協定について次のことを行う。（注）

注　締約国は、第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）及び第十一・三十一条（異議申立て及び取消しの根拠）に基づく義務を履行することにより、この2の規定を遵守することができる。

(a)　前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）(c)の規定を適用すること。

(b)　前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）(c)に規定する用語が保護され、又は認定される前に、少なくとも利害関係を有する者に対し、合理的な期間、新たな地理的表示の保護又は認定について意見を述べる機会を確保すること。

第E節　特許

第十一・三十六条　特許を受けることができる対象事項

1　2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあ

る全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。３及び第Ｍ節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

注　この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

２　締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

３　締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)　人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)　微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に

生物学的な方法。ただし、各締約国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十七条３(b)の規定が改正される場合には、この(b)の規定について類似の改正を行うかどうかを決定するためにこの(b)の規定の見直しを行う。

第十一・三十七条　与えられる権利

1　各締約国は、特許が特許権者に対して次の排他的権利を与えることを定める。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

注　当該輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの章の規定に基づいて付与される他の全ての権利と同様に第十一・六条（知的財産権の消尽）の規定に従う。

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法によって直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

２　特許権者は、また、特許を譲渡し、又は承継によって移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第十一・三十八条　与えられる権利の例外

締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第十一・三十九条　特許権者の許諾を得ていない他の使用

この協定のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定第三十一条及び第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定に基づく締約国の権利及び義務を制限するものではない。

第十一・四十条　特許の試験目的の使用

第十一・三十八条（与えられる権利の例外）の規定の適用を制限することなく、各締約国は、試験目的（注）で行う行為でないとしたならば特許を侵害することとなる行為について、特許を付与された発明の対象事項に関して試験目的で行う行為である場合には、いかなる者もこれを行うことができることを定める。

注　各締約国は、第十一・三十八条（与えられる権利の例外）の規定に適合して、いかなる行為が「試験目的」の意味に該当するかを決定することができる。

第十一・四十一条　審査及び登録の手続上の側面

1　締約国は、それぞれの特許制度の全ての利用者及び公衆全体の利益のため、それぞれの特許制度の質及び効率性を向上させること並びにそれぞれの権限のある当局の手続及び手順を簡素化し、及び合理化することの重要性を認識する。

2　各締約国は、次の事項を含む特許制度を定める。

(a)　出願人に対して特許の付与を拒絶する理由を書面により通知するとの要件

(b)　出願人がその出願について補正し、及び意見を述べるための機会（注）

注　この(b)の規定の適用上、締約国は、「補正する」には補充を含むことができること及び「意見を述べる」には出願人の出願についての権限のある当局による認定に対する説明又は応答（当該応答が出願についての補正又は補充と併せて行われるかどうかを問わない。）を含むことができることを了解する。

(c)　特許に関し、当該特許が付与される前に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) 特許出願に対して異議を申し立てること。

(ii) 特許出願の請求の範囲に記載されている発明の新規性又は進歩性を否定し得る情報を権限のある当局に提供すること。

(d) 特許に関し、当該特許が付与された後に少なくとも次のいずれかのことを行うための機会

(i) その付与に対して異議を申し立てること。

(ii) 抹消を求めること。

(iii) 取消しを求めること。

(iv) 無効を求めること。

(e) 異議申立て、抹消、取消し又は無効の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注　この(e)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・四十二条　特許の猶予期間

締約国は、イノベーションを支えるため、発明に新規性があるかどうかを判断するに当たり発明の公衆へ

の開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する。

第十一・四十三条　電子的な特許出願のシステム

各締約国は、特許出願人による出願を容易にするため、電子的な特許出願のシステムを採用するよう奨励される。

第十一・四十四条　十八箇月後の公開

1　各締約国は、特許出願について、その出願日又は優先権が主張される場合には最先の優先日から十八箇月を経過した後、速やかに公開する。ただし、当該出願が先に公開され、又は取り下げられ、放棄され、若しくは拒絶された（注）場合は、この限りでない。

注　締約国は、この条の規定の適用上、出願が各締約国の法令に従って取り下げられ、放棄され、又は拒絶されることを了解する。

2　締約国は、1の規定に従って係属中の出願を速やかに公開しない場合には、当該出願又はこれに対応する特許を実行可能な限り速やかに公開する。

3　この条のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障又は公の秩序若しくは善良の風俗

に反すると当該締約国が認める情報を公開することを要求するものと解してはならない。

4　各締約国は、1に規定する期間が満了する前に出願人が早期の出願の公開を請求することができることを定める。

第十一・四十五条　先行技術としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）

締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行技術の一部を構成し得ることを認識する。

第十一・四十六条　迅速な審査

各締約国は、自国の法令及び規則に従い、特許出願人がその特許出願についての迅速な審査を要請するための国内手続を定めるよう努める。

第十一・四十七条　国際特許分類制度の導入

各締約国は、千九百七十一年三月二十四日にストラスブールで作成された国際特許分類に関するストラスブール協定（随時行われる修正を含む。）に適合する特許分類制度を利用するよう努める。

第十一・四十八条　植物の新品種の保護（注）

注　第十一・三十六条（特許を受けることができる対象事項）３(b)の規定の適用については、植物の品種の保護に関し、この条の規定に従う。

各締約国は、植物の品種の保護に関する効果的な特別の制度によって植物の新品種に対する保護を与える。

第Ｆ節　意匠

第十一・四十九条　意匠の保護

１　各締約国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護を定める。締約国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

２　各締約国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め、又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。各締約国は、意匠法又は著作権法によってこの義務を履行することができる。

3　各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し、又は輸入することを防止する権利を有することを定める。

4　各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

5　各締約国は、次のいずれかのものが意匠としての保護の対象となることを確認する。

(a)　物品の一部に具体化された意匠

(b)　適当な場合には、自国の法令に従い、物品の全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠

第十一・五十条　先行意匠としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）

（注）

注　この条の規定は、締約国に対し、自国の行政当局が意匠の実体審査を行うことを確保することを要求するものではない。

締約国は、インターネットにおいて公に利用可能とされた情報が先行意匠の一部を構成し得ることを認識する。

第十一・五十一条　意匠の登録又は付与及び出願

各締約国は、次の事項を含む意匠の登録又は付与のための制度を定める。

(a)　出願人に対して意匠の登録又は付与の拒絶の理由を書面により通知する（電子的手段によることができる。）との要件

(b)　出願人が、意匠に関して自国の権限のある当局からの通知に応答し、及び意匠の登録又は付与の拒絶に対して異議を申し立て、又は不服を申し立てるための機会

(c)　登録又は付与の取消し、無効又は抹消を求めるための機会

(d)　取消し、無効又は抹消の手続における行政上の決定（注）について理由を示し、かつ、書面によるとの要件。当該行政上の決定については、電子的手段によることができる。

注　この(d)の規定の適用上、「行政上の決定」には、準司法的な決定を含めることができる。

第十一・五十二条　意匠の国際分類制度の導入

各締約国は、千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（随時行われる修正を含む。）に適合する意匠の分類制度を利用するよう努める。

第Ｇ節　遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承（注）

注　この節の規定は、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承についての締約国の立場（ＷＩＰＯの知的財産並びに遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承に関する政府間委員会等の場を通じた二国間又は多数国間の交渉におけるものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

第十一・五十三条　遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承

１　各締約国は、自国の国際的な義務に従うことを条件として、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承を保護する適当な措置（注）を定めることができる。

注　締約国は、「適当な措置」が、各締約国の決定する事項であり、及び当該各締約国の知的財産制度に必ずしも関係しないことがあることを了解する。

２　締約国は、自国の特許制度の一部として遺伝資源の出所又は起源に関する開示の要件（注）がある場合には、当該要件に関する法令及び手続を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような

方法により、実行可能なときはインターネット等において、利用可能なものとするよう努める。

注　締約国は、一部の締約国が、該当する場合には、自国の特許制度において、情報に基づく事前の同意の証拠並びに遺伝資源及び関連する伝統的な知識についての取得の機会及び利益の配分の証拠も要求しているという事実を認識する。

3　各締約国は、質の高い特許の審査を実施するよう努める。当該審査には、次のことを含めることができる。

(a)　先行技術を決定するに当たり、関連する公に利用可能な記録された情報であって、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関するものを考慮に入れることができること。

(b)　特許を付与することができるかどうかに関係し得る先行技術の開示（遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する先行技術の開示を含む。）を第三者が権限のある審査当局に対して書面により引用するための機会を与えること。

(c)　適当な場合には、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する情報を含むデータベース又はデジタルライブラリーを利用すること。

第H節　不正競争

第十一・五十四条　不正競争からの効果的な保護

各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注　締約国は、パリ条約第十条の二の規定が、関連する場合には、商品及びサービスの提供に関する不正競争行為を対象とすることを了解する。

第十一・五十五条　ドメイン名

各締約国は、自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関し、自国の法令並びに適用がある場合にはプライバシー及び個人の情報の保護についての関連する管理者の政策に従い、次の手続及び救済措置を利用可能なものとする。

(a)　紛争解決のための適当な手続であって、ドメイン名及びＩＰアドレスの割当てに関するインターネット法人が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当該原則と同様の指針に従って定めるもの又は次の全ての要件を満たすもの

(i)　迅速に、かつ、合理的な費用で紛争を解決することができるものであること。

(ii)　公正かつ衡平なものであること。

(iii) 過度の負担とならないこと。

(iv) 司法手続を利用することを妨げないこと。

(b) 少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、適当な救済措置（注）

注　締約国は、この(b)に規定する救済措置には、特に、抹消、取消し、移転、損害賠償又は差止めによる救済を含めることができるが、これらのものを含めることを要しないことを了解する。

第十一・五十六条　開示されていない情報の保護

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、開示されていない情報の保護を定める。

2　1の規定を適用するほか、締約国は、第十一・一条（目的）2に定める目的に関連して開示されていない情報を保護することの重要性を認識する。

第I節　国名

第十一・五十七条　国名

各締約国は、利害関係を有する者に対し、商品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。

第J節　知的財産権の行使

第一款　一般的義務

第十一・五十八条　一般的義務

1　各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び更なる侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、この節に規定する権利行使の手続が自国の法令に基づいて利用可能であることを確保する。当該手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、当該手続の濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

2　知的財産権の行使に関する手続は、公正かつ衡平なものとする。当該手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3　各締約国は、この節の規定を実施するに当たり、知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに適当な場合には第三者の利益を考慮する。

4　締約国は、この節の規定が、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的財産権の行使のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する各締約国の権能に影響を及ぼすものでもないことを了解する。この節のいかなる規定も、知的財産権の行使と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して義務を生じさせるものではない。

5　各締約国は、著作者の著作権に係る民事上の手続において、反証のない限り、著作物の著作者として通常の方法でその氏名又は名称が明示されている者が当該著作物の著作者であると推定すること（注）を定める。第一文に定める義務は、締約国の法令において該当する場合には、刑事上及び行政上の手続について適用する。

注　締約国は、法令に定める宣言等の宣誓を伴う陳述又は証拠としての価値を有する文書に基づき、この5の規定を実施することができる。締約国は、また、この5に規定する推定が反証によって反論することのできる推定であることを定めることができる。

第二款　民事上の救済（注）

注　締約国は、地理的表示の権利行使に関する民事上の司法手続を定める義務であってこの款の規定に基づくものを貿易関連知的所有権協定第二十三条1の注の規定に従って履行することができる。

第十一・五十九条　公正かつ衡平な手続

1　各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者（注）に利用可能なものとする。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当該司法手続の全ての当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、当該司法手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。当該司法手続の全ての当事者は、その主張を裏付け、及び全ての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。当該司法手続においては、各締約国の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注　この条の規定の適用上、「権利者」には、連合及び団体であって、その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。

2　各締約国は、知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために代替的な紛争解決のための手続を利用

することを認めることができる。

第十一・六十条　損害賠償

1　各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。（注）

注　締約国は、また、商標が使用されなかったことが認定された場合には、権利者がこの1及び3に定める救済措置に係る権利を有しないことがあることを定めることができる。締約国は、この1及び3に定める救済措置を併せて命ずることができることを定める義務を負わない。

2　締約国の司法当局は、1の規定に基づく損害賠償の額を決定するに当たり、特に、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮する権限を有する。（注）

注　締約国の司法当局は、損害賠償の額を決定するに当たり、適当な場合には、侵害の対象となった物品又はサービスの価値であって、その市場価格によって評価されるものを考慮する権限を有することができる。

3　締約国の司法当局は、著作権又は関連する権利の侵害及び商標の不正使用について、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害行為から生じた当該侵害者の利益を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。（注）

注　締約国は、当該利益が1に規定する損害賠償に該当すると推定することにより、この3の規定を遵守することができる。

第十一・六十一条　訴訟の費用

各締約国は、自国の司法当局が、少なくとも著作権又は関連する権利及び商標の侵害について民事上の司法手続が終了した時に、適当な場合には、敗訴の当事者が勝訴の当事者に対し訴訟及び適当な弁護士の費用又は自国の法令に定める他の費用を支払うよう命ずる権限（注）を有することを定める。

注　締約国の司法当局は、民事上の司法手続が終了した後に別個の手続を通じてこれを命ずる権限を有することができる。

第十一・六十二条　侵害物品並びに材料及び道具の廃棄

1　各締約国は、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、少なくとも権利者の申立てにより、著作権侵害物品及び不正商標商品を、例外的な場合を除くほか、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限を有することを定める。（注）

注　締約国は、司法当局が、これらの物品を廃棄することを命ずる権限を有しつつ、廃棄することに代えて、これらの物品を、権利者に損害を与えないような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除することを命ずる権限も有することができることを了解する。

2　各締約国は、更に、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、1に規定する著作権侵害物品及び不正商標商品の生産のために主として使用された材料及び道具を、更なる侵害の危険を最小とするような態様で、いかなる補償もなしに流通経路から排除すること（注）を命ずる権限を有することを定める。

注　締約国は、司法当局が、これらの材料及び道具を排除することを命ずる権限を有しつつ、排除することに代えて、これらの材料及び道具を、いかなる補償もなしに廃棄することを命ずる権限も有することができることを了解する。

3　不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・六十三条　民事上の司法手続における秘密の情報

各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、当該司法手続の当事者、弁護人、専門家その他の裁判所の管轄権に服する者に対し、当該司法手続において作成され、又は

交換された秘密の情報の保護に関する司法上の命令（注）の違反について罰を科する権限を有することを定める。

注　この条の規定の適用上、締約国は、各締約国が自国の法令において「司法上の命令」に代わる用語として「裁判所の命令」等の用語を用いることができることを了解する。

第十一・六十四条　暫定措置

1　各締約国は、商標の不正使用に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び次に掲げるものの双方を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

(a)　申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具

(b)　申し立てられた侵害に関連する証拠書類

2　各締約国は、著作権又は関連する権利の侵害に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が、侵害の疑いのある物品及び少なくとも次のいずれかのものを差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる暫定措置をとる権限を有することを定める。

(a)　申し立てられた侵害行為において主として使用された材料及び道具

(b)　申し立てられた侵害に関連する証拠書類

3　各締約国は、自国の司法当局が、適当な場合、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有することを定める。

4　各締約国は、自国の司法当局が、暫定措置に関し、申立人に対し、当該申立人が権利者であること及び当該申立人の権利が侵害されていること又はその侵害が生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって確認するために合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求する権限並びに当該申立人に対し、被申立人を保護し、及び濫用を防止するために十分であり、かつ、当該暫定措置のための手続の利用を不当に妨げない担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有することを定める。

5　締約国は、暫定措置が貿易関連知的所有権協定第五十条4から8までの規定に従って実施されることを了解する。

第三款　国境措置

第十一・六十五条　権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、輸入貨物に関し、著作権侵害物品又は不正商標商品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、著作権侵害物品又は不正商標商品（注1）の疑いのある物品の解放を停止するよう自国の権限のある当局に対して申立てを提出することができる手続（注2）を採用し、又は維持する。

注1　第一款（一般的義務）、第二款（民事上の救済）、第三款（国境措置）及び第四款（刑事上の制裁）の規定の適用上、

(a)　「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一の商標又は当該有効に登録されている商標とその基本的側面において識別することができない商標を許諾なしに付した同様の商品（包装を含む。）であって、そのような商標を付したことをもってこれらの款の規定に基づく手続を定める締約国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b)　「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ることなくある物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、これらの款の規定に基づく手続を定める締約

国において行われたとしたならば、当該締約国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2　締約国は、権利者によって若しくはその承諾を得て他の締約国若しくは非締約国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないことを了解する。

2　この款の規定の適用上、「権限のある当局」には、締約国の法令上の適当な司法当局、行政当局又は法執行当局を含めることができる。

第十一・六十六条　停止又は留置の申立て

各締約国は、権利者の行政上の負担を最小にするため、停止又は留置に関する受理された申立て（注）が適切な期間効力を有することを定めるよう努める。

注　この款の規定の適用上、締約国は、「申立て」を「記録」を意味するものとして取り扱うことができる。

第十一・六十七条　担保又は同等の保証

各締約国は、自国の権限のある当局が、第十一・六十五条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する手続を開始する権利者に対し、被申立人及び当該権限のある当局を保護し、並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権

限を有することを定める。各締約国は、当該担保又は同等の保証が当該手続の利用を不当に妨げないことを定める。

第十一・六十八条　権限のある当局により権利者に対して提供される情報

締約国は、情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の権限のある当局が著作権侵害物品若しくは不正商標商品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の権限のある当局が当該物品の荷送人、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、当該物品に関する記述、当該物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について権利者に通知する権限を有することを定めることができる。

第十一・六十九条　職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止

1　各締約国は、輸入貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。各締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸入者及び権利者がその停止の通知を速

（注）

やかに受けることを定める。

注　締約国は、当該物品が著作権侵害物品又は不正商標商品であると信ずるに足りる合理的な理由を自国の権限のある当局が有することに基づいてこの義務を履行することができる。

2　締約国は、輸出貨物に関し、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持することができる。当該締約国は、自国の権限のある当局が職権により行動する場合には、輸出者及び権利者がその停止の通知を速やかに受けることを定める。

3　各締約国は、措置が誠実にとられ、又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第十一・七十条　職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報

各締約国は、自国の権限のある当局がこの款に定める国境措置をとるに当たって職権により行動する場合には権利者に対し当該権限のある当局を支援するために関連する情報を提供するよう要請する権限を有することを定める。締約国は、また、権利者が自国の権限のある当局に対して関連する情報を提供することを認

めることができる。

第十一・七十一条　権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定（注）

注　締約国は、第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に規定する疑いのある物品が知的財産権を侵害していることの認定について、当該疑いのある物品に貿易上の虚偽の記載がされていることを認定することにより、この条の規定に基づく義務を履行することができる。

各締約国は、第十一・六十五条（権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）に定める手続の開始の後合理的な期間内に、自国の権限のある当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを認定することができる手続を採用し、又は維持する。

第十一・七十二条　権限のある当局による廃棄の命令

各締約国は、権利者の他の請求権を害することなく、及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、自国の権限のある当局が著作権侵害物品又は不正商標商品であると認定された物

品の廃棄を命ずる権限及び当該物品の処分を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

第十一・七十三条　費用

各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を設定し、又は決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を不当に妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第四款　刑事上の制裁

第十一・七十四条　刑事上の手続及び刑罰

1　各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。（注）

注　この条の規定の適用上、この1の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵

害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。

2　各締約国は、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の輸入を1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。締約国は、当該著作権侵害物品又は不正商標商品の商業的規模の頒布又は販売が刑罰の対象となる不法な活動であることを定めることにより、この条の規定に基づく輸入に関する自国の義務を履行することができる。

3　各締約国は、1及び2に規定する犯罪に関し、次の事項を定める。

(a)　拘禁刑及び十分に抑止的な罰金であって、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合したものを含む刑罰（注）

注　この条のいかなる規定も、拘禁刑と罰金とを併せて科することができることを定めることを締約国に義務付けるものと解してはならない。

(b)　自国の司法当局が、著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品、犯罪のために主として使用された関連する材料及び道具並びに申し立てられた犯罪に関連する証拠書類の差押え（注）を命ずる権限を有すること。

注　締約国は、公判前の差押えにつき、この(b)に規定する差押えを命ずる権限を自国の刑事上の執行当局に与えることにより、この(b)の規定に基づく義務を履行することができる。

(c)　自国の司法当局が、被告人に対するいかなる補償もなしに次に掲げる物品の没収又は廃棄を命ずる権限を有すること。

(i)　著作権侵害物品及び不正商標商品

(ii)　著作権侵害物品又は不正商標商品の生産において主として使用された材料及び道具

(iii)　不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装（(i)及び(ii)に掲げる物品に該当するものを除く。）

4　各締約国は、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製（注1）であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対して重大な損害を与えるものに対処し、及び当該損害を抑止することの必要性を認識して、少なくとも適当な刑事上の手続及び刑罰を含む措置を採用し、又は維持する。（注2）

注1　この4の規定の適用上、締約国は、「複製（copying）」を「複製（reproduction）」と同一の意義を有するものとして取

り扱うことができる。

注2　この4の規定の適用上、締約国は、自国の法令に従い、映画の著作物の許諾を得ない複製について特別な刑事上の基準額を決定することができる。

第五款　デジタル環境における権利行使

第十一・七十五条　デジタル環境における侵害に対する効果的な措置

各締約国は、第二款（民事上の救済）及び第四款（刑事上の制裁）に定める権利行使の手続をデジタル環境における著作権又は関連する権利及び商標権の侵害行為についても同様に利用可能なものとすることを確認する。

第K節　協力及び協議

第十一・七十六条　協力及び対話

1　締約国は、締約国間の貿易及び投資の更なる促進の上での知的財産の利用及び保護並びに知的財産権の行使の重要性を認識する。

2　締約国は、知的財産の分野における一部の締約国の間の著しい能力の差異を確認する。

3　各締約国は、この章の規定の効果的な実施を円滑にするため、知的財産の分野において他の締約国と協力し、並びに知的財産に関する問題について対話及び情報交換を行う。

4　締約国は、知的財産の効果的な利用及び保護並びに知的財産権の効果的な行使に関する教育及び啓発を促進するために協力するよう努める。

5　締約国は、知的財産権を侵害する物品の国際貿易を排除するために国境措置について協力する。

6　締約国は、適当な場合には、調査及び審査の作業の共有並びに品質保証に係る制度についての情報の交換であって、締約国の特許制度におけるより良い理解を促進することができるものを円滑にするためにそれぞれの特許官庁の間で協力するよう努める。（注）

注　この6の規定は、作業の共有に関する取組を支援する多数国間の情報共有の制度について適用することができる。

7　締約国は、各締約国がオンラインでの著作権の侵害の防止に役立てるためにとる措置に関する情報を共有することによって協力するよう努める。

8　締約国は、第十一・九条（多数国間協定）3又は第十一・四十八条（植物の新品種の保護）の規定に関し、植物の新品種の保護に関する制度（育成者権の例外を含む。）の運用について協力することができ

る。

9　締約国は、イノベーションを支えるための特許の猶予期間に関する問題について協力するよう努める。

10　締約国は、特許の付与の取得に係る費用を減少させるため、それぞれの特許官庁の手続及び手順に関する問題について協力することができる。

11　締約国は、それぞれの地理的表示の保護に関する情報（制度、手続及び対象となる商品に関するものを含む。）を交換することができる。

12　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する特許出願の審査における特許の審査官の訓練について協力することができる。

13　この章の規定に基づく全ての協力活動は、いずれかの締約国の要請に基づき、相互に合意する条件に従い、並びに関係する締約国の関係法令及び利用可能な資源の範囲内で行われる。

第L節　透明性

第十一・七十七条　透明性

1　各締約国は、知的財産権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止に関する最終的な司法上の決

定及び一般に適用される行政上の決定が、他の締約国及び権利者が知ることができるような方法により、少なくとも自国の国語により公表され、又は公表が実行可能でない場合には、公に利用可能なものとされることを定める。各締約国は、当該最終的な司法上の決定が、実行可能な場合にはオンラインで公表されることを定めるよう努める。（注）

注　この1の規定は、締約国に対し、自国の法令においてオンラインによる公表を明記することを要求するものではない。

2　各締約国は、自国の法令に従い可能な限りにおいて、知的財産権の出願又は申請及び登録に関する情報並びに該当する場合にはその法的地位に関する情報（登録及び失効の日等）を公表し、又は公に利用可能なものとするために適当な措置をとる。

第M節　経過期間及び技術援助

第十一・七十八条　貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間

この章のいかなる規定も、締約国が貿易関連知的所有権協定に基づく適用可能な経過期間であって、WTOにおいてこの協定が効力を生ずる日の前に合意されたもの又は同日以後に合意されるものを援用する権利を害するものではない。

第十一・七十九条　締約国別の経過期間

1　締約国は、各締約国の異なる発展段階に留意して、及び前条（貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間）の規定の適用を妨げることなく、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）の規定に従ってこの章の特定の規定の実施を遅らせることができる。

2　締約国は、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定める関係する期間中に、同附属書において自国について定める規定に基づく自国の義務に措置を一層整合的でないものとする改正を行ってはならず、また、この協定の署名の日に有効な自国の関連措置よりも当該義務に整合的でない新たな措置を採用してはならない。この条の規定は、締約国及び他の締約国が締結している国際協定に基づくこれらの締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一・八十条　締約国別の経過期間に関する通報

1　附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定めるところによりこの章の規定に基づく義務に係る締約国別の経過期間を有する締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後に、ビジネス環境に関する委員会に対し、これらの義務のそれぞれの履行のための自国の計画及び当該履行に向けた進捗状況を次のと

おり通報する。

(a)　五年以下の経過期間については、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。

(b)　五年を超える経過期間については、この協定が自国について効力を生ずる日から五年後の日及びその後当該日から一年ごとに通報し、当該経過期間が満了する六箇月前に通報する。（注）

注　この(b)の規定は、附属書十一Ａ（締約国別の経過期間）に定める経過期間の延長についても適用する。

2　締約国は、義務の履行に向けた他の締約国の進捗状況に関する追加的な情報を要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請に速やかに応ずる。

3　締約国別の経過期間を有する締約国は、当該経過期間が満了する日までに、当該経過期間の対象となった義務を履行するためにいかなる措置をとったかについて他の締約国に通報する。

4　締約国が３の規定に従って通報しなかった場合には、事案は、ビジネス環境に関する委員会の次の通常会合の議題に自動的に掲げられるものとする。

第十一・八十一条　技術援助

1　締約国は、第十五章（経済協力及び技術協力）の目的に従い、附属書十一Ｂ（技術援助に係る要請の一

覧）に定めるこの章の規定の実施のために特定されたニーズに基づいて必要な技術援助を行うことを合意する。

２　１に規定する技術援助は、関係する締約国の関連規則及び利用可能な資源の範囲内で、相互に合意する条件に従って行われる。

第Ｎ節　手続事項

第十一・八十二条　知的財産権の運用のための手続の改善

締約国は、自国の知的財産制度を効率的に運用することの重要性を認識する。この点に関し、各締約国は、知的財産権の運用のための自国の手続を継続的に見直すものとし、適当な場合には、当該手続を改善するよう努める。

第十一・八十三条　書類に係る手続上の要件の簡素化

前条（知的財産権の運用のための手続の改善）の規定を適用するほか、各締約国は、次の事項に関する自国が維持する手続上の要件を簡素化するよう努める。

(a)　特許出願に関する翻訳の証明

(b)　特許、意匠及び商標の出願に関する署名の真正の証明

附属書十一Ａ　締約国別の経過期間

この附属書の規定の適用上、

(a)　「経過期間」とは、その期間が満了する前に締約国が第十一章（知的財産）の特定の規定を完全に実施しなければならない期間をいう。

(b)　年数（例えば、「五年」）は、この協定が締約国について効力を生ずる日に開始する当該締約国の経過期間を示す。

(c)　各条項は、締約国の経過期間の満了までの間、当該締約国が実施を遅らせることができる特定の規定を示す。

カンボジア

規定	経過期間

第十一・九条（多数国間協定）1(e)（ＷＩＰＯ著作権条約について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（ＷＩＰＯ実演・レコード条約について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十五条（電磁的な権利管理情報の保護）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)及び(b)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・四十八条（植物の新品種の保護）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）2	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・六十四条（暫定措置）1(a)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）
第十一・七十四条（刑事上の手続及び刑罰）3(b)及び(c)	十年（一回に限り五年間延長することができる。）

第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	十年（一回に限り五年間延長することができる。）

ラオス

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（ＷＩＰＯ著作権条約について）	十年
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（ＷＩＰＯ実演・レコード条約について）	十年
第十一・九条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について）	十五年
第十一・十九条（商標の保護）（非伝統的な商標について）	十五年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)	十年

マレーシア

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について）	五年

ミャンマー

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(a)から(g)まで（パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約、マドリッド議定書、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約及びマラケシュ条約について）	十年
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	十年

第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２(a)及び(b)	五年
第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）	十年
第十一・四十八条（植物の新品種の保護）	五年
第十一・七十条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報）	三年
第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	十年

フィリピン

規定	経過期間
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	五年 締約国は、五年の期間が満了した時からの期間の延長につき、フィリピンからの正当な要請を検討す

	る。当該要請は、その求める延長の理由及び適当な期間を示すものとする。

タイ

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（ＷＩＰＯ著作権条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（ＷＩＰＯ実演・レコード条約について）	五年
第十一・十条（著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利）（実演家について）	五年
第十一・十一条（放送に対する報酬請求権）（実演家について）	五年
第十一・四十四条（十八箇月後の公開）	五年

第十一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）	五年

ベトナム

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（ＷＩＰＯ著作権条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（ＷＩＰＯ実演・レコード条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について）	五年
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	三年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)（商標の処理のための電子的な出願のシステムの設置について）	五年

七六五

カンボジア

関連規定	技術援助
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２(a) 第十一・九条（多数国間協定）１(e)及び(f)、第十一・十四条（効果的な技術的手段の回避）、第十一・十六条（技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外）、第十一・十九条（商標の保護）、第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２、第十一・四十八条（植物の新品種の保護）、第十	カンボジアの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。 １　次に掲げる者の能力開発において支援する。 (a)　音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に関与する職員及び専門家 (b)　音による標章の保護に関する商標の審査官 (c)　商標、特許及び植物の新品種の電子的な出願のシステムを維持し、及び開発することを目的とする情報技術の専門家

一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）、第十一・六十四条（暫定措置）１(a)、第十一・七十四条（刑事上の手続及び刑罰）３(b)及び(c)並びに第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	(d)　権利管理情報、技術的手段及び権利行使に関与する職員及び専門家 ２　ＷＩＰＯ著作権条約及びＷＩＰＯ実演・レコード条約への加入についての専門知識を提供する。

ラオス

関連規定	技術援助
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２(a)	ラオスの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。

ミャンマー

関連規定	技術援助
第十一・十三条（集中管理を行う団体）	集中管理を行う団体の運営並びに集中管理を行う団体の構成員に対するサービスの確立及び提供に関して支援する。
第十一・十九条（商標の保護）（非伝統的な商標について）	商標の審査官が全ての種類の商標（視覚によって認識することができる標章である伝統的な商標に限定されない。）に関する能力を有するために必要な訓練において支援する。
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２(a)	ミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２(b)	ミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベースを設けるに当たって支援する。

	第D節（地理的表示）	地理的表示の保護に関する制度の実施及び発展に当たって支援する。
	第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止）及び第十一・七十条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報）	ミャンマーの税関当局が職権による行為の執行に関し著作権侵害物品及び不正商標商品を効果的に確認する能力を開発するに当たって支援する。
	第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	ミャンマーがデジタル環境における侵害に対する効果的な措置をとるための運用上のニーズに対して支援する。

ベトナム

関連規定	技術援助

第十一・九条（多数国間協定）１(e)から(g)まで、第十一・十九条（商標の保護）及び第十一・二十二条（商標の登録及び出願）２

１　次に掲げる者の能力開発において支援する。

(a)　音による標章の保護を対象とするための法改正の過程に関与する職員

(b)　音による標章の保護に関する商標の審査官

(c)　電子的なシステムの維持及び開発に関する情報技術の専門家

２　ＷＩＰＯ著作権条約、ＷＩＰＯ実演・レコード条約及びマラケシュ条約への加入についての専門知識を提供する。

第十二章　電子商取引

第Ａ節　一般規定

第十二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(b)　「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、附属書八Ａ（金融サービス）第一条（定義）に定義する「金融機関」、「公的機関」及び「金融サービス提供者」を含まない。

(i)　第十・一条（定義）(a)に定義する「対象投資財産」

(ii)　第十・一条（定義）(e)に定義する「締約国の投資家」（金融機関に対する投資家及び金融サービス提供者に対する投資家を含まない。）（注）

注　金融機関に対する投資家又は金融サービス提供者に対する投資家は、金融機関又は金融サービス提供者に対するものでない他の投資に関して引き続き「対象者」となり得る。

(iii) 第八・一条（定義）に定義する締約国のサービス提供者

(c) 「電子認証」とは、電子的手段による記述又は主張が信頼できるものであることについての確信の水準を決定するために当該記述又は主張を照合し、又は検証する処理をいう。

(d) 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。（注）

注　締約国は、一又は二以上の送付の態様（ショート・メッセージ・サービス（ＳＭＳ）及び電子メールを含む。）によって送付される要求されていない商業上の電子メッセージについてこの定義を適用することができる。この注の規定にかかわらず、締約国は、第十二・九条（要求されていない商業上の電子メッセージ）の規定に適合する措置であって、要求されていない商業上の電子メッセージの他の送付の態様について適用されるものを採用し、又は維持するよう努めるべきである。

第十二・二条　原則及び目的

1　締約国は、電子商取引がもたらす経済的な成長及び機会、電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性並びに電子商取引の発展及び利用を円滑にすることの重要性を認識する。

2　この章の規定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国間の電子商取引を促進し、及び電子商取引の一層広範な利用を世界的に促進すること。

(b)　電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること。

(c)　電子商取引の発展に関する締約国間の協力を促進すること。

第十二・三条　適用範囲（注）

注　締約国は、この章の規定に基づく義務がＷＴＯにおけるいかなる締約国の立場も害するものではないことを確認する。

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子商取引に影響を及ぼすものについて適用する。

2　この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3　この章の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

4　第十二・十四条（コンピュータ関連設備の設置）及び第十二・十五条（情報の電子的手段による国境を越える移転）の規定は、第八章（サービスの貿易）又は第十章（投資）に規定する義務に適合しない締約

国の措置の側面については、当該措置が次のいずれかに該当する限りにおいて、適用しない。

(a) 第八・八条（適合しない措置に係る表）又は第十・八条（留保及び適合しない措置）の規定に従って採用され、又は維持される措置

(b) 第八・六条（最恵国待遇）若しくは第八・七条（特定の約束に係る表）の規定に従って行われる締約国の約束において特定される条件及び制限に従って採用され、若しくは維持される措置又は当該約束の対象となっていない分野に関する措置

(c) 第八章（サービスの貿易）又は第十章（投資）に規定する義務に適用される例外に基づいて採用され、又は維持される措置

5 電子的に納入されるサービスの提供に影響を及ぼす措置は、次の規定（附属書Ⅱ（サービスに関する特定の約束に係る表）及び附属書Ⅲ（サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表）の規定を含む。）に含まれる義務及び当該義務に適用される例外の対象となる。

(a) 第八章（サービスの貿易）の関連規定

(b) 第十章（投資）の関連規定

第十二・四条　協力

1　各締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。

(a)　中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。

(b)　締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する締約国間の対象を特定した協力のための分野（研究活動及び訓練活動、能力の開発、技術援助の供与等）を特定すること。

(c)　電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。

(d)　産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。

(e)　電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。

2　締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力を行うよう努める。

第B節　貿易円滑化

第十二・五条　貿易に係る文書の電子化

1　各締約国は、次のことを行う。

(a)　世界税関機構その他の国際機関が合意する方式を考慮して、貿易に係る文書の電子化について定める施策の実施に向けて努力すること。（注）

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この(a)の規定を適用する義務を負わない。

(b)　電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該貿易実務に係る文書が書面により提出される場合と法的に同等なものとして受理するよう努めること。

(c)　貿易実務に係る文書について、電子的形式により公に利用可能なものとするよう努めること。

2　締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するために国際的な場において協力する。

第十二・六条　電子認証及び電子署名

1　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的形式によるものであることの

みを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。（注）

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この１の規定を適用する義務を負わない。

２　各締約国は、電子認証のための国際的な規範を考慮して、次のことを行う。

(a)　電子的な取引の参加者が当該取引のための適当な電子認証の技術及び実施方式を決定することを許容すること。

(b)　電子的な取引のための電子認証の技術及び実施方式の承認を限定しないこと。

(c)　電子的な取引の参加者が当該取引について締約国の電子認証に関する法令を遵守していることを証明する機会を得ることを許容すること。

３　各締約国は、２の規定にかかわらず、特定の区分の電子的な取引について、電子認証の方式が特定の実施基準を満たし、又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

４　締約国は、相互運用性のある電子認証の使用を奨励する。

第Ｃ節　電子商取引に資する環境の醸成

第十二・七条　オンラインの消費者の保護

1　締約国は、透明性があり、かつ、効果的な消費者の保護に関する措置であって電子商取引のためのもの及び消費者の信頼の向上に資する他の措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2　各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為からこれらの消費者を保護することを定める法令を採用し、又は維持する。（注）

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3　締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

4　各締約国は、消費者の保護であって自国が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　消費者が救済を得ることができる方法

(b)　事業者が法的な要件を満たすことができる方法

第十二・八条　オンラインの個人情報の保護

1　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用し、又は維持する。

（注1、注2）

注1　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

注2　締約国は、プライバシー又は個人情報を保護する包括的な法令、個人情報の保護を対象とする分野別の法令、個人情報の保護に関して法人が負う契約上の義務の履行について定める法令等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定める義務を履行することができる。

2　各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを策定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。

3　各締約国は、個人情報の保護であって自国が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　個人が救済を得ることができる方法

(b)　事業者が法的な要件を満たすことができる方法

4　締約国は、法人に対し、個人情報の保護に関連する当該法人の方針及び手続をインターネット等におい

て公表するよう奨励する。

5　締約国は、可能な限り、他の締約国から移転される個人情報の保護のために協力する。

第十二・九条　要求されていない商業上の電子メッセージ

1　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次のいずれかの措置を採用し、又は維持する。

(a)　要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b)　自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置

(c)　その他要求されていない商業上の電子メッセージの最小化について定める措置

2　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、1の規定に従ってとる措置を遵守しないものに対してその遵守を求める手段について定める。（注）

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。ブ

ルネイ・ダルサラーム国は、この協定が効力を生ずる日の後三年間、この２の規定を適用する義務を負わない。

３　締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関して、懸念を共有する適当な事案について協力するよう努める。

第十二・十条　国内規制の枠組み

１　各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。（注）

注　カンボジアは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この１の規定を適用する義務を負わない。

２　各締約国は、電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避するよう努める。

第十二・十一条　関税

１　各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。

２　１に規定する慣行は、電子商取引に関する作業計画に関連する二千十七年十二月十三日のＷＴＯ閣僚決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（一七）／六五）に基づくものとする。

３　各締約国は、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関するＷＴＯ閣僚決定における更なる成果を考慮して、１に規定する自国の慣行を修正することができる。

４　締約国は、電子商取引に関する作業計画に関連する更なるＷＴＯ閣僚決定を踏まえてこの条の規定を見直す。

５　１の規定は、締約国が電子的な送信に対して租税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの租税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

第十二・十二条　透明性

１　各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置を、可能な限り速やかに公表するものとし、公表が実行可能でない場合には、他の方法（実行可能なときはインターネットによるものを含む。）により公に利用可能なものとする。

２　各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす自国の一般に適用される措置に関する特定の情報についての他の締約国からの適切な要請に対して可能な限り速やかに応ずる。

第十二・十三条　サイバーセキュリティ

締約国は、次のことの重要性を認識する。

(a)　コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること（最良の慣行の交換を通じたものを含む。）。

(b)　サイバーセキュリティに関連する事項について協力するために既存の協力の仕組みを利用すること。

第Ｄ節　国境を越える電子商取引の促進

第十二・十四条　コンピュータ関連設備の設置

１　締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置（通信の安全及び秘密を確保することを追求するための要件を含む。）をとることができることを認識する。

２　いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。（注）

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この２の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この２の規定を適用する義務を負わない。

３　この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　２の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）

注　この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第十二・十五条　情報の電子的手段による国境を越える移転

１　締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

２　締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。（注）

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この２の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この２の規定を適用する義務を負わない。

３　この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　２の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。（注）

注　この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。

第Ｅ節　他の規定

第十二・十六条　電子商取引に関する対話

１　締約国は、電子商取引の発展及び利用を促進するに当たっての対話（適当な場合には、利害関係者との対話を含む。）の重要性を認識する。締約国は、当該対話の実施に当たり、次の事項を検討する。

(a)　第十二・四条（協力）の規定に従って行う協力

(b)　現在の及び新たな問題（デジタル・プロダクトの待遇、ソース・コード、データの国境を越える流通及びコンピュータ関連設備の設置であって、金融サービスにおけるもの等）

(c)　電子商取引の発展及び利用に関連する他の事項（反競争的行為、オンラインでの紛争解決、電子商取引に関連する技術の普及（自由職業家の国境を越える一時的な移動のためのものを含む。）等）

２　１に規定する対話については、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）１(j)の規定に従って実施する。

３　締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しにおいて、１に掲げる事項及びこの条の規定に従って実施した対話の結果行われる勧告を考慮する。

第十二・十七条　紛争の解決

１　この章の規定の解釈及び適用について締約国間に意見の相違がある場合には、関係する締約国は、まず、誠実に協議を行うものとし、相互に満足すべき解決を得るようあらゆる努力を払う。

２　１に規定する協議によって意見の相違を解決することができない場合には、当該協議を行った締約国は、第十八・三条（ＲＣＥＰ合同委員会の任務）の規定に従ってその問題をＲＣＥＰ合同委員会に付託することができる。

３　いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。締約国は、第二十・八条（一般的な見直し）の規定に従って行うこの協定の一般的な見直しの一部として、第十九章（紛争解決）の規定のこの章の規定への適用について見直しを行う。第十九章（紛争解決）の規定は、当該見直しが完了した後、その適用に合意した締約国の間で、この章の規定について適用する。

第十三章　競争

第十三・一条　目的

この章の規定は、反競争的行為を禁止する法令の制定及び維持を通じて、並びに競争法令の作成及び実施に関する締約国間の地域的な協力を通じて、市場における競争を促進し、並びに経済効率及び消費者の福祉を向上させることを目的とする。これらの目的の追求は、締約国がこの協定の利益（締約国間の貿易及び投資を円滑にすることを含む。）を確保することに寄与することとなる。

第十三・二条　基本原則

1　各締約国は、この章の目的に適合する態様でこの章の規定を実施する。

2　締約国は、この章の規定に基づく各締約国の権利及び義務を認めて、次の事項を認識する。

(a)　各締約国が自国の競争法令及び競争政策を作成し、制定し、運用し、及び執行する主権的権利

(b)　競争法令及び競争政策の分野における能力及び発展の水準に関する締約国間の相当の差異

第十三・三条　反競争的行為に対する適当な措置（注）

注　この条の規定は、次の附属書の規定に従って適用する。

(a) 附属書十三A（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）

(b) 附属書十三B（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）

(c) 附属書十三C（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）

(d) 附属書十三D（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）

1 各締約国は、反競争的行為（注）を禁止する競争法令を制定し、又は維持し、及び当該競争法令を執行する。

注 例としては、反競争的な合意、支配的な地位の濫用及び反競争的な企業結合が挙げられる。

2 各締約国は、自国の競争法令を効果的に実施するため、一又は二以上の当局を設置し、又は維持する。

3 各締約国は、自国の競争法令の執行に関する自国の一又は二以上の当局による意思決定における独立性を確保する。

4　各締約国は、国籍に基づく差別を行うことなく、自国の競争法令を適用し、及び執行する。

5　各締約国は、商業活動に従事する全ての団体（所有者のいかんを問わない。）について自国の競争法令を適用する。各締約国の競争法令の適用に係る除外又は免除については、透明性があり、かつ、公共政策又は公共の利益に基づくものとする。

6　各締約国は、自国の競争法令、及びその運用に関して発出された指針（内部の運用手続を除く。）を公に利用可能なものとする。

7　各締約国は、次の(a)に規定するいずれかの事項又は(b)に規定するものに従う場合を除くほか、自国の競争法令に基づく制裁を科し、又は是正措置をとるための最終的な決定又は命令の根拠及び当該決定又は命令に対する不服申立てに関する決定又は命令の根拠を公表する。

(a)　(i)　自国の法令

(ii)　秘密の情報を保護する必要性

(iii)　公共政策又は公共の利益を根拠として情報を保護する必要性

(b)　最終的な決定又は命令に関し、(a)(i)から(iii)までに規定するいずれかの事項を根拠として行う編集

8　各締約国は、自国の競争法令に違反した者又は団体に対して制裁を科し、又は是正措置をとる前に、当該者又は団体に対し、自国の競争法令に対する違反があったとの主張の理由を示すこと（可能な場合には書面によるものとする。）並びに当該者又は団体が陳述し、及び証拠を提出するための公平な機会を与えることを確保する。

9　各締約国は、秘密の情報を保護するために必要な編集を行うことを条件として、自国の競争法令に基づく制裁を科し、又は是正措置をとるための最終的な決定又は命令の根拠及び当該決定又は命令に対する不服申立てに関する決定又は命令の根拠を当該制裁又は当該是正措置の対象となる者又は団体に利用可能なものとする。（注）

注　この9の規定は、刑事裁判における陪審員の評決については、適用しない。

10　各締約国は、自国の競争法令に基づく制裁又は是正措置の対象となる者又は団体が当該制裁又は是正措置に対する独立した審理又は不服申立てを利用することができることを確保する。

11　各締約国は、競争に関する事案の取扱いにおける適時性が重要であることを認識する。

第十三・四条　協力（注）

注　この条の規定は、次の附属書の規定に従って適用する。

(a)　附属書十三Ａ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）

(b)　附属書十三Ｂ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）

(c)　附属書十三Ｃ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）

(d)　附属書十三Ｄ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）

締約国は、競争法令の効果的な執行を促進するためのそれぞれの競争当局の間における協力の重要性を認識する。このため、締約国は、それぞれの法令及び重要な利益に適合する態様により、かつ、それぞれの利用可能な資源の範囲内で、競争法令の執行に関する事項につきそれぞれの競争当局を通じて協力することができる。その協力の形態には、次のことを含めることができる。

(a)　締約国が、他の締約国に対し、競争法令の執行に係る自国の活動であって、当該他の締約国の重要な

利益に実質的に影響を及ぼし得ると認めるものを合理的に可能な限り速やかに通報すること。（注）

注　この(a)の規定に従って日本国の競争当局に通報する場合には、その通報は、外交上の経路を通じて書面により確認されるべきである。その確認は、関係する通報が関係する締約国の競争当局の間で行われた後、可能な限り速やかに行われるべきである。

(b)　要請があった場合には、当該要請を行った締約国の重要な利益に実質的に影響を及ぼす競争法令の執行に関する問題について対処するために締約国間で討議すること。

(c)　要請があった場合には、理解を促進し、又は競争法令の効果的な執行を円滑にするために締約国間で情報を交換すること。

(d)　要請があった場合には、同一の又は関連する反競争的行為に関し、締約国間で執行活動における調整を行うこと。

第十三・五条　情報の秘密性

1　この章の規定は、締約国が自国の法令及び重要な利益に反して情報を共有することを要求するものではない。

2　締約国がこの章の規定に基づいて秘密の情報を要請する場合には、要請を行う締約国は、要請を受ける

締約国に対して次の事項を通報する。

(a) 要請の目的

(b) 要請する情報の意図される使途

(c) 当該要請を行う締約国の法令であって、情報の秘密性に影響を及ぼし得るもの又は当該要請を受ける締約国が同意していない目的のための情報の使用を要求し得るもの

3 締約国間の秘密の情報の共有及び当該情報の使用は、関係する締約国が合意する条件に基づくものとする。

4 この章の規定に基づいて共有される情報が秘密のものとして共有される場合には、当該情報を受領する締約国は、自国の法令に従うときを除くほか、次のことを行う。

(a) 受領した当該情報の秘密性を保持すること。

(b) 当該情報を提供する締約国が別段の許可を与える場合を除くほか、要請の時に開示した目的のためにのみ受領した当該情報を使用すること。

(c) 受領した当該情報を裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用しないこと。ただし、

当該情報が当該情報を受領する締約国の要請に基づき外交上の経路又は関係する締約国の法令に従って設けられた他の経路を通じて刑事手続における証拠としての使用のために提供される場合は、この限りでない。

(d) 当該情報を提供する締約国が許可を与えていない当局、団体又は者に対して受領した当該情報を開示しないこと。

(e) 当該情報を提供する締約国が要求する他の条件に従うこと。

第十三・六条　技術協力及び能力開発

締約国は、その資源の利用可能性を考慮しつつ、競争政策の作成及び競争法令の執行を強化するために必要な能力を開発するための技術協力に関する活動において多数国間又は二国間で協力することが共通の利益であることに合意する。技術協力に関する活動には、次の事項を含めることができる。

(a) 競争法令及び競争政策の作成及び実施についての関連する経験及び秘密でない情報の共有

(b) 競争法令及び競争政策に関するコンサルタント及び専門家の交流

(c) 研修のための競争当局の職員の交流

(d) 啓発のためのプログラムへの競争当局の職員の参加

(e) 締約国が合意する他の活動

第十三・七条　消費者の保護

1　締約国は、この章の目的を達成するため、消費者の保護に関する法令及びその執行並びに消費者の保護に関連する事項に関する締約国間の協力の重要性を認識する。

2　各締約国は、誤認させる慣行又は虚偽の若しくは誤認させる記載を取引において使用することを禁止する法令を制定し、又は維持する。

3　各締約国は、また、消費者の救済の仕組みについての意識及びその仕組みを利用する機会を改善することの重要性を認識する。

4　締約国は、消費者の保護に関する相互に関心を有する事項について協力することができる。その協力については、各締約国の法令に適合する態様により、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で行う。

第十三・八条　協議

締約国の要請があった場合には、当該要請を受けた締約国は、締約国間の理解を促進し、又はこの章の規

定の下で生ずる特定の問題に対処するため、当該要請を行った締約国と協議を開始する。当該要請を行った締約国は、適当な場合には、当該要請において、当該問題がどのように自国の重要な利益（関係する締約国との間の貿易及び投資を含む。）に影響を及ぼすかについて明示する。当該要請を受けた締約国は、当該要請を行った締約国の懸念に対して十分かつ好意的な考慮を払う。

第十三・九条　紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

附属書十三Ａ　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用

１　ブルネイ・ダルサラーム国は、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。

２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、ブルネイ・ダルサラーム国が第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に同国について適用する。

３　ブルネイ・ダルサラーム国は、１及び２に定める三年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務

を履行するよう努める。

4　ブルネイ・ダルサラーム国は、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定に基づく義務の1及び2に定める三年の経過期間の満了までの履行におけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三Ｂ　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用

１　カンボジアは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後五年以内に当該義務を履行する。

２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、カンボジアが第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後五年以内に同国について適用する。

３　カンボジアは、１及び２に定める五年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努める。

４　カンボジアは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定に基づく義務の１及び２に定める五年の経過期間の満了までの履行におけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三Ｃ　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用

１　ラオスは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。

２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、ラオスが第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に同国について適用する。

３　ラオスは、１及び２に定める三年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努める。

４　ラオスは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、適当な競争法令を作成し、及び制定すること並びに当該競争法令の効果的な実施のために一又は二以上の当局を設置することにおけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

附属書十三Ｄ　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用

１　ミャンマーは、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。

２　第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）３から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、ミャンマーが第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）１及び２の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に同国について適用する。

３　ミャンマーは、１及び２に定める三年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務を履行するよう努める。

４　ミャンマーは、締約国の要請があった場合には、全ての締約国に対し、適当な競争法令を作成し、及び制定すること並びに当該競争法令の効果的な実施のために一又は二以上の当局を設置することにおけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。

第十四章　中小企業

第十四・一条　目的

１　締約国は、零細企業を含む中小企業が経済成長、雇用及びイノベーションに大きく寄与することを認識し、したがって、この協定によって創出される機会を利用し、及び当該機会から利益を得るための中小企業の能力を向上させるに当たっての情報の共有及び協力を促進するよう努める。

２　締約国は、中小企業によるこの協定への関与を奨励し、及び円滑にすることに寄与する規定であってこの協定の様々な章に定めるものを認識する。

第十四・二条　情報の共有

１　各締約国は、中小企業に関連するこの協定に関係する情報の共有（公にアクセス可能な情報の場の開設及び維持によるもの並びに知識、経験及び最良の慣行を締約国間で共有するための情報交換によるものを含む。）を促進する。

２　１の規定に従って公にアクセス可能とする情報には、次の事項を含む。

(a)　この協定の全文

(b) 締約国が中小企業に関連すると認める貿易及び投資に関係する法令に関する情報

(c) ビジネスに関係する追加の情報であって、この協定によって与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとって有用であると締約国が認めるもの

3 各締約国は、2に規定する情報が正確かつ最新であることを確保するために妥当な措置をとる。

第十四・三条　協力

締約国は、この章の規定に基づく協力を強化する。この協力には、次のことを含めることができる。

(a) 促進的な、かつ、透明性がある貿易規則の効率的かつ効果的な実施を奨励すること。

(b) 中小企業による市場へのアクセス及び世界的なバリューチェーンへの参加を向上させること（ビジネス間の連携を促進し、及び円滑にすることによるものを含む。）。

(c) 中小企業による電子商取引の利用を促進すること。

(d) 締約国の企業家プログラムに関する経験を交換するための機会を探求すること。

(e) イノベーション及び技術の利用を奨励すること。

(f) 知的財産に関する制度についての啓発、理解及び効果的な利用を中小企業間で促進すること。

(g) 規制に関する良い慣行を促進し、並びに中小企業の発展に寄与する規則、政策及び計画を作成する能力を開発すること。

(h) 中小企業の能力及び競争力の向上に関する最良の慣行を共有すること。

第十四・四条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に通報する。

第十四・五条　紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

第十五章　経済協力及び技術協力

第十五・一条　定義

この章の規定の適用上、「作業計画」とは、経済協力及び技術協力に関する活動の表であって、締約国が第十五・五条（作業計画）の規定に従って相互に決定するものをいう。

第十五・二条　目的

1　締約国は、締約国間における実施中の経済協力及び技術協力に関する施策の重要性を再確認し、並びに締約国が相互に利益及び関心を有する分野において締約国の既存の経済上の連携を補完することに合意する。

2　締約国は、経済協力及び技術協力に関する施策についての優先順位を決定し、並びに可能な場合には実施中の努力及び資源の利用（特に、ＡＳＥＡＮの構成国とその自由貿易パートナーとの間の自由貿易協定に基づくもの）の重複を最小にするよう努める。

3　締約国は、ＲＣＥＰの文脈における経済協力及び技術協力が締約国間における開発の格差を縮小し、並びにこの協定の実施及び利用から得られる相互の利益を最大にすることを目的とすることに合意する。経

済協力及び技術協力は、各締約国における開発の水準及び国内の能力の差異を考慮するものとする。

4　締約国は、経済協力及び技術協力を奨励し、及び円滑にするための規定であってこの協定の様々な章に定めるものを認識する。

第十五・三条　適用範囲

1　この章の規定に基づく経済協力及び技術協力は、貿易又は投資に関係し、かつ、作業計画に定める経済協力及び技術協力に関する活動を通じて、この協定の包摂的、効果的及び効率的な実施及び利用を支援するものとする。

2　締約国は、次の事項に焦点を合わせた経済協力及び技術協力に関する活動（能力開発及び技術援助を含む。）を検討し、及び実施する。

(a)　物品の貿易

(b)　サービスの貿易

(c)　投資

(d)　知的財産

(e) 電子商取引
(f) 競争
(g) 中小企業
(h) 締約国間で合意する他の事項

第十五・四条　資源

1　この章の規定に基づく経済協力及び技術協力のための資源については、第十五・二条（目的）に定める目的を考慮して、自発的に、かつ、関係する締約国間で合意する方法によって提供する。

2　締約国は、相互の利益に基づき、作業計画の実施を支援するため、互恵的な協力及び連携を発展させることに関心を有する次のものとの協力並びにこれらからの貢献について検討することができる。

(a) 非締約国
(b) 小地域的、地域的又は国際的な機関又は団体

第十五・五条　作業計画

1　締約国は、第十五・二条（目的）４の規定に従い、この協定の経済協力及び技術協力に関する規定並び

に第十八章（制度に関する規定）の規定に基づいて設置される委員会が特定するニーズを考慮して作業計画を作成する。

２　締約国は、この協定の効果的な実施及び利用を奨励するため、作業計画において次の活動を優先させる。

(a)　開発途上締約国及び後発開発途上締約国への能力開発及び技術援助を提供する活動

(b)　公衆の啓発を促進する活動

(c)　ビジネスに関する情報へのアクセスを促進する活動

(d)　締約国間で合意する他の活動

３　締約国は、必要な場合には、及び合意に基づき、作業計画を修正することができる。

第十五・六条　ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国

締約国は、ＡＳＥＡＮの構成国である後発開発途上締約国が直面する特定の制約を考慮する。支援に貢献する一又は二以上の締約国と支援を求める一又は二以上の締約国との間で合意される適当な能力開発及び技術援助については、当該支援を求める締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行し、及びこの協定による

利益を利用することに資するよう提供する。

第十五・七条　紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

第十六章　政府調達

第十六・一条　目的

締約国は、政府調達に関し、法令及び手続の透明性を促進すること並びに締約国間の協力を発展させることの重要性を認識する。

第十六・二条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国の中央政府の機関であって、この章の規定の実施のために当該締約国が定義し、又は通報するものが行う政府調達に関する当該締約国の法令及び手続について適用する。

2　この章のいかなる規定も、後発開発途上締約国に対し、透明性及び協力に関する義務を負うことを要求するものではない。後発開発途上締約国は、締約国間の協力から利益を得ることができる。

第十六・三条　原則

締約国は、成長及び雇用を促進するために地域の経済統合を推進する上での政府調達の役割を認識する。各締約国は、政府調達が国際競争に明らかに開放されている場合において、可能な限り、かつ、適当なときは、自国が適用するところによる一般的に認められている政府調達の原則に従って自国の政府調達を行う。

第十六・四条　透明性

1　各締約国は、政府調達に関し、次のことを行う。

(a)　自国の法令を公に利用可能なものとすること。

(b)　自国の手続を公に利用可能なものとするよう努めること。

(a)に規定する自国の法令及び(b)に規定する自国の手続に関する情報には、入札の機会が公表される場所に関するものを含めることができる。

2　各締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、1に規定する情報を電子的手段により利用可能なものとし、及び更新するよう努める。

3　各締約国は、1に規定する情報を公表するために自国が用いる紙面又は電子的手段を附属書十六A（透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段）において特定することができる。

4　各締約国は、1に規定する情報を英語により利用可能なものとするよう努める。

第十六・五条　協力

締約国は、それぞれの政府調達の制度に関する理解の向上を達成するために政府調達に関する事項について協力するよう努める。その協力には、次のことを含めることができる。

(a) 可能な限り、締約国の法令及び手続並びにこれらの修正に関する情報を交換すること。

(b) 訓練、技術援助又は能力開発を締約国に提供し、及びこれらの自発的活動に関する情報を共有すること。

(c) 可能な場合には、最良の慣行に関する情報（零細企業を含む中小企業に関するものを含む。）を共有すること。

(d) 可能な場合には、電子調達の制度に関する情報を共有すること。

第十六・六条　見直し

締約国は、政府調達を円滑にするために将来この章の規定を改善することを目的として、締約国の合意に従い、第二十・八条（一般的な見直し）に定める期間内にこの章の規定の見直しを行うことができる。

第十六・七条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この章の規定に基づく協力及び

情報の共有を円滑にするために一又は二以上の連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局に関連する詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、自国の連絡部局に関連する詳細の変更を他の締約国に速やかに通報する。

第十六・八条　紛争解決の不適用

この協定の紛争解決の制度は、この章の規定の下で生ずる問題については、適用しない。

附属書十六Ａ　透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段

オーストラリア

一般の法令の公表

www.legislation.gov.au

政府調達に関する手続の公表

www.finance.gov.au

入札の公示

www.tenders.gov.au

ブルネイ・ダルサラーム国

調達に関する規則の公表

https://www.mofe.gov.bn/divisions/state-tenders-board-general-information.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/financial-regulation-1983.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-22009.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-32004.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12014.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12015.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/debarment-policy.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/Custom-Duty.aspx

入札の公告

http://www.pelitabrunei.gov.bn/lists/iklaniklan/iklan%20tawaran.aspx

中国

政府調達に関する法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.ccgp.gov.cn

インドネシア

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.inaproc.id

日本国

中央政府の機関（注）による政府調達に関する一般の法令の公表

注　第十六章（政府調達）の規定の適用上、「中央政府の機関」とは、日本国については、政府調達協定附属書Ｉの日本国の付表１に掲げる調達機関をいう。政府調達協定には、政府調達協定の改正又は政府調達協定を承継する協定であって、日本国について効力を生ずるものが含まれるものと了解する。

官報又は法令全書

特定の調達（注）のための調達計画の公示

注　この附属書の規定の適用上、「特定の調達」とは、日本国については、中央政府の機関による調達であって政府調達協定（政府調達協定附属書Ｉの日本国の付表を含む。）の適用を受けるものをいう。

官報（紙面及びhttp://kanpou.npb.go.jpで入手可能）

大韓民国

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

www.pps.go.kr

入札の公示

www.g2b.go.kr

マレーシア

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

http://www.treasury.gov.my

ニュージーランド

一般の法令の公表

www.legislation.govt.nz

政府調達に関する手続の公表

www.procurement.govt.nz

入札の公示

www.gets.govt.nz

フィリピン

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

www.officialgazette.gov.ph/

www.gppb.gov.ph/

入札の公示

www.philgeps.gov.ph/

シンガポール

一般の法令の公表

http://sso.agc.gov.sg/

手続の公表及び入札の公示

www.gebiz.gov.sg

タイ

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.gprocurement.go.th

ベトナム

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.muasamcong.mpi.gov.vn

第十七章　一般規定及び例外

第十七・一条　定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上の決定又は解釈であって、一般的に当該決定又は解釈の対象となる全ての者及び事実関係について適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。

(a)　行政上の手続又は準司法的な手続において行われる認定又は決定であって、個別の事案において他の締約国の特定の者、物品又はサービスについて適用されるもの

(b)　特定の行為又は慣行について判断する決定

第十七・二条　地理的適用範囲（注1、注2）

この協定は、締約国が世界貿易機関設立協定に基づき他の締約国との関係において自国の義務を負う地理的範囲に適用する。

注1　この協定のいかなる規定も、領域主権に関する問題又は海洋法に関する問題についての締約国の立場を害するものではない。

注2　この協定の適用上、「領域」とは、この条の規定に従って決定される地理的範囲と同一の地理的範囲を有するものとする。

第十七・三条　公表

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような方法により速やかに公表（実行可能な場合にはインターネットにおけるものを含む。）を行い、又は他の方法により利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、可能な限り、かつ、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a)　1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定であって自国が採用しようとするものを事前に公表すること。

(b)　適当な場合には、利害関係を有する者及び他の締約国に対し、1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定についての意見を提出するための適当な機会を与えること。

第十七・四条　情報の提供

いずれかの締約国の要請があった場合には、当該要請を受けた締約国は、この協定の対象となる事項に関

する実際の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定又はこれらの案であって、この協定の運用に影響を及ぼし得ると当該要請を行った締約国が認めるものについて、速やかに情報を提供し、及び質問に回答する。

第十七・五条　行政上の手続

各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性があり、公平であり、客観的であり、及び合理的である態様で運用するため、個別の事案において他の締約国の特定の者、物品又はサービスについてこれらの措置を適用する自国の行政上の手続において、次のことを確保する。

(a)　可能な場合には、自国の国内手続に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通知（当該行政上の手続の性質、当該行政上の手続を開始する法的権限及び問題となっている事項の概要の記載を含む。）が行われること。

(b)　時間的に許容され、かつ、当該行政上の手続の性質上及び公共の利益上許容される場合には、当該行

政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、最終的な行政上の行為の前に、その立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会が与えられること。

(c) 当該各締約国が自国の法令に従って自国の手続に従うこと。

第十七・六条　審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正のため、司法裁判所、準司法的な機関若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、準司法上若しくは行政上の手続を採用し、若しくは維持する。これらの裁判所又は機関は、公平であり、かつ、行政上の実施について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、事案に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所、機関又は手続において、各当事者が次のことに関する権利を与えられることを確保する。

(a) 当該各当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録された意見又は自国の法令上必要とされる場合には関連する機関若しくは当局が作成する記録に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令に定める上訴又は更なる審査に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為について、2(b)に規定する決定が1に規定する機関又は当局によって実施され、及び当該機関又は当局の業務を規律することを確保する。

第十七・七条　情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第十七・八条　秘密の取扱い

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国が、この協定の規定に従って他の締約国に対して情報を提供する場合において、当該情報を秘密であると指定するときは、当該他の締約国は、自国の法令に従い、当該情報の秘密性を保持する。

第十七・九条　腐敗行為の防止に関する措置

1　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために適当な措置をとる。

2　いずれの締約国も、この条の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第十七・十条　生物の多様性に関する条約

各締約国は、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認する。

第十七・十一条　審査制度及び紛争解決

締約国の権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）（注1）による決定（注2）であって外国投資の提案の承認又は許可の可否に関するもの及び承認又は許可に当たり従うべき条件又は要求を強制することは、第十九章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

注1　この条の規定の適用上、「権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）」とは、この協定が効力を生ずる日において、

次のものをいう。

(a) オーストラリアについては、同国の外国投資に関する枠組み（千九百七十五年の外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律（連邦）及びその改正を含む。）の下におけるオーストラリア連邦財務大臣

(b) カンボジアについては、次の法令及びその改正に基づいて指定されたカンボジア開発評議会

(i) カンボジア王国の投資に関する法律を公布する勅令（千九百九十四年八月五日）（ＮＳ勅令千九百九十四年第三号）

(ii) カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律を公布する勅令（二千三年三月二十四日）（ＮＳ勅令二千三年三月第九号）

(iii) カンボジア王国の投資に関する法律の実施に関する政令（千九百九十七年十二月二十九日）（政令告示第八十八号）

(iv) カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律の実施に関する政令（二千五年九月二十七日）（政令告示第百十一号）

(v) 経済特別区域の設定及び管理に関する政令（二千五年十二月二十九日）（政令告示第百四十八号）

(c) 中国については、中華人民共和国外国投資法（二千十九年三月十五日に採択されたもの）及びその改正を含む関係法令に基づいて政府の承認を必要とする分野への外国投資について承認を与える責任を有する当局

(d) インドネシアについては、投資に関する法律（二千七年法律第二十五号）その他の関係する法令及び政策（これらの法令及び政策の改正を含む。）に基づいて指定された権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）

(e) 韓国については、外国人投資促進法（二千十九年八月二十日）（法律第一万六千四百七十九号）、外国人投資促進法施行令（二千十八年九月十八日）（大統領令第二万九千百七十二号）、外国人投資に関する規定（二千十八年七月六日）（産業通商資源部通達二千十八年第百三十七号）、外国人投資統合公告（二千十八年二月二十七日）（産業通商資源部二千十八年第百九十一号）及び産業技術の流出防止及び保護に関する法律（二千十九年八月二十日）（法律第一万六千四百七十六号）並びにこれらの法令の改正において掲げる権限のある当局

(f) ラオスについては、投資の促進に関する法律（二千十六年十一月十七日）（法律第十四号）及びその改正の下における計画投資省並びに企業に関する法律（二千十三年十二月二十六日）（法律第四十六号）及びその改正の下における産業商業省

(g) マレーシアについては、千九百八十六年の投資促進法（法律第三百二十七号）、千九百六十七年の所得税法（法律第五十三号）、千九百七十四年の石油開発法（法律第百四十四号）、千九百七十五年の産業調整法（法律第百五十六号）等及びこれらの法律の改正に基づいて任務を遂行し、及び権限を行使する大臣

(h) ミャンマーについては、ミャンマー投資法（二千十六年十月十八日）（連邦議会法二千十六年第四十号）及びミャンマー投

資規則（二千十七年三月三十日）（ミャンマー連邦共和国政府計画財務省通達二千十七年第三十五号）の下におけるミャンマー投資委員会及び地方又は州の投資委員会並びにミャンマー経済特別区域法（二千十四年一月二十三日）（連邦議会法二千十四年第一号）及び産業区域法（二千二十年五月二十六日）（連邦議会法二千二十年第七号）並びにこれらの法律の改正の下における委員会

(i) ニュージーランドについては、同国の海外投資に関する枠組み（二千五年の海外投資法及び千九百九十六年の漁業法並びにこれらの法律の改正を含む。）に基づいて権限を与えられた意思決定を行う大臣

(j) タイについては、外国投資が提案され、又は承認される分野又は活動について同国の法令（その改正を含む。）に基づいて責任を有する権限のある当局

(k) ベトナムについては、投資に関する法律及びその他の関係法令（例えば、有価証券に関する法律、信用機関に関する法律、保険業に関する法律及び石油及びガスに関する法律）（これらの法律の改正を含む。）に定める権限のある当局

この協定が効力を生ずる日の後に締約国が権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）を設置する場合には、この条の規定は、当該権限のある当局についても、適用する。

注2　この条の規定の適用上、「権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）による決定」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）

(b)　フィリピンについては、共和国法第一万千二百三十二号（別名フィリピン改正会社法）の下における証券取引委員会、大統領令第二百九十二号（別名千九百八十七年行政法）（その改正を含む。）の下における国家安全保障会議、大統領令第二百二十六号（別名千九百八十七年包括投資法）（その改正を含む。）の下における投資委員会又は共和国法第七千四十二号（別名千九百九十一年外国投資法）（その改正を含む。）に基づいて特定の分野若しくは活動を規制する管轄権及び権限を与えられたフィリピン政府の関係機関による決定並びにその修正

第十七・十二条　一般的例外

1　第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続及び貿易円滑化）、第五章（衛生植物検疫措置）、第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注　締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な

環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2　第八章（サービスの貿易）、第九章（自然人の一時的な移動）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注　締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

第十七・十三条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤（注）を防護するためにとる措置

注　中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第十七・十四条　租税に係る課税措置

1 この条の規定の適用上、

(a) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための協定その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。

(b)　「租税」及び「租税に係る課税措置」には、輸入税及び関税を含まない。

2　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

3　この協定は、租税に係る課税措置に関し、次の規定が当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、又は義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、又は義務を課する。

(a)　世界貿易機関設立協定の規定

(b)　第十・九条（資金の移転）の規定

4　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する。

5　この協定のいかなる規定も、締約国が自国を拘束する現行の又は将来における租税条約から生ずる待遇、特恵又は特権に伴う利益を他の締約国に与えることを義務付けるものではない。

第十七・十五条　国際収支の擁護のための措置

1　締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、

当該締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること。

(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持すること。

2 投資については、締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は例外的な状況において、資本の移動に関連する支払若しくは資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、若しくはもたらすおそれがある場合には、当該締約国は、第十・一条（定義）に定義する対象投資財産に関連する支払又は資金の移転に対する制限を採用し、又は維持することができる。

3 1(b)又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) ＩＭＦ協定（その改正を含む。）に適合するものであること。

(b) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであ

ること。

(c) 1(b)又は2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、1(b)又は2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) いずれの締約国に対しても、当該締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう無差別に適用されるものであること。

4 サービスの貿易及び投資に関し、

(a) 経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を採用することが必要となり得ることが認められる。

(b) 締約国は、1(b)又は2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な経済分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該制限を採用し、又は維持してはならない。

5　1又は2の規定に基づいて締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置若しくは制限又はその変更については、他の締約国に対して速やかに通報する。

6　1又は2の規定に基づいて制限的な措置又は制限を採用し、又は維持する締約国は、次の要件を満たすものとする。

(a)　投資については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国に対して回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われていない場合に限る。

(b)　サービスの貿易については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国と速やかに協議を開始すること。ただし、当該協議がＷＴＯにおいて行われていない場合に限る。

第十七・十六条　ワイタンギ条約

1　この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられ

ないことを条件とする。

２　締約国は、ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決の規定の対象とならないことに合意する。第十九章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルに対しては、１に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができる。

第十八章　制度に関する規定

第十八・一条　ＲＣＥＰ閣僚会合

１　ＲＣＥＰの担当閣僚（以下この章において「ＲＣＥＰ閣僚」という。）は、この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、この協定に関する問題を検討するために会合する。

２　ＲＣＥＰ閣僚は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。

第十八・二条　ＲＣＥＰ合同委員会の設置

締約国は、各締約国が指定する上級職員から成るＲＣＥＰ合同委員会をここに設置する。

第十八・三条　ＲＣＥＰ合同委員会の任務

１　ＲＣＥＰ合同委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　この協定の実施及び運用に関する問題を検討すること。

(b)　この協定の改正の提案を検討すること。

(c)　この協定の解釈又は適用に関して生ずる意見の相違について討議し、及び適当かつ必要と認める場合

には、この協定の規定の解釈を提示すること。

(d) 自己の任務の対象となる問題について専門家の助言を求めること。

(e) 第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）の規定に基づいて設置される補助機関（以下この章において「補助機関」という。）に問題を付託し、作業を割り当て、又は任務を委任すること。

(f) 全ての補助機関の活動を監督し、及び調整すること。

(g) 補助機関により付託される問題について検討し、及び決定を行うこと。

(h) 必要な場合には、補助機関の構成若しくは組織を再編し、又は補助機関を解散すること。

(i) ＲＣＥＰ合同委員会及びその補助機関の事務局の業務を行い、並びにこれらに対して技術的支援を提供するため、締約国が合意する条件に基づきＲＣＥＰ事務局を設立し、及びその後監督すること。

(j) 締約国が合意する項目に関する対話の場（適当な場合には、産業界の代表、専門家、学界の代表その他の利害関係者の参加を含むことができる。）を開催すること。

(k) 締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

２　ＲＣＥＰ合同委員会は、ＲＣＥＰ閣僚に報告するものとし、適当な場合には、検討及び決定のためにＲ

ＣＥＰ閣僚に対して問題を付託することができる。

第十八・四条　ＲＣＥＰ合同委員会の手続規則

１　ＲＣＥＰ合同委員会は、あらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。（注）

注　ＲＣＥＰ合同委員会は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式によって決定を行ったものとみなされる。締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、当該締約国が当該決定を検討し、必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、当該決定の送付から十四日以内に自国の確認を伝達することができる。

２　ＲＣＥＰ合同委員会は、その第一回会合において、ＲＣＥＰ合同委員会の手続規則を定める。

第十八・五条　ＲＣＥＰ合同委員会の会合

１　ＲＣＥＰ合同委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内かつＲＣＥＰ閣僚の第一回会合より前に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、会合する。

２　ＲＣＥＰ合同委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国及びＡＳＥＡＮの構成国でない締約国において、交互にかつ輪番制によって開催する。

３　ＲＣＥＰ合同委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国が任命する代表一名及びＡＳＥＡＮの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同議長を務める。ＲＣＥＰ合同委員会の共同議長の役割は、締約国間のコンセンサスを促進するため、会合の効果的かつ公平な運営を確保することとする。

４　各締約国は、自国の代表団の構成について責任を有する。

５　ＲＣＥＰ合同委員会は、適当な手段（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。）によりその活動を遂行することができる。

第十八・六条　ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関

１　ＲＣＥＰ合同委員会は、その第一回会合において、次の委員会を設置する。

(a)　物品に関する委員会（物品の貿易、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手続並びに貿易上の救済に関する活動を取り扱う。）

(b)　サービス及び投資に関する委員会（サービスの貿易（金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスを含む。）、自然人の一時的な移動及び投資に関する活動を取り扱う。）

(c)　持続可能な成長に関する委員会（中小企業、経済協力及び技術協力並びに新たに生ずる問題に関する活動を取り扱う。）

(d)　ビジネス環境に関する委員会（知的財産、電子商取引、競争及び政府調達に関する活動を取り扱う。）

２　１の規定に基づいて設置される各委員会は、附属書十八Ａ（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務）に定める任務及びこの協定が定め、又は締約国が合意するその他の任務を有する。

３　ＲＣＥＰ合同委員会は、必要と認める場合には、追加的な委員会その他の補助機関を設置することができる。

４　１の規定に基づいて設置される各委員会は、この協定が効力を生ずる日から一年以内に及びその後は締約国が別段の合意をする場合を除くほか毎年、会合する。

第十八・七条　補助機関の会合

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、補助機関の構成及び活動は、次のとおりとする。

(a)　各締約国の代表から成る。

(b) 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＡＳＥＡＮの構成国である締約国が任命する代表一名及びＡＳＥＡＮの構成国でない締約国が任命する代表一名が輪番制によって共同議長を務める。

(c) その任務の対象となるあらゆる事項に関する決定をコンセンサス方式によって行う。（注）

注　補助機関は、決定が行われる時に会合に出席しているいずれの締約国も決定の案に反対しない場合には、コンセンサス方式によって決定を行ったものとみなされる。締約国が会合を欠席した場合には、その決定は、当該締約国が当該決定を検討し、必要に応じて説明を求めるために当該締約国に送付されるものとし、当該締約国は、当該決定の送付から十四日以内に自国の確認を伝達することができる。

(d) 適当な手段（電子メール、ビデオ会議その他の手段を含む。）によりその活動を遂行することができる。

(e) 締約国が別段の合意をする場合を除くほか、ＲＣＥＰ合同委員会の指示に従って会合する。

第十八・八条　連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内に、この協定に関係する事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局を指定し、及び当該総合的な連絡部局の連絡先の詳

細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。これらに係る全ての公式の連絡は、英語により行う。

附属書十八Ａ　ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関の任務

物品に関する委員会

１　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）１(a)の規定に基づいて設置される物品に関する委員会の任務には、他の関連する補助機関の活動を監督し、及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第二章（物品の貿易）

(b)　第三章（原産地規則）

(c)　第四章（税関手続及び貿易円滑化）

(d)　第五章（衛生植物検疫措置）

(e)　第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）

(f)　第七章（貿易上の救済）

２　第二章（物品の貿易）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。

(b) 市場アクセスの改善を促進し、及び円滑にするための措置を特定し、及び勧告すること（この協定に基づく関税に係る約束の繰上げ又は改善についての協議を通じて特定し、及び勧告することを含む。）。

(c) 締約国間の物品の貿易に対する障壁（1に掲げるいずれかの章の規定に関連する他の補助機関の権限にのみ属する技術的な問題以外の関税措置及び非関税措置に関連する問題を含む。）に対処すること。

(d) 附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の規定の適用のため及び第二・十四条（関税に係る約束の表の置換え）の規定に適合して統一システムの定期的な改正の後に行われる同附属書の各締約国の表の置換えのため、統一システムに基づく物品の分類に関する事項について検討すること（同附属書の表の置換えのための指針を採択すること又は置き換えられた関税に係る約束の表及び対照表を適時に交換することによるものを含む。）。

(e) 同章の規定に関するその他の事項（物品の貿易に影響を与える措置についての規制に関する良い慣行を含む。）について討議し、及び適当な場合には、規制に関する良い慣行の活用についての協力の促進のための方法を探求すること。

3　第三章（原産地規則）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　次の事項について検討し、及び必要な場合にはＲＣＥＰ合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(i)　同章の規定の効果的なかつ一貫した運用（同章の規定の解釈及び適用並びに同章の規定に関する協力の促進を含む。）

(ii)　第三・三十四条（品目別規則の置換え）及び第三・三十五条（附属書の改正）の規定に適合する附属書三Ａ（品目別規則）及び附属書三Ｂ（必要的記載事項）の規定の潜在的な改正

(c)　同章第Ｂ節（運用上の証明手続）の規定の対象となる運用上の証明手続を簡素化するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること並びに他の地域的及び国際的な貿易協定の最良の慣行を考慮しつつ、当該運用上の証明手続をより透明性があり、予見可能性があり、及び標準化されたものとすること。

4　第四章（税関手続及び貿易円滑化）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　同章の規定の効果的なかつ一貫した運用（同章の規定の解釈及び適用並びに同章に関する協力の促進

を含む。）について検討し、及びＲＣＥＰ合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(c) 第四・二十一条（実施措置）に定める実施措置を監視すること。

5 第五章（衛生植物検疫措置）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項について検討すること。

(c) 第五・十三条（協力及び能力開発）の規定に基づく協力を円滑にすること（適当な場合には二国間の、地域的な又は多数国間の作業計画と調整することを含む。）。

6 第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 第六・九条（協力）の規定に基づく協力を円滑にすること。

(c) 協力の促進のために相互に合意する優先分野を特定すること。

(d) 適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、適当な場合には、相互に合意する優先分野における作業計画を作成すること。

(e) 作業計画の進捗を監視すること。

(f) 第六・十三条（実施取決め）の規定に基づいて作成された二国間又は複数国間の取決めを監督すること。

7 第七章（貿易上の救済）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 他の締約国の貿易上の救済に関する法令、政策及び慣行についての締約国の知識及び理解を促進すること。

(c) 貿易上の救済に関する事項について責任を有する締約国の当局の間の協力を促進すること。

(d) 締約国が必要と合意したその他の事項について協力すること。

サービス及び投資に関する委員会

8　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）１(b)の規定に基づいて設置されるサービス及び投資に関する委員会の任務には、他の関連する補助機関の活動を監督し、及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第八章（サービスの貿易）

(b)　第九章（自然人の一時的な移動）

(c)　第十章（投資）

9　第八章（サービスの貿易）の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。

(b)　第八・十二条（移行）及び第八・十三条（特定の約束に係る表の修正）に定める任務を遂行すること。

(c)　サービスの貿易を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

10　第十章（投資）の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b)　第十・十八条（作業計画）の規定に基づいて定められた作業計画を実施すること。

(c)　投資を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

11　各締約国は、サービス及び投資に関する委員会に対し、サービスの貿易及び投資に関する新たな措置又は政策に関する最新の情報を提供する。

持続可能な成長に関する委員会

12　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）１(c)の規定に基づいて設置される持続可能な成長に関する委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第十四章（中小企業）

(b)　第十五章（経済協力及び技術協力）

13　第十四章（中小企業）の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 締約国間の中小企業に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

14 第十五章（経済協力及び技術協力）の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 第十五・五条（作業計画）の規定に基づく作業計画及びその実施の仕組みを作成し、及び調整すること。

(b) 報告書（それぞれの活動についての最終完了報告書を含む。）を作成するために、一又は二以上の実施する締約国と調整すること。

(c) 作業計画の全般的な有効性及びこの協定の実施への貢献を評価するために作業計画の実施を監視し、及び評価すること。

(d) 経済協力及び技術協力に関する活動並びに関連する問題について効果的な連絡及び調整を確立し、及び維持するため、他の委員会その他の補助機関と協力すること。

ビジネス環境に関する委員会

15　第十八・六条（ＲＣＥＰ合同委員会の補助機関）１(d)の規定に基づいて設置されるビジネス環境に関する委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a)　第十一章（知的財産）

(b)　第十二章（電子商取引）

(c)　第十三章（競争）

(d)　第十六章（政府調達）

16　第十一章（知的財産）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施及び運用を監視すること。

(b)　締約国間の協力を円滑にするための方法について討議すること。

(c)　知的財産権につき、法令、制度その他相互に関心を有する事項に関する情報を交換すること。

17　第十二章（電子商取引）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a)　同章の規定の実施を監視すること。

(b) 第十二・十六条（電子商取引に関する対話）の規定に従って活動を行うこと。

(c) 締約国間におけるデジタル経済に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

18 第十三章（競争）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 必要に応じ、次に掲げる附属書に定める経過措置に基づく義務を履行するための措置を含め、同章の規定の実施並びに同章の規定に基づく締約国による競争に関する進展及び活動について、ＲＣＥＰ合同委員会に報告すること。

(i) 附属書十三Ａ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）

(ii) 附属書十三Ｂ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）

(iii) 附属書十三Ｃ（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）

(iv) 附属書十三D（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）

(c) 競争に関する問題についての締約国間の協力を促進すること。

(d) 第十三・六条（技術協力及び能力開発）の規定に基づく技術援助及び能力開発に関する活動についての締約国間の協力を促進すること。

(e) 競争に関する問題（同章の規定の下で生ずる問題を含む。）についての締約国間における情報交換を促進すること。

(f) 全締約国によるコンセンサス方式によって同章の規定を見直すこと。

19 第十六章（政府調達）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 適当であり、かつ、合意される場合には、協力活動（例えば、第十六・五条（協力）に規定するもの）を円滑にすること。

(b) 第十六・六条（見直し）の規定に基づいて行われる同章の規定の見直しを円滑にすること。

第十九章　紛争解決

第十九・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「申立国」とは、第十九・六条（協議）１の規定に基づいて協議を要請する一又は二以上の締約国をいう。

(b)　「全紛争当事国」とは、申立国及び被申立国をいう。

(c)　「紛争当事国」とは、申立国又は被申立国をいう。

(d)　「被申立国」とは、第十九・六条（協議）１の規定に基づいて協議を要請される締約国をいう。

(e)　「手続規則」とは、ＲＣＥＰ合同委員会が採択するパネル手続のための手続規則をいう。

(f)　「第三国」とは、第十九・十条（第三国）２の規定に基づいて通報する締約国をいう。

第十九・二条　目的

この章の規定は、この協定の下で生ずる紛争の解決のための効果的かつ効率的な、及び透明性がある規則及び手続を定めることを目的とする。

第十九・三条　適用範囲（注）

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、次の(a)の事項及び(b)の場合について適用する。

(a)　この協定の規定の解釈及び適用に関する締約国間の紛争の解決

(b)　締約国が、他の締約国の措置がこの協定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他の締約国がこの協定に基づく自国の義務を履行しなかったと認める場合

2　第十九・五条（場の選択）の規定に従うことを条件として、この章の規定は、締約国が締結している他の協定により利用可能な紛争解決手続を利用する当該締約国の権利を害するものではない。

注　非違反措置に関する申立ては、この協定の下では認められない。

第十九・四条　一般規定

1　この協定は、解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。

2　パネルは、また、この協定に組み込まれた世界貿易機関設立協定の規定に関し、ＷＴＯの紛争解決機関によって採択されるＷＴＯの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討する。パ

ネルの認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。（注）

注　この協定に組み込まれていない世界貿易機関設立協定の規定に関し、締約国は、この２の第一文の規定が、パネルがＷＴＯの紛争解決機関によって採択されるＷＴＯの小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討することを妨げるものではないことを確認する。

３　この章の規定に従って行われる全ての通報、要請及び回答は、書面によるものとする。

４　全紛争当事国は、紛争について相互に合意する解決を得るため、紛争のあらゆる段階において、協力及び協議を通じてあらゆる努力を払うよう奨励される。全紛争当事国は、相互に合意する解決が得られた場合には、他の締約国に対してその合意の条件を共同で通報する。

５　この章に定める期間については、全紛争当事国の合意により変更することができる。ただし、その変更が第十九・十条（第三国）に定める第三国の権利を害しない場合に限る。

６　締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他の締約国がとる措置によって侵害されていると認める場合において、その紛争を迅速に解決することは、この協定が効果的に機能し、

かつ、締約国の権利と義務との間で適正な均衡が維持されるために不可欠である。

第十九・五条　場の選択

1　紛争が、この協定に基づく権利及び義務に関するものであり、かつ、全紛争当事国が締結している他の国際貿易協定又は国際投資協定に基づく権利及び義務であってこの協定に基づく権利及び義務と実質的に同等のものに関するものである場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができるものとし、また、その選択した場以外の場を利用してはならない。

2　この条の規定の適用上、申立国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に従ってパネルの設置を要請した場合又は他の国際貿易協定若しくは国際投資協定に従って紛争解決委員会若しくは紛争解決のための裁判所の設置を要請し、若しくはこれらに事案を付託した場合には、紛争を解決するための場を選択したものとする。

3　この条の規定は、全紛争当事国がこの条の規定を特定の紛争について適用しないことを書面により合意する場合には、適用しない。

第十九・六条　協議

1　締約国は、第十九・三条（適用範囲）1に定める事案について、他の締約国との協議の要請（以下この章において「協議要請」という。）を行うことができる。被申立国は、申立国が行う協議要請について妥当な考慮を払い、及びその協議のための適当な機会を与える。

2　1の規定に基づいて行われる協議要請には、当該協議要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示す。

3　申立国は、1の規定に基づいて行う協議要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4　被申立国は、1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該協議要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該協議要請が行われた日が、被申立国が当該協議要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5　被申立国は、次のことを行う。

(a)　1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後七日以内に当該協議要請に回答すること。

(b)　他の締約国に対して(a)に定める回答の写しを同時に提供すること。

6　被申立国は、次のいずれかの期間内に協議を開始する。

(a)　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後十五日の期間

(b)　その他の事案については、1の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後三十日の期間

7　全紛争当事国は、誠実に協議に参加するものとし、協議を通じて相互に合意する解決を得るようあらゆる努力を払う。このため、全紛争当事国は、次のことを行う。

(a)　事案について十分に検討すること（問題となっている措置がこの協定の実施又は適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう当該協議の過程において十分な情報を提供すること。

(b)　当該協議の過程において交換される秘密の又は財産的価値を有する情報を、当該情報を提供する締約国と同様の条件で取り扱うこと。

(c)　事案について責任を有し、又は事案に関する専門知識を有する政府機関その他規制機関の職員を当該協議において関与させることを可能とするよう努めること。

8　協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとす

る。

9　全紛争当事国以外の締約国は、協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、3に規定する協議要請の写しを受領した日の後七日以内に、全紛争当事国に対し、当該協議に参加することを希望する旨の通報を行うことができる。当該通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。当該通報を行う締約国は、全紛争当事国が同意する場合には、当該協議に参加することができる。

第十九・七条　あっせん、調停又は仲介

1　全紛争当事国は、いつでも紛争解決の代替的な方法（あっせん、調停及び仲介を含む。）を任意にとることを合意することができる。当該紛争解決の代替的な方法のための手続は、いつでも開始することができ、また、いずれの紛争当事国も、いつでも終了することができる。

2　全紛争当事国が合意する場合には、1に規定する手続は、この章の規定に基づいてパネルが事案を検討している間も、継続することができる。

3　1に規定する手続に係る過程及び当該過程において紛争当事国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その

後の手続及び他の手続における紛争当事国の権利を害しないものとする。

第十九・八条　パネルの設置の要請

1　申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためのパネルの設置の要請（以下この章において「パネル設置要請」という。）を行うことができる。

(a)　被申立国が次のいずれかのことを行わない場合

(i)　第十九・六条（協議）５(a)の規定に従って協議要請に回答すること。

(ii)　第十九・六条（協議）６の規定に従って協議を開始すること。

(b)　次のいずれかの期間内に協議によって紛争を解決することができない場合

(i)　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、被申立国が第十九・六条（協議）１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後二十日の期間

(ii)　その他の事案については、被申立国が第十九・六条（協議）１の規定に基づいて行われた協議要請を受領した日の後六十日の期間

2　１の規定に基づいて行われるパネル設置要請には、問題となっている特定の措置を明示するとともに、

パネルが取り扱う申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠（この協定の関連規定を含む。）についての詳細であって、問題を明確に提示するために十分なものを付する。

3　申立国は、1の規定に基づいて行うパネル設置要請の写しを他の締約国に対して同時に提供する。

4　被申立国は、1の規定に基づいて行われたパネル設置要請を受領した日を記載した申立国への通報を行うことにより、当該パネル設置要請の受領を直ちに確認するものとし、確認しない場合には、当該パネル設置要請が行われた日が、被申立国が当該パネル設置要請を受領した日とみなされる。被申立国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

5　1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルが第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置される。

第十九・九条　複数の申立てに関する手続

1　二以上の締約国が同一の事案に関するパネルの設置又は再招集を要請する場合において、実行可能なときは、当該事案に関する複数の申立てを検討するために単一のパネルを設置し、又は再招集すべきである。

２　単一のパネルは、別々のパネルが複数の申立てを検討したならば全ての紛争当事国が有したであろう権利がいかなる意味においても侵害されることのないように、検討を行い、かつ、全ての紛争当事国に対して認定及び決定を提出する。

３　同一の事案に関する複数の申立てを検討するために二以上のパネルが設置され、又は再招集される場合には、全ての紛争当事国は、同一の個人がそれぞれのパネルの構成員を務めることを確保するよう努める。それぞれのパネルは、自己の検討の日程について調整が図られることを最大限可能な限り確保するため、相互に及び全ての紛争当事国と協議する。

第十九・十条　第三国

１　全紛争当事国及び他の締約国の利害関係は、パネルの手続において十分に考慮される。

２　パネルに付託された事案について実質的な利害関係を有する締約国は、次のいずれかの規定に基づいて要請が行われた日の後十日以内に全紛争当事国に対して自国の利害関係を通報することができる。

(a)　第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定

(b)　第十九・十六条（履行状況の審査）１の規定

(c) 第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定

通報を行う締約国は、他の締約国に対して当該通報の写しを同時に提供する。

3 2の規定に基づいて自国の実質的な利害関係を通報する締約国は、第三国としての権利及び義務を有する。

4 各紛争当事国は、秘密の情報を保護する場合を除くほか、中間報告書が発出される前に作成する意見書、口頭による陳述を書面にしたもの及び質問に対する書面による回答をパネルに提出する時に、これらの文書を各第三国に利用可能なものとする。

5 第三国は、次の権利を有する。

(a) 秘密の情報を保護する場合を除くほか、パネルが中間報告書を発出する前に全紛争当事国と行う第一回審理及び第二回審理に出席する権利

(b) 第一回審理の前に意見書を少なくとも一度提出する権利

(c) 第一回審理中に特別に開催される会合において、パネルへの口頭による陳述を行い、及びパネルからの質問に回答する権利

(d) パネルから第三国への質問に対して書面により回答する権利

6 第三国は、意見書その他の文書をパネルに提出する場合には、全紛争当事国及び他の第三国に対してこれらの文書を同時に提供する。

7 パネルは、全紛争当事国の同意を得て、第三国に対し、当該第三国のパネルの手続への参加に関し、追加的又は補足的な権利を与えることができる。

第十九・十一条　パネルの設置及び再招集

1 第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいてパネル設置要請が行われた場合には、パネルがこの条の規定に従って設置される。

2 パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、三人のパネルの構成員から成る。この条の規定に基づくパネルの構成員の任命及び指名は、10及び13に規定する要件に適合するものとする。

3 全紛争当事国は、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から十日以内に、紛争の事実関係並びに技術的及び法的側面を考慮しつつ、パネルを構成するための手続について合意に達するために協議を開始する。15及び16の規定の適用に当たっても、その合

意された手続が用いられるものとする。

4　全紛争当事国が第十九・八条（パネルの設置の要請）１の規定に基づいて行われたパネル設置要請が受領された日から二十日以内に、パネルを構成するための手続について合意に達することができない場合には、紛争当事国は、その後いつでも、５から７までに規定する手続を用いることを希望する旨を他の紛争当事国に通報することができる。その通報が行われた場合には、パネルは、５から７までの規定に従って構成される。

5　申立国は、４の規定に基づいて行われた通報が受領された日から十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。被申立国は、当該通報が受領された日から二十日以内に一人のパネルの構成員を任命する。紛争当事国は、他の紛争当事国に対してパネルの構成員の任命について通報する。

6　全紛争当事国は、５の規定に基づくパネルの構成員の任命の後、パネルの議長を務める第三のパネルの構成員の任命に合意する。各紛争当事国は、その合意の達成に資するためにパネルの議長の候補者（三人を超えないものとする。）の名簿を他の紛争当事国に提供することができる。

7　いずれかのパネルの構成員が４の規定に基づいて行われた通報が受領された日から三十五日以内に任命

されなかった場合には、いずれの紛争当事国も、その後の二十五日の期間内にＷＴＯ事務局長に対し、その要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命するよう要請することができる。６の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、ＷＴＯ事務局長にも提供されるものとし、必要な任命を行うに当たって用いられることができる。

８　ＷＴＯ事務局長が、残りのパネルの構成員を任命することができない旨を全紛争当事国に通報する場合又は７の規定に基づいて行われた要請の日から三十日以内に残りのパネルの構成員を任命しない場合には、いずれの紛争当事国も、常設仲裁裁判所事務総長に対し、残りのパネルの構成員を速やかに任命するよう要請することができる。６の規定に基づいて提供された候補者の名簿は、常設仲裁裁判所事務総長にも提供されるものとし、12の規定に従って必要な任命を行うに当たって用いられることができる。（注）

注　国際連合国際商取引法委員会（ＵＮＣＩＴＲＡＬ）の仲裁規則は、この８の規定による残りのパネルの構成員の任命を行うためには、用いない。

９　パネルの設置の日は、最後のパネルの構成員が任命された日とする。

10　各パネルの構成員は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選出されること。

(c) いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

(d) いかなる資格においても対象となる事案を取り扱ったことがないこと。

(e) 自己の独立性又は公平性に関して正当な疑問を生じさせ得る情報を全紛争当事国に開示すること。

(f) 手続規則に附属する行動規範を遵守すること。

11 7又は8の規定によって任命される各パネルの構成員は、10に規定する要件のほか、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 国際法等の法律、国際貿易及び国際貿易協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識を有すること。

(b) 十分な適格性を有する個人（公務員であるか否かを問わない。）（例えば、ＷＴＯの小委員会若しく

は上級委員会の委員を務め、又はＷＴＯ事務局において勤務したことがある個人、国際貿易に関する法律又は政策について教授し、又は著作を発表したことがある個人、ＷＴＯの加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある個人）であること。

(c) パネルの議長については、可能な限り、次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと。

(i) ＷＴＯの小委員会又は上級委員会の委員を務めたことがあること。

(ii) 紛争の対象となる事案に関連する専門知識又は経験を有すること。

12 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、８の規定によって、かつ、10及び11に規定する要件に従ってパネルの構成員を任命するに当たっては、次の手続を用いる。

(a) 常設仲裁裁判所事務総長は、全紛争当事国に対し、少なくとも三人のパネルの構成員の候補者を記載した同一の名簿を通報する。

(b) 各紛争当事国は、(a)に規定する名簿を受領した日から十五日以内に、自国が反対する候補者を削除し、及び自国の優先順位によって名簿の残りの候補者に番号を付した上で、当該名簿を常設仲裁裁判所事務総長に返送することができる。

(c) 常設仲裁裁判所事務総長は、(b)に定める期間の満了の後、返送された名簿の残りの候補者から、かつ、全紛争当事国が記載した優先順位に基づいて、残りのパネルの構成員を任命する。

(d) 何らかの理由によりこの12に定める手続によって残りのパネルの構成員を任命することができない場合には、常設仲裁裁判所事務総長は、この章の規定に従って残りのパネルの構成員を自己の裁量によって任命することができる。

13 全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長は、いずれの紛争当事国又は第三国の国民であってもならず、また、いずれの紛争当事国にも日常の住居を有してはならない。

14 各パネルの構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。締約国は、パネルに付託された事案につき、パネルの構成員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するパネルの構成員に影響を与えようとしてはならない。

15 この条の規定により任命されたパネルの構成員が辞任する場合又は職務を遂行することができなくなる場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有す

る。パネルの検討は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。この場合において、パネルの手続に関連する期間は、後任のパネルの構成員が任命される時まで停止されるものとする。

16　パネルが第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集される場合において、実行可能なときは、当該パネルは、当初のパネルと同じ構成員によって構成する。これが実行可能でない場合には、後任のパネルの構成員は、当初のパネルの構成員の任命について定められた方法と同様の方法で任命される。当該後任のパネルの構成員は、当該当初のパネルの構成員の全ての権限及び任務を有する。

第十九・十二条　パネルの任務

1　パネルは、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

(a)　問題の事実関係

(b)　全紛争当事国が引用するこの協定の規定の適用可能性

(c)　次のいずれかの事項

(i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

2 パネルは、全紛争当事国が当該パネルの設置の日から二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「この協定の関連規定に照らし、第十九・八条（パネルの設置の要請）1の規定に基づいて行われたパネル設置要請において付託された事案を検討し、この協定に定めるところにより認定及び決定を行う。」

3 パネルは、報告書において次の事項を記載する。

(a) 全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分

(b) 問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c) 次のいずれかの事項に関する自己の決定

(i) 問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないかどうか。

(ii) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったかどうか。

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

4 3の規定を適用するほか、パネルは、紛争に関するその他の認定及び決定であって、全紛争当事国が共同で要請するもの及び自己の付託事項に定めるものを報告書に含める。パネルは、被申立国がその認定及び決定を実施し得る方法を提案することができる。

5 パネルは、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の関連規定、全紛争当事国の意見及び主張並びに次条（パネルの手続）12及び13の規定に従って受領した情報又は技術上の助言に基づいて報告書を作成する。

6 パネルは、この協定に定める認定、決定及び提案のみを行う。

7 各第三国の意見は、パネルの報告書に反映される。

8 パネルの認定及び決定は、この協定に基づく権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に基づく権利及び義務を減ずることはできない。

9 パネルは、全紛争当事国と定期的に協議し、及び相互に合意する解決を図るための適当な機会を全紛争当事国に与える。

10　1から4までの規定は、第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルについては、適用しない。

第十九・十三条　パネルの手続

1　パネルは、この章の規定に従うものとし、全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、手続規則を遵守する。

2　第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、全紛争当事国と協議の上、この章の規定及び手続規則と抵触しない追加的な手続に関する規則を採択することができる。第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定に従って再招集されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、この章の規定又は手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、この章の規定及び手続規則と抵触しない自己の手続に関する規則を定めることができる。

3　パネルの手続は、報告書を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、パネルの検討を不当に遅延させるべきでない。

日程

4　第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、全紛争当事国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には当該パネルの設置の日から十五日以内に、自己の検討の日程を定める。パネルの設置の日から最終報告書が全紛争当事国に発出される日までの期間は、原則として七箇月を超えないものとする。

5　第十九・十六条（履行状況の審査）又は第十九・十七条（代償及び譲許その他の義務の停止）13の規定に従って再招集されるパネルは、第十九・十六条（履行状況の審査）に定める期間を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には再招集の日から十五日以内に、履行状況の審査の日程を定める。

パネルの手続

6　パネルは、コンセンサス方式によって認定及び決定を行う。ただし、パネルは、コンセンサスに達することができない場合には、過半数による議決によって認定及び決定を行うことができる。パネルの構成員は、全会一致の合意が得られない事項について、反対意見又は別個の意見を提出することができる。個々のパネルの構成員が報告書において表明した意見は、匿名とする。

7　パネルの審議は、秘密とする。全紛争当事国及び第三国は、パネルにより出席するよう招請された場合に限り、出席する。

8　パネルが検討中の事案に関し、パネルといずれか一の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。

意見書

9　各紛争当事国は、問題の事実関係並びに自国の主張及び反論を書面により述べる機会を有する。4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国及び第三国による意見書の提出についての明確な期限を含むものとする。

審理

10　4及び5の規定を適用するほか、パネルが定める日程は、全紛争当事国がパネルに自国の立場を表明するための少なくとも一回の審理について定めるものとする。原則として、当該日程は、特別な事情がある場合を除き、三回以上の審理を定めてはならない。

秘密の取扱い

11　パネルに対する意見書については、秘密のものとして取り扱うものとするが、全紛争当事国に及び第十九・十条（第三国）に規定する場合には第三国に利用可能なものとする。全紛争当事国、第三国及びパネルは、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。この11のいかなる規定も、紛争当事国又は第三国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。ただし、紛争当事国又は第三国がパネルに提出した陳述又は情報であって、当該紛争当事国又は第三国が秘密であると指定したものを公開しないことを条件とする。紛争当事国又は第三国は、締約国の要請があった場合には、自国の意見書に含まれている情報についての公開し得る秘密でない要約を提供する。

追加の情報及び技術上の助言

12　各紛争当事国及び各第三国は、パネルが必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、その要請に対して迅速かつ十分に応ずる。

13　パネルは、紛争当事国の要請に応じ、又は自己の発意により、適当と認める個人又は機関に対して追加の情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。ただし、その前に、パネルは、全紛争当事国の

意見を求めるものとする。全紛争当事国が当該追加の情報及び技術上の助言の提供を要請すべきではないことを合意する場合には、パネルは、その要請を行ってはならない。パネルは、全紛争当事国に対し、受領した追加の情報及び技術上の助言を提供し、並びに意見を提出する機会を提供する。パネルは、報告書の作成に当たり当該追加の情報及び技術上の助言を考慮する場合には、当該追加の情報及び技術上の助言に関する紛争当事国の意見も考慮する。

パネルの報告書

14　第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、当該パネルの設置の日から百五十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出する。当該パネルは、緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該パネルの設置の日から九十日以内に中間報告書を発出するよう努める。

15　第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルは、14に規定する期間内に中間報告書を発出することができないと認める例外的な場合には、全紛争当事国に対して中間報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。遅延は、その後の三

十日の期間を超えてはならない。

16　紛争当事国は、中間報告書を受領した日から十五日以内に、パネルに対して当該中間報告書に関する書面による意見を提出することができる。パネルは、全紛争当事国の当該中間報告書に関する書面による意見を検討した後、適当と認める更なる検討を行い、及び当該中間報告書を修正することができる。

17　パネルは、中間報告書を発出した日から三十日以内に、全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。

18　パネルの中間報告書及び最終報告書の起草については、全紛争当事国の参加なしに行う。

19　パネルは、全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から七日以内に、他の締約国に対して当該最終報告書を配布するものとし、紛争当事国は、その後いつでも、当該最終報告書に含まれる秘密の情報を保護することを条件として、当該最終報告書を公に利用可能なものとすることができる。

第十九・十四条　手続の停止及び終了

1　全紛争当事国は、いつでも、パネルの検討を停止することを合意することができる。ただし、その停止の期間は、その合意の日から十二箇月を超えないものとする。停止されたパネルの手続は、その停止の期間内において、いずれかの紛争当事国の要請があった場合には、再開する。その停止が行われた場合に

は、パネルの手続に関連する期間は、検討が停止された期間と同じ期間延長される。パネルの検討が十二箇月を超えて継続して停止された場合には、当該パネルは、全紛争当事国が別段の合意をするときを除くほか、その設置の根拠を失う。

2　全紛争当事国は、相互に合意する解決が得られた場合には、パネルの手続を終了することを合意することができる。全紛争当事国は、合意した場合には、パネルの議長に対してその合意を共同で通報する。

3　パネルは、最終報告書を発出する前において、パネルの手続のいかなる段階においても、全紛争当事国に対し友好的に紛争を解決するよう提案することができる。

4　全紛争当事国は、他の締約国に対し、1又は2の規定に従いパネルの手続が停止され、若しくは終了されたこと又はパネルが設置の根拠を失ったことを共同で通報する。

第十九・十五条　最終報告書の実施

1　パネルの認定及び決定は、最終的なものとし、かつ、全紛争当事国を拘束する。被申立国は、次のいずれかのことを行う。

(a)　問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないとパネルが決定する場合には、当該措置

を適合させること。

(b) 被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったとパネルが決定する場合には、当該義務を履行すること。

2 被申立国は、パネルが第十九・十三条（パネルの手続）17の規定に従って全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかを行う。

(a) 被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

(b) 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、当該義務の履行のためにとることができる行動についての記載と共に、当該義務の履行のために必要であると認める合理的な期間を申立国に通報する。

3 被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を2(b)の規定に従って

行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。

4　可能な場合には、3に規定する合理的な期間は、全紛争当事国が合意するものとする。パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から四十五日以内に全紛争当事国が当該合理的な期間に合意することができない場合には、紛争当事国は、パネルの議長及び他の紛争当事国への通報を行うことにより、パネルの議長が当該合理的な期間を決定するよう要請することができる。その要請については、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から百二十日以内に行う。

5　4の規定に基づいて要請が行われた場合には、パネルの議長は、当該要請を受領した日から四十五日以内に、全紛争当事国に対し合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。

6　パネルの議長が決定する合理的な期間は、指針として、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から十五箇月を超えるべきではない。当該合理的な期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

7　被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を

生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

第十九・十六条　履行状況の審査（注）

注　第十九・六条（協議）の規定に基づく協議は、この条の規定に基づく手続については、必要とされない。

1　前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務の履行のためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合には、当該意見の相違については、その解決のために再招集されるパネル（以下この章において「履行状況審査パネル」という。）の利用によって解決する。申立国は、被申立国への通報を行うことにより、履行状況審査パネルを再招集するよう要請することができる。申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

2　1に規定する要請は、次のいずれか早い時の後においてのみ行うことができる。

(a)　前条（最終報告書の実施）の規定に従って定められる合理的な期間が満了した時

(b)　被申立国が前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行した旨を同条2(a)又は7の規定に従って申立国に通報した時

3　履行状況審査パネルは、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事

項に関するものを含む。

(a) 被申立国が前条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行するためにとった行動についての事実関係

(b) 被申立国が前条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行するためにとった措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性

４ 履行状況審査パネルは、報告書において次の事項を記載する。

(a) 全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分

(b) この条の規定の下で生ずる問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c) 前条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性に関する決定

(d) (b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

５ 履行状況審査パネルは、１の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。履行状況審査パネルは、可能な場合には、その再招集の日から九十日以内に全紛争当事国

に対して中間報告書を発出し、その後三十日以内に全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。履行状況審査パネルは、いずれかの報告書を該当する期間内に発出することができないと認める場合には、当該いずれかの報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。

6　1の規定に基づいて行われる要請の日から履行状況審査パネルが最終報告書を発出する日までの期間は、百五十日を超えてはならない。

第十九・十七条　代償及び譲許その他の義務の停止

1　代償及び譲許その他の義務の停止は、被申立国が合理的な期間内に第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行していない場合に利用することができる一時的な措置であるが、これらのいずれの措置よりも、同条1の規定に基づく義務を履行することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。

2　被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国からの要請があったときは、相互に受け入れることができる代償を策定するために交渉を開始する。

(a)　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行する意図を有しないこ

とを申立国に通報する場合

(b) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）２の規定に従って申立国に通報しない場合

(c) 被申立国が合理的な期間の満了までに第十九・十五条（最終報告書の実施）７の規定に従って申立国に通報しない場合

(d) 被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行していないと履行状況審査パネルが前条（履行状況の審査）の規定に従って決定する場合

３　申立国は、次のいずれかの場合には、その後いつでも、無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国及び他の締約国に通報することができるものとし、並びにその通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その他の義務の停止を開始する権利を有する。

(a) 全紛争当事国が、２の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意することができなかった場合

(b) 全紛争当事国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかった場合

4　3の規定にかかわらず、申立国は、次のいずれかの場合には、3に規定する譲許その他の義務の停止を開始する権利を行使してはならない。

(a)　9の規定に従って審査が行われている場合

(b)　相互に合意する解決が得られた場合

5　3の規定に従って行われる通報には、意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、及び申立国が譲許その他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。

6　申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則を適用する。

(a)　申立国は、まず、パネルがこの協定に基づく義務との不適合又は当該義務の不履行が存在すると決定した分野と同一の分野における譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b)　申立国は、同一の分野における譲許その他の義務を停止することができず、又は同一の分野における譲許その他の義務の停止が効果的でないと認める場合には、その他の分野における譲許その他の義務を停止することができる。

7　譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

8　被申立国は、次のいずれかの場合には、3の規定に基づいて行われた通報を受領した日から三十日以内に、申立国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。被申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

(a)　被申立国が提案された停止の程度について異議を申し立てる場合

(b)　被申立国が自国が代償に関する合意の条件を遵守したと認める場合

(c)　被申立国が6に定める原則が遵守されなかったと認める場合

9　パネルは、8の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。再招集されたパネルは、その再招集の日から四十五日以内に、全紛争当事国に対して自己の決定を送付する。

10　9の規定に従って再招集されたパネルは、譲許その他の義務の停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等でないと決定する場合には、同等の効果を有すると認める妥当な停止の程度を決定する。被申立国が代償に関する合意の条件を遵守したと当該パネルが決定する場合には、申立国は、3に規定する譲許その他の義務を停止してはならない。申立国が6に規定する原則を遵守しなかったと当該パネルが決定する場合

には、申立国は、６の規定に適合するよう当該原則を適用する。

11　申立国は、10に規定するパネルの決定に適合する態様でのみ譲許その他の義務を停止することができる。

12　譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務が履行されるまでの間又は相互に合意する解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

13　いずれの紛争当事国も、次のいずれにも該当する場合には、他の紛争当事国への通報を行うことにより、事案を検討するためにパネルを再招集するよう要請することができる。要請を行う締約国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。（注）

注　パネルがこの13の規定に従って再招集される場合には、当該パネルは、要請に応じ、被申立国がとった措置に関する自己の認定に照らして譲許その他の義務の停止の程度が引き続き妥当であるかどうかを決定することができるものとし、妥当でないと決定するときは、妥当な程度を決定することができる。

(a)　申立国がこの条の規定に基づいて譲許その他の義務を停止する権利を行使している場合

(b)　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行した旨を同条７の規定

に従って通報する場合

(c)　第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合

14　13の規定に従ってパネルが再招集される場合には、前条（履行状況の審査）３から６までの規定を準用する。

15　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）１の規定に基づく義務を履行したと13の規定に従って再招集されたパネルが決定する場合には、申立国は、譲許その他の義務の停止を速やかに終了する。

第十九・十八条　後発開発途上締約国に係る特別のかつ異なる待遇

1　後発開発途上締約国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続の全ての段階において、後発開発途上締約国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。これに関し、締約国は、この章に定める手続に従って後発開発途上締約国に係る事案を提起することについて妥当な自制を行う。無効化又は侵害が後発開発途上締約国によってとられた措置に起因すると認定される場合には、申立国は、前条（代償及び譲許その他の義務の停止）の規定又はこの章に定める手続によるその他の義務の対象となる事項について妥当

な自制を行う。

２　いずれかの紛争当事国が後発開発途上締約国である場合には、パネルの報告書には、紛争解決手続の過程で当該紛争当事国が引用したこの協定の規定であって、後発開発途上締約国に対する特別のかつ異なる待遇に関するものについていかなる考慮が払われたかを明示するものとする。

第十九・十九条　費用

１　全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、各紛争当事国は、自国が任命するパネルの構成員に係る費用並びに自国の経費及び訴訟費用を負担する。

２　全紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、パネルの議長に係る費用その他パネルの手続に関連する経費は、全紛争当事国が均等に負担する。

第十九・二十条　連絡部局

１　各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から三十日以内にこの章の規定のための連絡部局を指定するものとし、当該連絡部局の連絡先の詳細を他の締約国に通報する。各締約国は、当該連絡先の詳細の変更を他の締約国に対して速やかに通報する。

２　この章の規定に基づく手続に関連する通報、要請、回答、意見書その他の文書については、関係する締約国に対し、当該締約国の指定された連絡部局を通じて送付する。当該締約国は、自国の指定された連絡部局を通じて、これらの文書の受領の確認を書面により行う。

第十九・二十一条　言語

１　この章の規定に基づく全ての手続は、英語によるものとする。

２　この章の規定に基づく手続における使用のために提出される文書は、英語によるものとする。原本が英語によるものでない場合には、当該手続における使用のために当該文書を提出する締約国は、当該文書を英語による訳文と共に提出する。

第二十章　最終規定

第二十・一条　附属書、付録及び注

この協定の附属書、付録及び注は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十・二条　他の協定との関係

1　各締約国は、この協定と締約国の現行の国際協定とを共存させるとの締約国の意図を認めつつ、次の権利及び義務を確認する。

(a)　全ての締約国が締結している現行の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）との関係においては、当該各締約国が他の締約国に対して有する現行の権利及び義務

(b)　当該各締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している現行の国際協定との関係においては、当該各締約国が当該他の締約国に対して有する現行の権利及び義務

2　締約国がこの協定の規定について当該締約国及び少なくとも一の他の締約国が締結している他の協定の規定と抵触していると認める場合において、当該締約国が要請するときは、当該他の協定を締結している関係する締約国は、相互に満足すべき解決を得るために協議する。この2の規定は、前章（紛争解決）の

規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。（注）

注　この協定の適用上、締約国は、一の協定が物品、サービス、投資又は者に対しこの協定に基づいて与えられる待遇よりも有利な待遇を与えるという事実をもって、この２に規定する抵触が存在することを意味するものではないことに合意する。

第二十・三条　改正後の国際協定又は承継する国際協定

締約国は、この協定において引用されており、若しくはこの協定に組み込まれている国際協定若しくはその規定が改正され、又は当該国際協定が他の国際協定によって承継される場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、この協定を改正する必要があるかどうかについて協議する。

第二十・四条　改正

締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に対して書面により通告した日の後六十日で、又は締約国が合意する他の日に効力を生ずる。

第二十・五条　寄託者

1　この協定及びその改正は、この協定の寄託者として指定されるＡＳＥＡＮ事務局長に寄託する。寄託者は、署名国及び加入する国又は独立の関税地域のそれぞれに対し、この協定の原本の認証謄本及びこの協定の改正の認証謄本を速やかに提供する。

2　寄託者は、署名国及び加入する国又は独立の関税地域のそれぞれに対し、次のものについて速やかに通報し、並びにその日付及び写しを提供する。

(a)　前条（改正）及び第二十・九条（加入）４(b)の規定に基づく通告

(b)　次条（効力発生）の規定に基づく批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c)　第二十・七条（脱退）１の規定に基づく脱退の通告

(d)　第二十・九条（加入）２の規定に基づくこの協定への加入の要請

(e)　第二十・九条（加入）の規定に基づく加入書の寄託

第二十・六条　効力発生

1　この協定は、署名国により、それぞれの関係する国内法上の手続に従って批准され、受諾され、又は承認されなければならない。署名国の批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

２　この協定は、少なくとも六のＡＳＥＡＮの構成国である署名国及び少なくとも三のＡＳＥＡＮの構成国でない署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、批准書、受諾書又は承認書を寄託したこれらの署名国について効力を生ずる。

３　この協定が効力を生じた日の後は、この協定は、２に規定する署名国以外の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託者に寄託した日の後六十日で、当該署名国について効力を生ずる。

第二十・七条　脱退

１　いずれの締約国も、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。

２　いずれかの締約国によるこの協定からの脱退は、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、当該いずれかの締約国が１の規定に基づいて寄託者に対して書面による通告を行った日の後六箇月で効力を生ずる。この協定は、いずれかの締約国が脱退する場合には、残余の締約国について引き続き効力を有する。

第二十・八条　一般的な見直し

1　締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定が締約国が直面する貿易及び投資の問題及び課題について引き続き適切であることを確保するためにこの協定を更新し、及び強化することを目的として、この協定についての一般的な見直しをこの協定が効力を生じた日の後五年を経過した後に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

2　締約国は、この条の規定に従って見直しを行うに当たり、次のことを行う。

(a)　締約国間の貿易及び投資を一層拡大するための方法を検討すること。

(b)　次の事項を考慮すること。

(i)　第十八章（制度に関する規定）の規定に基づいて設置される全ての委員会及び補助機関の活動

(ii)　国際的な場における関連する進展

第二十・九条　加入

1　この協定は、この協定が効力を生じた日の後十八箇月を経過した後、全ての国又は独立の関税地域による加入のために開放しておく。（注）加入は、締約国の同意を条件とし、かつ、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意された条件に従わなければならない。

注　この第一文の規定にかかわらず、この協定は、この協定が効力を生じた日から、原交渉国であるインドによる加入のために開放しておく。

２　国又は独立の関税地域は、寄託者に対して要請を書面により提出することにより、この協定への加入を求めることができる。

３　加入書は、寄託者に寄託する。

４　国又は独立の関税地域は、１の規定に従って合意された条件に従い、次に掲げる日のいずれか遅い日に、この協定の締約国となる。

(a)　当該国又は独立の関税地域が当該条件を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託した日の後六十日目の日

(b)　全ての締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通告した日

５　この条の規定のほか、加入の手順については、ＲＣＥＰ合同委員会が採択する加入のための手続に従って進める。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

英語により原本一通を作成し、二千二十年十一月十五日にブルネイ・ダルサラーム国のバンダルスリブガワン、カンボジアのプノンペン、インドネシアのボゴール、ラオスのビエンチャン、マレーシアのクアラルンプール、ミャンマーのネーピードー、フィリピンのマニラ、シンガポール、タイのバンコク、ベトナムのハノイ、オーストラリアのキャンベラ、中国の北京、日本国の東京、大韓民国のソウル及びニュージーランドのオークランドで署名した。